

平成29年太宰府市議会第1回（1月）臨時会会期日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
1月20日(金)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	提案理由説明・質疑・討論 ・採決

平成29年太宰府市議会第1回（3月）定例会会期日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
2月22日(水)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	提案理由説明
	本会議散会後	予算特別委員会	全員協議会室	
	委員会散会後	自治基本条例特別委員会	全員協議会室	
	委員会散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了後	議員協議会	全員協議会室	
2月23日(木)	議 員 協 議 会 終 了 後	予算審査	議 員 控 室	
	午 前 1 0 時	予算審査	議 員 控 室	
	午 前 1 0 時			2日目分質疑・討論通告締切
	午 後 1 時			一般質問（個人質問）通告締切
2月24日(金)	午 後 1 時			議員予算審査資料要求締切
	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	質疑・討論・採決・委員会付託
	本会議散会後	議会運営委員会	第一委員会室	
2月24日(金)	議会運営委員会終了後	自治基本条例特別委員会	全員協議会室	
2月25日(土)				
2月26日(日)				
2月27日(月)				
2月28日(火)	午 前 1 0 時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	総務文教常任委員会協議会	全員協議会室	
3月2日(木)	午 前 1 0 時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	環境厚生常任委員会協議会	全員協議会室	
3月3日(金)	午 前 1 0 時	建設経済常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会	全員協議会室	
3月4日(土)				
3月5日(日)				
3月6日(月)				
3月7日(火)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
3月8日(水)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問 議員へ予算審査資料配付
3月9日(木)				
3月10日(金)	午 前 1 0 時	予算審査	議 員 控 室	
3月11日(土)				
3月12日(日)				
3月13日(月)	午 前 1 0 時	予算特別委員会	全員協議会室	
3月14日(火)	午 前 1 0 時	予算特別委員会	全員協議会室	
	委員会散会後	指名推選委員会	第一委員会室	
3月15日(水)	午 前 1 0 時			最終日分質疑・討論通告締切

3月16日(木)	午前10時	本会議	議事室	報告・質疑・討論・採決
	本会議閉会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会終了	議員協議会	全員協議会室	

平成29年第1回（1月）臨時会目次

◎ 第1日（1月20日開会）

1. 議事日程	1
2. 出席議員	1
3. 欠席議員	1
4. 会議録署名議員	1
5. 出席説明員	1
6. 出席事務局職員	2
開 会	3
閉 会	17

平成29年第1回（3月）定例会目次

◎ 第1日（2月22日開会）

1. 議事日程	19
2. 出席議員	20
3. 欠席議員	20
4. 会議録署名議員	21
5. 出席説明員	21
6. 出席事務局職員	21
開 会	22
散 会	50

◎ 第2日（2月24日再開）

1. 議事日程	51
2. 出席議員	52
3. 欠席議員	52
4. 出席説明員	52
5. 出席事務局職員	53
再 開	54
散 会	67

◎ 第3日（3月7日再開）

1. 議事日程	69
2. 出席議員	74

3. 欠席議員	74
4. 出席説明員	74
5. 出席事務局職員	75
再開	76
散会	181

◎ 第4日（3月8日再開）

1. 議事日程	183
2. 出席議員	186
3. 欠席議員	187
4. 出席説明員	187
5. 出席事務局職員	187
再開	188
散会	312

◎ 第5日（3月16日再開）

1. 議事日程	313
2. 出席議員	315
3. 欠席議員	315
4. 出席説明員	315
5. 出席事務局職員	315
再開	316
閉会	357

◎ 審議結果

1. 審議結果	359
2. 諸般の報告	364

1 議 事 日 程

[平成29年太宰府市議会第1回（1月）臨時会]

平成29年1月20日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について
日程第4 議案第2号 太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を廃止する条例について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

- | | |
|-------------|----------------|
| 1番 堺 剛 議員 | 2番 舩越隆之 議員 |
| 3番 木村彰人 議員 | 4番 森田正嗣 議員 |
| 5番 有吉重幸 議員 | 6番 入江 寿 議員 |
| 7番 笠利 毅 議員 | 8番 徳永洋介 議員 |
| 9番 宮原伸一 議員 | 10番 上 疆 議員 |
| 11番 神武 綾 議員 | 12番 小 嶋 真由美 議員 |
| 13番 陶山良尚 議員 | 14番 長谷川公成 議員 |
| 15番 藤井雅之 議員 | 16番 門田直樹 議員 |
| 17番 村山弘行 議員 | 18番 橋本 健 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 会議録署名議員

- | | |
|------------|------------|
| 6番 入江 寿 議員 | 7番 笠利 毅 議員 |
|------------|------------|

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

- | | |
|------------------------------|-------------------------------------|
| 市 長 芦 刈 茂 | 副 市 長 富 田 讓 |
| 教 育 長 木 村 甚 治 | 総 務 部 長 石 田 宏 二 |
| 地域健康部長 友 田 浩 | 総 務 部 理 事 兼 公 共 施 設 整 備 課 長 原 口 信 行 |
| 建設経済部長 井 浦 真 須 己 | 市民福祉部長 濱 本 泰 裕 |
| 観光推進担当部長 兼 観 光 経 済 課 長 藤 田 彰 | 教 育 部 長 緒 方 扶 美 |
| 上下水道部長 今 村 巧 児 | 教 育 部 理 事 江 口 尋 信 |
| 総 務 課 長 田 中 縁 | 経 営 企 画 課 長 山 浦 剛 志 |
| 地域づくり課長 藤 井 泰 人 | 市 民 課 長 行 武 佐 江 |
| 都市計画課長 木 村 昌 春 | 社 会 教 育 課 長 中 山 和 彦 |
| 上下水道課長 古 賀 良 平 | 監 査 委 員 事 務 局 長 渡 辺 美 知 子 |

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長 阿部 宏 亮

議事課長 花 田 善 祐

書 記 山 浦 百合子

書 記 高 原 真理子

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名です。

定足数に達しておりますので、平成29年太宰府市議会第1回臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

6番、入江寿議員

7番、笠利毅議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（橋本 健議員） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3と日程第4を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第3、議案第1号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」及び日程第4、議案第2号「太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を廃止する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 皆さん、おはようございます。

本日、平成29年太宰府市議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては大変ご多忙の中、ご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、条例の改廃案件2件のご審議をお願い申し上げますのでございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号及び議案第2号を一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第1号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少が進む中、持続可能な自治体経営を目指すには、自力で財源を確保できる経済活性化の取り組みや、働く世代がいつまでも太宰府市に定住するような仕組みづくりが新たに求められております。また、現在の組織につきましては、平成26年4月1日の機構改革によりまして編成されたものでございますが、これまでも多くの議員の皆様方、市民の方々からも、部、課等の名称がどのような業務をしている部署なのかがわかりにくいというご指摘も受けておりました。このようなことから、行政課題に迅速かつ効果的に対応できるよう、施政方針に掲げておりました市役所改革の一つとして平成29年4月1日に組織機構の改革を実施いたしますことから、条例の改正を行うものでございます。

まず、福祉施策の強化、連携及びわかりやすい組織編成という観点から、平成26年度の機構改革で誕生した地域健康部と市民福祉部を整理、再編し、市民生活部と健康福祉部としております。

また、去る12月議会で提案しました観光文化部につきましては、見直しを行っています。建設経済部にありました観光、商工業、農林業部門を独立させるとともに、国際・交流部門をつなぎ合わせ、さらにさまざまな地域、団体との交流を図ることで観光客のさらなる誘致につなげていくこと、これらを通して市内の新たな産業の育成、活性化につなげていくために、観光経済部を設置することとしております。

なお、これまで市長部局に置いておりました文化につきましては、ルネサンス宣言の実現など太宰府市の特性を生かした文化芸術の推進を社会教育の観点から推進していくため、またスポーツに関する事務につきましても、スポーツが社会教育的側面、学校教育の側面もあることから、同一部局で体系的に進めていくことが将来的にも太宰府市スポーツ振興基本計画に定めていますスポーツライフの創造につながると考えますことから、教育委員会に位置づけることとしております。

その他、観光、商工業、農林業部門が外れた建設経済部につきましては、これまであった上下水道部を統合し、土地利用や市民生活に必要な都市施設を所管する部として、都市整備部として再編しております。

次に、議案第2号「太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を廃止する条例について」ご説明申し上げます。

ただいまの議案第1号でも触れましたように、平成29年4月1日付組織機構改革において、文化に関する事務につきましては、社会教育的な要素もありますことから教育委員会に移管させることとします。同時に、教育とスポーツを有機的に機能させることにより、生き生きとしたスポーツライフの創造を推進していくため、スポーツに関する事務につきましても教育委員会に移管させることから、条例の廃止を行うものでございます。

これらの議案につきましては、私が進める市役所改革の一つとして12月定例会で提案したものを一部修正したものでございます。今回、この時期に臨時会をお願いいたしました理由といたしましては、事務所の再配置やそれに伴う電算システムの修正、新年度すぐに必要となります印刷物の準備等の関係から、この時期がぎりぎりの期限となるということでございます。議員の皆様方には、このような事情をお酌み取りいただき、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

議案第1号及び議案第2号は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

議案第1号について通告があつていますので、これを許可します。

4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 皆さん、おはようございます。

市長のご提案にあつた件で質問させていただきます。

今回、改めて12月議会で否決された件につきまして、もう一度案を出されたということでございますので、私も改めて文言上の問題について気づいたことがありますので、その点で確認をさせていただきたいと思えます。

まず、改正条例のほうの対案でございますけれども、旧の第2の、現行の地域福祉部にありますイの生きがづくり、それからあと3の市民福祉部にございますエの児童福祉に関することという文言に対応する文言が、新しいご提案の条例案では見当たらないということでございます。

もう一点は、市長ご提案のとおり、文化に関することとスポーツに関することが教育委員会

のほうに戻したと言われてはいますが、恐らくその根拠になっておりますのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条に依拠していらっしゃると思います。ただ、第23条は、教育行政、学校、教育に関するものにかかわるスポーツあるいは文化以外のものについて、第23条で初めて市長部局のほうに創設するという文言でございます。したがって、これをもとに戻すとおっしゃることになりますと、もともと教育委員会のほうに一般の文化あるいはスポーツに関する受け皿といいますか、権限規定がなければならぬと思いますけれども、その点、根拠についてお答えください。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ご質問ありがとうございます。改正条例案第2条についてのご質問にお答えいたします。

各部の詳細な事務については、所管する課、係とともに、市長部局にあつては太宰府市職務執行規則、教育委員会にあつては太宰府市教育委員会事務局等組織規則に明記することになっております。詳細については、担当部署から説明させます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 皆さん、おはようございます。

詳細につきましては、私のほうから回答させていただきます。

まず、地域健康部の生きがづくりについてでございますが、この表現につきましては、前回の機構改革時に同部を編成した大きな目的が、市民の皆様が元気で生き生きと暮らせる、またそのような方々が地域活動も積極的に行ってもらうことで地域が元気で生き生きとなるということでした。このようなことから、生きがづくりについては部の所掌事務としてあえて加えていたものでございます。今回、同部を市民福祉部などとともに再編しますことから、この文言につきましては削除をさせていただいておりますが、生きがづくりに関しての事務はなくなるのかというところではなく、何が生きがいかにつきましては個々人さまざまでございますので、例えば文化やスポーツに関しましては教育部、健康づくりや敬老会事業など高齢者支援については健康福祉部で個別に担うということになります。

次に、文化に関すること、スポーツに関することにつきましては、現行は、先ほど森田議員が言われたように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条に基づきまして特例条例を制定して、現在、市長部局のほうに持っていつているというような状況でございます。今回、この事務を教育委員会に戻しますことから、この特例条例を廃止し、文化に関すること、スポーツに関することの文言を削除するものでございます。

なお、この削除した部分に関しましては、今後、太宰府市職務執行規則とともに太宰府市教育委員会事務局等組織規則を一部改正をいたしまして、現在、太宰府市職務執行規則に記載があります文化、スポーツに関する部分をそちらのほうに明記する予定にいたしております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） おはようございます。

第1号議案「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」市長に2点お伺いします。

1点目は、観光文化部から観光経済部へと変更されました。その観光経済部に市長が求められている自力で財源を確保できる経済活性化の具体的な政策について、市長のお考えをお聞かせください。

2点目は、職員の採用計画についてです。住民ニーズの多様化、複雑化や地方分権の進展等に伴い、自治体には地域の実情に合わせ、総合的な対応が求められるようになっていきます。そのため、今後は専門家としての職員が必要だと言われていきます。事務職だけでなく、各分野における専門性を確保する外部職員または内部職員なども含め、総合的な採用計画があるのかをお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ありがとうございます。議員のご質問に回答させていただきます。

1点目の自力で財源を確保する具体的な経済活性化の取り組みについてでございますが、今回の機構改革では、観光行政の推進による経済活性化を主軸に据え、建設経済部から観光部門、産業部門を独立させております。さらに、姉妹都市、友好都市との相互交流を初め、さまざまな地域、団体との交流を推進するとともに、年間200万人を超える外国人観光客にも対応できるようにするために、総務課国際交流係を総務課から分離し、国際・交流課として配置する予定にしております。あわせて、観光行政の一翼を担う産業の振興のため、商工農政係を課として観光経済から独立させて、この3課体制としております。

これは、対外協議が多いこれらの部門で、一定の権限を持つ者を配置しておきたいとの考えからでございます。今後、3課で連携を密にし、現在1課で進めている事業などにつきまして、も策定中の観光推進基本計画に沿ってさらに充実したものとし、これらの取り組みにつきましては市だけではなく、商工会、観光協会、農業委員会、農事組合、JA筑紫、九州国立博物館、高校、大学などオール太宰府で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、職員の採用計画はできているのかについてお答えします。

職員の採用につきましては、毎年の定年退職予定数を把握しておりますので、退職者の補充を前提とし、あわせて社会情勢の変化や国、県の政策的な動向を見ながら採用計画を立てております。詳細については、部長に回答させます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） それでは、職員採用計画の詳細につきましては、私のほうから回答させ

ていただきます。

職員採用に関しましては、社会的、政策的な要因のほかに職員間の年齢構成のバランス等も考慮する必要がございますことから、一時的な大量採用というよりも毎年一定の人数を採用していくことが望ましいと考えております。しかし、社会情勢の変化や国、県の動向を見ながら、人員が必要な分野の情報収集や国、県からの事務移譲、市の重点施策として人員を増強する必要がある場合など、さまざまな要因を考慮いたしまして毎年の採用人数を決定をいたしております。

今回の機構改革における人員配置につきましては、市長が先ほど申し上げましたもののほかには、健康福祉部において新たに貧困対策を業務に位置づけたことや、障がい者支援や児童虐待対策、療育相談の業務量の増加などを見込んだ配置を現在検討いたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） おはようございます。

12月議会で提案された条例改正については、今年度4月に行った機構改革での柱でもあった観光産業部門に厚みを持たせるものであったのではないかと理解いたしまして、賛成をいたしました。しかしながら、最終日12月19日に否決をされて、1月10日に行われました全員協議会の中で今回の提案がされました。実質9日間での提案となっています。この流れに対して、業務を進めていく市職員の皆さんのモチベーション、やる気をそがれてしまうのではないかと懸念をしています。その点について、どのように考えていらっしゃるのか伺います。

また、この提案について組合との話をされたのか、されたのであればどのような議論になったのか伺います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） お答えいたします。

今回の機構改革につきましては、職員からの意見の申し出等を集約し、行政事務改善検討委員会において協議した上で提案したものを庁内で段階を踏んで進めてきたものでございます。再提案につきましては、その一部修正であり、職員の意見は反映しているものと考えております。

次に、再提案の効果でございますが、このたびの機構改革は私が進める市役所改革の一つとして実施するものでございます。先ほどの提案理由の説明の中でも申し上げましたように、現在の機構が市民から見てもどのような部署なのかわかりづらいという声が聞こえますことや、特に福祉に関する行政需要が著しく増大してきていることなどから、これらの課題を解決していくために、ぜひともこの機構改革を実施してまいりたいと考えております。また、今回の機

構改革で、私が考える観光産業を中心とした経済活性化施策を進めていくことにより、税収増などによる自主財源の増加につなげてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 私の質問に対する回答ではなかった、ちょっと後半部分が違ったと思うんですけども、最初に質問しました組合との話し合いはされたのかという点をもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） 今回、12月議会後、真摯に機構を見直し、ご意見いただいた分を総括いたしまして、そして再提案したわけでございます。その中で、期間が短かったこと等ございまして、職員組合等にそういう部分での協議、周知はできなかったというところでございます。ただ、今、市長が申し上げましたとおり、市民の最前線で働く職員でございますので、市民のニーズ等よく存じていると思いますし、そののところも過去吸い上げてきた経過がありますので、今の市長の方針等、十分に伝えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 後半部分の回答についてですけども、再提案された中身については、文化学習課がもともと観光関連部門に入っていたわけですけども、今回、教育部のほうに入ったことで再提案をされています。観光部門から教育部にかわるということでは、質的に連携が変わるのではないかというふうにも思いますし、市長が最初に考えてあった観光と文化を連携させるという意味では、中央公民館、それから図書館での資料、それからイベント等含めて観光政策を進めていくというふうな考え方ではなかったのかなというふうに思いますけれども、これを教育部門に戻すことによって質が変わるというふうには私は思っているんですけども、その点についてももう一度回答をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） 私のほうから回答させていただきます。

組織の中で教育部局のほうと市長部局のほうと分かれておりますけれども、全体を統括いたしますのは市長でございまして、今回、教育委員会のあり方等も総合教育会議ということで市長が中に入って、そして教育の部分も運営していくというところがございまして、部局が変わりました段階で考え方が変わるというようなことはないと思っております。今回、提案しておりますように、ルネサンス宣言等の実現、そういうものを今回は教育部局のほうでやっていくということで、何ら教育部と市長部局の考えの立場といたしますか、そういうものはないというふうに思っております。一体となって進めていきたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 次に、13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 観光経済部の国際・交流課について2点質問させていただきます。

先ほどの市長の提案理由説明でも全く説明がございませんでしたけれども、観光部局に国際・交流課を配置することには大変違和感があるところがございますけれども、その配置した根拠、職務内容、また予定される人員数、そして国際・交流課を配置することによるメリットは何か伺います。

それと、2点目でございますけれども、国際・交流係を観光部局に移動させて国際・交流課に格上げする根拠は何か伺います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） お答えいたします。

観光経済部に国際・交流課を配置する根拠につきましては、古代の西の都、太宰府として一昨年日本遺産に認定され、内外に発信し、さまざまな国内、国際的な地域、団体との交流を図ることで観光客のさらなる誘致につなげていきたいと考えております。これらを通して、市内の新たな産業の育成、活性化につながる相乗効果を期待しております。また、さまざまな団体や地域市内大学の留学生の人材活用なども視野に入れながら、国際観光都市太宰府を目指し、事業に取り組んでまいりたいと考えております。このようなことから、本市の重点施策として内外に示すとともに、対外的な調整の効率化、交流事業や誘客対策の円滑な推進を図ってまいり所存でございます。また、人員につきましては、人員配置ヒアリングを行いながら、現在、新しい機構に向けた配置案の調整を行っている段階でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問、漏れていますね。

（13番陶山良尚議員「国際・交流課に格上げする根拠」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） 課に格上げした根拠を回答くださいということです。

副市長。

○副市長（富田 譲） ご回答申し上げます。

今、市長の中に、その中で回答したつもりでございますけれども、国際・交流課ということは、一つは交流のほうで友好都市、多賀城市、奈良市、それから中津市、それと海外的には扶餘郡というようところで交流を深めておりますけれども、そこをさらに今後発展させていくというところで、対外的なそういう部門での格上げすることによって部長、課長、そういう分の渉外の位置づけというのが必要になってまいりますので、そういう部分を見込んで、未知数のところがございまして、将来を見込んで、そういうところを課にして国際交流を発展させていくというところでご理解できないでしょうか。そういうところでございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問ありますか。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 議案第1号についてお尋ねします。

その前に、本臨時会は急遽催されるんですが、通告がおかしい。そもそも1日の会期、そして委員会付託を省略すること自体も、市民の納得というか、ご理解が得られないのではないかなと思うんですが、何より市長の提案の理由を聞かないと事前通告なんかできないわけですから、私は出してはおりますけれども、その他になってしまうのが非常に疑問がある。

その上で、今回、12月議会における機構改革案の説明については、市長のお話を聞いても何をやろうとしているのかさっぱりわからず、抽象的な美辞麗句を並べているとしか感じませんでした。先ほど、再提案の理由を伺いましたが、前回と全く同じ思いであります。市民にとって、太宰府市はなぜ観光振興を重点施策とするのか、太宰府市の観光振興は何をやるのか、またその組織は何をやるのか等が大事であり、その基本方針がはっきりしない議論も不十分な機構改革は、貴重な税金を使った単なる政策PRであり、前回、議会がこれを否決したことは当然であると考えます。

また、既に示されている組織編成案では、条例案に掲げる分掌事務が適正かつ効率的に行われるとは到底考えられませんし、前回からの修正も議長が指摘された1点のみで、多くの議員が疑問を投げかけ、提案を繰り返してきた内容については全く対応されていません。12月議会から年末年始を挟み1カ月しかたないこの時期に、ほとんど同じ内容を再提案されたわけですが、改めて、この機構改革に係る全費用は幾らか、新部署の設置による人件費の増はどれぐらいになるのかお答えください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 機構改革の趣旨につきましては、大きく、私、12月議会、この1月の議案の提案の中でも説明いたしましたように、市民にとって、あるいは市役所にとって、わかりやすい福祉の部門の柱を立てたということが一つでございます。2つ目、今まで、やはり太宰府は何といってもこれだけの方が来てくださっている観光の町でございます。市長になったときから……。

（16番門田直樹議員「費用を聞いているんであって、そういうことは聞いていません」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） 質問に対して回答を的確に……。

○市長（芦刈 茂） いや、何も変わっていないじゃないかと言われることに対して回答しているわけです。何も変わっていないじゃないかということをおっしゃったので、進行させていただきます。

ですから、福祉についての大きな柱を立てるといって、観光という大きな柱を立てるといって今までと大きな違いであります。これはご理解いただきたいというふうに考えておる次第でございます。

次に、具体的なご質問いただきました機構改革に係る費用についてご回答申し上げます。

機構改革に伴い、まず電算関係の費用として約100万円、庁舎内の設備及び改修費用として

約300万円、計約400万円を予定しております。また、人件費につきましては、市全体の機構再編であり、部署間の増減も伴いますことから、新部署の設置による人件費の増の算出は出しづらいたところではありますが、全体の職員数は増となる予定でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問ありますか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） お答えになっていないと思うけれども、金額を確認しただけで、その金額の是非についてここで議論するわけじゃありません、質疑ですから。これに関しては今後の議会の中でしっかり見ていきたいのですが、3月にはまず当初予算がある、その後も補正等があると思います。それらの内容を今以上にしっかり見ていきたいと思うし、そしてまたその執行についてもしっかりと議会は見ていくということを述べて、この件に関しては終わります。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第2号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） では、これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第1号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 第1号議案「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」賛成の立場で討論に参加します。

市長が、12月議会提案説明で、高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少の進む中、持続可能な自治体経営を目指すには、自力で財源を確保できる経済活性化の取り組みや、働く世代がいつまでも太宰府市に安住するような仕組みづくりが求められています、これらの行政改革に迅速かつ効果的に対応できるよう組織機構の改革を実施すると述べられた基本的な考え方には、私も同意見です。

これからの太宰府市を考えたとき、私は、高齢者支援、子育て支援の充実が最も重要な課題だと考えています。今回の事務分掌条例の改正では、市民福祉部を市民生活部と健康福祉部に分け、保育児童課を2係に増やし、子育て支援センターと保育児童課が同じ部になったことで高齢者支援、子育て支援の充実につながり、また迅速かつ効果的に対応ができる組織機構の改革になることを期待し、賛成討論とします。

○議長（橋本 健議員） 次に、13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 議案第1号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」

は、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回、再提案された内容について、観光部局から文化学習課が外れた点はよしといたしましても、国際・交流課が残ったことには違和感がございます。観光と国際交流は異質なものと私は考えており、観光部にはなじまない。それよりも、以前から言っておりますが、観光課の係を増やす、例えば1課2係にして職務内容の精査、職員の増員を図るほうが先ではないかと考えております。そして、国際・交流課を配置する上での市長の観光戦略、国際・交流課の果たす役割が明確でない上に、国際・交流係を課に格上げすることも疑問であります。

また、先日の全員協議会において、市長から機構改革全般について、特に12月議会で争点となった観光部局の変更点については、観光文化部から観光経済部に名称を変更したということだけで具体的な変更理由、説明もなく、まさに議会对策として指摘があった文化学習課を外し、部の名称を変更すれば議会を通してもらえるという安易な考えがあったのではないかと私は感じ取れましたし、12月議会で議会が否決したことをどこまで重く受けとめてあるのか疑問に思うところでございます。

今回の機構改革案については、4月の機構改革に向けて既に動いている部分もありますので、行政組織全体のことを考えると簡単には反対できませんが、国際・交流課のあり方、また市長の考えについては納得できない面もありますので、今後、この体制で市長がどのように観光戦略を考え、進めていくのかしっかりと注視していきたいと考えており、今回の機構改革は市長が言う市役所改革の一つでもありますので、この機構改革にふさわしい政策を行っていただくこととあわせて、市長におかれましてはご自身で提案された政策については最後まで責任を持って進めていただき、市のトップとしての職責をしっかりと果たしていただくことを要望というよりもご指摘をさせていただきます。今回の案件については、苦渋の決断ではございませんけれども、賛成をいたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、反対討論はありますか。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 議案第1号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」反対の立場で討論いたします。

今年度の4月から、副市長、教育長も入った改善委員会や課長、係長出席の検討委員会などが重ねられ、熟慮した上での12月議会での提案だったと理解しております。今回、今議会での今までの回答について、市長の観光によって活性化を行うという熱い思いは十分に理解をいたしました。質疑でも申し上げましたが、短期間での再提案は、職員の皆さんとの理解が十分だったとは思えません。また、市長の来年度以降の市政についても疑問を持たざるを得ません。よって、今回の議案については、同会派の藤井雅之議員とともに反対といたします。

最後に、芦刈市長におきましては、副市長も先ほど言われましたけれども、ともに施策を進めていく最前線で働く職員との連携、信頼関係をしっかりとつくっていただき、市民の皆さんの生活を守る立場での市政を進めていくことをお願いいたしまして、私の討論とさせていただきます。

できます。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありませんか。

12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 議案第1号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」、条例の改正については賛成の立場でございますけれども、提案理由の組織改革については、これまで一般質問でも時間をかけ議論をいたしましたので割愛をいたしますが、再提案についても納得のいくものではございません。

市長は、頻繁に改革という言葉が使われています。市役所改革であったり、組織改革であったり、行財政改革であったりと、市長は改革という言葉が発するのであれば、執行権者としてまちづくりの方向性を見定め、覚悟と展望を持った上で発するべきです。福祉部局を強化する質の高い市役所サービス、開かれた市役所となるため、もっともっと熟考すべきものです。職員の能力と意欲を向上させるとともに、その能力を十分に発揮できる組織づくりを進めていくべきです。条例を改正しても所管内の再考はできるわけですから、今、多くの議員が求めております国際・交流課の昇格についてはしっかりと熟考するべきだと考えます。このことを強く申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、反対討論はありませんか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） この件も先ほどと一緒にすけれども、通常のだ例会でいえば、初日に提案の理由を説明いただき、そして2日目にそれに対する質疑を行うと。そして、最終日に、それらの議論を踏まえて表決に対するそれぞれの討論という形で考えを述べるということですが、今日のように1日でやって、討論についても事前通告できるはずがないんですね。そのことは1つ申し上げておきます。

議案第1号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」反対の立場で討論します。

前回の12月議会、また先ほどの質疑でも申しましたが、一般質問等において複数の議員から示された疑義や提案に対し、市長からは全くと言っていいほど具体的な、あるいは真摯な回答はいただけず、大きな不安を覚えます。

反対の理由としては、既に示されている組織編成案では、専門性が高い分野について係すら置かれず、条例案に掲げる分掌事務が適正に行われるか疑問であること、新設される部については無理やりとも思える課の組み合わせ、また1課1係で効率的な事務が行われるのか、課に昇格したものについても、その是非や所属は適正であるかなど、多くの疑問があります。そして、そもそも前回否決された議案を年末年始を挟んで、たった1カ月で議論の余地もなく進めようとする姿勢は全くの議会軽視であり、この条例が可決され、実施されれば市政に混乱が生じ、それは市民の不利益につながると考えます。

以上により、この議案には反対します。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありませんか。

1 番堺剛議員。

○1 番（堺 剛議員） 私のほうからは、議案第1号について賛成の立場から討論させていただきます。

平成29年4月1日から実施する機構改革に対し、じくじたる思いであります。機構改革とは本来、市民サービスを実施する組織体系であることから、利用者本位の機構であらねばならないと思います。今回の改革案で評価するところは、市民から見てもわかりづらかった地域健康部を解体して本来のわかりやすい所管配置に戻すことは、市民利益であると思います。しかしながら、機構改革で重視しなければならないことは、本市の主要な課題に対応した機構であるのかという点です。市民サービスを重視しているとは言いがたいと思います。

また、今回の機構改革は市政として手順がたがえているのではないのでしょうか。まずは、市役所改革について、市長のリーダーシップを具体的に市民へお示しをしてからだと思えます。

3月議会で、市長から今後の本市を展望できる施政方針を期待して、賛成とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 次に、反対討論はありませんか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 通告はしておりませんが、反対の立場で討論いたします。

機構改革の必然性に関しては、今何をすべきかという観点と、今後長い目で見てどのようにしていくかと、2つの観点が必要かと思えます。今することに関して言えば、大きくは福祉に関するわかりやすさということであろうかと思えます。その点については納得いたします。

考え方、長期的なビジョンに関してですが、最も大きなものは、芦刈市長が年来主張されている観光と文化のあり方にかかわることだと思います。その点については、12月議会で、先ほどから争点になったというような言い方もありますが、12月議会の記録を見る限り、総務文教委員会ではさしたる議論はその点についてはなく、かつ、討論の場ではありましたけれども、委員長報告に対する質疑もなく、内容的に文化が観光と一つになっていることについての疑問というのが公式の場で議論されたとは私は考えておりません。したがって、提案した側の責任としても、その点についてなぜかということを確認した上で再提案というのが私は筋だと思います。12月に賛成した者として、その点について非常に疑問を感じる。

個人的には、観光と文化を一つにまとめることについて言えば、人との交流という観点で統一的に把握することができるかと考えており、それは先ほど市長もおっしゃられたように、太宰府市が日本遺産に認定されたストーリーというものにも通じるものであると思います。また、文化というものが歴史的に見てもそのような性格を持ってこそ、国と国であるとか地域と地域との、仲むつまじいといえますか、そういうものを育んできたものだと考えます。その点からするならば、今回、文化というものを市長部局から教育部局に戻したということについて言えば、古

典型的な考え方でわかりやすいと言えればわかりやすいかもしれませんが、これからの時代に求められる新しい発想、新しい仕事の仕方を市役所としてやっていくに当たっては後退的であると私は考えます。3つのCのうちのチャレンジですか、の部分がおろそかになるのではないかと、いうことを懸念しております。

以上をもって反対討論とします。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありますか。

3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 賛成の立場で討論いたします。

12月定例会での提案でも感じたことですが、今臨時会で提案された機構改革案についても、所掌事務の振り分け方の範疇ではないかと考えます。しかしながら、私が一番重要と考えるのは部同士の連携、部内、各課同士の連携であり、市役所組織全体の横断的な連携だと考えております。残念ながら、今回の機構改革にはそのような部署機構は設けられないわけですが、芦刈市長が提唱するオール太宰府体制の実現には、何より市役所組織の横断的な連携を重視すべきであると考えます。そこで、組織の振り分け方の内容云々はさておき、この組織をいかに横断的に連携、機能させられるかというところに注目すべきと考えた次第です。

以上をもちまして私の賛成討論といたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、反対討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成13名、反対4名 午前10時51分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第2号「太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を廃止する条例について」討論を行います。

討論はありますか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 議案第2号につきましては、先ほど会派といたしましては議案第1号につきまして反対をいたしました。が、議会として可決という意思が示されました。関連する内容でありますので、議会の可決を尊重いたしまして、議案第2号につきましては賛成を表明いたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。
採決を行います。
議案第2号を原案可決することに賛成の方は起立願います。
（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。
〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時52分〉
~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了しました。  
お諮りします。  
本臨時会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するもの  
につきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思いま  
す。これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。  
したがって、本臨時会において議決されました案件整理について、これを議長に委任するこ  
とに決定しました。  
これをもちまして平成29年太宰府市議会第1回臨時会を閉会したいと思います。これにご  
異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。  
したがって、平成29年太宰府市議会第1回臨時会を閉会いたします。  
閉会 午前10時53分  
~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成29年5月18日

太宰府市議会議長 橋 本 健

会議録署名議員 入 江 寿

会議録署名議員 笠 利 毅

1 議 事 日 程（初日）

〔平成29年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

平成29年2月22日

午前10時開議

於 議 事 室

- | | |
|--------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 施政方針 |
| 日程第5 諮問第1号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第6 諮問第2号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第7 議案第3号 | 太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第8 議案第4号 | 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第9 議案第5号 | 中央公民館空調設備改修工事請負契約の締結について |
| 日程第10 議案第6号 | 財産の取得（史跡地）について |
| 日程第11 議案第7号 | 水城館の指定管理者の指定について |
| 日程第12 議案第8号 | 太宰府市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第13 議案第9号 | 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 議案第10号 | 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 議案第11号 | 太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 議案第12号 | 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第17 議案第13号 | 太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について |
| 日程第18 議案第14号 | 太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について |
| 日程第19 議案第15号 | 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について |
| 日程第20 議案第16号 | 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第21 議案第17号 | 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第22 議案第18号 | 太宰府市総合運動公園整備事業基金条例を廃止する条例について |
| 日程第23 議案第19号 | 筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例を廃止する条例について |
| 日程第24 議案第20号 | 太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業 |

の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第25 議案第21号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 発議第1号 特別委員会（自治基本条例特別委員会）の設置について
- 日程第27 議案第22号 太宰府市自治基本条例の制定について
- 日程第28 議案第23号 太宰府市スポーツ振興事務所条例の制定について
- 日程第29 議案第24号 太宰府都市計画太宰府市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第25号 太宰府市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第26号 太宰府都市計画門前町特別用途地区条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第27号 太宰府市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第28号 太宰府都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第29号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第35 議案第30号 平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第36 議案第31号 平成28年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第37 議案第32号 平成29年度太宰府市一般会計予算について
- 日程第38 議案第33号 平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第39 議案第34号 平成29年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第40 議案第35号 平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について
- 日程第41 議案第36号 平成29年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第42 議案第37号 平成29年度太宰府市水道事業会計予算について
- 日程第43 議案第38号 平成29年度太宰府市下水道事業会計予算について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

| | | | | | | | |
|-----|----|----|----|-----|-----|-----|----|
| 1番 | 堺 | 剛 | 議員 | 2番 | 船越 | 隆之 | 議員 |
| 3番 | 木村 | 彰人 | 議員 | 4番 | 森田 | 正嗣 | 議員 |
| 5番 | 有吉 | 重幸 | 議員 | 6番 | 入江 | 寿 | 議員 |
| 7番 | 笠利 | 毅 | 議員 | 8番 | 徳永 | 洋介 | 議員 |
| 9番 | 宮原 | 伸一 | 議員 | 10番 | 上 | 疆 | 議員 |
| 11番 | 神武 | 綾 | 議員 | 12番 | 小畠 | 真由美 | 議員 |
| 13番 | 陶山 | 良尚 | 議員 | 14番 | 長谷川 | 公成 | 議員 |
| 15番 | 藤井 | 雅之 | 議員 | 16番 | 門田 | 直樹 | 議員 |
| 17番 | 村山 | 弘行 | 議員 | 18番 | 橋本 | 健 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 会議録署名議員

8番 徳永洋介 議員

9番 宮原伸一 議員

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

| | | | |
|---------------------|--------|--------------------|-------|
| 市長 | 芦刈 茂 | 副市長 | 富田 譲 |
| 教育長 | 木村 甚治 | 総務部長 | 石田 宏二 |
| 地域健康部長 | 友田 浩 | 総務部理事
兼公共施設整備課長 | 原口 信行 |
| 建設経済部長 | 井浦 真須己 | 市民福祉部長 | 濱本 泰裕 |
| 観光推進担当部長
兼観光経済課長 | 藤田 彰 | 教育部長 | 緒方 扶美 |
| 上下水道部長 | 今村 巧児 | 教育部理事 | 江口 尋信 |
| 総務課長 | 田中 縁 | 経営企画課長 | 山浦 剛志 |
| 管財課長 | 寺崎 嘉典 | 地域づくり課長 | 藤井 泰人 |
| 市民課長 | 行武 佐江 | 都市計画課長 | 木村 昌春 |
| 社会教育課長 | 中山 和彦 | 上下水道課長 | 古賀 良平 |
| 監査委員事務局長 | 渡辺 美知子 | | |

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

| | | | |
|--------|--------|------|--------|
| 議会事務局長 | 阿部 宏亮 | 議事課長 | 花田 善祐 |
| 書記 | 山浦 百合子 | 書記 | 高原 真理子 |

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名です。

定足数に達しておりますので、平成29年太宰府市議会第1回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

8番、徳永洋介議員

9番、宮原伸一議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（橋本 健議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの23日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力お願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（橋本 健議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思っております。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 施政方針

○議長（橋本 健議員） 日程第4、「施政方針」に入ります。

市長の施政方針を受けることにします。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成29年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変ご多用な中をご参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

この定例会は、平成29年度の市政の根幹となります予算案を初め主要施策並びに条例案をご審議いただく重要な議会でございます。

議案提案に先立ちまして、今後の市政運営に臨む私の所信の一端をご説明申し上げ、市民の皆様や議員各位のご理解とご支援を心からお願い申し上げる次第でございます。

まず、ご報告いたします。

昨年4月14日、16日に「平成28年熊本地震」が発生しました。地震直後から筑紫野太宰府消防本部より救急車、支援車が出動し、支援活動が行われました。本市からも市民の皆様へ支援物資、義援金を募り、集まった物資については熊本県菊池市、熊本市、八代市に、義援金につきましては赤十字を通じて熊本に届けております。また、熊本市へ上下水道部給水車を延べ12日走らせ、給水活動を行い、家屋の倒壊への認定活動には、8日、延べ9人の派遣を行ったところです。

熊本県下、各市・町長様からは感謝の言葉をいただいておりますが、本市においても今回の災害を教訓とするだけでなく、市民の皆様が安心して暮らせるよう、災害に対し迅速・的確に対応できる体制の整備を図ってまいりたいと思いますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

また、昨年は本市にとって3つの明るい話題がありました。

1つ目は、昨年9月18日、リオデジャネイロ・パラリンピックで、市内在住の道下美里さんが銀メダルをとられたことです。壮行会で語られた「可能性は無限大である」という言葉を胸に、見事銀メダルを獲得された道下さんの栄誉をたたえ、市長特別表彰を贈り、講演を行っていただきました。

2つ目は、福岡県から初のノーベル賞を、大隅良典東京工業大学栄誉教授が受賞されたことです。その授賞式で大隅先生は、「科学を文化の基礎に」と言われています。

また、教授の祖父に当たる長沼賢海さんは、九州大学国史学科初代教授であり、太宰府にお住まいでした。明治100年の年、昭和43（1968）年に太宰府天満宮文化研究所から「邪馬台日本の開国と太宰府の始終」を出版されており、邪馬台国から現代までを見通す古典として必読の書であります。

3つ目は、太宰府高校1年生のチャン・ユンさんが、文部科学省の英作文1年の部で最優秀賞を受賞されたことです。大連から学院院中学校へ転校してきた彼女が運動会のリーダーとし

て取り組んだ経験を、英作文「What Makes me Confident」（何が私に自信をつけてくれたか）にまとめられました。国際交流都市太宰府にふさわしい次の時代を担う人が太宰府に育っていることを、うれしく思います。

以上3つの出来事は、太宰府市民として誇りに思いますし、スポーツ、科学、国際交流の分野で大きな希望として捉えております。

次に、公約で掲げておりました項目について、本年度の報告をいたします。

まち・ひと・しごと創生法に基づき、雇用の創出や地域活性化につなげるために策定した太宰府市総合戦略を具体化し、「住民の創業支援」を図るため、商工会で実施している創業塾と連携し「創業塾応援事業」を実施しました。筑紫野市及び両市商工会、日本経済大学と共同で、女性・若者向け創業意欲喚起セミナー及びワークショップを実施したほか、店舗探し支援に向けた空き家調査、所有者への意向調査及び観光客の行動調査を実施いたしました。本年度の「創業塾」へは、起業を目指す28人の方が定員を超えて参加されたとのことで、この中から市域内での創業をなし遂げる経営者を支援してまいります。

次に、「文化・スポーツの活性化」についてでございます。

昨年11月3日には、とびうめアリーナ（太宰府市総合体育館）が開館しました。1階には柔道場、剣道場、卓球場、軽スポーツ室を備え、2階には約1,650㎡のアリーナを構える中規模の体育複合施設です。早速、プロバスケットボールの競技や、次代を担う卓球選手の合宿の場として利用されています。このとびうめアリーナを体育・スポーツへの活用はもとより、文化、防災、福祉、地域コミュニティの拠点として活用を図ってまいります。

また、一昨年、太宰府市は日本遺産の認定を全国に先駆けいただきました。「古代日本の『西の都』～東アジアとの交流拠点」として、19カ所を含むドラマが認定されたのです。平成26年、平成27年は水城・大野城築造1,350年でした。その活動の取り組みが日本遺産の認定につながりました。日本遺産「古代日本の『西の都』」を活用した観光振興に努めてまいります。1,350年以上前から、太宰府市は国際交流都市でした。21世紀初頭の現在、私たちは日本の太宰府市から、アジア、世界の太宰府市を目指します。

さらに、今年1月には、姉妹都市扶餘郡「百濟歴史遺跡地区」ユネスコ世界遺産登録1周年記念行事として、初代の太宰府市の国際交流員を務め、現在、韓国圓光大学校師範大学で歴史教科教授として活躍中の李タウン氏に来ていただき、「百濟の世界遺産を語る」と題し、公州、扶餘、益山に広がる「百濟歴史遺跡地区」について講演いただきました。これまで耳にしたことのない内容が含まれた講話であり、遠く百濟王朝の時代から、日本、そして太宰府とのつながりを再確認することができました。

次に、本年度中には「第2次太宰府市都市計画マスタープラン」「第3次太宰府市地域福祉計画」「第4次太宰府市障がい者プラン」「特別史跡大宰府跡保存活用計画」「公共施設等総合管理計画」の策定を完了いたします。必要なものについては、パブリックコメントの期間中に市民説明会を行ってまいりました。

また、44自治会での「市民と語る会」は昨年4月より始め、残り1カ所となったところでございます。地域独自の固有の課題や交通、買い物、道路の問題など、数多くのご意見をいただいたところですので。いただいた貴重なご意見は、今後の市政に反映させてまいり所存でございます。すぐできることは実行し、時間がかかることは、別途報告させていただきます。とりわけ生活道路の側溝のふた設置については、最優先で取り組んでまいります。

その他、改革力の強化と職員の意識改革を目的に、「行政サービスの充実」を図るため、太宰府市事務事業外部評価委員会を設置し、昨年8月から11月までの4回の委員会を行い、全10事務事業に対する外部評価をいただきました。いただいた意見を参考に今後の方針を定め、ホームページにも公表してまいります。

おかげをもちまして、公約でお約束いたしました項目については、着実に取り組みを進め、その成果があらわれているところです。

次に平成29年度についてです。

私が市民の皆様から市長の負託を受けまして、はや2年が経過しようとしております。基本的な姿勢として、「スピードある改革・発信・育成」をテーマに、実行・実現してまいります。

「第五次太宰府市総合計画」の基本構想で示されているまちづくりの理念の「協働のまちづくり」については、市民との協働のまちづくり、コミュニティづくりを進めるために、「(仮称)太宰府市まちづくり協議会」結成を目標に、平成29年度から取り組みます。

また、子育て、障がい、高齢などのさまざまな福祉施策と健康づくりや地域活動を有機的に機能させ、市民、事業者、行政が一体となった「総合福祉」としての取り組みを進めてまいります。

次に、渋滞対策、観光政策、経済政策等の総合的かつ集中的な推進を図るため、「国家戦略特区」指定を国、県に働きかけ、規制緩和等を通じて産業の活性化を図ってまいります。

また、「明日の日本を支える観光ビジョン」に沿って、本市の豊富で多様な観光資源の魅力をさらに高めてまいります。その施策の一つとして考えておりますのが、九州国立博物館における夜間開館の実施への支援でございます。今後さらに市といたしましても、九州国立博物館、太宰府天満宮、参道、観光協会と連携を図ってまいります。

その他、市長公約にしておりました「中学校完全給食の実現」は、昨年12月議会におきまして、デリバリー方式で平成30年度中に実現する方針を発表しました。今後、提供方式の詳細や施設の整備、注文の仕方や給食費、各学校における給食当番制などについて取りまとめ、市の校長会や各学校のPTA総会、新入生説明会、学校運営協議会などの機会を捉えて、教職員や保護者、地域の方々を対象とした説明会を実施するなど、実現に向けての取り組みを進めます。

平成23年より取り組んできました「太宰府市自治基本条例」につきましては、市民を主体とした自治を推進し、市民福祉の向上を図るためのまちづくりの基本となる考え方や、市民、議

会、行政それぞれの役割、市民参画の仕組みなどの自治のルールを定めるため、これまで条例制定に向けて会議を積み重ね、本議会に上程いたしました。どうぞご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。なお、制定後は、条例が市民一人一人に理解され、この条例の意義を実感できるよう広報普及を行ってまいります。

本年度より「市役所改革元年」として、「職員の意識改革、研修への参加」「機構改革」「外郭団体の改革」を取り組み始めました。市民のための市役所になっているのか、全体の奉仕者として公正で効率的な行政サービスを実行できているのかを課題とし、市民のために目の前の仕事を未来を見据えながら取り組んでまいります。

機構改革については、本年1月臨時議会でご承認いただいた内容、すなわちわかりやすい福祉の柱と、観光と経済の連携したダイナミックな柱を立ててまいります。平成29年度はさらに職員の意識改革、研修参加の機会を増やし、内容を充実します。また、外郭団体にも外部評価委員会で指摘されています、独自の収益性の向上とP D C Aサイクルの点検を進めてまいります。

昨年12月に、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。本市では、これまでも人権尊重の視点に立った総合的な人権行政を進めてまいりました。今後も国の動向を注視しながら、相談体制の充実や人権教育・啓発の充実等に努めてまいります。

それでは、平成29年度における市政運営の重点施策及び主要施策につきまして、「公約」に掲げました皆様とのお約束を含めたところで、「第五次総合計画」の施策に沿って概要をご説明申し上げます。

第1の柱「健やかでやすらぎのある福祉のまちづくり」からであります。

まず、「子育て支援の推進」についてであります。

「子育て家庭への支援」につきましては、今年4月1日に実施する機構改革で、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援を提供する、子育て世代包括支援センターの機能を持つ仕組みづくりに取り組めます。

また、一時的に生活援助が必要なひとり親家庭に家庭生活支援員を派遣し、日常生活の支援を行う「ひとり親家庭等日常生活支援事業」をスタートさせるとともに、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策について調査・研究を進めてまいります。

「児童虐待の防止」につきましては、子育て支援センターに家庭児童相談室を移設し、専門職を中心としてチームで対応できる体制を整え、児童虐待の早期発見、防止に努めます。

「保育サービスの充実」につきましては、昨年度に引き続き、待機児童の解消のため保育所の定員増等に取り組んでまいります。特に入所希望の多い3歳未満児の入所を確保するため、3歳未満児の保育を行う小規模保育施設の運営事業者を1カ所募集いたします。

次に、「高齢者福祉の推進」についてであります。

「在宅生活支援の充実」につきましては、介護保険課から名称変更します高齢者支援課にお

いて、引き続きひとり暮らしの高齢者等に対する緊急通報装置の給付や、配食サービスの際に行う安否確認、認知症サポーター養成講座の開催等を通じて、高齢者見守り支援の充実を図ってまいります。

「地域包括ケアシステムの構築」につきましては、高齢化率のさらなる上昇、対象者の増加に対応するため、地域包括支援センターの複数設置等について、地域包括支援センター運営協議会における審議結果を参考にしつつ、平成29年度に策定する高齢者支援計画の中で方針を固めてまいります。

次に、「障がい福祉の推進」についてであります。

障がいを理由とする不当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供を禁止した「障害者差別解消法」が昨年4月に施行されるなど、近年の障がい者を取り巻く状況の変化に対応するため、障がいの有無や程度、年齢、性別などに関係なく、「みんなで支え合い、ともに暮らせる人権と福祉のまちづくり」の実現に向けて、本年度中に策定する第4次障がい者プランに基づき、障がい福祉の充実を図ってまいります。

中でも、「相談体制等の充実」につきましては、関係部署との連携を図りやすくするよう、元気づくり課に子ども発達相談係を新設し、発達に支援が必要な子ども及びその保護者に対し、相談事業を通じて育児に対する支援とともに、発達の特性の早期発見・早期支援の充実を図ってまいります。

次に、「地域福祉の推進」についてであります。

「地域福祉活動の推進」につきましては、近年、家族規模が縮小し、家族で支え合う機能が弱くなっており、加えて一人一人の生活のあり方が多様になり、地域での人同士のつながりが希薄になっています。さらに、人々の福祉ニーズが多様化・複雑化している状況の中、「みんなで支え合い、いきいきと暮らし続けることができる福祉のまちづくり」～支え合う一人ひとりが主人公～を基本理念とする、本年度中に策定する第3次太宰府市地域福祉計画に基づき、地域でともに暮らす人々がお互いに支え合い、助け合いながら、住みなれた地域で安心して暮らしていけるまちを目指してまいります。

次に、「生涯健康づくりの推進」についてであります。

市民一人一人が心身ともに健やかに、生き生きとした元気な生活が送れるよう、「健康づくりの推進」「親と子の健康支援」「病気の予防」の取り組みにより、生涯を通じた健康づくりを進めてまいります。

まず、「健康づくりの推進」につきましては、健康増進に取り組む市民を応援する元気づくりポイント事業や、地域ぐるみで健康づくりを行う校区自治協議会ごとに開催される健康フェスタの支援を実施してまいります。

次に、「親と子の健康支援」につきましては、妊婦健診、乳幼児健診、赤ちゃん訪問などを実施し、親子が健康に安心して生活できるよう支援してまいります。

また、「病気の予防」につきましては、予防接種、健康診査、がん検診、保健・栄養指導な

どによる病気の予防など、各種事業内容の充実や健（検）診を受診しやすい体制の整備を図り、市民の健康増進につながる取り組みを実施してまいります。

次に、「社会保障の適正な運営」についてであります。

「国民健康保険の健全な運営」につきましては、平成30年度から都道府県と市町村の共同運営となりますことから、制度改正に向けて遺漏のないよう対応し、国民皆保険の根幹でもあります国民健康保険の適正な運営に引き続き努めてまいります。

「生活困窮者の自立支援」につきましては、生活支援課を新たに設置するとともに、生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の生活困窮者に対し、相談体制の充実や、自立のための支援を図ってまいります。

次に、第2の柱「安全で安心して暮らせるまちづくり」であります。

まず、「防災・消防体制の整備充実」についてであります。

「防災体制の整備充実」につきましては、平成26年6月に発行していますハザードマップに災害想定箇所の追加や修正を加え、冊子形式への変更による啓発面等の充実を図り、改定いたします。

また、災害時に庁舎等が被災し、職員などの資源制約下であっても災害対応を適切に行うため、平成29年度の早いうちに業務継続計画を策定することといたします。

さらに、国土強靱化地域計画策定につきましては、策定ガイドラインに沿いながら、まずは計画に向けての当市における強靱化の目標設定や、想定される大規模自然災害を検討してまいります。

次に、「防犯・暴力追放運動の推進」についてであります。

「防犯体制の整備充実」につきましては、近年、自治会の皆様の防犯パトロールの取り組みや登下校時の見守り活動などによりまして、刑法犯認知件数は減少いたしておりますが、さらなる犯罪の抑止、減少を目的としまして、地域見守りカメラを平成29年度も新たに1カ所増設いたします。これにより、設置箇所は13カ所となります。

また、にせ電話詐欺等の被害者の多くが高齢者であることから、警察署と協力して、さらなる注意喚起を行ってまいります。

次に、「安全な消費生活の推進」についてであります。

「消費生活相談の充実と消費者意識の啓発」につきましては、本年度から消費生活センター相談日を週5日体制にしております。今後も市民の皆様のより安全・安心な消費生活の実現のため、出前講座等による市民啓発を継続するとともに、研修等を通じて相談員のレベルアップに努め、相談体制の充実を図ってまいります。

次に、第3の柱「豊かな心を育みふれあいを大切にするまちづくり」であります。

まず、「人権を尊重するまちづくりの推進」についてであります。

「人権啓発の充実」につきましては、昨年3月に改定いたしました「人権尊重のまちづくり推進基本指針」及び「実施計画」に基づき、まずは地域コミュニティの中で身近にさまざまな



人権課題が語られ、多種多様な人々の人権が大切にされる地域づくりを推進していきます。

次に、「生涯学習の推進」についてであります。

「太宰府キャンパスネットワーク会議の推進」につきましては、新設します国際・交流課において、大学・短期大学が持つ知的・人的資源を生かした連携事業をさらに進め、市の福祉施策や観光施策等、相互協力により幅広くまちづくりに生かしてまいります。

「公民館事業の推進」につきましては、生涯学習の拠点施設であるプラム・カルコア太宰府（太宰府市中央公民館）市民ホールの利用を今年5月から7月までの3カ月間停止し、第2期改修工事及び施設全体の空調改修工事を行う予定です。この間、利用者の方々にはご迷惑をおかけすることになりますが、老朽化する施設の改修ということで、ご理解をいただきたいと考えております。

「図書館機能の充実」につきましては、生活に必要な情報や主体的な学習活動を支援するため、資料収集やその利用促進、読書相談及び調査研究支援を行っております。また今年7月には図書の貸し出し・蔵書検索等を行う図書館電算システムを入れかえ、利用者の利便性の向上を図ります。

「生涯スポーツの推進」につきましては、誰もが気軽にスポーツに親しむことができる環境の整備に、継続して取り組んでまいります。特に、昨年11月に開館しましたとびうめアリーナ（太宰府市総合体育館）を核として、各種イベントの開催や隣接する史跡水辺公園を活用し、生き生きとしたスポーツライフの創造を推進する取り組みを進めていきます。

また、スポーツ課及び太宰府市体育協会の事務所を総合体育館敷地内に移設し、市のスポーツ振興の発展に向けて、組織間のさらなる連携強化を図ります。

また、地域スポーツの推進事業としまして、近隣の大学と連携をとりながら進めてまいります。

次に、「学校教育の充実」についてであります。

本市の重点課題であります「学力向上の推進」につきましては、「授業力育成」、「人材育成」、「校内体制の整備」という3つのプロジェクトから成る「小学校版・太宰府市学力向上宣言」を策定し、確かな学力の育成を図っております。平成29年度につきましては、中学校も加え、市内全小・中学校において「太宰府市学力向上宣言」プロジェクトを推進し、引き続き確かな学力の育成を図ってまいります。

また、「太宰府市の歴史と文化を学ぶ学習」をさらに発展させ、副読本の活用や市内の史跡等をめぐるフィールドワーク、地域行事への参加を「ださいふ・ふるさと学習」として整理し、家庭や地域と連携しながら推進していくことで、太宰府を愛し、誇る児童・生徒を育成してまいります。

「問題行動等の解決のための支援」につきましては、これまでの適応指導教室を教育支援センターに改編し、学校と適応指導教室指導員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等との情報の共有化及び連携強化を図ることで、いじめや不登校等の未然防止、解消に

取り組んでまいります。

次に、「文化芸術の振興」についてであります。

「文化芸術活動の充実」につきましては、太宰府市文化芸術振興基本指針（ルネサンス宣言）に基づく今後の文化芸術の推進について、太宰府市文化振興審議会で審議、検証等を行います。毎年実施しています自主事業につきましては、さらなる企画の創出や内容の充実を図ってまいります。

また、市内にある各学校の吹奏楽部に呼びかけ、合同の演奏会の開催に向けて企画調整を行います。

さらに、本年度に実行委員会を立ち上げました「團伊玖磨筑後川合唱」事業につきましては、事務局会議を中心に詳細を企画決定し、本年10月開催に向け準備を進めてまいります。

次に、第4の柱「人と自然が共生する環境にやさしいまちづくり」であります。

まず、「生活環境の向上」についてであります。

「環境マナーの向上と環境美化の推進」につきましては、市民モラルなどに起因する身近な生活環境に対する相談が多く寄せられているため、市広報やホームページを初め多様化するライフスタイルに応じた、より効果的な手段でマナーアップ啓発を行うとともに、未来により環境を引き継ぐための環境教育・学習の推進についても取り組んでまいります。

次に、「循環型社会の構築」についてであります。

「ごみの減量」につきましては、近年のごみ処理量・リサイクル率は、大きな変動がなく推移しております。このような現状を踏まえ、平成29年度は、環境保全に資するとともに、廃棄物処理費用を削減するための「ごみ減量元年」として、本市におけるごみ総量のうち約9割を占める可燃ごみを削減するために、可燃ごみの約4割を占める生ごみや約2割を占めるリサイクルできる紙類等について、各家庭や事業所のご協力を得ながら、効果的な減量施策を実施してまいります。

次に、第5の柱「魅力的な生活空間が整い産業が活気づくまちづくり」であります。

まず、「計画的なまちづくりの推進」についてであります。

「秩序ある土地利用の推進」につきましては、福岡県の都市計画区域マスタープランで示された都市像であるコンパクトな都市構造へと転換を図り、財政面及び経済面において持続可能な都市経営が行えるよう、立地適正化計画を策定いたします。

「（仮称）JR太宰府駅設置を含む佐野東地区のまちづくり」につきましては、平成26年度に作成しましたまちづくり構想に基づき、本年度に実施しました「佐野東地区まちづくり調査」の資料をもとに、地権者を中心としてまちづくりについてご検討いただく協議をしてまいります。

その他、空き家対策につきましては、本年度に市内全域を対象とした「空き家等実態調査」を実施しました。平成29年度には、空き家対策専門員及び庁内に設置しました空き家対策検討会議を中心に、この調査結果の分析を行い、本市の空き家等に関する課題や問題点などを整

理・検討を行い、今後の空き家等の適正管理や利活用等の施策へとつないでまいります。

次に、「地域交通体系の整備」についてであります。

「市道の整備・管理」につきましては、平成24年度から社会資本整備総合交付金を活用して、市道の拡幅改良・舗装補修工事を実施しておりますが、平成29年度は関屋・向佐野線や水城駅・口無線などの道路改良事業などを行ってまいります。

また、大型バスなどの交通量が多くなり、舗装の傷みによる住家への振動の影響が出ている五条交差点から天満宮駐車センターまでの間の舗装補修工事の実施に向け、補助要望を行ってまいります。

「改正踏切道改良促進法」で平成32年度までに改良すべき踏切道に指定されました、シルバー人材センター横のJR「市の上踏切」の改良工事や、西鉄都府楼前駅横の「下大利14号踏切」の設計業務にも取り組んでまいります。

「市民と語る会」の中でも要望の多かった側溝整備については、昨年2月に調査を実施しました市内団地における道路側溝のふたの未設置箇所に関しまして、計画的に改修を行ってまいります。

「交通渋滞への取り組み」につきましては、庁内に設置した渋滞対策担当者会議にて検討を行っているところでございます。今後は、交通量、道路容量、交差点容量等の実態調査を実施するとともに、国、県、道路管理者、公共機関等で構成する検討委員会を開催し、地域住民の皆様のご意見等をいただきながら、平成29年度、平成30年度の2カ年をかけ、地域交通網形成計画を策定してまいります。また、この計画を策定する中で、必要な施策等を明らかにしてまいります。

次に、「良質な水道水の安定供給」についてであります。

「水道施設の整備と維持」につきましては、梅香苑地区の配水管新設並びに老朽管更新等に取り組んでまいります。

次に、「産業の振興」についてであります。

「商工業の振興」につきましては、観光行政の推進による経済活性化を主軸に据え新設します産業振興課を中心に、関連部署と一体となって取り組んでまいります。

また、昨年末に返礼品制度を開始いたしました「ふるさと太宰府応援寄附」を活用して、今後さらに返礼品を充実させるなど、地元経済がより活性化するよう手段を講じてまいります。

そのほか、平成22年から実施しております商工会による「プレミアム付き商品券」につきましても、市内の消費喚起の一助となっておりますので、平成29年度も引き続き補助を行ってまいります。

さらに、若者や女性などへの創業支援につきましては、国・県などの各種創業支援事業へ積極的に参加すると同時に、商工会で実施しています創業塾と連携を深めるなど、より充実を図ってまいります。

特に、観光産業の振興につきましては、新設します観光推進課では、平成29年度に「観光推

進基本計画」を策定するとともに、観光客の滞留時間の延長による消費行動への喚起、いわゆる市内の回遊性を高め、飲食、体験、宿泊などによる消費を拡大することにより、観光消費額単価を高めることで、太宰府市総合戦略の「儲けよう太宰府」の具体化を図りたいと考えております。

「都市近郊農業の推進」につきましては、農業における新規就農者、担い手の育成を図ってまいります。

また、JA筑紫と連携を図り、「ゆめ畑」の活用を促進することにより、積極的に地産地消を進めてまいりたいと考えております。

これからの産業振興の取り組みにつきましては、市だけではなく、商工会、観光協会、農事組合、JA筑紫などオール太宰府で取り組んでまいる必要がございます。今後とも関係機関と連携を密に、進めてまいりたいと考えております。

次に、第6の柱「歴史を活かし文化を守り育てるまちづくり」であります。

まず、「文化遺産の保存と活用」についてであります。

本市にはストーリー豊かで多様な文化遺産が数多く伝えられており、これらを保存し活用することが求められております。史跡地の計画的公有化と適切な管理を行いつつ、水城跡、客館跡などの整備事業を着実に進めてまいります。

本年度中には水城跡東門と官道の整備が完了し、3月30日に水城館のオープニングセレモニーを行います。セレモニーでは、水城築造1,400年に向けて、市内6年生児童の思いを詰めたタイムカプセルを埋納することとしております。

今後は水城館を初め大宰府展示館、文化ふれあい館等をさらに活用し、来訪者へのもてなしやガイド活動を行ってまいります。

文化財調査では、昭和6年に長沼賢海さんが、旧国道3号線を新設する際に発掘調査を行った木樋が、86年ぶりに再発掘されるなどの成果が上がっております。今後も文化財調査の充実を図るとともに、市民遺産制度による市民活動の支援などの事業を展開し、市民の皆様とともに、身近な文化遺産を将来に伝えてまいる所存でございます。

次に、「観光基盤の整備充実」についてであります。

「観光宣伝の充実」につきましては、新設します観光推進課に国際観光政策専門委員を引き続き配置し、国内外に向けた情報発信をより充実させてまいります。

また、年間170万人を超える外国人観光客にも対応できるようにするために、国際・交流課を新設し、観光推進課と歩調をとってまいります。

「観光資源の整備」につきましては、観光振興のビジョンを示す観光推進基本計画を策定いたします。策定に当たっては、観光客入り込み数といった数量の概念だけでなく、観光の推進がいかに関市民生活の向上に資するかといった視点で、「量から質」への転換を図るような目標の設定や施策の展開を検討してまいります。

また、来訪者と市民との交流の場である太宰府館の今後のあり方について検討を行うため、

庁内に太宰府館活性化会議を設置いたします。

組織の整備につきましては、「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりの主体となる組織のあり方について調査研究を行います。

その他、平成30年に明治維新150年を迎えることから、平成29年度は関係者と協議を行いながら、「維新前夜の太宰府」と銘打ち、さまざまな事業の中に織り込んでまいります。

次に、「国際交流・友好都市交流の推進」についてであります。

「姉妹・友好都市交流の推進」につきましては、扶餘郡との姉妹都市交流事業として、世界遺産都市である扶餘郡に関する広報宣伝や、扶餘郡への市民訪問団を通じて、市民の皆様以太宰府と扶餘とのつながりを知っていただき、地域間の相互理解を深め交流を促進してまいります。

次に、第7の柱「市民と共に考え共に創るまちづくり」であります。

まず、「市民参画の推進」についてであります。

「地域コミュニティとの協働」につきましては、福祉の充実の視点を踏まえた福祉活動及び地域コミュニティ活動の拠点づくりに向け、地域及び関係課と協議の上、方針を検討してまいります。

次に、「情報の共有化と活用」であります。

「行政情報の公開」につきましては、引き続き市の機関が保有する情報を広く公開・提供することによって、行政の透明化を確保し、市民に支持される行政を推進するとともに、市民の行政に対する参加意識の高揚を図ってまいります。

「電子情報による行政サービスの充実」につきましては、本年7月の情報提供ネットワークシステムの運用開始に向け、ネットワーク強靱化等のセキュリティー対策を進めるとともに、庁内にマイナンバーを利用した行政手続の簡素化、行政の効率化の検討会議を設置するなど、ICTの推進を図ってまいります。

次に、「市民のための行政運営」についてであります。

「行政改革の推進」につきましては、厳しい財政状況においても、より少ない予算や定数でも運営できる体質に変えていくことができるよう、「改革力の強化」と「職員の意識改革」の推進を目的に、本年度からスタートしました事務事業外部評価委員会を引き続き開催いたします。評価結果につきましては、見直し方針を決定し、次年度以降の予算編成に反映させると同時に、見直し過程をホームページで公表いたします。

税・料金等の債権につきましては、財源の適正確保の上からも、その管理のあり方等、調査研究を行ってまいります。

また、市上下水道事業センターを稼働することのできる施設として活用できないか検討する会議を、庁内に設置します。

その他、現在、第三者から住民票や戸籍の謄抄本の不正請求があった場合の本人通知制度を

導入していますが、さらに不正な請求を抑止し、個人の人権その他の権利利益の侵害を防止することを目的として、「事前登録型本人通知制度」を今年8月からスタートいたします。

「財政健全化の推進」につきましては、少子高齢化による社会保障費や扶助費の増加、老朽化した公共施設の維持・更新が今後も見込まれるなど、厳しい財政運営を強いられることが予測されます。そのため、本市が所有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、今後の基本的な方針を示す計画として、「太宰府市公共施設等総合管理計画」を本年度中に策定し、平成29年度は、この計画に基づき、各施設の具体的な再編の内容を示す「公共施設再編計画」を策定します。

また、自主財源の確保策として、平成15年度に創設しました「歴史と文化の環境税」につきましては、条例の適用期間が平成30年5月22日までとなっておりますので、平成29年度中に開催します税制審議会の審議結果を踏まえて、今後の方針を決めてまいります。

「その他」についてであります。

外郭団体につきましては、本市の将来像である「歴史とみどり豊かな文化のまち」を具現化すべく、住んでいる人全員が健康で過ごし、地域全体で支え合い、文化的な生活が送れるよう、相互に連携を図りながら、引き続き協議検討をしていきたいと考えています。

以上、平成29年度の市政運営に臨む私の所信並びに主要な施策と事業の概要について、ご説明申し上げました。どうか議員各位におかれましては、私の意図するところをお酌み取りいただき、予算案を初めとする全議案に対して、慎重なるご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 施政方針は終わりました。

自席へどうぞ。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5から日程第8まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第5、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から日程第8、議案第4号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 先ほど述べさせていただきました施政方針に続きまして、市議会第1回定例会初目にご提案いたします案件についてご説明申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、人事案件4件、工事の請負契約1件、財産の取得1

件、指定管理1件、条例の制定4件、条例の一部改正15件、条例の廃止2件、補正予算3件、新年度予算7件、合わせて38件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号から議案第4号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

委員でありました古賀和子氏の任期が、平成28年12月31日をもって満了となりましたので、新たに後任として井上美知子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるため、ご提案申し上げます。

井上氏は、昭和51年4月より病院事務職や保険外務員等を務められ、昭和55年には本市南児童館の嘱託職員に任ぜられ、子どもの人権問題を初めとした教育の諸問題に対し真剣に取り組んでこられました。また、平成14年4月から病院看護助手を経て、平成18年には介護福祉士や介護支援専門員の資格を取得し、介護施設の介護職についておられます。子ども、女性、高齢者、障がい者等の人権問題についての知識や理解が深く、人権擁護委員として適任者であると確信いたしております。

略歴等添付いたしておりますので、ご参照の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

現委員であります山本浩美氏の任期が、平成29年6月30日付をもって満了となりますので、再び山本浩美氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会に意見を求めるため、ご提案を申し上げます。

山本氏は、平成17年7月から人権擁護委員を4期12年間務められ、人権相談や人権擁護活動に積極的に取り組まれ、人権に関する諸問題解決に努めてこられました。太宰府市の人権擁護委員として、山本氏は十分任務を果たせる方であると確信をいたしております。

略歴等添付いたしておりますので、ご参照の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第3号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

現職の中尾正氏が、本年5月31日付をもって任期満了となりますので、その後任として吉野茂氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

吉野氏は、昭和52年福岡県に入庁され、河川課や土地対策課を経て、平成3年には県立病院課係長に就任後、平成13年から監査委員事務局に出向され、平成23年3月に監査委員事務局総務課長として定年退職されるまで監査業務に携わっておられました。その後、平成23年4月か

らは福岡県新社会教育部社会活動推進課にて4年間勤務されております。福岡県の監査委員事務局での長い経験もあることから、行政の監査実務にも熟知しておられ、人格、識見にもすぐれ、人望も厚く、太宰府市監査委員として適任であると考え、今後の市政発展にもご貢献いただけるものと確信いたしております。

なお、略歴書を添付いたしておりますので、ご参照の上、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第4号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

現委員であります植中美紀氏が、平成29年3月25日付をもちまして任期満了となりますので、再び植中氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定によりご提案申し上げますのであります。

植中氏は、前委員の退任を受け、平成26年3月26日から3年間、委員を務められております。植中氏は、平成20年7月より司法書士事務所を開業し、不動産登記等の業務に携わられ、豊富な知識と実績を持たれた方であり、固定資産評価審査委員として適任者であると確信いたしております。

なお、略歴書を添付いたしておりますので、ご参照の上、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

質疑は2月24日の本会議で行います。

自席へどうぞ。

ここで11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第5号 中央公民館空調設備改修工事請負契約の締結について

○議長（橋本 健議員） 日程第9、議案第5号「中央公民館空調設備改修工事請負契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 議案第5号「中央公民館空調設備改修工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本契約は、太宰府市中央公民館及び市民図書館に係る空調設備更新工事についての契約であ

ります。

工事内容は、空調施設の老朽化に伴う空調設備の更新及び関連する電気・建築工事を行うもので、平成29年8月31日までの完成を予定いたしております。

入札の状況につきましては、平成29年2月1日に特定建設工事共同企業体1社の参加により一般競争入札を行いましたところ、高砂熱学・水研工業特定建設工事共同企業体が工事費2億3,000万円で落札し、2月9日に消費税を加えた2億4,840万円で仮契約を締結したところでございます。

入札結果調書を添付いたしておりますので、ご参照いただき、本案件につきましてよろしくご審義賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これから質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑を行います。

通告があつていただきますので、これを許可します。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 議案第5号「中央公民館空調設備改修工事請負契約の締結について」質疑いたします。

今市長からの提案理由にもありましたが、入札結果調書を見たところ、業者が1社だけで入札が行われたというふうになっております。1社だけの入札だったのかという確認と、あと問い合わせが何社かあったのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 議案第5号「中央公民館空調設備改修工事請負契約の締結について」の質疑についてご回答を申し上げます。

1項目めの一般競争入札の参加業者についてでございますが、本工事につきましては、空調設備の改修工事でありまして、管工事の工種で福岡県内に本支店、営業所を有する総合評定値1,200点以上のAランク業者と、筑紫地区内4市1町に本店を有する総合評定値700点以上、1,200点未満のBランク以上の業者による特定建設工事共同企業体で入札参加資格を設定し、12月27日に一般競争入札の公告を行いました。

1月10日までの事前の仕様書配付申し込みは4社ございましたが、結果的には1社の特定建設工事共同企業体の入札参加となっております。

次に、2項目めの参加業者が1社であった理由についてということでございますけれども、

年度末の第4・四半期にかかる時期の大規模工事発注ということでございますので、既に他の工事を受注して施工中のため、現場に配置しなければならない技術者の確保が難しいなどの要因もあったのではないかとこのように推察をいたしております。

なお、一般競争入札につきましては、ホームページも活用いたしまして公告を行い、条件に合えば広く入札参加者を募る入札方式でございまして、結果的には応札者が1社であっても、競争性は確保されておりますので、1社による入札でも有効となるということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 入札業者が1社で契約ということになりますと、競争が発生しなくて、適正な価格であったのかというのがちょっと疑問が残るところはあるんですけども、それについては広く公告もしたということで、成り立っているというふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 先ほども答弁申し上げましたように、ホームページ等で入札の公告を行いまして、また九建日報というそういった専門紙のほうにも載るとということで、必ず業者さんのほうについてはそういったところを確認をされて、その上で結果的に応札業者が1社であったというふうに理解をいたしております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はよろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 賛成の立場ではございますが、この空調設備更新工事で2億4,840万円ということでございまして、今までの事後保全ではない事前の保全管理を徹底いただきますようお願いを申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第5号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前11時22分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10から日程第25まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第10、議案第6号「財産の取得（史跡地）について」から日程第25、議案第21号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 議案第6号から議案第21号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第6号「財産の取得（史跡地）について」ご説明申し上げます。

本案は、史跡指定地の土地取得に関する案件でございます。この史跡地取得につきまして、皆様のご理解とご協力により着実に進んでいるところであり、深く感謝申し上げる次第でございます。

今回買い上げいたします土地につきましては、9筆、面積3万5041.11㎡、買い上げ金額5億7,345万4,720円であります。

詳細につきましては、財産の取得（史跡地）一覧表をご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第7号「水城館の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、公益財団法人古都大宰府保存協会を平成29年度から3年間にわたり、水城館の指定管理者の候補に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第8号「太宰府市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第9号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条

例について」ご説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものでございます。

次に、議案第10号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関係条例の条文を一部改正するものであります。

次に、議案第11号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関係条例の条文を一部改正するものであります。

次に、議案第12号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部改正、地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部改正、特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、太宰府市税条例等の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第13号「太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

今回の条例制定におきましては、市長の報酬額の削減を公約に掲げておりましたことであり、公約に基づき、私の市長任期中の報酬額の削減を行うものでございます。

次に、議案第14号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

さまざまな行政課題に迅速かつ効果的に対応できるよう、本年度施政方針で掲げておりました市役所改革の一つとして、平成29年4月1日に組織機構の改革を実施しますことから、関連します条例の一括改正を行う必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき提案するものでございます。

次に、議案第15号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」及び議案第16号「太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について」は関連がございましたので、一括してご説明申し上げます。

夜間照明の設置されていないスポーツ施設の開放期間及び開放時間の見直し、並びにスポー

ツ施設の使用時間の見直しを行うことに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第17号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、筑紫地区介護認定審査会事務局の担当市町が、平成29年度より那珂川町へ移行することに伴い、太宰府市特別職の職員から筑紫地区介護認定審査会委員を削除するため、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第18号「太宰府市総合運動公園整備事業基金条例を廃止する条例について」ご説明申し上げます。

太宰府市総合体育館の完成により、太宰府市総合運動公園整備事業基金の設置目的を達成したため、条例を廃止する必要性が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第19号「筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例を廃止する条例について」ご説明申し上げます。

筑紫地区介護認定審査会事務局の担当市町が、平成29年度より那珂川町へ移行することに伴い、筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例を廃止する必要性が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第20号「太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

介護保険法の改正より、利用定員18人以下の小規模な通所介護事業所の指定権者が県から市町村に権限移譲されたことに伴い、地域密着型サービスの指定基準等に新たなサービスとして追加するため、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第21号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

夜間照明の設置されていないスポーツ施設の開放期間及び開放時間の見直し、並びにスポーツ施設の使用時間の見直しを行うことに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 自席へどうぞ。

説明は終わりました。

質疑は2月24日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 発議第1号 特別委員会（自治基本条例特別委員会）の設置について

○議長（橋本 健議員） 日程第26、発議第1号「特別委員会（自治基本条例特別委員会）の設置について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

17番村山弘行議員。

〔17番 村山弘行議員 登壇〕

○17番（村山弘行議員） 発議第1号「特別委員会（自治基本条例特別委員会）の設置について」提案理由の説明を申し上げます。

太宰府市自治基本条例の制定については、この後、議案が上程される予定であります。

太宰府市自治基本条例は、市民参画による協働のまちづくりを推進するための基本原則を定めるものであることから、議会におきましても、より慎重に審査するため、議員全員構成による特別委員会を設置するものであります。

提出者は私、村山弘行、賛同者は長谷川公成議員、門田直樹議員、小嶋真由美議員、神武綾議員、上疆議員、船越隆之議員です。

名称は自治基本条例特別委員会、設置目的は太宰府市自治基本条例を調査研究及び審査するため、付議事件は太宰府市自治基本条例について。全議員をもって構成し、経費は予算の範囲内。設置期間は、付議事件の審査終了までとしたいと考えております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第1号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

（原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時36分）

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

自治基本条例特別委員会の正副委員長を決定したいと思います。

自治基本条例特別委員会の委員長に環境厚生常任委員会委員長の小島真由美議員、副委員長は同常任委員会副委員長の藤井雅之議員とすることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第27 議案第22号 太宰府市自治基本条例の制定について

○議長（橋本 健議員） 日程第27、議案第22号「太宰府市自治基本条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 議案第22号「太宰府市自治基本条例の制定について」ご説明申し上げます。

この自治基本条例につきましては、市民を主体とした自治を推進し、市民福祉の向上を図ることを目的とした自治のルールを定めるために制定するものです。

これまでの経緯としましては、平成23年11月に自治基本条例審議会へ諮問し、平成24年1月から市民や市職員有志によるまちづくり市民会議を22回、あわせてまちづくり市民会議からの幹事13名による幹事会を41回開催し、続いて平成27年10月までに28回の審議会を開催し、答申をいただきました。

その答申をもとに、市長以下庁内職員で構成する協働のまちづくり推進本部会議など38回に及ぶ会議での精査を経て、平成28年12月5日から平成29年1月6日の期間においてパブリックコメントを実施し、今回上程に至ったものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

議案第22号は自治基本条例特別委員会に付託します。

ここで、自治基本条例特別委員会の日程等について委員長の説明を求めます。

自治基本条例特別委員会委員長 小島真由美議員。

〔12番 小島真由美議員 登壇〕

○12番（小島真由美議員） 自治基本条例特別委員会の日程等についてご報告いたします。

自治基本条例特別委員会の初日は、本日の予算特別委員会散会後に、執行部より太宰府市自

治基本条例について説明を受けます。2日目は、2月24日金曜日、本会議2日目の13時から再開し、委員からの質疑を行います。他の会議の進行上、この日の審査は15時30分までといたします。なお、予備日として3月9日木曜日、一般質問終了後もしくは午前10時からを予定いたしております。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28から日程第33まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第28、議案第23号「太宰府市スポーツ振興事務所条例の制定について」から日程第33、議案第28号「太宰府都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 議案第23号から議案第28号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第23号「太宰府市スポーツ振興事務所条例の制定について」ご説明申し上げます。

太宰府市スポーツ振興事務所の設置に関する基本的な事項を定めるため、条例を制定する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第24号「太宰府都市計画太宰府市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、福岡県の都市計画区域の統合に伴う都市計画区域の名称変更により、条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第25号「太宰府市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、太宰府市都市計画審議会の補欠委員の任期を規定することに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第26号「太宰府都市計画門前町特別用途地区条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、福岡県の都市計画区域の統合に伴う都市計画区域の名称変更により、条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第27号「太宰府市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、国の屋外広告物条例ガイドラインの改正及び福岡県の都市計画区域の統合に伴う都市計画区域の名称変更により、条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第28号「太宰府都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、福岡県の都市計画区域の統合に伴う都市計画区域の名称変更により、条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

質疑は2月24日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第34から日程第36まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第34、議案第29号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」から日程第36、議案第31号「平成28年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 議案第29号から議案第31号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第29号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ7,046万8,000円を追加し、予算総額を254億9,205万7,000円にお願いするものであります。

主な内容といたしましては、渋滞に伴う自動車交通への支障や歩行者の事故防止対策の必要性が高い踏切について、踏切道改良促進法に基づき国に指定されました西鉄都府楼前駅横の下大利14号踏切の改良に伴う予備設計としまして、工事設計監理等委託料、またふるさと納税で

あります寄附金が増収見込みであることから、ふるさと納税関連業務委託料の増額などを計上させていただきます。

その他につきましては、歴史と文化の環境税が増収見込みであることから、対応する基金への積み立て、国民健康保険事業の保険基盤安定制度への国、県の負担金確定に伴う国民健康保険事業特別会計への繰出金、平成27年度分の額の確定に伴う療育医療給付費や生活保護などの国庫補助金等の精算返還金などを計上させていただきます。

あわせて、繰越明許費の追加を15件、債務負担行為の変更を1件、追加を1件補正させていただきます。

次に、議案第30号「平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、国、県の負担金額確定に伴う保険基盤安定制度繰入金の増額及び前期高齢者交付金の減額に伴う財源の組み替えで、予算総額に変更はございません。

次に、議案第31号「平成28年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

まず、収益的収支につきましては、支出を549万7,000円増額するものでございます。

補正の内容としましては、消費税及び地方消費税が当初の予定を上回る見込みとなったことによる増額でございます。

次に、資本的収支につきましては、収入を2億2,302万円、支出を2億230万3,000円、それぞれ減額するものでございます。

補正の内容としましては、芝原雨水管渠工事の工法変更による工事請負費の減、及びこれに伴う企業債及び国庫補助金の減額でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

質疑は2月24日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第37から日程第43まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第37、議案第32号「平成29年度太宰府市一般会計予算について」から日程第43、議案第38号「平成29年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 議案第32号から議案第38号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第32号「平成29年度太宰府市一般会計予算について」ご説明申し上げます。

我が国の景気の状態は、1月に発表された内閣府の月例経済報告によると、一部に改善の遅れも見られるが、緩やかな回復基調が続いているとされており、デフレ脱却を目指し、ニッポン一億総活躍プランや働き方改革の実現に向けた各種政策の効果もあり、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかに回復していくことが期待されると言われています。

このような中、アメリカ大統領の交代に伴う金融政策の影響や、中国を初めアジア諸国の経済の先行きが不確実であるなど、金融資本市場を中心に今後の動向に留意する必要があります。

また、先般総務省より発表されました平成29年度の地方財政対策におきましては、地方交付税が前年度比で2.2%削減される中、社会保障の一層の充実を目指したニッポン一億総活躍プランに基づく保育士や介護人材等の処遇改善を図ることや、地方が地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、前年度を上回る62兆1,000億円を確保したとしています。

このような中、本市の平成29年度予算編成に当たりましては、第五次総合計画における行政目標の早期実現を図ることを最優先課題とし、事務事業外部評価委員会からの業務改善等の評価結果を踏まえ、これまで以上に効率的、効果的な事務事業の推進に努めることを前提に、事業をゼロベースから見直すなど、経費全般について徹底した節減、合理化に努めました。

また、地方財政対策の内容を踏まえ、ふるさと納税関連事業のより一層の充実を図るなど自主財源の確保に努めるとともに、国、県等あらゆる補助メニューの活用について再検証し、最大限確保するよう努めたところでございます。

この結果、平成29年度の一般会計予算総額は233億1,680万円となり、平成28年度の当初予算と比較しますと、2億1,054万円の増、率にいたしますと0.9%の増となっております。

次に、議案第33号「平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険の根幹をなす制度であります。年齢構成や医療費水準が高い、所得水準が低いなどの構造的な課題を抱えており、その課題の解決のため、国からの財政支援が追加投入されているところでありますが、財政運営はまだまだ厳しい状況となっているところでございます。

本市の国民健康保険事業につきましては、平成29年度の事業の運営に当たりまして、医療保険制度の見直し等に伴う諸改正点を適切に反映し、予算編成を行っております。歳入歳出予算総額は90億4,401万9,000円で、対前年度比0.04%の増となっております。

平成30年度からの国民健康保険事業における財政運営の都道府県単位化に向け、現在福岡県国民健康保険運営協議会において国保運営方針等が検討されていることから、こうした医療保険制度改革の動向や方向性を十分に注視し、健全で安定した国民健康保険事業の運営に、より

一層の努力を図ってまいります。

次に、議案第34号「平成29年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本案は平成29年度の歳入歳出予算の総額を、対前年度比3.6%増の11億7,105万5,000円とするものでございます。

平成29年度は、福岡県後期高齢者医療広域連合による当初の試算において、被保険者の増加等に伴う予算も含めて3.8%の負担金の増加が必要とされ、この試算額をもとに予算計上しております。

次に、議案第35号「平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

介護保険事業は、高齢化の進行に伴い、要介護認定者及び介護サービス利用の増加により、年々給付費が増加しております。

平成29年度の歳入歳出予算につきましては、総額48億5,926万7,000円で、対前年度比2.5%の増となっております。

平成29年度からの介護予防・日常生活支援総合事業実施に伴い、関係予算を3款地域支援事業費に介護予防・生活支援サービス事業費として計上しております。

今後も介護保険制度の利用者の自立支援はもとより、給付費の適正化に努め、介護保険事業の円滑な運営に努めてまいりたいと思います。

次に、議案第36号「平成29年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

平成29年度歳入歳出予算でございますが、歳入歳出ともに総額51万5,000円で、対前年比148万7,000円、74.3%の減となっております。

歳入の主なものは貸付償還元金、歳出の主なものは公債償還元金であります。

なお、貸付金の償還向上につきましては、今後も個別の現状把握に努め、精力的に家庭訪問を行うなど償還の促進と、県との連絡調整や契約弁護士との法律相談を行いながら、滞納者対策を図ってまいります。

次に、議案第37号「平成29年度太宰府市水道事業会計予算について」ご説明申し上げます。

初めに、本年度の業務の予定量でございますが、給水戸数2万5,368戸、年間総給水量571万1,155㎥を予定しております。

主要な建設改良事業としましては、生活基盤施設耐震化等交付金を活用し、梅香苑地区における配水管新設工事に着手するほか、老朽管布設替工事などを予定しております。

次に、収益的収入及び支出についてでございますが、収入総額を14億4,323万1,000円とし、支出総額を12億1,608万5,000円といたしております。給水収益につきましては、11億9,582万7,000円を予定しております。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入総額を2,930万2,000円、支出総額を5億

7,168万6,000円とし、不足額につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補填いたします。

次に、議案第38号「平成29年度太宰府市下水道事業会計予算について」ご説明申し上げます。

初めに、本年度の業務の予定量でございますが、排水戸数2万9,831戸、年間総排水量744万3,445m³を予定しております。

また、主要な建設改良事業といたしましては、北谷地区、大佐野地区の污水管枝線新設工事などで、単独と補助事業を合わせて総額3億922万8,000円とし、流域下水道事業費負担金につきましては、6,024万5,000円としております。

次に、収益的収入及び支出でございますが、収入総額を18億6,559万9,000円とし、支出総額を14億7,894万9,000円といたしております。下水道使用料につきましては、11億7,692万2,000円を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入総額を3億7,778万5,000円、支出総額を12億7,242万円とし、不足額につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補填するよういたします。資本的支出が前年度に比べ4億6,000万円ほど減少しておりますが、主に雨水管渠工事費が減少したことによるものです。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第37から日程第43までの平成29年度各会計予算につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

お諮りします。

予算特別委員会の正副委員長を、慣例によって決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長は総務文教常任委員会委員長の門田直樹議員、副委員長は各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は環境厚生常任委員会副委員長の藤井雅之議員とすることに決定しました。

ここで、予算特別委員会日程等について委員長の説明を求めます。

予算特別委員会委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 予算特別委員会の日程等についてご説明申し上げます。

予算特別委員会の初日は、本日の本会議散会後に、一般会計、各特別会計及び各企業会計について、予算の概要説明を受けます。2日目の3月13日月曜及び3日目の3月14日火曜は、午前10時から開会いたします。なお、予備日として4日目の3月15日水曜も午前10時から予定をしています。

また、各委員からの資料要求につきましては、あらかじめ配付しております資料要求書により、明日23日木曜午後1時までに事務局へ提出をお願いします。

なお、資料の要求につきましては、必要最小限にとどめていただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、2月24日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後0時06分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（2日目）

〔平成29年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

平成29年2月24日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 選挙第1号 太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について
- 日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 議案第3号 太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第5 議案第4号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第6 議案第6号 財産の取得（史跡地）について
- 日程第7 議案第7号 水城館の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第8号 太宰府市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第9号 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第10号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第11号 太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第12号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第13号 太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第14号 太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第15号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第16号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第17号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第18号 太宰府市総合運動公園整備事業基金条例を廃止する条例について
- 日程第19 議案第19号 筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例を廃止する条例について
- 日程第20 議案第20号 太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第21号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第23号 太宰府市スポーツ振興事務所条例の制定について

- 日程第23 議案第24号 太宰府都市計画太宰府市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第25号 太宰府市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第26号 太宰府都市計画門前町特別用途地区条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第27号 太宰府市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第28号 太宰府都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第29号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第29 議案第30号 平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第30 議案第31号 平成28年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第31 発議第2号 太宰府市議会議員政治倫理条例の制定について
- 日程第32 発議第3号 太宰府市議会基本条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 意見書第1号 通級指導教室における教員の増員を求める意見書

2 出席議員は次のとおりである（18名）

| | | | | | | | |
|-----|----|----|----|-----|-----|-----|----|
| 1番 | 堺 | 剛 | 議員 | 2番 | 船越 | 隆之 | 議員 |
| 3番 | 木村 | 彰人 | 議員 | 4番 | 森田 | 正嗣 | 議員 |
| 5番 | 有吉 | 重幸 | 議員 | 6番 | 入江 | 寿 | 議員 |
| 7番 | 笠利 | 毅 | 議員 | 8番 | 徳永 | 洋介 | 議員 |
| 9番 | 宮原 | 伸一 | 議員 | 10番 | 上 | 疆 | 議員 |
| 11番 | 神武 | 綾 | 議員 | 12番 | 小嶋 | 真由美 | 議員 |
| 13番 | 陶山 | 良尚 | 議員 | 14番 | 長谷川 | 公成 | 議員 |
| 15番 | 藤井 | 雅之 | 議員 | 16番 | 門田 | 直樹 | 議員 |
| 17番 | 村山 | 弘行 | 議員 | 18番 | 橋本 | 健 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

| | | | | | |
|---------------------|----|-----|--------------------|----|-----|
| 市長 | 芦刈 | 茂 | 副市長 | 富田 | 讓 |
| 教育長 | 木村 | 甚治 | 総務部長 | 石田 | 宏二 |
| 地域健康部長 | 友田 | 浩 | 総務部理事
兼公共施設整備課長 | 原口 | 信行 |
| 建設経済部長 | 井浦 | 真須己 | 市民福祉部長 | 濱本 | 泰裕 |
| 観光推進担当部長
兼観光経済課長 | 藤田 | 彰 | 教育部長 | 緒方 | 扶美 |
| 上下水道部長 | 今村 | 巧児 | 教育部理事 | 江口 | 尋信 |
| 総務課長 | 田中 | 縁 | 経営企画課長 | 山浦 | 剛志 |
| 地域づくり課長 | 藤井 | 泰人 | スポーツ課長 | 大塚 | 源之進 |

市民課長 行武佐江
社会教育課長 中山和彦
監査委員事務局長 渡辺美知子

都市計画課長 木村昌春
上下水道課長 古賀良平

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長 阿部宏亮
書記 山浦百合子

議事課長 花田善祐
書記 高原真理子

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりで。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 選挙第1号 太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について

○議長（橋本 健議員） 日程第1、選挙第1号「太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について」を議題とします。

現在の選挙管理委員会委員及び補充員の任期が、平成29年3月31日をもって満了となるため、選挙管理委員長から、地方自治法第182条第8項の規定により、選挙事由の発生について1月20日付をもって通知があつております。よって、本日ここに、委員及び補充員の選挙を行うものであります。

ここで選挙の方法について説明いたします。

選挙は、選挙管理委員会委員4名と補充員4名を選挙しなければなりません。

選挙の方法は、投票と指名推選の2通りの方法があります。指名推選の方法を用いる場合は、地方自治法第118条第2項及び第3項の規定により、議員中に指名推選の方法を用いることに異議がないこと、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、議員全員の同意があつた者をもって当選人とすることという条件があります。

お諮りします。

以上のことを承知いただきまして、この選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法については、指名推選委員会を設置し、指名推選委員会において指名することにしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、お諮りしたとおり決定しました。

お諮りします。

指名推選委員の選任及び正副委員長については、議長が指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、ただいまから指名をいたします。

委員長に門田直樹議員、副委員長に陶山良尚議員、委員に村山弘行議員、小畠真由美議員、上疆議員及び私、橋本健を指名いたします。

なお、指名推選委員会にあつては、会期内に被指名人を決定され、報告をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長(橋本 健議員) 日程第2、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第1号を適任として答申することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、諮問第1号は適任として答申することに決定しました。

〈適任 賛成17名、反対0名 午前10時04分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長(橋本 健議員) 日程第3、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第2号を適任として答申することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、諮問第2号は適任として答申することに決定しました。

(適任 賛成17名、反対0名 午前10時04分)

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第3号 太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長(橋本 健議員) 日程第4、議案第3号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第3号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時05分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第4号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について

○議長（橋本 健議員） 日程第5、議案第4号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第4号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時06分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第6号 財産の取得（史跡地）について

○議長（橋本 健議員） 日程第6、議案第6号「財産の取得（史跡地）について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第6号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時07分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7から日程第14まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第7、議案第7号「水城館の指定管理者の指定について」から日程第14、議案第14号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第7号から議案第12号まで及び議案第14号について、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

次に、議案第13号について通告があつていますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

○15番(藤井雅之議員) 議案第13号について質疑をさせていただきます。

初日の提案理由の際に市長が述べられました、選挙公約に基づきということ提案理由で述べられておりますが、しかし選挙公約で市長が述べられたのは、月額91万円から70万円という、これ当時の選挙公報です。市長、これ見られていますか。市長、これ当時配布された選挙公報には、70万円ということが明記をされています。これが選挙公約であるというふうに私は理解しておりますけれども、今回は月額91万9,000円から1割カットする内容であつて、選挙公約の20万円とは違うのではないかというふうに私は理解をしておりますけれども、まず伺いたいのは、今回の提案金額になった経過とその理由について、ご答弁をお願いします。

○議長(橋本 健議員) 市長。

○市長(芦刈 茂) 皆様、おはようございます。

ただいまの質疑についてご回答を申し上げます。

私は、市長選挙の公約として、市長の報酬の削減を掲げておりました。そして、市長就任後、平成27年6月議会において給与削減の特例条例を提案したところでございますが、否決と

いう結果でございました。その際のご意見として、公約履行という観点から、私の責任において在任期間に限った措置とすること、また給与の引き下げが副市長や教育長、一般職にまで及ぶことがないようにといったご意見をいただいたところでございます。

平成27年4月の市長選挙におきまして、市民の皆様の負託を受けて当選させていただき、間もなく4年の任期の折り返しとなります。ここでもう一度初心に戻り、公約を実行すべく、給与の削減についても実現していきたいと考えております。

このような経過を踏まえまして、熟慮の結果、10%削減を提案させていただいております。どうか私の決意をお酌み取りいただき、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問は。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） だとしたら、私は今のが提案の理由であって、選挙公約という提案の理由は成り立っていないのではないかというふうに思いますし、それと議会で、当時私は賛成いたしましたけれども、否決という結果になりました。しかし、じゃあその後、市長がどういうことを行動をとられてきたのかというのが、正直見えないところがあります。

例えば20万円の否決された後、それを法務局に供託をして受け取らないとか、そういったことだって、手だてとしては市長の姿勢を見せる上では考えられたと思いますが、そういったことはとられずに、今回また選挙公約に基づいてということですが、選挙公約とは違う数字が上がってきているということは、疑問に思いますけれども、市長がこの間そういった行動等とはとられなかった理由というのは、何かあるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 平成27年4月の議会において否決されておるわけですから、同じものを出すわけにはまいらないということが片一方あるわけですが、行財政改革を本気で先頭に立ってやり抜くという形でございます。今申し上げましたように、1年目、当初ご提案申し上げましたが、残念ながら可決というぐあいにはまいりませんで、2年目、残念ながら出せておりませんが、ちょうどこの2年の折り返し点になりますので、改めて熟慮の結果をご提案申し上げ、ご検討、ご賛同いただきたいということで提案をさせていただいておりますので、よろしくご検討いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 最後ですけれども、今ご答弁言われました。同じものを出すわけにはいかないということですが、公約という言葉の意味を辞書で引きましたら、こう書いてあります。「公開の場で、また公衆に対して約束をすること。特に選挙のとき、政党や立候補者などが、公衆に対し政策などの実行を約束すること。」というふうにあります。

その言葉の意味をとれば、最初公報に載せられたこの数字が公約ということであって、それ

は同じものを出すわけにはいかないではなくて、同じものを出して通してもらうように努力示す姿勢を見せられることも、必要だったのではないかというふうには私は思います。これはもう質問ではありません。私の所見でありますので、この点だけ述べさせていただきます、質疑終わらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 回答はよろしいですね。

○15番（藤井雅之議員） はい。

○議長（橋本 健議員） 次に、17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 今、藤井議員から質疑があって、類似した質疑になろうかと思っておりますけれども、市長今述べられましたように、平成27年6月に、公約どおりということで減額の提案をされました。その際、議会はこれを否決したわけでありまして。したがって、市長のこの91万円から70万円にするという提案について、太宰府市議会はこれを否決したというのが、平成27年6月の議会の、言うなら意思だったというふうに思います。

太宰府市議会の意思はもう決定を既にしたわけでありまして、市長が公約ということであれば、毎年新年度予算を提案をするから、そのたびに市長の公約ということで出すということであれば、昨年も出すべきではなかったかというふうに思います。昨年は出さないで今年出して、今藤井議員が言われたように、今回は10%の減額で82万7,000円という金額を出された。という意味では、第1日目の平成27年6月の減額と今回の提案の整合性はどうか考えておられるのか、それからなぜ昨年は出されなかったのか、その回答をまずお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 回答申し上げます。

先ほど藤井議員の質疑に対してもご回答を申し上げたとおり、私は市長選挙の公約として報酬の削減を掲げておりました。そして、市長就任後の平成27年6月議会において提案したところでございますが、否決という結果は、さっきも申し上げたとおりでございます。

いろいろなご意見あったわけですが、ちょうど4年の折り返し点になるということで、これをそのままとくわけにはいけないということで、折り返し点になりますので、もう一度削減をお願いしているところでございます。

1年目は提案をさせていただきました。2年目もそういう動きをしましたが、残念ながら提案するまで至ってないということでございます。

このような経過を踏まえて、今回議案を提案させていただいておりますので、決意をお酌み取りいただき、ご検討、ご賛同いただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 余り折り返しというのは意味がないような気がします。提案をどうしても市民の皆さんと公約で約束をしたという思いがあれば、毎年ここに記載される70万円の減額を提案をし、そして議会が何とか通るように市長が汗をかくというのが、全く私どもには見

えません。2年過ぎた後、折り返しということで、今回は10%の減額ということでは、我々議員は多分、私は少なくとも納得に値しないという感じがいたします。

私は、公約というものであれば、最初からずっと自分は市長の間は70万円の減額を毎議会たびに提案する、そのたびに議員の皆さんたちに理解をしてもらうための諸策をとるべきだったろうというふうに思います。その間何も放置されとって、隔年置きみたいな感じで減額の提案をされるということは、何か見た目だけをというような感じがいたしますので、どうも整合性が、第1回目の70万円の減額提案と、今回の10%の減額について整合性がなかなか見当たらないというふうに私は思いますので、その分は指摘をして、私の質問はこれで終わりたいと思います。

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

議案第7号から議案第14号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15から日程第22まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第15、議案第15号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」から日程第22、議案第23号「太宰府市スポーツ振興事務所条例の制定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第15号から議案第21号までについて、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

次に、議案第23号について通告があつていますので、これを許可します。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 議案第23号「太宰府市スポーツ振興事務所条例の制定について」質疑をさせていただきます。

この条例について、スポーツ振興事務所、この事業内容が何になるのか、そしてこの条例の名称が設置条例ではないかというふうにも思いますが、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） おはようございます。

それでは、議案第23号の質疑についてご回答を申し上げます。

まず1点目のスポーツ振興事務所の事業内容についてのご質問でございますけれども、今回の条例制定につきましては、スポーツ課の事務所移転に伴います地方自治法第155条第1項の規定に基づく事務所の設置に関する条例の制定でございますので、事務分掌につきましてはの変

更は何もございません。

今後は本施設に太宰府市体育協会の事務所もあわせて移設をすることから、とびうめアリーナをスポーツの拠点と位置づけまして、協会を初めとする関係団体と連携いたしまして、スポーツ振興に取り組んでまいります。

次に、2点目の条例の名称についてのご質問でございますが、条例の設置につきましては、本条例の第1条に設置規定を明記しておりまして、あえて条例の名称には「設置」という文言は用いておりません。

なお、本市の同様の条例といたしまして、平成25年12月議会の議決の太宰府市公文書館条例、平成26年3月議会議決の太宰府市上下水道事業センター条例などにつきましても、設置規定につきましては条文中に規定しておりまして、条例の名称には「設置」という文言は用いておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問がございますか。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） この事務所の位置が通古賀の197番地3号というふうになっていますので、今部長の回答にありましたスポーツ課、それから体育協会の事務所が入ると、今入っていますNPO法人、2団体入ってあると思いますけれども、そこも含めた上での事務所というふうを考えてよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） その建物全体の総称として、スポーツ振興事務所という表示になります。

○議長（橋本 健議員） よろしいですか。

○11番（神武 綾議員） はい。

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

議案第15号から議案第21号まで及び議案第23号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23から日程第27まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第23、議案第24号「太宰府都市計画太宰府市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第27、議案第28号「太宰府都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めま

す。

議案第24号から議案第28号までは建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第28 議案第29号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について**

○議長（橋本 健議員） 日程第28、議案第29号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第29号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 議案第30号 平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（橋本 健議員） 日程第29、議案第30号「平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第30号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第30 議案第31号 平成28年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について**

○議長（橋本 健議員） 日程第30、議案第31号「平成28年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第31号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31と日程第32を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第31、発議第2号「太宰府市議会議員政治倫理条例の制定について」及び日程第32、発議第3号「太宰府市議会基本条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

政治倫理条例制定特別委員会委員長 門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 発議第2号及び発議第3号については関連がありますので、一括で提案をさせていただきます。

まず、発議第2号「太宰府市議会議員政治倫理条例の制定について」提案理由の説明を申し上げます。

平成27年5月に太宰府市議会議員が公職選挙法違反で逮捕されるという事件を受け、市民の皆様への議会に対する不信を招き、信頼を著しく失墜させたことを、市議会として重く受けとめ、同年6月24日に政治倫理条例制定特別委員会を設置しました。今後このようなことが起きることがないように、議会として議員一人一人が公人としての自覚を再確認するとともに、改めて議員として襟を正し、政治倫理条例制定に向けて取り組んでまいりました。

委員会における議論の中で、現在の政治倫理要綱では明確に政治倫理を示すには至っていないということから、条例の早期制定を第1の目的としました。

また、他市の条例を見ますと、市長等を含めているところでもありましたが、先ほどの経緯から、まずはみずからを律するという意味でも、議員だけを対象にした条例の制定をということで、議論を重ねてまいりました。

条例の概要といたしましては、15条の本則及び附則で構成されており、議員の責務、政治倫理基準などに関する事項を定め、平成29年4月1日から施行するものとなっております。

詳細につきましては、配付させていただいております議案書のとおりでございます。

この条例を検討していく中で、特に議論となったものに、審査会の設置と資産報告がありました。

審査会の設置に関しましては、附属機関として設置し、第三者に審議してもらうべきではないかとの活発な議論が交わされましたが、附属機関の設置に関する考え方、委員の報酬支払いに対し地方自治法上疑義があるため、それらの課題等をクリアしていくには、かなりの時間を必要とすることから、議論の結果、今回の提案では議員のみをもって構成する審査会といたしました。

また、資産報告につきましても、資産の定義、公開の範囲等について慎重審議を必要とすることから、こちらにつきましても、まずは条例の制定という第1の目的を果たすため、議論の結果、今回の条例の中には入っておりません。

この2点につきましては、今後におきましても、本市議会の課題として継続的に論議していかねばならないものと認識しております。

今回の発議に当たって何よりも重視したのは、早期の条例の制定ということでありましたことから、本日の提案となったことについてご理解をいただきたいものと思います。委員一同も、今回のこの条例制定をもってゴールとは思っておりません。スタートだと思っているところでございます。

最後に、この条例の目的にあるとおり、議員は市民全体の代表者であることを自覚し、その

人格と倫理の向上に努め、公正で開かれた民主的な市政の発展に努めていくために、全議員の協力が必要となってきます。議員におかれましては、政治倫理条例の制定にご賛同お願い申し上げますとともに、今後太宰府市議会が新しい条例のもと、明確な政治倫理基準に基づき、市民との信頼関係をより確固たるものとし、市民からの期待に応えられる議会の実施を目指し、提案理由の説明とさせていただきます。

次に、発議第3号「太宰府市議会基本条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

太宰府市議会議員政治倫理条例を上程することに伴い、太宰府市議会基本条例の政治倫理に関する第11条の条文について改正の必要が生じたため、あわせて改正を行うものです。

以上で発議第2号及び発議第3号の提案理由の説明を終わります。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

発議第2号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 発議第3号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

両案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

発議第2号「太宰府市議会議員政治倫理条例の制定について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時30分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、発議第3号「太宰府市議会基本条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

（原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時31分）

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第33 意見書第1号 通級指導教室における教員の増員を求める意見書

○議長（橋本 健議員） 日程第33、意見書第1号「通級指導教室における教員の増員を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

11番神武綾議員。

〔11番 神武綾議員 登壇〕

○11番（神武 綾議員） 意見書第1号「通級指導教室における教員の増員を求める意見書」を、太宰府市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提案させていただきます。

この意見書は、太宰府市議会におきましても、一般質問等で教室の増設に当たっての教員の増員を求める要望が取り上げられており、教員配置を行う福岡県に対して要望する内容としています。

意見書を朗読させていただき、提案説明とさせていただきます。

通級指導教室における教員の増員を求める意見書。

小・中学校において、通常の学級に在籍しながら、一部の授業について、障がいの状態に応じた特別の指導を通級指導教室で受ける教育の形態を望む子どもたちが増えています。

通級指導教室による指導は、言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等を対象にしており、言葉、コミュニケーション、行動面で学習や生活において困っている子どもたちのために、個別の指導を支援しています。

太宰府市において利用している保護者の方からは、低学年の間にその子に合った支援を受け、先生と共有でき、上級学校に行ったときに子どもの成長、発達に大きな影響を与え、学校生活が充実したものになったとの声が聞かれます。

毎年10月に翌年度の新設・増設要望書を提出していますが、基準外教職員配置要望どおり配置されず、希望数の全員受け入れを行うには、市費の教員配置で対応し運営を行っています。

今後、利用児童・生徒が増えていくことが見込まれます。現状では利用したくとも保護者の仕事の都合、車を所持していないことなどで送迎が難しく諦めている方は、各学校に設置することを望んでいます。保護者も教員も、通級指導教室の教員が在籍学級での様子を見て、在籍

学級担任教員との情報交換などを行い、支援を一緒に検討することによって、学校全体の安定にもつながると考えています。

通級による指導は、文部科学省が認めている制度です。子どもたちの発達、教育保障の点からも、下記の要望事項についてその実現を強く要望いたします。

記。1、県においては、教員の増員を早急に行うこと。2、教室の増設に係る整備費、備品購入費等の補助を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第1号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、3月7日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午前10時35分

~~~~~ ○ ~~~~~

# 1 議 事 日 程 (3日目)

[平成29年太宰府市議会第1回(3月)定例会]

平成29年3月7日

午前10時開議

於 議 事 室

## 日程第1 一般質問

### 一般質問者【代表質問】及び質問項目一覧表

| 順位 | 【会派名】<br>質 問 者 氏 名<br>( 議 席 番 号 ) | 質 問 項 目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 【太宰府新政会】<br>長谷川 公 成<br>(14)       | ◇施政方針に関することについて<br>1. 子育て支援の推進について<br>(1) 保育サービスの充実について伺う。<br>① 現在の待機児童数と保育所定員増の具体的人数。<br>② 保育士の確保は出来ているか。<br>2. 安全な消費生活の推進について<br>(1) 消費生活相談の充実と消費者意識の啓発について伺う。<br>① 相談員は現在何名いるのか。<br>② 各コミュニティセンターに相談員を配置できないか。<br>3. 学校教育の充実について<br>(1) 学力向上の推進について伺う。<br>「だざいふ・ふるさと学習」とコミュニティスクールの違い。<br>4. 良質な水道水の安定供給について<br>(1) 水道施設の整備と維持について<br>梅香苑地区の配水管新設とあるが、設置場所と工事期間について伺う。<br>◇施政方針以外に関することについて<br>5. 高齢者福祉の推進について<br>(1) 買い物困難者対策について伺う。 |
| 2  | 【宰光】<br>宮 原 伸 一<br>(9)            | ◇施政方針に関することについて<br>1. 所信表明について<br>(1) 行政サービスの充実について<br>公約で約束された項目の成果についての具体的な説明を伺う。<br>2. 子育て支援の推進について<br>(1) 保育サービスの充実について<br>待機児童数を減らすための具体案を伺う。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |



|   |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |                                         | <p>3. 障がい福祉の推進について</p> <p>(1) 相談体制等の充実について<br/>育児に対する支援・発達の特性の早期発見・早期支援の充実についての具体案を伺う。</p> <p>4. 学校教育の充実について</p> <p>(1) 問題行動等解決のための支援について<br/>教育支援センターに改編の効果・成果について伺う。</p> <p>5. 計画的なまちづくりの推進について</p> <p>(1) (仮称) JR太宰府駅設置を含む佐野東地区のまちづくりについて伺う。<br/>佐野東地区まちづくり調査資料を基にどのように進めていくのか。</p> <p>◇施政方針以外に関することについて</p> <p>6. 中学校完全給食の実現について<br/>保護者にどのように納得してもらうのか伺う。</p> <p>7. 九州国立博物館における夜間開館の実施への支援について<br/>具体的な支援について伺う。</p>                                                             |
| 3 | <p>【公明党太宰府市議団】<br/>小 島 真由美<br/>(12)</p> | <p>◇施政方針に関することについて</p> <p>1. 子育て支援の推進について</p> <p>(1) 子育て家庭への支援について<br/>機構改革に伴う保育児童課と子育て支援センターの機能充実について伺う。</p> <p>(2) 保育サービスの充実について<br/>待機児童の解消について伺う。</p> <p>2. 生涯健康づくりの推進について</p> <p>(1) 親と子の健康支援について<br/>発達障がい等の早期発見のため、就学前の乳幼児健診の充実に向けた取り組みについて伺う。</p> <p>3. 観光基盤の整備充実について</p> <p>(1) 観光資源の整備について<br/>観光推進基本計画について伺う。</p> <p>◇施政方針以外に関することについて</p> <p>4. 市民のための行政運営について</p> <p>(1) 本市の歳入確保策と中、長期の財政の見通しについて伺う。</p> <p>(2) 地方公会計の整備状況と財政の見える化について伺う。</p> <p>(3) 公共施設再編計画について伺う。</p> |

|   |                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 | <p>【日本共産党<br/>太宰府市議団】<br/>藤井雅之<br/>(15)</p> | <p>◇施政方針に関することについて</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子育て支援の推進について       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 子育て家庭への支援について<br/>子どもの貧困対策について調査研究される具体的な内容について伺う。</li> <li>(2) 保育サービスの充実について<br/>子育て支援センターの土曜日開庁について伺う。</li> </ol> </li> <li>2. 生涯健康づくりの推進について       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 健康づくりの推進について<br/>元気づくりポイント事業の取り組みについて今後の進め方について伺う。</li> </ol> </li> <li>3. 計画的なまちづくりの推進について       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 秩序ある土地利用の推進について<br/>施政方針で策定すると述べられている立地適正化計画について伺う。</li> <li>(2) 空き家対策について<br/>今後の方向性として他の公的機関との連携について伺う。</li> </ol> </li> <li>4. 観光基盤の整備充実について       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 観光資源の整備について<br/>太宰府館活性化会議について具体的な内容を伺う。</li> </ol> </li> <li>5. 市民のための行政運営について       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 行政改革の推進について<br/>上下水道事業センターの活用を検討する会議で議論する同センターの定義について</li> <li>(2) 財政健全化の推進について           <ol style="list-style-type: none"> <li>① 公共施設再編計画の基本姿勢について</li> <li>② 財政運営について</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> <p>◇施政方針以外に関することについて</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>6. 外郭団体について       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 現在ある外郭団体の方向性について、市長の基本姿勢を伺う。</li> </ol> </li> </ol> |
| 5 | <p>【真政会】<br/>笠利毅<br/>(7)</p>                | <p>◇施政方針に関することについて</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域交通体系の整備について       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市道の整備、管理について<br/>側溝整備の「計画的」内容について伺う。</li> </ol> </li> <li>2. 所信表明について       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 中学校完全給食の実現について<br/>新入生説明会等の内容、反応と食育としての質を向上させ</li> </ol> </li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|   |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |                                       | <p>る準備について伺う。</p> <p>3. 子育て支援の推進について<br/> (1) 児童虐待の防止について<br/> 対応「体制」の内容について伺う。</p> <p>4. 障がい福祉の推進について<br/> (1) 相談体制等の充実について<br/> 「充実」させる内容について伺う。</p> <p>5. 社会保障の適正な運営について<br/> (1) 生活困窮者の自立支援について<br/> 「体制の充実」「支援」の内容について伺う。</p> <p>6. 学校教育の充実について<br/> (1) 問題行動等解決のための支援について<br/> 改編により強化されるポイントについて伺う。</p> <p>7. 高齢者福祉の推進について<br/> (1) 地域包括ケアシステムの構築について<br/> 現時点で見通し得る「方針」を簡潔に伺う。</p> <p>◇施政方針以外に関することについて</p> <p>8. 総合福祉について<br/> (1) 「地域福祉」との異同を伺う。</p> <p>9. 外郭団体について<br/> (1) 各施策実現の手段として外郭団体をどう位置づけているのか伺う。</p> <p>10. 市役所改革元年について<br/> (1) 職員の意識改革、研修への参加について<br/> 専門性はもちろんであるが、どのような職員に育てもらうことが望ましいと考えているか伺う。</p> <p>◇施政方針に関することについて</p> <p>11. 市民のための行政運営について<br/> (1) 財政健全化の推進について<br/> 「公共施設再編」について財政的な裏付けを市民が理解する一助としての市債の償還計画について伺う。</p> |
| 6 | <p>【太宰府市民ネット】<br/> 村山弘行<br/> (17)</p> | <p>◇施政方針に関することについて</p> <p>1. 所信表明について<br/> (仮称)太宰府市まちづくり協議会結成と方針化されているが、具体的なその中身及び求めるものは何か。また、佐野東まちづくり構想検討委員会から答申があった「佐野東まちづくり」との関連はどうか。全く別物と考えているのか関連性を伺う。</p> <p>2. 計画的なまちづくりの推進について</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|   |                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |                                     | <p>(1) (仮称) JR太宰府駅設置を含む佐野東地区まちづくりについて</p> <p>これまで市長就任以来2ヶ年が経過したが、佐野東地区の人たち、とりわけ地権者といかほどこのまちづくりについて話し合い、協議してきたのか全く見えない。ただ施政方針に記載しているだけで終了しようとしているのではないかと思わざるを得ない。市長の見解を伺う。</p> <p>◇施政方針以外に関することについて</p> <p>3. 中学校給食の導入について</p> <p>(1) 施政方針の中で「中学校完全給食の実現について」平成30年度中の実現とあるが、これから様々な諸課題をクリアしないといけない問題が山積しているが、時間的に間に合うのか。又、完全給食には保護者からの意見も出ると思うがどう対処するのか伺う。</p> <p>4. 高齢者の交通事故防止とりわけ免許証の自主返納についての特典について</p> <p>(1) 高齢者の交通事故が増えている。とりわけアクセルとブレーキの踏み間違いの事故が急増している。大事故や人命にかかわる事故も多くなっている。高齢者の免許証自主返納としての何らかの特典は考えられないか伺う。</p> |
| 7 | <p>【太宰府市政改革の会】<br/>森田正嗣<br/>(4)</p> | <p>◇施政方針に関することについて</p> <p>1. 子育て支援の推進について</p> <p>(1) 子育て家庭への支援について</p> <p>① 子育て世代包括支援センター機能を有する仕組みを作る上での課題について伺う。</p> <p>② 児童虐待の防止について</p> <p>専門スタッフのチーム体制で予防効果がどのように変わるか伺う。</p> <p>2. 高齢者福祉の推進について</p> <p>(1) 在宅生活支援の充実について</p> <p>高齢化が進む中で支援体制をどのように強化していくのか伺う。</p> <p>3. 地域福祉の推進について</p> <p>(1) 地域福祉活動の推進について</p> <p>地域住民があらゆる役割をもつとするが、どのように啓発していくのか伺う。</p> <p>4. 人権を尊重するまちづくりの推進について</p> <p>(1) 人権啓発の充実について</p>                                                                                                     |

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>① 障がいを理由とする差別解消は啓発につながるか伺う。</p> <p>② 202030運動を実効化することは啓発につながるか伺う。</p> <p>5. 計画的なまちづくりの推進について</p> <p>(1) 秩序ある土地利用の推進について<br/>コンパクトな都市構造とはどのようなものか見解を伺う。</p> <p>(2) 空き家対策について<br/>空き家の有効な利活用の具体例と可能性について伺う。</p> <p>◇施政方針以外に関することについて</p> <p>6. 生活支援体制整備事業の進捗について</p> <p>(1) 生活支援コーディネーター業務委託について</p> <p>① 近隣市の取り組み状況について伺う。</p> <p>② 補助金の支援の有無について伺う。</p> <p>(2) 生活支援サポーターの養成について<br/>近隣市の取り組み状況について伺う。</p> |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 2 出席議員は次のとおりである（18名）

|             |                |
|-------------|----------------|
| 1番 堺 剛 議員   | 2番 船越隆之 議員     |
| 3番 木村彰人 議員  | 4番 森田正嗣 議員     |
| 5番 有吉重幸 議員  | 6番 入江 寿 議員     |
| 7番 笠利 毅 議員  | 8番 徳永洋介 議員     |
| 9番 宮原伸一 議員  | 10番 上 疆 議員     |
| 11番 神武 綾 議員 | 12番 小 畠 真由美 議員 |
| 13番 陶山良尚 議員 | 14番 長谷川 公成 議員  |
| 15番 藤井雅之 議員 | 16番 門田直樹 議員    |
| 17番 村山弘行 議員 | 18番 橋本 健 議員    |

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（34名）

|                              |                                     |
|------------------------------|-------------------------------------|
| 市 長 芦 刈 茂                    | 副 市 長 富 田 謙                         |
| 教 育 長 木 村 甚 治                | 総 務 部 長 石 田 宏 二                     |
| 地域健康部長 友 田 浩                 | 総 務 部 理 事 兼 公 共 施 設 整 備 課 長 原 口 信 行 |
| 建設経済部長 井 浦 真須己               | 市民福祉部長 濱 本 泰 裕                      |
| 観光推進担当部長 兼 観 光 経 済 課 長 藤 田 彰 | 教 育 部 長 緒 方 扶 美                     |
| 上下水道部長 今 村 巧 児               | 教 育 部 理 事 江 口 尋 信                   |
| 総 務 課 長 田 中 縁                | 経 営 企 画 課 長 山 浦 剛 志                 |
| 管 財 課 長 寺 崎 嘉 典              | 防 災 安 全 課 長 齋 藤 実 貴 男               |
| 地域づくり課長 藤 井 泰 人              | 人 権 政 策 課 長 兼 人 権 セ ン タ ー 所 長 福 嶋 浩 |

|                             |       |                 |        |
|-----------------------------|-------|-----------------|--------|
| 元気づくり課長                     | 伊藤 剛  | 市民課長            | 行武 佐江  |
| 税務課長                        | 吉開 恭一 | 福祉課長            | 友添 浩一  |
| 福祉課<br>障がい福祉担当課長            | 菊武 良一 | 保育児童課長          | 中島 康秀  |
| 介護保険課長                      | 平田 良富 | 建設課長            | 山口 辰男  |
| 都市計画課長                      | 木村 昌春 | 社会教育課長          | 中山 和彦  |
| 学校教育課長                      | 森木 清二 | 上下水道課長          | 古賀 良平  |
| 施設課長                        | 谷崎 一郎 | 監査委員事務局長        | 渡辺 美知子 |
| 文化学習課参事<br>(文化スポーツ振興財団事務局長) | 宮井 義高 | 子育て支援<br>センター所長 | 東 珠実   |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

|        |        |      |        |
|--------|--------|------|--------|
| 議会事務局長 | 阿部 宏亮  | 議事課長 | 花田 善祐  |
| 書記     | 山浦 百合子 | 書記   | 高原 真理子 |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、代表質問7会派、個人質問10人から提出をされております。

そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定しておりますことから、本日は代表質問7会派とし、2日目の8日は個人質問10人で行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「一般質問」の会派代表質問を行います。

会派太宰府新政会の代表質問を許可します。

14番長谷川公成議員。

〔14番 長谷川公成議員 登壇〕

○14番（長谷川公成議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長より代表質問の許可をいただきましたので、会派太宰府新政会を代表いたしまして質問させていただきます。

まずは、施政方針の中から、「健やかでやすらぎのある福祉のまちづくり」の中の「子育て支援の推進」についてからです。

毎年この時期になると、保育園に入所できた、できなかったと全国ニュースで話題となります。本市においてもここ数年、積極的に認可保育所の定員増を行ってきており、一昨年は110人の増で、定員合計は10施設1,238人となりました。一昨年度の施政方針には、このように具体的な数字が明記されておりましたが、今回の施政方針の中には具体的な数が明記されておられません。

そこで、現在の待機児童数と待機児童解消のため保育所の定員増等に取り組むというこの定員増の数を何人増やしていくのか、お伺いいたします。

また、こちらも社会問題になりつつある保育士の確保（ごじょう保育所）はできているのか、お伺いいたします。

2件目に「安全で安心して暮らせるまちづくり」の中の「安全な消費生活の推進」についてです。

依然として、主に高齢者を狙った、にせ電話詐欺などにおける犯罪被害が後を絶ちません。

犯罪手口も巧妙化しており、人に相談する間もなく、わずか数分で何十万円もの大金を振り込んだり、簡単にもうかると説明され、投資や出資を促す勧誘商法やマルチ商法等、どれも一度は耳にしたことのある犯罪が横行しております。

こういった犯罪被害をなくそうと、太宰府南小校区防犯・防災部会では、毎年本市専門管による講座を開催し、一件でも犯罪被害に遭わないように尽力しておるところです。しかし、講座に来られない方々が非常に危惧するところで、特に自分は大丈夫と過信してある方が被害に遭われているそうです。

これだけいろいろなメディアで取り上げられているのにもかかわらず、なぜ被害に遭われるのか。私は、身近に相談できる場所がないからだと思います。

そこで、施政方針の中の「消費生活相談の充実と消費者意識の啓発」において、消費生活センターの相談員のレベルアップに努め、相談体制の充実を図るとありますが、相談員は現在何人おられますか。

相談したくても身近にいないために相談ができず、犯罪被害に遭うケースもあると思いますので、相談員の認知度を高める意味でも、各コミュニティセンターに相談員を配置できないか、お伺いいたします。

3件目に「豊かな心を育みふれあいを大切にするまちづくり」の中の「学校教育の充実」です。

施政方針の中の本市の重点課題である「学力向上の推進」の中に、「ださいふ・ふるさと学習」とあります。その内容について、「地域行事への参加、家庭や地域と連携しながら推進していくことで、太宰府を愛し、誇る児童・生徒を育成してまいります。」と述べられておりますが、「ださいふ・ふるさと学習」とコミュニティスクールの違いがよく理解できません。具体的な説明をお願いいたします。

次に、「魅力的な生活空間が整い産業が活気づくまちづくり」の中の「良質な水道水の安定供給」について、「梅香苑地区の配水管新設並びに老朽管更新等に」との記載がありますが、設置場所と工事期間について具体的なご説明をお願いいたします。

最後に、高齢者福祉の推進の視点から、買い物困難者対策についてです。

近年、高齢化率の上昇やスーパーの減少など経済構造の変化によって、都市部においても高齢者を中心に、食料品等の買い物に不便や苦勞を感じる方が増加しているのは現実としてあります。

しかも、本市においては急な坂道の団地が数多く点在し、唯一の移動手段だった車も、高齢者の交通事故が多発する中、免許証の返納という形をとらざるを得ない方々も出てきており、ふだんの生活に支障を来しています。

せめて食料品でも身近に購入ができればと考え出されたのが、自治体とスーパーが提携し、週に数回地域を回り、買い物ができるという移動販売車です。

本市も現在、現実として買い物困難者と言われる方々があります。そこで、スーパー等と提携



し、移動販売車を運行することができないか伺いいたします。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 皆さん、おはようございます。

ただいま施政方針等に関することについて、市議会会派太宰府新政会を代表されまして長谷川公成議員よりご質問いただきましたので、順にご答弁申し上げます。

最初に、子育て支援の推進についてのご質問にお答えいたします。

保育サービスの充実についてでございますが、1次審査の結果、入所決定ができていない児童数は220人となっております。また、保育所の定員は、昨年4月1日に私立保育園1園の定員を見直しましたことから、現在1,268人であります。

今後の定員増につきましては、現在見直し中の太宰府市子ども・子育て支援事業計画の中で、平成31年度までに保育の受け皿を319人増員し、1,587人とする予定でございますので、計画の実現に向けて、保育所の新設につきましても検討していく必要があると考えております。

また、市立ごじょう保育所の保育士確保につきましては、これまでと同様、広報等による募集に加えて、1月末には市内認可保育所合同による保育士採用の説明会を実施いたしましたが、200人定員に要する保育士の確保には至っておりません。保育士不足につきましては、市内の認可保育所につきましても同様の課題となっておりますので、今後も継続して市内認可保育所と協力し、保育士の確保に努めてまいります。

続きまして、安全な消費生活の推進についてのご質問にお答えいたします。

まず、消費生活相談の充実と消費者意識の啓発についての1点目の、相談員は現在何名いるのかについてですが、消費生活の相談窓口につきましては、相談件数の増加に伴う体制の強化のために、平成22年度以降、段階的に開設日を増やし、本年度からは週5日の開設をしております。

また、消費者安全法施行令第7条による週4日の開設となった平成27年度からは、消費生活センターとして位置づけました。相談員数につきましては、現在4名に対しまして委嘱を行い、開設日に1名体制で相談を受け付けております。

次に、2点目の各コミュニティセンターに相談員を配置できないかについてになりますが、市消費生活センターには毎日多種多様な相談が寄せられているところであり、その相談数については、事案のうちの氷山の一角ではないかと考えております。

しかし、相談の内容にもよりますが、相談者は相談をすることに対して恥ずかしいと感じる方もおられることから、電話による匿名での相談も多く見受けられます。また、本市の消費生活センターへの相談ではなく、県の消費生活センターや他市の相談窓口に行かれたという連絡もたびたび受けますし、本市の消費生活センターに他市の方が来られることも多々あります。

このようなことから、住民にとって身近な存在である各コミュニティセンターへの相談員の配置につきましては、利用者のニーズも伺いながら検討すべきと考えております。今後ます

ます多様化する消費者トラブルに対し、トラブルを未然に防ぐための消費者ニーズに合った啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、学校教育の充実についてのご質問は、後ほど教育長がお答えいたします。

続きまして、良質な水道水の安定供給についてのご質問にお答えいたします。

水道施設の整備と維持についての梅香苑地区の配水管新設の設置場所と工事期間についてですが、本事業は、厚生労働省の生活基盤施設耐震化等交付金を活用いたしまして、緊急時用の配水管を新設するもので、事業期間につきましては平成29年度から平成33年度の5カ年計画としております。

新設配水管の設置場所については、大佐野と松川の配水池を連携する基幹管路を五条二丁目周辺に埋設しておりますことから、五条二丁目付近と太宰府南小学校付近までの間約2,600mを、口径300mmの耐震型铸铁管で直接結ぶものであります。

現在、梅香苑、高雄方面につきましては、五条中継ポンプ所を經由して東ヶ丘配水池から各家庭に給水を行っておりますが、この配水管の新設によりまして、松川系、大佐野系、いずれからも配水が可能となり、緊急時における水道水の安定供給を可能とするものであると考えております。

なお、平成29年度の施工場所につきましては、梅香苑一丁目の梅香苑第2公園付近から梅香苑四丁目1番地付近交差点までの約640mの区間におきまして、既設の老朽管の更新とあわせて配水管を新設する予定であります。

続きまして、高齢者福祉の増進についてのご質問にお答えいたします。

買い物困難者対策につきましては、ご指摘のように本市におきましても高齢化や単身世帯の増加、小売店の減少などにより、高齢者を中心として食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている、いわゆる買い物弱者が増加しています。

このような中、一定以上のお買い上げ金額に応じて無料配達するといったサービスを実施されている個人商店やスーパーなどがありますが、昨年12月1日より、太宰府市内で各家庭への訪問販売を行う移動販売車が営業を開始されました。

本市としましては、移動販売車が実施する訪問販売が本市の高齢者ニーズにマッチすることはもちろんですが、訪問販売を行う上で多くの高齢者に接する点に着目し、日々の業務を通じて高齢者などの異変を察知した場合に市に連絡していただき、早期に問題を解決することを目的として、この移動販売を実施する事業者と、昨年11月4日に高齢者等の見守りに関する協定を締結したところでございます。

移動販売車は、販売開始から3カ月が経過し、現在2台の軽トラックで市内に訪問販売されていますが、まだ認知度が低く、利用者の低迷が課題となっているようです。市としましては、この移動販売が継続できるように、高齢者ニーズ等の情報の提供、チラシ配布による紹介等、販路拡大に向けて引き続き可能な範囲での支援を行う予定であり、このことがいわゆる買い物弱者へのサポートにつながるものと考えております。

以上のように、ご質問の件につきましては答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分に参考にさせていただき、一層の努力をしてまいります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（木村甚治） それでは、3件目の学校教育の充実についての質問に当たりまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

学力向上の推進についての「だざいふ・ふるさと学習」とコミュニティスクールの違いについてでございますけれども、コミュニティスクールとは、学校、家庭、地域、3者の代表で構成いたします学校運営協議会を設置した学校でございます。これら3者が教育目標を共有し、連携、協働しながら子どもを育てていく仕組みを意味しております。本市におきましては、全ての小・中学校がコミュニティスクールとして学校運営をいたしております。

一方、「だざいふ・ふるさと学習」とは、太宰府を愛し誇る児童・生徒の育成を目指しまして、本市小・中学校が取り組んでいる教育活動のことでございます。具体的には3つの内容がございます。1つは、太宰府の歴史と文化を学ぶ副読本を活用した授業など、2つ目は、太宰府の歴史と文化に関するフィールドワーク、体験活動の実施、3つ目は、児童・生徒の地域行事への参加、参画の推進となっております。

ご質問の両者の違いにつきましては、コミュニティスクールが学校運営の仕組みを、そして「だざいふ・ふるさと学習」が具体的な教育活動を意味しているという違いがありますが、ただ「だざいふ・ふるさと学習」の推進には、家庭や地域のご理解、ご協力が欠かせないことから、コミュニティスクール制度が「だざいふ・ふるさと学習」の充実に果たす役割は非常に大きいものと考えております。

以上のとおり、ご質問の件につきましては答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見、ご要望につきましては、これからの市政運営、教育行政に当たりまして十分に参考にさせていただき、一層の努力をしてまいります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1件目について再質問はありませんか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） ありがとうございます。壇上でも申し上げましたとおり、保育園の入所できた、できないというのは、毎年この時期になると本当に話題があって、本当に社会問題となっております。

今市長のご答弁で、平成31年までに保育の受け皿319人増員しというのはありました。まずは、この319人というのは、新設しようと考えてある保育所だけで済ませようと思うのか、今10施設ありますね、その中でまた増員等を図っていくおつもりなのか、まずこれが1点目。

それと、ごじょう保育所に関しましては、昨年、おととしもずっと言っていたんですけど

も、やっぱり200人の定員なのに、なかなか保育士の確保ができないということで、今後200人定員が受け入れられるぐらい保育士の確保ができる見通しが大体どれぐらいなのか、ご答弁をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） まず、1点目の319名の増員についてでございますけれども、子ども・子育て支援計画を今現在見直しをしておりますけれども、その中でそのぐらいの定員が今後必要になるだろうということで、今市のほうでも考えておまして、まず1つは、今予算としても計上させていただいております小規模保育園、また平成28年度の予算で計上させていただきました新設の保育園1カ所、こちらが合わせますと79名ほどの定員になるだろうと思っております。

そのほかにつきましては、現在各保育所、保育園とも定員を超過入所の受け付けをさせていただいております。これにつきましては一番大事なのは、保育士の確保ということになってまいりまして、保育士を今後も確保、保育士の確保ですね、そういったものに努めていくことによりまして、その辺弾力的な運用が1つはできるだろうと。

それにしましても、まだ保育施設、これについてもやはり不足の状況は続いておりますので、その分につきましては、市長の回答の中でも申し上げておりましたように、新設につきましても今後検討していく必要があるというふうには考えております。そういったものを含めて、この319名というのを埋めていきたいというふうには考えておるところです。

それと、ごじょう保育所の200名定員に対してということでございますけれども、やはりまだ今の段階で4名から5名ぐらいの保育士の確保が必要だろうと思っております。これにつきましては、1つは計画的な職員の採用という部分でも、今年度も採用を予定しておまして、この部分が1つ。

それと、嘱託保育士、臨時保育士、これにつきましては他の保育園と同様に説明会などを開催することによって、一人でも多くの保育士さんを確保していきたいと、その中でできるだけ早急に200名定員に達するような、そういった努力は続けていきたいというふうにご検討しております。

○議長（橋本 健議員） 1件目について再々質問はありませんか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 319人、将来的にここまで増員したいというのはわかるんです。新設もよくわかります。しかし、保育士がやっぱり確保できないと、これはもうせっかく保育所ができて、さあ施設はできました、しかし働き手がないということになれば、やはり問題だと思ってしまうので、まずはやっぱり保育士さんの確保を努めることを大切にしてもらいたいと思っております。

四、五名やはり足りないということであれば、10人ぐらいやっぱり最低でも募集をかけて、できたら時間とか日にちによってうまく振り分けて、保育士さんをまず確保することが私は一

番大事だと思います。今後とも、大変だと思いますけれども、保育士さんの確保、それと待機児童が減ることを強く要望いたしまして、1件目は終わります。

○議長（橋本 健議員） 2件目について再質問はありますか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 2件目ですが、まずは相談員さんの数は4名、それと週5日の開設をしておるということはよくわかったんですが、年間大体何件のまず相談件数があるのか、お伺いいたします。

2点目なんですが、コミュニティセンターに相談員を配置できないかというのは、やはりイベントごとや何かちょっとあった際に、気軽にやっぱり相談できる場所、人がいれば、私はいいと思うんですね。電話して恥ずかしながら言うというふうな話もございましたけれども、やっぱりその場に行って、親身になって聞いてくれる相談員さんがいれば、そういった犯罪等も未然に防げると思いますし、非常に大事なことだと思います。

一例、自治体に視察に行かさせていただいたときに、そこはもと警察OBの方がコミュニティセンターにいるんですね。パトロールとかするとき、一緒になって地域の人とパトロールをすとか、そういった地域とも連携がとれている。その方は警察OBの方だったんですけども、ちょっとお会いできなかったんですけども、パトロールに出ていて。そういった形で地域とうまく連携すれば、相談するほうもしやすくなると思うんですね。

ですから、毎日毎日ずっといるというわけにはいかないのであれば、例えばじゃあ週1回は出張してくるとか、そういった形をとって、地域と連携をとることができれば、相談もしやすくなる、犯罪も未然に防げるんじゃないかと私は思っております。今後そういうふうな検討をされるおつもりはありますか、2点お伺いします。

○議長（橋本 健議員） 観光推進担当部長兼観光経済課長。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） おはようございます。

まず、相談の件数でございますが、相談件数、平成22年度では122件、平成23年度では172件、平成24年度では231件、平成25年度では291件、平成26年度では304件、平成27年度は402件、本年度は2月末現在で421件ということで、右肩上がりです。相談が増えておるところでございます。

次に、相談員でございますが、国家資格を持つ国民生活センター、こちらの資格を持ってある方が2名、それに準ずる方、消費者の会会長、副会長の方、合計4名で相談員をなさっていただいておりますが、相談員につきましては、このような形で国家試験を受けるもしくは研修を受けるということで、なかなか相談員の数が増やせてないのが現状でございます。

今、先ほどコミセンで整備ができないのかというご意見いただきましたけれども、このような状況も1つあるということと、何よりも必要なものは、やはりおっしゃっていますように、地域における見守り活動だろうというふうに思っております。

お互いの声かけであるとか、そんなことでございますけれども、そのために市広報であると

か市民政庁まつりや成人式のパンフレット等の活用を行い、市消費生活センターの周知を図りますとともに、太宰府市消費者の会とその共同事業によりまして、自治会と共同事業によりまして地域への出前講座、地域で見守り活動をされています民生児童委員、福祉委員、ケアマネージャーの方々と、消費者の啓発講演会の開催、年末の強調月間における警察とも連携した街頭啓発により、消費者トラブルについての注意喚起とか対処法については、身近な人への相談ができるような意識づくりを行っておるところでございます。

お答えになりませんが、なかなか地域のほうに人を全て配置していくというのは、今現状では難しい状況ではございますが、今後いろいろな形で協力していただける方を増やしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2件目について再々質問はありませんか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 年間の件数がやっぱり年々右肩上がりが増加傾向にありますので、やはりご答弁でもありましたように氷山の一角だと。しかし、やっぱり増加傾向にあるということは、やっぱり何かしら不安があったりされているんですね。

ですから、そういった、ずっと常時というのは厳しいかもしれないですけども、例えば週1回でも2回でも出張で、何かご相談があればというふうなのがあれば、私はもうちょっと相談件数が増えて、親身になって話を聞いてやれるんじゃないかなというふうに思っていますので、そういうところも地域の皆さんや市民の皆さんに配慮しながら、ぜひとも、出張でいいので、ご検討していただければと思います。

今後とも、やっぱり犯罪被害に遭われると相当ショックが大きいみたいなので、そういったところも考慮しながら、ぜひとも進めていっていただきたいと思います。

2件目に関してはこれで終わります。

○議長（橋本 健議員） 3件目について再質問はありませんか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 学校教育の充実についてご答弁いただいたんですけども、確におっしゃっている内容はわかるんですが、だからコミュニティスクールが学校運営の仕組みと、「だざいふ・ふるさと学習」が具体的な教育活動を意味している、違い。これ言葉の違いだけで、何か内容は一緒じゃないかなと私は思っているんですけども、1つちょっと問題というかあって、小学校は子ども会等を通じていろいろ地域の行事に参加することがあるんですね。中学校においたら、校長先生がかわったら、今まで地域に出てきていたものが、校長先生がかわった時点でそれがなくなったりしているんですね。

例えば地域のお手伝いに行こうとって、中学校1年生から3年生まで、例えば夏祭りとか敬老会の準備とか、そういったものに中学生1年生から3年生まで来ていたんですけども、今度校長先生がかわると、もう3年生は行かないでいいよとか。そうやってどんどん

変わってきて、結局今まで地域としても高齢者が増える中でやっていた行事、中学生が来てくれると助かるねと言っていたのに、急に来なくなる。どこでも行っていいというふうになるから、例えば東中だと7自治会あるんですね。そうしたら、1つの自治会にわあっと集まって、1つの自治会には余り来ないと。せっかく当てにしていた人数が確保できないということで、去年はあげんいっぱい来てくれたのが、今年は余り来てくれんねというふうなことになってきているわけですね。

ですから、ちょっと話が変わってきたんですが、コミュニティスクールが実際学校運営の仕組みということで、地域に出て今まではどういった活動を、具体例でいいんで挙げていただきたいのと、これからやろうとしている「だざいふ・ふるさと学習」ですね、これは3番目に児童・生徒地域行事への参加・参画の推進、これ全く何か一緒のような内容に私はとれます。

これは誰がどのようにして今後進めていくのか、また学校長なのか、それとも教育委員会なのか、それともまあ市長というか、市長なのかということで、ちょっとその違いを何かもうちょっと具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） まず、1点目の具体的な活動ということなんですけれども、実は昨年度、小・中連携によるコミュニティスクールの推進ということで試行期、来年度になりますね、平成29年度からは本格実施ということにしております。

昨年度の大きなテーマは、児童・生徒を地域行事に参加・参画させようということ、教育委員会、それから学校、それから直接私のほうも自治会の役員会等に参加しまして、自治会のほうにもそれを伝えてまいりまして実践してまいりました。

ご不安に思っているらっしゃる、校長がかわれば変わるというのは、それは校長個人の学校経営の考え方によるもので、市教委として、それから学校運営協議会としてこの活動を推進していくということにしておりますので、校長により個人的な考えでやめるということはないというふうに認識しております。

それから、済みません、具体的な活動ということなんですけれども、中学校ということでよろしいですかね。例えば地域のクリーン活動に子どもたちが行って参画したりとか、それから夏祭り。小学生の場合には参加する、そこに行くということが大きな目的なんですけれども、中学校の場合には例えば一部運営にかかわったりとか、ある中学校とかは自治会によれば司会をしたりとかということも聞いております。そういった活動をしたりとか、それから地域と合同で防災訓練等をしたりとか、さまざまな伝統行事が地域によってあるんですけれども、そこに参加したりとかという事例がございますので、そういった活動に中学生も参加しております。

それから、毎年全国学力・学習状況調査の生徒質問紙というものがあるんですけれども、それに生徒が答えているアンケートによりますと、済みません、正確な数値はここでちょっと提示できないんですけれども、全国平均に比べて本市の小学校、中学校とも、地域の行事に参加し

ているという割合は高くなってございます。

それから、今後それを誰が進めるかということなんですけれども、学校運営協議会というのは、先ほど教育長が申し述べましたとおり、学校と家庭と地域が、その3者で学校運営を進めていく。つまり、学校が提示した教育方針等を、学校運営協議会が承認しながら進めていくということになります。ですので、教育委員会が大きな方針は出すんですけれども、その中で各学校が独自性を持って、コミュニティスクールは推進されていくものというふうに捉えていただけたらというふうに思います。

それから、ふるさと学習の中の地域行事への参加・参画とコミュニティスクールの仕組みが一緒じゃないかということなんですけれども、ふるさと学習という3本の柱は、これはコミュニティスクールを推進しているからこそできるというか、充実していくものだと考えているんですね。

おっしゃるとおり、地域行事への参加・参画は、コミュニティスクールとしての大きな活動の一つなんですけれども、それと副読本を活用した授業等ですね、それと歴史と文化に関するフィールドワーク、この3つをもってして本市の「だざいふ・ふるさと学習」としようということで、当然重なるところはあるんですけれども、それ教育活動は全体的に総合して捉えるものだというふうに考えておりますので、ふるさと学習はこれ、コミュニティスクールとしての活動はこれというふうではなくて、大きく整理することによって学校としての意識も高まるだろうというふうに思いまして、先ほど議員ご指摘の校長がかわれば終わるといようなことがないように、こんな整理の仕方をさせていただいております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 別に校長先生を批判とかしているわけじゃないんですよ。

いや、ずっとじゃあ例えば中学校と小学校と連携して、一緒にキャンプとか行っていたんです。やっぱりトップがかわればそればなくなっているんですね。その年は小学校5年生と中学校1年生が、中学校に入ってもいい3年生と1年生になりますからね。そういったいい関係を続けていけるように、そういったキャンプを合同でやっていた。例えば一例としては、太宰府東中学校と太宰府東小学校の5年生と太宰府南小学校の5年生。しかし、それがもういつの間にかなくなっているんですね。

それは、だからご答弁でありますように、学校運営協議会でもなくなったのかな、何か。せっかくいいことをしているのに、そういったのがなくなると、やっぱり何か保護者としても、前あんなのがあったのに、何でやろうかと、やっぱり不安に思うわけですね、中学校へ行って大丈夫やろうかと。そういった連携とれるだろうかと。ましてや小学校が違うところから1つになる、来るわけですからね。ですから、もう顔見せでもいいのでやっておけば、そういった合同でやっておけば、中学校へ行っても何の不安もないといったことで、保護者は非常に安心



してやっていたんですが、そういったのがまずなくなると。

ですから、そういった連携もとりながら、例えば小学校が7校あって中学校が4校ですよ。中学校を中心に小学校と一緒に連携がとれるような、こういったふるさと学習が根づいていって、それがコミュニティスクールにつながるようにやっていただけたらと思います。これは要望ですので。ご答弁あればよろしくをお願いします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 東中ブロックのキャンプの件で事例を挙げていただきましたので、例えば東中ブロックでいえば、先ほど言いました、実は地域との防災訓練をやっているのは東中学校。これはテレビ放送等でも取り上げられまして、その部分については他の中学校ブロックも取り入れられるところは取り入れていこうというふうなところで、いい事例として挙げられております。今、小学校2校のほうでも、そこにどうにか参加できないか、つまり小・中連携してブロックでできないかということを検討し始めております。

それから、今年は小学校のほうに中学校が、いつも6年生を対象に中学校の教員が説明に行くんですけども、教員が説明するだけではなくて、中学校の生徒会が説明に行っているんです。だから、新しい取り組みもあるわけですね。

学校というのは、例えば今度の新指導要領でもそうなんですけれども、授業時数が増えたりするとか、それからいろいろな諸課題があって、学校行事については毎年見直したりしているわけですよ。その中でどうその行事を精選して効果的にやっていくかというのは大きな課題ですので、恐らくそのキャンプ自体の事例はわかりませんが、いろいろなやっぱり狙いとか方法とか、それから教員の負担等とか、子どもたちの声とか保護者の声とかも聞きながら、総合的に判断されたんだろうと思います。

だから、おっしゃるようにいい行事がなくなっていくということは、なるべくなくしていきたいんですけども、総合的な大きな中で、どの活動をつくって、どの活動を削ってというような中で判断されたんだろうと思います。

今おっしゃっていただいたように、今後も小・中が連携して、9年間で子どもたちを地域、保護者の見守りの中で育てていくような仕組みを、教育委員会としてもつくってまいりたいと思っています。

○議長（橋本 健議員） 4件目について再質問はありませんか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 良質な水道水の安定供給についてですが、平成29年度から平成33年の5カ年の計画ということで、かなりちょっと長い期間の工事になりますね。

要望というかお願いですけども、事故のないように、この件に関しましてはぜひともお願いします。進めていっていただきたいと思います。

やはり防災面において、非常に効果的というか、緊急時用配水管も新設するというので、非常に新しい取り組みで、非常にすばらしいことだと思いますので、事故のないように進めて

いっていただくようお願いして、この件は終わります。

○議長（橋本 健議員） 回答はよろしいですね。

○14番（長谷川公成議員） はい。

○議長（橋本 健議員） 5件目について再質問はありませんか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 最後、高齢者福祉の推進についてですが、移動販売車は販売開始から3カ月が経過しというふうにおっしゃられたんですが、ちょっと余り私も、申しわけないですけれども認知してなくて、えっ、そんなのがあったんですかという、今ご答弁を聞いて、ちょっと私の勉強不足で大変申しわけないんですが、もうちょっと内容を具体的にお尋ねしたいと思います。

まず、これ言っているのかどうかかわからないですが、まず店名ですね、どこの店と提携して今やられているのか。

それと、申し込みに関して、利用者の申し込みに関しては、個人でやるのか、例えば自治会でやるのか。例えば、じゃああその公園のところに来ますよとか、公民館に移動販売車が来ますよというふうにやられるのか、もうちょっと具体的に教えてください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） まず、店名でございますけれども、今回移動販売をされている事業所といたしましては、五条にありますスーパージョイント太宰府店さんの移動販売ということになっております。「とくし丸」という名前で、多分、市内時々走っておりますので、派手な軽トラックを見られたことがあるんじゃないかなと思います。

それと、申し込みなんですけれども、これにつきましては個人、団体いずれもできるようになっておりまして、登録されたところを順次回っていくというような形での移動販売をしています。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） ありがとうございます。「とくし丸」、何かテレビでも見たことはありますね。

自治会でも個人でもということは、一軒一軒でもオーケーということだと理解したんですね。したら、結構何というんですかね、移動販売車を運転される方にしたら、結構何かタフな仕事ですね。例えば1軒行ったら、また次。そういったところで、1軒申し込めば、周りの方々が出てきて買い物ができるような、申し込まないとできないということではないんですかね。

申し込まないと買い物ができないのというのがまず1点と、やはり周知がうまくいってないような私は気がしております。ですから、これ回覧板で回しているのかちょっと、販売事になる

のでどうかかわからないですけれども、やはり何かあるたんびに、そういったPRをぜひともし  
ていていただきたいと思います。まず、それが要望ですね。

それと、申し込みがない人は買い物ができないかどうか、最後にご答弁をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 今この今回の移動販売につきましては、申し込まれたところを中心  
にルートを設定してあります。そのルートをずっと回っていくわけですけれども、その申し込  
まれたところにとまって、そこでほかの人も当然そこでは買えます。そういった形で販売をし  
てありますので、多くの方にやっぱり利用していただきたいというのが、私たちも考えている  
ところでございます。

周知につきましては、あくまでも個人の経営、個人といいますか、会社の経営でございます  
ので、そこでの努力というのが必要になってまいりますけれども、私どもとしましても、機会  
を捉えては、こういったことをやってある事業所がありますよということで、お知らせ、そう  
いったものは積極的にやっていきたいというふうには思っているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 以上で会派太宰府新政会の代表質問は終わりました。

ここで11時まで休憩をいたします。

休憩 午前10時44分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会派幸光の代表質問を許可します。

9番宮原伸一議員。

〔9番 宮原伸一議員 登壇〕

○9番（宮原伸一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問いたしま
す。

1件目ですが、所信表明について。

行政サービスの充実について伺います。

市長は、公約でお約束いたしました項目につきまして、着実に取り組みを進め、その成果が
あらわれているとご説明がありましたが、具体的にどのような公約があり、どれぐらいの成果
があったのかお聞かせください。

2件目ですが、子育て支援の推進について。

保育サービスについて、いまだに減らない待機児童についてお聞きいたします。

待機児童については、去年始まったことではないにもかかわらず、いまだ待機児童の解消に
は至っていません。今のままでは、いつまでたっても待機児童の解消にはならないと思いま
す。

大学卒業の新規雇用は、福岡市や待遇のよい保育園に就職してしまう現状ではないでしょうか。潜在保育士に関しましては、待遇や給与、また残業とたくさんの課題があります。このようなさまざまな課題などをどのように充実をお考えか、具体的にお尋ねいたします。

3件目ですが、障がい福祉の推進について。

相談体制の充実について、今回、元気づくり課への子ども発達相談係の新設に関しましては、市長を評価いたします。

発達に支援が必要な子ども及びその保護者に対し、相談事業を通じて、育児に対する支援とともに、発達の特性の早期発見、早期支援の充実を図ってまいりますとありますが、以前私自身も一般質問で質問させていただきました。今回、子ども発達相談係を設けることにより、今後どのような具体策をお考えなのか、お伺いいたします。

4件目ですが、学校教育の充実について。

問題行動等解決のための支援について、これまでの適応指導教室を教育支援センターに改編し、学校と適応指導教室指導員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等との情報の共有化及び連携強化を図ることで、いじめや不登校等の未然防止、解決に取り組むとありますが、具体的な取り組み、いじめの早期発見をどのようにされるのか、お伺いいたします。

5件目ですが、計画的なまちづくりの推進について。

(仮称) JR太宰府駅設置を含む佐野東まちづくりにつきましては、平成26年度に作成いたしましたまちづくり構想に基づき、本年度実施しました佐野東まちづくり調査の資料をもとに、地権者を中心としてまちづくりにご検討協議をしておりますとありますが、市がかかわらず民間手法と聞いていましたが、市長の施政方針を聞けば、かなり市がかかわるように解釈いたしますが、そのような解釈でよろしいのかお伺いいたします。

6件目ですが、中学校完全給食の実現について。

中学校完全給食につきましては、平成28年12月定例会でも一般質問させていただきましたが、いまだに納得いかない点があります。議会での中学校給食調査研究特別委員会、また太宰府市立学校給食改善研究委員会の答申も、主食、おかず、ミルクから成る完全給食を全ての生徒に対して実現していくことが望ましいと考えますとあります。このことを検討された前回一般質問でもお聞きしました。

今後、デリバリー方式での中学校完全給食の説明会を実施していく中、余りにも時間がないのではないのでしょうか。短期間に実施していくのなら、詳細な計画があると思いますが、その計画をお伺いいたします。

7件目ですが、九州国立博物館における夜間開館の実施への支援について。

「明日の日本を支える観光ビジョン」に沿って、本市の豊富で多様な観光資源の魅力をさらに高めてまいります、その施策の一つと考えておりますのが、九州国立博物館における夜間開館の支援でございますとありますが、具体的にどのような支援を進めるのか、お伺いいたしま

す。

なお、再質問については議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ただいま施政方針等に関することについて、市議会会派幸光を代表されまして宮原伸一議員よりご質問をいただきましたので、順にご答弁申し上げます。

最初に、所信表明についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の行政サービスの充実についてですが、私の市長選挙時に公約としてお約束した充実させる行政サービスの項目ですが、先日の施政方針で述べましたもの以外といたしまして、小・中学校エアコン設置、子育て支援、保育所の整備、高齢者の見守り支援、介護施設の充実、障がい者福祉の充実、防犯・防災の充実、全面的な情報公開、宿泊施設の誘致、太宰府ブランド開発、観光おもてなし宣言、インフラ整備、交通渋滞解消がございます。

このうち小・中学校エアコン設置につきましては、昨年度市内全学校に設置が完了しております。子育て支援につきましては、子ども医療費の拡大としまして、本年度10月から小学校6年生までの通院医療費及び中学3年生までの入院医療費の助成対象範囲を拡大いたしました。

また、保育所の整備につきましては、社会福祉協議会が運営する太宰府園の建てかえや、水城保育園を運営する社会福祉法人一光福祉会の新園建設の計画が向佐野地区で進行中です。

また、介護施設の充実につきましては、現在内山区に新たな特別養護老人ホームが建設中がございます。

障がい者福祉の充実につきましては、障がい者の大学通学を支援するための制度を本年度から設けております。

防犯・防災の充実では、防犯カメラを昨年度は1基、今年度新たに2基設置したほか、3月11日の安全・安心のまちづくり大会では飲酒運転撲滅宣言を行い、市民の皆様に飲酒運転撲滅を呼びかけるため準備を進めております。

全面的な情報公開につきましては、主要な計画などを策定する際にはパブリックコメント募集時に説明会を開催して、市民の皆様に案の内容をできるだけわかりやすく説明をしている状況でございます。

また、高齢者の見守り支援、宿泊施設の誘致、観光おもてなし宣言、インフラ整備、交通渋滞解消につきましては、来年度以降、順次取り組んでまいるところでございます。

続きまして、子育て支援の推進についてのご質問にお答えいたします。

保育サービスの充実についてでございますが、保育士の処遇改善につきましては、市独自の事業はございませんが、平成29年度政府予算案において、保育園等に勤務する全ての職員を対象に、月額6,000円の給与アップに加えて、キャリアアップの仕組みを構築し、経験年数がおおむね7年以上の中堅職員に対して月額4万円、おおむね3年以上の職員に対しても月額5,000円の給与アップが予定されております。

また、保育士不足につきましては、市内の認可保育所につきましても同様の課題となっておりますので、1月末に実施いたしました市内認可保育所合同による保育士採用の説明会を継続的に実施することにより、保育士の確保に努め、定員を超えての入所を検討いたしております。

続きまして、障がい者福祉の推進についての質問にお答えいたします。

相談体制等の充実についてにつきましては、現在就学前児童の発達に関する相談窓口といたしまして、福祉課の障がい福祉係に位置づけております療育相談室きらきらルームにおきまして、その対応をいたしておりますが、このたびの機構改革におきまして、名称を子ども発達相談室に改め、係として新設するとともに、関係部署との連携を今まで以上に図るよう、現在保健センターと子育て支援センターを担当しております元気づくり課の中に子ども発達相談係を配置することによりまして、子育て支援というくくりで育児に対する支援とあわせて、発達に支援が必要な子どもとその保護者に対しまして、適切な相談の機会と支援体制を整えるものがございます。

また、乳幼児健康診査など母子保健事業や子育て支援事業などの横のつながりを充実するとともに、入学を控えた児童に対しては、必要に応じてきらきらルームの臨床心理士が教育支援委員会に同席し、発達心理検査の報告を行うなど、教育委員会との連携も既に図っております。

このように、発達上の問題や支援の必要性に関して早期に発見することが可能となり、今後の個々の発達の特性に応じた生活支援につなぐとともに、課内や関係部署との連携を密にとることにより、相談体制等の充実を図るものであります。

さらに、教育委員会におきましても、近隣の幼稚園、保育所と連携し、発達心理検査の実施、検査結果のフィードバック、教育相談を計画的に実施しております。この仕組みは、平成26年度から実施し、発達上の課題が想定される子どもたちの早期発見と、個々に応じた適切な教育環境の整備につながっております。

続きまして、学校教育の充実につきましてのご質問は、後ほど教育長がお答えいたします。

続きまして、計画的なまちづくりの推進についてのご質問にお答えいたします。

(仮称) JR太宰府駅設置を含む佐野東地区のまちづくりは、民間手法による面整備の中で行っていくこととしていますが、今後は本年度に行っております佐野東まちづくり調査の結果をもとに、地権者の方々と、事業の実現性とまちづくりの方向性について話し合ってもらいたいと考えております。

続きまして、中学校完全給食の実現についてのご質問にお答えいたします。

中学校給食の実現に向けて、どのように保護者の理解を得ていくのかという点につきましては、中学校給食実施までのロードマップに示しておりますとおり、市PTA連合会、各中学校のPTA総会、新入生説明会、学校運営協議会などの場をおかりしまして、説明を行っていく予定であります。

内容につきましても、実施方針とロードマップ、新しい給食制度の大枠、新しい給食制度の詳細というように、進捗状況に応じて段階的に計画いたしております。これらの説明会を通じて、保護者の皆様のご理解を得られるように努めてまいりたいと考えております。

続きまして、九州国立博物館における夜間開館の実施への支援についてのご質問にお答えいたします。

九州国立博物館では、来月末から金曜日と土曜日の開館時間を午後8時まで3時間延長することとございます。本市としましては、博物館が単独で夜間開館を行うだけではなく、この夜間開館を機に、九州国立博物館と市、太宰府天満宮、太宰府観光協会、太宰府市商工会等が連携して、周辺を含めたエリアの夜のにぎわいづくりにつながらないかと検討しているところでございます。

具体的には、まず九州国立博物館への動線の演出としまして、天満宮参道の一部のライトアップを計画しているところでございます。

以上のように、ご質問の件につきましては答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分に参考にさせていただき、一層の努力をしてまいる所存であります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（木村甚治） それでは、4件目の学校教育の充実についてのご質問につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

太宰府市適応指導教室、つばさ学級ですけれども、これを教育支援センターに改編することについてでございますが、主な目的は、児童・生徒及びその保護者、各学校に対しまして、不登校やいじめ等の未然防止あるいは解消、解決のための支援を充実させることとございます。

これまで青少年相談センターとして、その中に適応指導教室つばさ学級を設置いたしまして、不登校の児童・生徒に学習や体験の場を提供してまいりました。またあわせて、児童・生徒の指導だけでなく、各種小・中学校の不登校やいじめ等の状況について情報の収集を行ってまいりました。

ご承知のとおり、つばさ学級は市の適応指導教室として大きな役割を果たしてまいりましたが、不登校やいじめ等の未然防止という視点からの施策、あるいは指導員と学校現場との連携という点においては、改善の余地がございました。

そこで、今後につきましては、つばさ学級がこれまで持っていた機能に加えまして、1つ、収集した情報の分析を行い、広く教員等に提供したり、有益な情報を積極的に発信したりする情報センターとしての機能、2つ、教員等を対象とした不登校やいじめに関する研修を計画、実施する研修機関としての機能、3つ、学校とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等との連絡、調整を行うコーディネーターとしての機能といった3つの機能を持たせまして、役割の拡充と一元化を図ってまいります。

結果といたしまして、各学校と有機的につながり、中核としての役割を担う教育支援センターとして、これまで以上に広く児童・生徒及びその保護者、各学校に対して充実した支援が行われるものと考えております。

以上のとおり、ご質問の件につきましては答弁してまいりました。ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営等に当たり十分に参考にさせていただき、一層の努力をしてまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1件目について再質問はありませんか。

9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） 答弁ありがとうございました。先ほど答弁の中で、いろいろ公約で進められている成果をいろいろ聞いて、高齢者の見守り支援、宿泊施設の誘致、観光おもてなし宣言、インフラ整備、交通渋滞解消については、まだ手をつけられてないということでしたので、この遅れているのか、その理由をお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 観光推進担当部長兼観光経済課長。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） まず、私のほうの宿泊施設の誘致、観光おもてなし宣言、この件についてご回答させていただきます。

まず、宿泊施設の誘致についてでございますが、昨年、今年度からいろいろな事業体と、太宰府にとってどのような宿泊施設が有利なのかということの協議等は進めておるところでございますが、まだ決定ということには至っておらないというのが状況でございます。

次に、観光おもてなし宣言につきましては、現在進めております観光推進基本計画、こちらの計画が策定された時点で、観光おもてなし宣言を行うということを考えておるところでございます。

この2件については以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） インフラ整備と交通渋滞解消につきまして、私のほうからご回答をさせていただきます。

まず、渋滞解消に向けて、今市民と語る会等々で回らさせていただいて、非常に皆さんの生活に支障があるというご意見をいただきながら、私どもとしてどういうことをすればいいかということで、今検討をさせていただいていますが、実は平成29年度からは、今度公共交通の地域交通網計画を作成させて、来年平成29年度、平成30年度の2カ年をかけて作成させていただく中で、渋滞解消に向けて道路整備、それとあと鉄道事業者、バス事業者等との連携を図りながらやっていくということで、まずは大きな計画として、まず交通量調査と計画ということを作成していくということを、今させていただこうというふうに考えています。

あと、早期にできることとしては、今太宰府小学校と地域ともお話しさせていただいていますけれども、通学路の整備とか、そういうこともできることとして、平成29年度に何とかでき

ないかということで、今後関係者と協議しながら進んでいきたいなど。

そういうことで、短期ですぐにできるものと、やはり長期、少し時間をいただきながら、大きな面的な整備が必要なものとかということをし分けしながら、今進めさせていただいている状況でございますので、何もしてないというよりも、平成28年度はその平成29年度へ向けての計画を作成させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 高齢者の見守り支援についてでございますけれども、これにつきましてはこれまでも安否確認、そういったところでいろいろな形で実施はしてきております。

ただ、現在第3次の地域福祉計画を現在策定中ございまして、この分が平成29年度からの計画となっております。その中では、こういった高齢者の見守りとかそういった部分につきましても、行政、また地域、そういったところが一体となった取り組みとして、いろいろな形で進めていく必要があるというような計画を盛り込んでおります。そういった中で、具体的な動きというのも今後はっきりとさせていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありませんか。

9 番宮原伸一議員。

○9 番（宮原伸一議員） いろいろありがとうございました。また、いろいろ今後もありますので、進めていただくようよろしくお願いいたします。

もう一つ思うのは、ここに公約というのが上がっていたんで、ちょっと市長にお聞きしたいんですけども、大体選挙公約として給料の2割削減、市長の退職金の削減というのがマニフェストで上がっていたと思うんですけども、これに関しては何か説明があればお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ご質問が行政サービスの充実についてということがメインでございましたので、その件には触れておりませんでした。今おっしゃったことについては、今回の議会に提案していることもございますし、公約として上げていることでございますので、しっかり考えていきたいというふうに思っている次第です。よろしくお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 2 件目に入ります。

再質問はありませんか。

9 番宮原伸一議員。

○9 番（宮原伸一議員） 子育て支援の推進についてですが、今まで本市の対応では改善も見られず、解消までの方向性が不透明な状況です。課題取り組みについては、市長のリーダーシップで結果が求められるよう、今首長としての責任は重大であり、本市の喫緊の重要課題でありますので、待機児童対策の具体案の刷新を平成29年度に確立していただきたいと思っております。これ

はもう要望で終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 3件目に入っているんでしょうか。

3件目、再質問はありませんか。

9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） 発達障がいに関しましては、早期発見、早期対応が大事と聞いております。医療関係では、3歳までの教育も大事という話も聞いております。例えば、保育園から義務教育化を進めるなどの話も聞いています。また、保育園児、幼稚園児全員を対象にスクリーニングを行い、早期発見、早期対応を行ってはいかかと思いますが、このスクリーニングに対してお答えください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 今言われたのが、園児に対する発達検査等の実施ということでございますけれども、今のところそういった発達検査、子どもに対して特別に全体で行うというようなことはやっておりません。

いろいろな保育園とかそういったところで、ちょっと支援が必要かなというような子どもたち、そういったものにつきましては、個別の相談というのは当然受け付けておりまして、また療育相談室、こちらにつきましても、ほとんどの紹介経路といたしますか、相談の経路といたしますのが、保健センターであったり幼稚園や保育園、こういったところが大半を占めております。

そういった中で、気になる子どもたちというんですか、そういう心配のあるような子どもたちにつきましては、個別な対応という形で今のところ進めておりますので、まだ全体をそういった形でやるというところにはまでは考えはございませんので、今後いろいろな事例等も調査はしていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありませんか。

9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） 先ほどから言ったスクリーニングに関しましては、近くの市でも児童、子どもたちに全員に対してやっているところもありますので、その成果が出て、早目に発達障がい等がわかって、治療して治ったとか、落ちついたということもありますので、これは要望でございます。できるだけそのような形でやっていってもらったらと思います。

また、早期発見、早期治療を行えば、たくさんの症状が治ると、先ほども言いましたけれども、聞いております。このような中、幼稚園、保育所、小学校、中学校との横の連携というのは、常にかどうか、大体何か会議があったりとかで、そういうことは行われていますか。お願いします。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 療育相談室と他の部署との連携ということになろうかと思っております。

れども、主に関係するところといたしましては、保健センターや子育て支援センター、また保育所、また学校というところになってくるかと思っております。それぞれにつきましては、必要に応じてケースの情報交換、これは月に1回程度開催をされております。

また、個別に連携をしながら、それぞれ必要に応じた会議というのが開かれておりますので、それぞれの連携会議でありましたり、また要保護者の会議、また教育支援委員会、そういったところにつきましても連携をとりながら、子どもの状態に応じた対応をしているところでございます。

ただ、これにつきましては、今後全体としてのやはり定期的なケース会議、そういったものも開催が必要ではないかというふうに今のところ課題として捉えておまして、これにつきましては今回の機構改革の中でも、そういったところが体制がとりやすいような、そういった状況に変わってまいりましたので、具体的に進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 済みません、先ほど教育長の答弁の中でも申しましたとおり、教育委員会としてやっていることが、幼稚園、保育園、これ近隣の20程度の幼稚園、保育園、保育所なんですけれども、そちらのほうに発達心理検査、要するに気になるようなお子様がいらっしゃったら、発達心理検査をやってみませんかというような内容のお知らせをしまして、教育委員会のほうに配置しております特別支援教育コーディネーターのほうで、希望されたお子さんに実施をして、その後に、当然その発達心理検査を行ったわけですから、フィードバックをしなければいけないので、教育支援コーディネーターが幼稚園、保育所のほうに出向いて、保護者の方の一つ一つ開設をしながら説明をしております。

それから希望があれば、それらのお子さんについては、小学校に入ってどのような就学先が適切か、例えば特別支援学校とか特別支援学級とか、通常学校において通級指導教室に入るかどうか、そういったこととか、どんな教育環境を整備する必要があるかということを検討する教育支援委員会のほうの協議にのせるようにしております。

ちょうど平成26年度から始めているんですけれども、平成26年度から34人、44人、59人というふうに、教育支援委員会のほうにつないでいる園児はだんだん増えているというような状況がございます。

○議長（橋本 健議員） 4件目に入りますが。

4件目について再質問はありませんか。

9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） 学校教育の充実についてですが、この適合指導センターですけれども、これは人員は増員されたのかお聞きします。

それと、現地は関屋にあるところがいいんですね。先日、ちょっと私、現地のほうを見に行ったんですけれども、ちょっと中核を担う建物が場所的にわかりにくい。外装、内装もちょ

っと老朽化が進んでおり、1階にあるエアコンとかは、かなり古いエアコンが天井からつり下げられていましたので、その辺の腐食等で落下のおそれとかあるんじゃないかなと思って見てきました。

また、このエアコンに関しましては、型が古いので、新型に変えることによって電気代もかなり安くなり、トータルコストを考えるとどうかなというところを感じました。

また、外装につきましては、塗装を施して、明るいイメージ等をして、児童・生徒、保護者を迎えられる体制をつくれないうか、ここをちょっとお聞きいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 人員を増やすということについては、人員を増やして体制を強化しようというふうに検討しております。それはしております。

それから、場所がわかりづらいという点ですけれども、実はこれまでつばさ学級のほうから保護者に働きかけるということをそれほど、要するに受け入れるというようなところが中心であって、積極的に、いわゆるそういったふうに不登校になっていないお子さんの保護者の方にも知らせるというようなことを、これまで十分やってきてはいなかったんですね。

それで、実は今度教育支援センターとして、情報センターとしての機能もということで先ほど説明いたしました、4月に一斉に保護者の方に、教育支援センターにはこのような機能があります、このようなことを相談できますとかというお知らせのプリントを配布して、その中に地図等を載せて十分周知をしていきたいなというふうに思っていますので、これまで以上にもっと積極的な情報発信の中で、場所等にご理解いただくように努めてまいりたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） あと、1点目の老朽化の課題でございます。現行、青少年相談センターでございますが、これが昭和43年で、もう築49年になるというセンターでございます。全体の施設のあり方に関しましては、もう抜本的に考える時期に来ているというふうに考えておるところでございます。そのために、来年度、公共施設の再編計画を策定して、根本的にはその計画に基づいて実施していきたいというふうに考えております。

ただ、それよりも切迫した問題等については、現地を十分確認させていただいて、それにかかわらず、その計画にかかわらず至急やっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4件目について再々質問はありませんか。

9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） ありがとうございます。いろいろ建物等とか、いろいろ検討していただいて、進めていってほしいと思います。

また、不登校児が、きれいにさせていただくことで、一人でもつばさ学級等に通って高校に行けるようにとか、また小学校、中学校に通えるように、改善をよろしく願いいたします。こ

れは要望です。

○議長（橋本 健議員） 回答は要りませんね。

○9番（宮原伸一議員） はい。

○議長（橋本 健議員） 5件目について再質問はありませんか。

9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） 計画的なまちづくりの推進で、JR太宰府駅設置に含む佐野東まちづくりについてですが、この間も予算化はしないということで、調査の400万円でしたかね、つくって調査をされた。その調査を利用して進めていくということですが、今後の計画とか予算関係、またJR等の協議は現在というか、これから進めていかれる予定なんでしょうか、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） 今ちょうど計画のほうを策定中でございますけれども、まだ具体的に数字等々はお示しできませんけれども、今この計画が策定されますと、調査が終わりますと、地域別のどういう地域でどういう区画整理が考えられるのかというところの図面とか、それとかあと、一番重要なのは地権者のこともありますので、まずは調査をした結果を庁内の会議、経営会議等々で、どういう方向性でやるのかということを確認させていただくのが、まず最初かなとは思っております。

それをもとに、また議会のほうの特別委員会もございますので、その特別委員会の説明とか、あとそれをもとにどう、地権者のまずは代表だと思っておりますので、代表者にどう説明していくのかとかということも今考えているところでございます。

それとあと、どうしても市域とか市境といえますか、筑紫野市ともやはり関係がありますので、昨年8月に私が筑紫野市の建設部長のほうにこういう、筑紫野市の建設部長も交代されたこともあって、佐野の東のまちづくりという構想がございますという説明はさせていただきましたので、それとあとJRにつきましては、まだ私も8月9日にJRの担当課長とお話をした際には、実はJRの担当の課長もかわってしまして、継続した審議はずっと聞いているということだったので、そういう調査をもとにJRのほうにも、もちろん市の内部の方向性といえますか、どういうことで話しに行こうという結果が出てから、お話には上がりたいなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 5件目について再々質問はありますか。

9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） ありがとうございます。今聞いた限りで、地権者、隣の筑紫野市、JR、進めていってもらっていますので、あとはちょっと特別委員会もありますので、その辺しつかりとやっていただくことを要望いたします。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 6件目入りますが、6件目について再質問はありませんか。

9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） 6件目、中学校完全給食の実現についてですが、市長は今回デリバリー方式を進めると言われましたが、先ほども言いましたが、議会の中学校給食調査特別委員会では、自校式が望ましいと要望書を提出いたしました。しかし、議員協議会で議員全員にデリバリー方式を進めていくと説明だけがあり、議員には採決も与えず話が進んでいますが、喫食率の問題、アレルギー問題等の大きな問題を市長自身がどのような責任を持って解決をしていただくのか、ちょっと疑問に思います。

保護者の大半は、デリバリー方式など一切望んでいないと思います。ここで誤解があるといけませんので、デリバリー方式がいけないという意味ではないので、そういう意味で決してありませんので、お伝えしておきます。

議会の特別委員会の要望を無視し、強引に進めていって大丈夫なのでしょうか、その辺教えてください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 具体的なことについては、後の担当で回答させますが、議会の意思を無視してということは決してないというふうに私は思っておりますし、いろいろな検討の中でそういうことを選択し、平成30年度の実現という形で進んでおりますし、その進行についてはかなり着実にこの3月まで来ておると思います。

4月以降、具体的に学校での説明会等々という形で入るというふうに動いておりますし、その進行については着実に進んでいるということでございますし、いろいろなご意見出てくるかと思いますが、ご回答しましたように、保護者の皆様のご理解をいただきながら、この問題について、あるいは議会の皆様にもいろいろな報告をしながら、実現していきたいというふうに考えておる次第でございます。

私からは以上です。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 提供する方式としてはデリバリー方式なんですけれども、提供する内容、子どもたちが毎日食するものですから、内容としては、今のランチサービスの内容をそのまま子どもたちに提供するというふうには現在のところ検討しておりません。可能な限り学校給食法、学校給食の衛生管理基準とか実施基準ですね、それにのっとった内容のものを提供したいというふうに考えております。

アレルギーについても、どこまでその部分に対応できるのか。今の小学校の給食と比較することではなくて、どこまで対応できるのかということも踏まえて検討していきたいというふうに思っておりますので、今のランチサービスとは違った内容のものというんですかね、そういったものを子どもたちに提供していきたいというふうに現在検討しているところです。

○議長（橋本 健議員） 6件目について再々質問はありませんか。

9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） 給食問題に関しましては、私だけが感じるのかとも思いますが、市長の任期のあと2年のうちに、公約づくりということではたばたされているような感じがするのですけれども、その辺はどんなふうですかね。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） ご回答申し上げます。

これは市長公約ということで、市長が期間中に実現するというところで進めさせていただいております。もう少し市長の思いとしては早くから実施したいということでもございましたけれども、いろいろな調査、そして議会、それから教育委員会からのいろいろな考え方をいただいて、そしてまた今度平成29年度、具体的に保護者の方、子どもたちの意見を聞いて、それからそういう形で進めていくということで、強行に進めていくということは考えておりません、ある程度そういう期間を持って、そして子どもたち、親との話し合いの中で、またどういう考えを持ってあるかということもまだわかりませんので、基本的には市のほうでそういう体制でいくと、考えを持っていますよということをお伝えしながら進めていきたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7件目入ります。

7件目について再質問はありませんか。

9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） 7件目の九州国立博物館において夜間開館の実施についてですが、この開館の支援ということではありますが、市としてどのような支援をしていくのかお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 観光推進担当部長兼観光経済課長。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） 今回、4月末に国立博物館が金曜日と土曜日に、毎週金曜日、土曜日に夜間開館をするということでございますので、先ほど市長が述べましたように、夜のにぎわいづくり、このためにまずは参道のライトアップを考えております。今現在、小鳥居小路から上に10基の街路灯がございますけれども、街路灯の上部から腕を出しまして、LED照明をダウンライトとして路面を照らすということと、奥行きを出すためにスポットライトをつけたいと考えております。

これはまず半分から進めていきたいと思っております、今後お客様の流れであるとか、各商工会、商店街の方々の動きを見ながら、先の展開を考えていきたいと思っております。

次に、これは私どもだけではなく、天満宮、街路、特にエスカレーターから文書館あたりが暗いということでございますので、あそこあたりも天満宮の中でライトアップ照明をつけて、安全な通行を確保したいというお話も伺っております。

また、参道会につきましても、できる限り多くの方々がお店を出していただけるように、観光協会として働きかけを行うということも伺っております。

このような形で、天満宮、九州国立博物館、観光協会、市、夜間開館に伴う協議会、勉強会とか説明会とか、いろいろな会議を通しまして、何が一番いいのかと、どのようにして食と今後宿泊に結びついていけるのかということもあわせて、4者、西鉄も入れて5者、この中で進めていきたいなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありませんか。

9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） ありがとうございます。この夜間に関しまして、10時までつくんですよ、電気が。そうした場合、観光客の方、地域の方々が来られる際の駐車場の確保というのはあるのか。よく人が立っているところは、もうそんな遅くまで営業しないと思うので、コインパーキングがどれぐらいあるのか、ちょっと私も把握してないんで、ちょっと教えてほしいんですね。

それとあと、10時までということですので、あと防犯上どうなのかなというか、防犯上の対策をされているのか、お聞きいたします。

○議長（橋本 健議員） 観光推進担当部長兼観光経済課長。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） 10時まででございますけれども、実際博物館が開館するのは夜8時ということになっております。それから帰路につかれるということで、最大10時まで点灯しておけばいいのではないかと考えております。

また、先ほど申しましたように、参道には10基の街路灯、小鳥居小路から下にも3基の街路灯がついてございます。明かりは十分にあるというふうには感じておるところでございます。

駐車場につきましては、想定されます大型バスにつきましては、天満宮の駐車センターは開錠しないということを聞いております。博物館におとめいただくということでございます。民間のコインパーキング等ございますので、近隣にはそのコインパーキングを利用させていただくということも想定はいたしております。

また、私どもが参道を明かりをつけますのは、やはり電車で来られた方も含めての考え方でございますので、公共施設を利用される方を中心に進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 以上で会派率光の代表質問は終わりました。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時53分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分



○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会派公明党太宰府市議団の代表質問を許可します。

12番小島真由美議員。

[12番 小島真由美議員 登壇]

○12番（小島真由美議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従って公明党太宰府市議団を代表し質問をさせていただきます。

我が国の人口は、平成20年をピークに減少局面へと入っております。平成27年、2015年国勢調査によると、我が国の総人口は1億2,709万人であり、平成22年、2010年の前回国勢調査に比べて96万2,607人減少しており、年平均19万2,500人減少していることとなります。

合計特殊出生率は、平成26年に1.42となり、9年ぶりの低下を記録いたしました。平成27年ではわずかに上昇が見られましたが、年間出生数は明治32年、1899年の統計開始以来、初めて100万人を割り、98万1,000人であることがわかり、少子化に歯どめがかからない状況が改めて浮き彫りになりました。

人口減少、少子・高齢化に直面する我が国が、今後も活力を維持し成長を続けるための処方箋が、新年度政府予算案に示されています。中でも、返済する必要のない給付型奨学金の創設が盛り込まれたことは、約半世紀にわたって公明党が実現を求めてきた大きな成果です。家庭の経済状況にかかわらず大学進学を可能にすることは、若者の可能性を広げ、日本の未来を担う人材の育成に寄与するに違いないと確信をいたします。

無利子奨学金の成績基準の実質的撤廃や、発達障がいのある子どもを別室で教える通級指導教員の増員も実現することとなります。

さらに、保育士の確保に向け、処遇改善に544億円が計上され、保育士の賃金を約2%引き上げた上で、7年以上の経験があることなどを条件に、月4万円が上乘せされることとなります。

こうした教育施策の拡充や子育て支援は、未来への投資が予算案の重要な柱の一つであることを明示していると言えます。

このような国の動きに合わせて、本市の未来への投資という視点から質問をいたします。

1 件目、子育て支援の推進について。

1、機構改革により元気づくり課、子育て支援センター、保育児童課、生活支援課などが同じ部局となることで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制が強化され、子どもを取り巻く社会的問題に支援の手が行き届くことを期待をいたします。

保育児童課と子育て支援センターにおいては、学童保育、児童虐待などそれぞれ事業が増えることで、4月からのスタートに必要な人員の強化や相談体制のための整備は万全なのか、お伺いをいたします。

2、保育サービスの充実のため募集する3歳未満児の小規模保育施設について、詳細と今後の待機児童の解消に向けた取り組みについてお伺いいたします。

2件目、生涯健康づくりの推進について。

母子の健康と子どもの健やかな成長を目指し、厚生労働省は2017年度から新たな事業を実施いたします。産後鬱予防などの観点から、出産後間もない産婦の健診費用を助成するほか、先天性の聴覚障がい早期発見に向けて、新生児聴覚検査の推進体制を整備いたします。

新生児聴覚検査の結果を把握できている市区町村は68.8%、初回検査の公費負担を実施しているのは6.8%にすぎず、今後都道府県が市区町村の取り組みを支援することになります。本市においても早急に実施に向け、難聴の早期発見への取り組みを要望いたします。

また、発達障がいの早期発見のため、5歳時に健診を行うべきだと考えます。3歳までの健診では、集団行動における問題点は明らかにされにくく、保育所や幼稚園での集団生活の中で、軽度の発達上の問題や社会性の発達における問題が明らかになってきます。就学前から支援を行うためにも、5歳時での健診を行うべきだと考えます。見解をお聞かせください。

3件目、観光基盤の整備充実について。

平成29年度に策定予定の観光推進基本計画の概要についてお伺いいたします。また、観光経済部の各課の事業内容についても、あわせてお伺いをいたします。

4件目、市民のための行政運営について。

人口減少社会に向かい、厳しい財政状況が続く中、市民の安全・安心、行政サービスの充実を確保するため、さまざまな道を選択し、施策を展開していかなくてはなりません。そこで、3点質問をいたします。

近年の行政ニーズの高まりに伴う財政状況の変化や、本市の歳入確保策、中・長期の財政の見通しについて見解をお伺いいたします。

2、財政のマネジメント強化の取り組みについては、これまで何度も質問してまいりましたが、地方公会計の整備状況と財政の見える化の取り組みについて、進捗状況をお伺いいたします。

3、公共施設再編計画について伺います。これまで市は、施設の現状と課題、今後のあり方などを整備し、再編計画を策定される予定です。今ある施設を十分に活用しつつ、あわせて無駄をなくす取り組みとしての公共施設マネジメントを進める大切な計画であると考えます。現在までに公共施設のコストシミュレーションをされたのか、またその結果についてお伺いいたします。

市内施設が次々と更新時期を迎える中で、再編計画とこれからの取り組みについてお伺いいたします。また、長寿命化すべき施設への保全計画の策定も同時に必要だと考えますが、見解をお聞かせください。

以上、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ただいま施政方針等に関することについて、市議会会派公明党太宰府市議団を代表されまして小畠真由美議員よりご質問いただきましたので、順にご答弁申し上げます。

最初に、子育て支援の推進についてのご質問にお答えいたします。

まず、1項目めの子育て家庭への支援についてでございますが、機構改革に伴う保育児童課と子育て支援センターの機能充実について、保育児童課におきましては、児童福祉係と保育所係の2係体制となります。

また、子育て支援センターにおきましては、子ども発達相談室を係として新設し、家庭児童相談室を子育て支援センターに移設することで、あらゆる子育ての悩みや相談に対して一つの部署で対応できるようにし、連携もとりやすくなるようにいたします。これにより、妊娠期から出産、子育てまでの切れ目のない支援体制づくりの一步になっていくと考えております。

なお、子育て支援に関する窓口対応や相談業務につきましては、ひとり親家庭の増加や保育所、学童保育所の入所を希望する世帯の増加により、相談件数が増加するとともに、その相談内容が複雑多岐にわたり、対応する人員を増員する必要がありますが、市役所全体の職員配置のバランスも十分考慮した上で、今後検討していきたいと考えております。

次に、2項目めの保育サービスの充実についてでございますが、待機児童を減らすための具体策として、平成29年度に、入所希望の多い3歳児未満の入所を確保するため、平成30年4月1日の開設を目指して、小規模保育施設の運営事業者を1カ所公募し、国とともに賃貸物件の改修費用として施設整備費の一部を助成いたします。

また、1月末に実施いたしました市内認可保育所合同による保育士採用の説明会を継続的に実施することにより、保育士の確保に努め、定員を超えての入所を検討してまいります。

また、保育所の定員は、昨年4月1日に私立保育所1園の定員を見直しましたことから、現在1,268人であり、今後の定員増につきましては、現在見直し中の太宰府市子ども・子育て支援事業計画の中で、平成31年度までに保育の受け皿を319人増員し、1,587人とする予定でございますので、計画の実現に向けて保育所の新設につきましても検討していく必要があると考えております。

続きまして、生涯健康づくりの推進についてのご質問にお答えいたします。

最初に、新生児聴覚検査の初回検査の公費負担実施のご要望についてですが、昨年の4月以降に新生児訪問。赤ちゃん訪問の際に、新生児聴覚検査の受診について母子健康手帳で確認したところ、およそ95%の赤ちゃんが検査を受診されています。これは検査機器の普及により、大半の医療機関において検査を実施できる体制が整備されてきている状況や、医療機関が出産の際に任意検査として新生児聴覚検査を勧めていることが多いことが、高い受診率になっている要因と考えられます。

そこで、ご要望の初回検査の公費負担についてですが、平成27年度の実施状況は、小島議員が申されますように低い状況で、県内の市町村では1カ所のみが実施されているような状況でありますので、今後は周辺の市町村の動向を見きわめながら検討していきたいと考えております。

次に、5歳児健康診査の実施についてですが、ご指摘のとおり、3歳児健康診査から就学前

健診までの間に、発達障がい早期発見し、就学前から支援を行うことの重要性は認識しております。

しかしながら、実施する場合、成長、発達の状況を評価できる小児科医の協力が不可欠ですが、太宰府市内には3医療機関のみのため、どのような健診を実施していくのか、さらに療育機関が少ない中、発達障がいの発見後、どのようにつないでいくかなどの課題があります。

また、現在福岡県内で実施されているのは3市町のみであることから、今後は5歳児健康診査の必要性、実施方法などの調査研究をまずは行ってまいりたいと考えております。

続きまして、観光基盤の整備充実についてのご質問にお答えいたします。

太宰府天満宮や門前町一帯、さらには観世音寺、戒壇院、大宰府政庁跡、水城跡及び九州国立博物館等の日本有数の観光資源を有することで、年間890万人の観光客が来訪する本市におきまして、今後の本市の観光振興とよりよい市民生活とが共存し、ともに向上し得るために、基本的な考え方、また目標、その具体的な施策を示す太宰府市観光推進基本計画を策定するものでございます。

現在策定中ではございますが、これまでの観光客入り込み数といった数量の概念だけでなく、観光の推進がいかに市民生活の向上に資するかといった視点で、量から質への転換を図るような目標の設定や施策の展開を検討してまいります。

また、観光経済部の各課の事業内容につきましてお答えいたします。

平成29年度の観光推進課の主な事業は、観光推進基本計画の策定のほかに、フリーWi-Fiの整備、太宰府ブランド創造協議会の運営等になります。

国際交流課の主な事業は、これまでで文化学習課の所管でありました大学との連携やキャンパスネットワークの活用のほか、ネイティブスピーカーの掘り起こしと活用などとなります。

産業推進課の主な事業は、女性や若者への創業支援と、農業を軸とした地産地消への取り組みとなります。

続きまして、市民のための行政運営についてのご質問にお答えいたします。

まず、1項目めの歳入確保についてでございますが、新たな歳入確保は本市の重要な課題であるとの考えから、「儲けよう太宰府」をテーマに掲げ、総合戦略を推進しているところでございます。

このような中、平成28年12月からふるさと太宰府応援寄附金、いわゆるふるさと納税事業を導入することで新たな歳入増を図り、現在は地元商工会やJA筑紫と共同し、地元商工業に還元できる新規返礼品の確保に努めるとともに、プレミアム商品券の発行による個人消費の伸びを期待し、個人市県民税や法人税の税収増加になるよう、事業を進めているところでございます。

また、施政方針でも述べさせていただきました、平成29年度には観光推進基本計画を策定し、観光客の滞留時間の延長で消費拡大を図るための施策を検討していきたいと考えております。

次に、財政見通しについてでございますが、お手元の実施計画の資料内に財政計画を記載しておりますが、歳入は国の地方財政計画で示される地方交付税交付金や臨時財政対策債、地方税収見込みなど、本市の現状を分析し、歳入計画を立てておりまして、歳出は第五次総合計画の実施計画をもとに、各種事業に係る費用や市債償還見込み額を算定し、総合計画に沿った形で財政見通しを立てております。

しかしながら、本市では大幅な歳入増が見込めない中、道路新設事業や公共施設改修事業など、国の交付金を受けて進めている事業もあり、将来にわたる交付税等補助金も不確定であるため、長期にわたる財政見通しを立てるのが困難な状況でございます。

次に、2項目めの地方公会計の整備状況と財政の見える化についてでございます。

国の経済・財政再生計画に基づきまして、平成29年度までに地方公会計を整備するよう示されているところでございます。本市につきましては、現在この地方公会計制度に基づく財務書類を作成し、決算につきましては既に広報やホームページに記載し、市民の皆様公表を行っているところでございます。

現在は、一昨年度に国で示された統一基準で求められている固定資産台帳の整備についても、市が所有する資産について調査を行い、本年度中には固定資産台帳の整備を終える予定です。平成29年度は、この固定資産台帳をもとに、国の統一基準に沿った公会計として本市の財政状況を報告させていただき、財政の見える化を進めていきたいと思っております。

次に、3項目めの公共施設再編計画について、現在まで公共施設のコストシミュレーションを実施したのか、またその結果についてのご質問でございます。

これに関しましては、現在策定中の公共施設等総合管理計画素案において、公共施設等を現行どおりに存続させた場合、平成29年度から平成57年度までの29年間に、道路、橋梁、建築系の主要38施設等を合計し、年平均22.8億円の改修・更新費がかかるといったコストシミュレーションを行っております。

次に、再編計画とこれからの取り組みでございますが、再編計画の策定に当たっては、財政状況も踏まえつつ、（仮称）公共施設マネジメント検討委員会を設置して策定作業を進めてまいります。進め方としては、まず個別の既存施設の診断を進めながら、今後新たに必要となる施設を洗い出し、その両施設を複合化していく視点で再編の方向を見出してまいります。

議員ご指摘のとおり、長期の使用に供し得ると診断された施設については、残された耐用年数も加味した上で、長寿命化計画を策定してまいります。

以上のとおり、ご質問の件につきまして答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分に参考にさせていただき、一層の努力をしてまいります所存でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1件目1項目及び2項目について再質問はありませんか。

12番小島真由美議員。

○12番（小畠真由美議員） 市長の施政方針の中にも、前文の中に、子育て、障がい、高齢者などのさまざまな福祉施策と健康づくりや地域活動を有機的に機能させ、市民、事業者、行政が一体となった総合福祉ということを目指すということの前文にうたわれております。そのための機構改革として私たちは捉え、またこの機構改革に非常に、来月からのスタートを期待をして、今回質問に立たせていただいております。

今回私がテーマに掲げました未来への投資というところですが、これは本当に将来を担う子どもたちに、各自治体、その成長段階に合わせてどこにどういう知恵を絞って行政サービスを行い、また支援を行い、そして投資をしていくのかというところが、本当に試金石として今回の機構改革の中で問われる内容ではないかという思いで質問をさせていただきたいと思っております。

まず、部長に2点お伺いをいたしまして、0歳から2歳までのこの小規模保育施設ですね、整備事業についてお伺いをいたしますが、これは全国的にも増えてはきているんですが、さらに問題もありまして、要するに3歳になって次の受け皿となる施設をどうするかというところ、ここが非常に苦慮しているところございまして、特区をとって5歳まで預けられるというような仕組みをつくった自治体もございます。

本市としてはそこまで考えているのか、またこの3歳からの預け入れ先をどういうふうにご考えておられるのか。預かり保育を実施している幼稚園であるとか、また保育所などの連携は、この課題の中で大きな要素だと思いますが、この連携については事業者のほうがされるのか、市のほうがやっていくのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思っております。

それと2点目が、今郊外のショッピングモールなんかは、自分のところの従業員さんのお子さんとおわせて一般のお子さん50人を預かるといった、そういったショッピングモールもたくさん出てきておりますし、本市としてはなかなかそういった大型ショッピングモールもございませんし、大型企業もございませんけれども、健康飲料水であるとか、またお掃除用具の宅配であるとか、さまざま主婦がかかわるような事業者もたくさんあるんですけれども、こういった企業型主導で保育所の設置ができないかどうか、この点をお伺いをしたいと思っております。

それから、市長にお伺いをいたしますけれども、今回のこの保育児童課ですけれども、前回の12月議会でも相当質問をさせていただいたつもりでございました。しかしながら、今回市長の答弁の中でも、市役所全体の職員配置のバランスを考慮した上で、今後検討していきたいと、12月と何ら変わらないご答弁だったということで、非常に残念であります。

この保育児童課については、市長、昨年請願が可決をされ、本当に大きな意味を持って保育所環境の整備に対して指導監督をしていきながら、しっかりとここをやっつけていかないといけないということがあるにもかかわらず、ましてや幼稚園が入り、学童保育が入り、こういった中で人員の整備もまだできずに4月を迎えるといった状況でいいのでしょうか。こういった請願を昨年採択をし、また可決をされた中で、大きな意味がある中で、市長のお考えをお聞かせく

ださい。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） まず、小規模保育施設の件でございますけれども、3歳児以降の受け皿につきましては、この小規模保育施設を公募する段階で、連携施設の確保というのを条件として入れていきたい。結局3歳以上の保育を実施しております保育所と連携をした中で、小規模保育園も開設をしていただくという形をとりたいというふうに考えております。それから、事業者のほうで、その3歳児以降のことも一緒にあわせて考えていただきたいというふうな方向です。

それと、ショッピングモール等の分ですけれども、企業主導型保育事業ということになるかと思っておりますけれども、現在市内にも今のところ2カ所ですかね、病院の中で設置をしてあるところがございます。今回また新たに1カ所、平成29年度中には開設をする見込みが立っております。この企業主導型の保育事業につきましては、太宰府市といたしましても、積極的に事業主さんのほうで検討をしていただきたいというふうに思っている、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） ご回答を申し上げます。

全体的な待機児童がまだまだ解決しないというような中で、昨年度請願が出ておりましたこと、本当に真摯に受けとめております。そして、今年も公立保育所、200人定員ながらまだ、そこにまだ届いてないという体制、今後努力していきたいというふうに思っております。

そのような中で、今機構改革に伴う質問でございました。今回は、以前の……。

失礼しました。保育児童課、ここで子どもさんの関係、保育所、それから保育児童係というような体制でございました。ここを先ほどの請願等を受けまして、これから子どもたちの待機児童、そういうものをどうしていくかということも含めまして、今回保育児童課という課を設置させていただきました。そして、児童福祉係、保育所係ということで係を2つしたところでございます。

先ほど言われましたような業務はついてきますけれども、係長、職員それぞれにできる限りの配置予定をしていこうというふうに思っているところでございます。なかなか一度にはスムーズにいかないかと思っておりますけれども、今後の体制の中で、できる限りの保育児童課を機能を発揮していきたいと、そういうふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありませんか。

12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） ありがとうございます。物理的に厳しいところからまず手を入れながら、機構改革をつくり込むというのが前提じゃないんでしょうか。どう見ても福祉部局と

いうのは人手が足りずにあります。以前も保育所との連携については本当に人が足りずに、1人か2人かで全市の保育所等とやりとりをされている現状があるにもかかわらず、ここに4月から配置ができないというのはいかかなものかという思いもいたします。

そして、子育て支援センターも、新たにここが総合窓口という機能を持つていく形になりますけれども、ここについては男性職員を配置していただきたい。虐待がありますので、そういったところの配慮がなされるのかどうかをお聞かせください。

それと、保育士の確保についてでございますけれども、この保育士の確保については、春日市さんあたりは近くの短大に足しげく通いながら保育士の確保に努めているとか、年1回のこういった説明会ではなくて、頻繁にやはり何か働きかけが必要じゃないのかなと、学生さんです。キャンパスネットワークもあることだし、何かいろいろなルートを使いながら、太宰府の現状と、それから今回国のほうで、先ほども冒頭申し上げましたけれども、主任と保育士との格差をなくしていくというような流れが今できてきております。本市におきましてもこの準備というのは進めていくおつもりであるのかどうか、お聞かせいただきたい。

それともう一つ、今回子育て支援の推進というのは、複雑な問題が絡んでいまして、虐待だけとか貧困だけとかという問題ではありません。成長期の段階ごとに横断的な取り組みを行っていく体制がまず第一義であるというのは、先ほど述べたとおりでございます。

子どもの貧困、虐待、発達障がい等の療育、そして大きな問題である待機児童の解消、そして小学校に上がってからのいじめ、ひきこもりというような、これは連動しながら、子どもの成長期に合わせた段階で、ずっと伴走型の支援をしていくような形での支援体制が、この切れ目のない支援という国策であります。

ここで聞きしたいのは、困窮者自立支援制度の中で、前回も、2年ほど前ですかね、質問させていただいた学習支援についてなんです。この学習支援について、このたび貧困対策としてのこの学習支援に、いよいよ福岡県が乗り出しましたということが大きく報道をされておりまして、福岡県が人材バンクを設置をして、学習支援ボランティアを募って、現在県内で900人が登録をされていると。そして、2017年度当初予算関連経費に計上をされ、1,400人を確保していく予定だということでございます。この学習支援事業を県内37市町村に広げていくという方向で、今県がおります。

生活困窮者自立支援制度における子どもの学習支援事業は任意事業ですので、するかしないかは市の裁量によるわけなんです。2年前ご質問したときに、なかなかいい返事がいただけませんでした。申請を上げるのは、困窮支援のほうの福祉のほうですね。実際にやっていただくような計画を立てるのは、教育部のほうなんです。ここで既に横断的な連携をとっていただかないといけない状況がありまして、この学習支援について、居場所のない子どもたちの居場所、また親以外の大人と触れ合う機会であるとか、また貧困の連鎖を断ち切るために、まずは中学生から始めているとか、学習する場所の提供。

筑紫野市の生涯学習センターを時々訪れるんですが、非常に多くの学生が、きちんとしたも



う机がこうあって、しっかりと勉強する体制ができている状況があって、わあ、うらやましいなと思いがらいつも見ております。どんどんそれが広がってきているんですね、フロアの全体的に。

なかなかこういったところまで太宰府市はいかないわけですので、そういった勉強する場所も含めながら、この学習支援というのは、貧困問題のまず突破口としてやっていくべき問題であって、今民間のボランティアの皆さんがせっかく子ども食堂とかを開設をされ始めて、本当に子どもの貧困に対する支援を行っていかうというような機運が、市内の中にも起こってきているわけですね。

ですから、任意事業でございますけれども、県がこれだけ予算を入れてやっていかうとしている、ボランティアもマッチングもやっていかうという県の計上もされておりますし、また国で見れば、約50%がもう既に学習支援の事業を始めているということでございますので、この学習支援についてもご質問をいたしますので、ご答弁をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） 保育所の企業誘致、それから職員の配置のことをお尋ねであったと思いますので、そのところをご回答させていただきます。

私どもからいいますと、それこそつい先日、待機児童ゼロというのが基本的に難しいということで、再度戦略の練り直しと申しますか、見直しをするというような国のほうでございます。市といたしましても、企業が保育所、そういうものをそういう形でしていくということは、非常に有効な手段じゃないかなというふうに思っております。できる限りそういう企業のほうに努力していただいたいというふうに思っているところでございます。

それから、職員の件でございますけれども、ご承知のとおり非常に職員体制が厳しい中での新しい機構に対しての配置でございます。そのところはできる限り努力してまいりたいというところで、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） まず、保育士の確保の件についてでございますけれども、今回初めて合同説明会というのを開催したわけですが、これは年に1回というふうには考えておりませんで、次は5月から6月ぐらいにかけて、来年の卒業生あたりを対象としたような形でまた開催をするところで、今話を進めております。

また、開催に当たっては、近隣の大学につきましては私ども直接お伺いして、ポスターの掲示とかそういったところを学校にもお願ひしながら、一人でも多くの方に来ていただきたいというところで働きかけをしております。また、遠方の養成校につきましては手紙で、近隣佐賀県であるとか熊本県、そういったところまで範囲を広げまして、お手紙を出させていただいているような状況です。

それと、主任と保育士の差を埋めるという部分でございますけれども、今回厚生労働省が示

しております処遇改善の中で、副主任保育士でありますとか専門リーダー、また職務分野別リーダー、こういったところを配置するようなところで今回の改善の案が出されております。これに基づきまして、当然太宰府市もそういった形を考えていかなくちゃならないと思っておりますけれども、公立保育所につきましては一定職員の格付というのがそれぞれございますので、その中でこういった役割を果たしていただきたいというふうには考えておるところでございます。

それと、横断的な取り組みということでございますけれども、現在もあらゆる分野では連携した取り組みというのはやっておりますけれども、なかなか相談窓口が一本にならないとか、いろいろな内部的にもまだ不都合が生じているような部分がございます。今回の機構改革によりまして、ある程度その辺をスリム化できるような形で、事務の整理をしていきたいというふうには考えております。

次に、生活困窮者自立支援法に基づきます学習支援についてでございますけれども、平成29年度につきましては就労準備支援事業、こちらについて始めていくと。この学習支援事業につきましても、任意事業ではございますけれども、当然太宰府市としても考えていくというところで今話を進めておりまして、事務レベルではございますけれども、福祉課と学校教育課が一緒になりまして、今話を、その準備を進めているような状況でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） ありがとうございます。保育士の処遇改善については、国が予算を入れましてやっていくという流れもありますが、ある自治体、先進地では、生活準備金として5万円だったり3万円だったり、また商品券だったり、家賃の補助であったりとか、そのお子さんも一緒に保育所のほうで預けていいですよというようなことだとか、さまざまな自治体で知恵を湧かしながらやっていっているということがありますので、国の流れだけではなくて、市独自でこういうことをやったほうがいいのかというような、その場その場に合った知恵を絞っていただきたいなと思いますので、どうぞよろしく願いをいたしまして、1件目終了いたします。

○議長（橋本 健議員） 2件目、お願いいたします。

2件目、再質問はありませんか。

12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） ありがとうございます。ご回答の中に、乳児の聴覚検査につきましては、これは約6,000円だとお聞きをしておりますけれども、少ない自治体だからこそ、本市がやる意味もあるのではないかといつも思うわけでございまして、ぜひ検討をしていただくとか、商品券なりお祝いの何かプレゼントをすとか、そういったところに考えると、何かこう喜んで出産をしていただけるような、そういった仕組みづくりも必要なのかなというふうを考えます。

それから、5歳児の発達障がい早期支援の健診についてでございますが、先ほど教育部理事のほうからお話ございました。教育部のほうで就学後の子どもを含めた教育という観点から、幼稚園、保育所のほうを回っていらっしゃるということでございますが、どうか福祉部と連携をとって、お母さんたちは一番心配なのは、学校に上がって教育という部分もそうなんだろうけれども、生活面ですね。どうかかかわり合いをしていったらいいんだろうとか、それに付随する子どものこれからの将来に対するかかわり方とか、トータル的に心配事があるわけですので、それこそOTだとかPTだとかいろいろな人たちの専門的な力もかりながら、福祉部局とそれから学校教育部とが一緒になって、これは取り組んでいけないといけない内容ではないかなと思います。

小1プロブレムという、就学を円滑にして、小学校入学直後の児童が学校に適應できないというこの小1プロブレムという解消について、今先進地ではいろいろなことをされています。今回、健診ではなくにしても、4歳、5歳、どこかで、3歳から就学前までに1回、今されている、学校教育部でやってあることをもう少し具体的に、かかわり方を横断的に持ちながら、そこを強化されたらどうかというふうに思いながら、お話を聞いておりました。

佐賀県の基山町は、新版K式発達検査2001、ABCのアルファベットのKというK式検査なんですけれども、姿勢・運動、認知・適応、言語・社会の3領域の特性を調べるということで、内容は、話を聞いて行動に移せるかだとか、数の概念を理解しているかなど、民間の臨床心理士と社会福祉士、町の保健師が、保育園とそれから幼稚園に行つて観察をして、個別面談を行うという支援を行っております。こういうことを望んでいるんですね、私、今回の意図といたしましては。

病院の先生がいらないからできない、小児科とか云々ではなくて、こういった特性検査というところをしっかりと入れてあげて、お母さんたちのサポートをどうやっていけばいいのかというところが少し見えてくると思うんですね。

ですので、この早期に子どもの特性を把握するというところに力点を置いて、サポートにより長い時間をかけられる、そして学校に落ちついて、お母さんも落ちついて進めるというような、そういった流れは、福祉部と一緒にならないとなかなかできることじゃないのかなというふうに思っています。

このことについて、佐賀大学の障がい児心理の教授のほうからは、この検査方法は、子どもの発達、成長について、他の子と比べるのが目的ではなく、平均とどれくらいのずれや遅れがあるか客観的評価を得ることができるとして、子育てへの不安が高まる中、自治体が取り組むことで、人口増にもつながるというふうに分析をされています。

やはり子育て支援の重きは、今爆発的に増えている発達障がいのお子さんを未就学児でどう支援をするか、そして学校に行き始めてどういう支援をしていくかということに、これから大きなエネルギーが必要になってくるかと思っておりますので、どうか初期段階でしっかりと連携をし合って、今いい事業をされていますので、ぜひここをもっと強化をし

ていただいて、こういった特性検査を入れていただきたいなと思っております。

もう一つ、再質問の中に、前もこれ私、質問入れたんですけれども、要するにお母さんたちが今何が必要なのかいろいろ聞いてみました。現場で聞き取りをいたしましたら、情報がよくわからないというお声が非常にあって、昔のお母さんたちとは、やっぱりちょっと活字離れもあるのかなとも思うんですけれども、少しちょっと様相が違ってしまっていて、今先進地では、スマートフォンで手軽に母子手帳、要するにスマートフォンの中に母子手帳の機能を入れているんです。

もちろん本当の母子手帳も発行はするんですけれども、その中にアプリを入れて、スマートフォンにダウンロードをして、妊娠中から子育て中の親に対して、予防接種の案内が子どもの出生日を登録すると自動的に送られてくるといったこと、また子どもの身長や体重を入力すると、出生時からの発育の推移がグラフでわかってくるとか、そして日常的に使う端末ですから、それをよく見ながら、きめ細やかな育児の支援につながるということで、結構この母子手帳のアプリというのは、多く自治体が採用し始めてきております。

情報の発信ツールとして、やはりICT、私たち議員も今一生懸命進めていますけれども、このICTとかスマートフォン世代の親御さんたちへの対応を、やっぱりしっかり情報として渡していくようなこと、こういったことへの取り組みについてお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 議員のご指摘の子育て応援のアプリの件につきましては、昨年6月議会の質問でもいただいたと思っております。市のホームページのリニューアルを昨年やったところでございますけれども、現在そのアプリの部分につきましては、新しいホームページを導入した後に、アクセス状況でありますとか、子育て情報をごらんになられるご利用者のご意見などを伺いながら、今後の検討課題ということで考えておまして、現在もまだその状況はちょっと変わっておりませんので、お待ちいただきたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありませんか。

12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） ありがとうございます。ぜひ進めていっていただきたいと思えます。

それと、今回発達障がいへの支援という形で移行をされて、またきらきらルームというところが数年前に発足をして、ケアを始められておりますけれども、以前は学校が終わった放課後は、放課後デイサービスということが全然なくて、ご自分のお子さんが、障がいのお子さん抱えられているお母さんたちが任意で立ち上げられて、子どもたちを預かるようなことをされておりました。

大変苦勞をされている時代をずっと私も見てきておりますので、ぜひこの放課後デイサービスが今非常に太宰府市内でも増えてきておまして、私も何件か事業者からも問い合わせがあ

っていたんですが、最近は保護者のほうから非常に問い合わせが多くて、知らなかったですと、こういうそういったサービスができる事業所があるのを知らなかったと、どこに聞きに行けばいいんですかというようなことで問い合わせが 있습니다。

これは、学校に迎えに行き、ご自宅までお届けされるというような、すごく手厚い放課後デイサービスで、親御さんも少し気が楽になりながら、またそこでしっかりと療育ができるといった専門性もある方もいますし、そういった連携は連携で、恐らく福祉課がされると思うんですが、でも現場として、これは事業者側はそうなんでしょうけれども、預ける側の親だとかお子さん側は、これはどこが中心になってやっていくべきなのか、私もずっとこのことを考えておりました。

やはりこういったことの情報提供というのは、進んでいる市はどんどんされております。やはりそれでお母さんたちも安心感が出てくるという状況もございますので、この放課後デイサービスについて、これからどういうふうに行っていくのかお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） この放課後デイサービスにつきましては、本当にそんなに古い歴史というんですか、それはない事業なんですけれども、年々、もう倍々になるほどの利用者の数が増えてきております。非常に重要な事業だとは思っておりまして、この分につきましては、今障がい福祉担当課のほうでこの分については取り扱いをしております。

その中で当然周知等も図っていく必要がございます、福祉の手引とかそういったものには掲載をしておるんですけれども、なかなか全てにわたって周知が行っていないような部分も、今の質問の中であったような状況でございますので、周知につきましては十分に図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） ありがとうございます。ぜひ窓口を一本化にして、切れ目のない支援という形で、わかりやすい相談体制、窓口をつくるのであれば、今旬になってきているこの放課後デイサービスについては、資料なり、太宰府市内にこういう何か所ありますよとか、そこはもうご自分で行って体験されて決められるお話ですので、そういった情報だけはしっかりと与えられるような環境整備をお願いしたいと思います。

2件目、終了いたします。

○議長（橋本 健議員） 3件目について再質問はありませんか。

12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 施政方針の前文冒頭に、市長がこのようにおっしゃっています。

「「国家戦略特区」指定を国、県に働きかけ、規制緩和等を通して産業の活性化を図ってまいります。」と。それから、「本市の豊富で多様な観光資源の魅力をさらに高めてまいります。」というふうに、非常に攻めの観光であるとか、そういった推進を考えていらっしゃるよ

うに思えるのですが、国家戦略特区への要望の内容であるとか予算規模、また市長就任からこの2年間の間、国へどのような要望書を持参されたのか、またそういった県への動きであるとか、そういったことを教えていただきたいと思っております。

それからもう一つ、国際交流課についてでございますけれども、この市政だよりの中に、機構改革が変わりますということで一覧表が載っておりました。国際交流課については、先ほどのご答弁もありましたように、文化学習課で行っていた内容ともうほぼほぼ変わらないということで、これが課になって、観光、経済の波及効果にどうなつるかということは、前回の質問でも申し上げましたけれども、今回臨時議会を招集をされ、そこでも余り説明がなく、多くの議員はこの国際交流課という課への昇格が、どれだけの人件費と組織の無駄遣いであるかということで討論を私もいたしました。ここに対する説明も余りなく、こういったところの戦略が非常にずさんではないのかなというふうに思っています。

本市はそんな余裕はありません。それはたった今お示しいただいたとおりでございます、副市長が子育て支援のほうに人員配備についてご説明があったとおりでございますので、国際交流協会との兼ね合いとかも前回から質問させていただいておりますけれども、この国際交流協会にも優秀な人材の宝庫でございますので、市が情報提供をして、提案などは市が行って、協会の方々にさまざまなことを託すような仕組みづくりであるとか、そしてこの国際というところでは、もう扶餘郡とそんなに学生の交流とか人との交流の内容でしか余りないように見受けられますので、例えば最初から係というところで、インバウンドの対応だとか、外国人とかというところでの経済への対応ではないような気もいたしますし、どう捉えていいかが今でもわからない状況ですので、ちょっとその辺のご回答をお願いしたいと思います。

以上、この2つをお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 今年度、観光推進基本計画を立てるという形で取り組んでおります。具体的に言いますと、いろいろな形で太宰府市内にある観光資源を生かしながら、先ほどありましたように890万人、外国の方が200万人来られとるということを生かしながら、今後の発展について、観光という大きな柱を立てたわけですから、あるいは立てますので、しっかりそのところの計画を立てながら、国、県への要望をその中でいろいろな形で、普通だったらできないこともできるような形のことを、規制緩和をお願いしていく方法以外に、やはりこのまちづくり含めて観光ということで進める以上、とても必要なことではないかと。

なかなか内部で議論しても、あれはできない、これができないということが多いわけですが、やっぱりどこに突破口を見つけていくかというのは、その内容をきちっと作り、国、県にいろいろな要望をしていくことということが必要なことではないかというふうに思っております。

国際交流課の問題ですが、今言いましたようなそういう諸状況に対応するためには、いろいろな形での複合的、総合的な対策が必要だと思っております。国際交流、これだけの外国人の

方が来ていらっしゃる所はございません。先日も韓国総領事館に行って、いろいろなお願いをしてまいりました。

ここ半年、1年の間に総合観光の計画を立てると同時に、いろいろなネットワークも広げていきたいというふうな中で、今おっしゃいましたインバウンドの問題、しっかり取り組んでいく必要があるのではないかと考えておりますが、どちらかという国際交流課は政策的な意味での取り組み、発信ということになり、国際交流協会は主にいろいろな出来事、イベントを実施していく、大学との留学生との関係をつくっていく、そういうすみ分けになるのではないかとこのように考えておりますし、国際交流、本当に大事な課題だと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3件目について再々質問はありませんか。

12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） ちょっと回答になってないところがありまして、国へどのような要望を上げようということ、この国家戦略特区についての内容、または予算規模、それからこの2年間、国に要望をどんなものが上げられたのかということ、具体的に今お聞きをいたしたつもりでございます。

それと、この国際交流課については、インバウンドで、今のご回答であれば、要するに推進課の中の国内旅行とインバウンドと、その戦略の中に入れればいだけのことで、そっこのほうがすっきりと戦略もやりやすいのではないかとこのように印象を受けました。

ですので、もう少し、1年ごとに機構改革も変えられる市も多くありますし、戦略を練っていただければいいかなというふうにちょっと感じをいたしました。

それで、国家戦略特区ということを施政方針できちっと上げられているのであれば、何の特区であるのかとか全くわからないのに、こういったことをおっしゃるといふ意図がわからないので、お聞きをしているわけであって、ここに至るまでにどういう積み重ねがあって、この特区という形になるのかということをお聞きをしたいというふうに今質問で言わせていただいたわけです。

前回、前市長の時代は、地域再生基盤整備事業ということの一つの例にとれば、5年間、高雄の中央通りであるとか、またJR水城駅までの道路ですね、あそこの5カ年計画を持って首相官邸に行かれたりとかした経緯があったりとか、前の、その前の市長さんたちはみんなそういうふうに計画があって、それを認定を受けるための国家戦略特区であるはずであれば、何年計画で、どういった経済効果があるという青写真をつくってこの施政方針での発表でないといけないと思いますが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 観光推進担当部長兼観光経済課長。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） お答えいたしたいと思っております。

今回こちらの施政方針で上げております国家戦略特区の観光に対する件でございますけれども、都道府県知事の認定を受ければ旅館業法の適用除外、民泊が可能であるとか、古民家等の

歴史的建造物の旅館業法適用除外、今現在まだこの辺が旅館業法のほうで触れる部分がございます。

太宰府市におきましては、古民家等がまだ数多く残っております。この古民家等を利用した民泊であるとか、宿泊施設の拡大ということも考えておるところでございます。そのような中で、観光の特区を申請をしていきたいと思っております。

また、特区でございますが、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進するとございますように、今後観光推進の中で規制緩和等の課題が出てまいりましたら、順次国と協議をしながら、特区申請をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

特区については以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） ありがとうございます。規制緩和をすることはやぶさかではなく、前回12月議会でも、私も推進をしていただきたいというふうに申し上げた次第ですので、青写真をきっちりといろいろな形でつくることは大事だと思います。

1つ、これはご要望として申し上げますけれども、民間の力を最大限に使って、観光地としての太宰府市民が喜ぶ観光政策、これはやっぱりプロ集団にお願いしないと、やはりちょっと厳しいところも非常にあって、自治体を対象とした幅広い事業を手がけるメガベンチャーというのが、今すぐく各自治体が使っている状況なんです。

この自治体向け財源確保支援サービス、または情報プラットフォームサービス、BPO支援サービス、これはインバウンドを含む観光、移住・定住の促進など、自治体が抱える問題解決を支援するビジネスプロセスコンサルティングサービスといったこと、また自治体との取引を望む事業、会社に対して、営業、提案を代行するサービス、それからデッドスペースを見つけ提案するサービス、それからニーズ調査のマーケティングリサーチサービスなど、たくさん今メガベンチャーというところで一つのパックにして提供をするような、プロのやはりこのコーディネーターという形でお使いになるような形の観光戦略をぜひお願いをして、3件目、終了いたします。

○議長（橋本 健議員） 4件目の1項目から3項目について再質問はありませんか。

12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 済みません、ちょっと時間が押してきていますので、今回この公共施設の整備計画でございますけれども、固定資産台帳を公会計の基準モデルへの移行に伴って、この評価方法が時価から取得原価へなるのか、そういったこともちょっとお聞きしたかったんですが、残り時間がありませんので省きたいと思っておりますが、ただこの建物等の償却資産に対して、耐震補強とか改良補修の工事費について、資産価値が高まったりとか耐久性が増すと認められるものに対しては、資産形成として純資産変動計算書に計上するという選択肢



がこの公会計で加わるという形になりますね。

この将来の負担がどうなっていくのかとか、そういったことをフローとかでの情報を生かして、今後この事業別または施設別のフルコストで見ていくというようなことが、この公会計の意味合いでもあるんですが、今固定資産台帳の整備と、そしてこの公会計との関係について、少し説明をいただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 地方公会計の整備促進につきましては、平成27年に総務省のほうから、統一的な基準による地方公会計マニュアルが取りまとめられておるところでございます。それに基づきまして、そのマニュアルに基づきまして、統一的な基準による財務書類の作成手順でありますとか資産の評価方法、固定資産台帳の整備手順、連結財務書類の作成手順でありますとか、そういった財務書類の活用方法等も示されておるところでございます。

このマニュアルに従いまして、今現在、固定資産台帳のほうの整備を行っておるわけですが、固定資産台帳の整備につきましては、本年度3月末をもって完了する予定であります。

そういったもろもろの部分での資料をもとに、新公会計を見える化していくというような形で、今後の予算編成、また並びに公共施設の再編の計画策定の中にも積極的に活用していきたいというふうに、このように思っているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。

12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） この再編計画の中で、公共施設の、とにかく古いところの老人福祉センターであるとか、男女共同参画センタールミナスであるとか、南体育館であるとか、白川の地域を一度きちんと整理整頓をして複合化をするというようなこととか、検討をぜひいただきたいということは以前も申し上げたとおりなんですけれども、今国のほうが除却に対してとか複合化に対する国の今補助金、支援が入ってきているはずなんです。これがこういったことをしっかりと、国の補助金、県の補助金とかをうまくメニューの中にのせていって、手出し分を少なくするということが、非常にこれから大事になってくるわけなんです。

ですので、早いところ、まずどこかの1つ決めて、複合するのか、除却をしてそこを一回整備をするのかというものを早く決めないと、この補助金がいつまでかはよくわかりませんが、また消費税の問題もありますし、何かしら急がないといけない、計画の中でも急がないといけないというところは、やっぱり肝として持っておかないといけないと思いますので、ぜひその辺の短期で急がないといけないところ、それから中・長期で計画の中に織り込んでいくところ、その辺のすみ分けをしっかりとお願いをしたいと思っています。

その中で、今回中央公民館の施設改修工事費で、今回約3億4,000万円、箱物が1つ建つぐらいの、つくれるぐらいのもう改修、ただそれも全体的な大規模な改修ではないようなところ

での金額がかなり上がってきています。やはりこういった保全型の改修をやっていかないと、やはり老朽化だから仕方がないというような予算計上では、本当に市が破綻していくのではないかと危機感を覚えるわけでございますので、この中央公民館は、これから図書館も併設されていまして、この図書館も含めて全体的に改修するほうが安くつくのか、または部分的でこれからはずっと改修をされていくのか、この中央公民館一帯については、この改修工事は最終的に幾らぐらいかかるのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） ご提言いろいろありがとうございました。複合化の考え方とかも、ぜひなるべく早い時期に成功事例をつくりたいというような気もしておりますので、交付税措置のある起債も平成30年まで延びたということもございまして、考えていきたいと。

ただ、いかんせん、やっぱりそこをご使用されている市民の皆様の、やっぱりご意見も十分に聞いていかなくちゃいけませんので、そこら辺も抜かりなくやっていきたいというふうに考えております。

中央公民館、図書館の関係で、全体的に一気にやったほうがいいのか、それとも部分的にやったほうがいいのかというふうなお尋ねでございます。基本的な考え方として、施設を1つ建てたら、それと同じぐらいの値段をやはり30年間、40年間に使って保全していく必要があると、30年、40年だけじゃなくて、それは長寿命化すればもうちょっと長く延びるわけでございますが、そういうふうな観点から考えますと、やはり今後の施設整備のあり方というのも見えてくるんじゃないか。

図書館、それから中央公民館につきましても、できるだけ長寿命化して、ただ長寿命化するだけじゃなくて、その施設自体が陳腐化して、なかなか市民ニーズに合わないというようなこともございまして、そこら辺もあわせながら長寿命化していくと。

全体的かそうでないか、部分的かという話になれば、どうしても全体的にやるほうが安くはつくんですけども、やはり市民の皆さんにいろいろご使用していただきながら、やっぱりやっていかなくちゃいけません。そういうことになれば、部分的なものが出てくると思いますけれども、今回からはやはり長寿命化という視点がございまして、やるならある程度一気にとか、そういうふうな視点を加えながら、来年度策定いたします再編計画の中で検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） ありがとうございます。老朽化施設の対応、またインフラもあわせてこの老朽化への対応になると思っておりますので、またこの計画の推移、そして公会計制度とあわせながら、将来の負担比率、老朽化の比率とあわせながら、フローの情報を持ってマネジメントができるような仕組みづくりをぜひお願いをして、代表質問を終了させていただきま

す。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 以上で会派公明党太宰府市議団の代表質問は終わりました。

ここで14時25分まで休憩をいたします。

休憩 午後2時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時25分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会派日本共産党太宰府市議団の代表質問を許可します。

15番藤井雅之議員。

〔15番 藤井雅之議員 登壇〕

○15番（藤井雅之議員） 議長から質問の許可をいただきましたので、日本共産党市議団を代表しまして、6項目について質問させていただきます。

まず、子育て支援の推進について2点お伺いいたします。

子どもの貧困対策についてです。

3月定例会初日の施政方針において、芦刈市長は、第1の柱「健やかでやすらぎのある福祉のまちづくり」において、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策について調査研究を進めてまいりますと述べられました。

貧困率とは、等価可処分所得の真ん中に位置する中央値の半分に満たない人の割合とされており、子どもの貧困率は、17歳以下の子ども全体に占める中央値の半分に満たない子どもの割合で、2012年の所得基準では122万円未満となっています。2015年に政府が発表した最新の数値では、子どもの貧困率は16.3%、約6人に1人となっており、年々増加傾向にあります。

厚生労働省の調査では、中央値と貧困線が下がり始める1998年前後ですが、1996年には労働者派遣法の改正により、派遣業務を16種から26種に拡大し、さらに1999年には原則自由化しました。非正規労働者の急増が始まっていきます。1995年には正規労働者3,800万人、非正規労働者が約1,000万人でしたが、2015年には正規は3,300万人、非正規は2,000万人となっています。平成27年賃金構造基本統計調査で、男女合計の平均賃金は正規で321万円、非正規で205万円ですから、非正規の増加が貧困の増大を招いていることは明らかです。

政府は、2013年に子どもの貧困対策法、子どもの貧困対策推進に関する法律を制定し、翌年、子どもの貧困対策に関する大綱を閣議決定しました。この大綱では、自治体にも子どもの貧困について検討の場を設けること、子どもの貧困対策について計画を策定するようにとあります。

今回の市長の施政方針は、この大綱に基づいた1つであると認識していますが、子どもの貧困対策について、立教大学コミュニティ福祉学部教授の浅井春夫氏は、健康と食の保障、学習権・進学権の保障、経済的支援、労働生活への連結という4つの処方箋を提案されています。今後、太宰府市としても調査研究を進める上で中心に進めていくべきだと思いますが、認識を

お伺いします。

同時に、太宰府市として子どもの貧困根絶に向けて対策条例を制定し、目標を持って取り組むべきであると考えますが、見解をお聞かせください。

次に、子育て支援センターについてお伺いいたします。

子育て支援センターが現在の場所に移転開所して、4月で2年になります。多くの子育て世帯の利用者でにぎわっています。子育て世代にとってはよりどころになっている同センターですが、利用者の方から土日の開所を求める声も寄せられています。開設されて2年、利用者の方のニーズ調査等も行い、開所に向けた取り組みを行うべきと考えますが、見解をお聞かせください。

次に、生涯健康づくりの推進について、元気づくりポイント事業について質問いたします。

元気づくりポイント事業は、補助事業から市単独の事業に、制度スタート当初はスポーツなどが中心でしたが、その後、ポイントの付与が文化事業にも拡大され、地域の自治会行事への参加などもポイント付与の対象になっています。

40歳以上の市民の方に参加資格がありますが、これまでポイント事業を実施してきて、課題の整理も必要になっているところではないでしょうか。ポイント事業を実施して具体的な効果として、例えば医療費の削減など数字の分析をこれまでされたのか、お伺いいたします。

また、ポイント集めることで得られる商品券を使用できる店舗の確保など、事業を継続する上では同時進行で進めていかなければならないこともあると思います。

こういったポイント事業の一つの弊害として、当初の元気づくり、健康づくりという大きな目的が薄れ、ただポイントを集めるためということが主眼になることは、絶対に避けなければなりません。今後も継続的に事業を実施する上で、参加される市民の方が目的を忘れず、元気づくり、健康づくりのために元気づくりポイント事業に参加されるための工夫も必要と思いますが、対応策を含めて答弁を求めます。

計画的なまちづくりの推進について2点お伺いします。

1点目は、秩序ある土地利用計画の推進についてです。

秩序ある土地利用の推進について述べられております立地適正化計画についてお伺いいたします。

人口減ということが言われていますが、人口が減ると財源も減り、従来どおりの施策を展開することが難しくなることから、行政サービスを展開する場合、市民がまとまって暮らしたほうが効率性では有利と言われていますが、人口が減る時代は市街地を縮小させるようとも考えられます。

太宰府市の面積は29.6km²と、規模としてはコンパクトな自治体であると思いますが、今回策定される予定の立地適正化計画では、特定の地域、太宰府市を大きく東や西といった規模で分けた場合、具体的にどこか検討しているところがあるのか、お伺いいたします。

2点目に、空き家対策について伺います。

空き家対策は、これまでも議会で多くの議員が質問してきました。提案されております新年
度予算案でも、空き家対策専門員の賃金も計上されています。

昨年8月、環境厚生常任委員会におきまして、富山県射水市の空き家対策について行政視察
させていただきました。合併で市有面積が拡大したことや雪など、太宰府市とは環境面の違い
はありますが、共通していたのは、現在都市計画課が担当されております空き家対策、全庁を
挙げて取り組むべき必要がある課題であると改めて認識をいたしました。

利活用策の策定あるいは取り壊しなどの対応、さまざまな面が空き家対策においては想定さ
れますが、射水市で印象に残ったのは、安全対策において、消防組織を空き家対策の中に入れ
て対応されていたことでした。射水市は消防組織が単独で、太宰府市は筑紫野太宰府消防組合
という形ですが、太宰府市の空き家対策において消防組織との連携も必要で、検討する課題だ
と思いますが、見解をお伺いいたします。

観光基盤の整備充実について、太宰府館活性化会議についてお伺いいたします。

太宰府館の開館から13年経過しています。昨年10月16日には、小鳥居小路において満月ワイ
ンバーというイベントも企画され、多くの人でにぎわっていました。歴史的風致維持向上計画
の補助金を活用し、水路の復元も行われました。

今後も太宰府館が小鳥居小路の核となる施設の役割を果たしていくことが求められますが、
庁内に活性化会議という名前のつく会議を設置するということは、まず太宰府館が現状は活性
化していないと捉えているのか、見解をお伺いします。

同時に、会議で議論する内容、メンバー、期間もあわせて答弁を求めます。

さらに、今後の太宰府館の活用については、設置をされる活性化会議の結論を受けて進むの
かもお答えください。

芦刈市長は就任後、議会の間やさまざまなところで、太宰府館の活用についての構想も述べ
られておりましたが、今回設置される活性化会議には、市長の構想をトップダウンでおろして
進められていくのか、お聞かせください。

市民のための行政運営について2点お伺いします。

まず、行政改革の推進についてです。

施政方針では、「市民のための行政運営」において、「市上下水道センターを稼ぐことので
きる施設として活用できないか検討する会議を、庁内に設置します。」と述べられていま
すが、ここで市長が捉える上下水道センターとは、現在スポーツ課と上下水道部が業務を行っ
ている建物を指すのか、それとも公文書館の部分まで含むのか、さらに拡大して体育館やグラ
ウンドまで含めた敷地全体を含んだものなのか、まずその点を示していただきたいと思
います。

学校法人国土館から市が現在の敷地を引き継ぐ際、記念碑の除幕式があり、参加をさせて
いただきましたが、その際の祝賀会では、国土館に土地を提供された元地権者の方も参加さ
れており、先祖伝来の土地を手放すことを大きく悩んだという話を聞かせていただきました。
「稼ぐことのできる施設」というフレーズが、当時土地を提供された元地権者の方の思いにも寄り

添う必要があると思いますが、検討会議ではその点についてはどのように進められていくのか、お伺いいたします。

2点目に、財政健全化の推進についてお伺いいたします。

公共施設再編計画について伺います。

議会に示されております太宰府市公共施設総合管理計画（素案）によりますと、現在太宰府市には77の建物系の公共施設があり、規模も大きな主要38施設について検討をしていくとあります。公共施設再編計画策定に当たって、具体的な再編内容を示すと施政方針で述べられていますが、具体的に施設の廃止統合を前提とした計画になるのか、基本姿勢についてお伺いいたします。

さらに、太宰府市の財政運営について、2015年の9月議会で市長に一般質問を行いました。その際芦刈市長は、市債の削減を中心にということを答弁をされましたが、市長就任2年になり、財政運営の中心に置かれていること、今後の方針について答弁を求めます。

最後に、施政方針外のこととして、外郭団体についてお伺いいたします。

施政方針の中では、外郭団体につきまして、「本市の将来像である「歴史とみどり豊かな文化のまち」づくりを具現化すべく、住んでいる人全員が健康で過ごし、地域全体で支え合い、文化的な生活が送れるよう、相互に連携を図りながら、引き続き協議検討していきたいと考えています。」と述べられています。

太宰府市の外郭団体の代表的なものとして思い浮かぶのは、社会福祉協議会、文化スポーツ振興財団、国際交流協会等ですが、日ごろ市長の発言でも、外郭団体に対しては思いがあるように感じています。この施政方針で述べられた外郭団体とは、特定の外郭団体を想定しておられるのか、検討の過程においては外郭団体の再編も視野に入れているのか、お伺いいたします。

再質問については議員発言席で行わせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ただいま施政方針等に関することについて、市議会会派日本共産党太宰府市議団を代表されまして藤井雅之議員よりご質問をいただきましたので、順にご回答申し上げます。

最初に、子育て支援の推進についてのご質問にお答えいたします。

まず、1項目めの子育て家庭への支援についてでございますが、子どもの貧困対策については、福岡県が平成28年3月に策定いたしました福岡県子どもの貧困対策推進計画の中で、計画を達成するための施策体系で、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援の4つの柱を掲げ、市町村を初めとする関係機関等と連携を図りながら、地域を挙げて取り組むとしていることから、庁内関係各課長による会議において、それぞれの柱に関する本市の施策の洗い出しや実態調査について協議を行っております。今後とも県及び他市の動向を注視しながら、実態調査の項目、計画の策定について議論を進めてまいります。

次に、2項目めの保育サービスの充実についてでございますが、子育て支援センターにおきましては、月曜から金曜日まで出入り自由なサロンを設けており、子育て中の親子が安らげる空間になっており、市内外からたくさんの親子で毎日にぎわっております。

議員ご質問の子育て支援センターの土曜日開所についてですが、乳幼児健診や支援センターの利用者アンケートなどでも、市民の要望としてご意見が出ていることは承知しております。現在、土曜日、日曜日の事業として、親子で遊ぼう会やパパと遊ぼう、ファミリー・サポート・センターだざいふの会員登録講習会も開催しており、土曜日を通常開所となりますと、現在の職員体制を拡充する必要があります。筑紫地区の他市の状況も調査いたしまして、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

続きまして、生涯健康づくりの推進についてのご質問についてお答えいたします。

本市では、平成27年度より健康診査、がん検診等の受診やスポーツ活動、文化芸術活動への参加に対して、商品券等と交換できるポイントを付与する元気づくりポイント事業を実施し、市民の健康寿命の延伸を目的に、各事業への積極的な参加を促しております。

特定健康診査の健診受診率は、平成26年度は29.3%でしたが、元気づくりポイント事業を導入した平成27年度は30.4%に上昇しており、各種がん検診の受診率は、ここ数年減少傾向だったものが、平成26年度から平成27年度にかけては1.1から2.4ポイントの増となっております。

また、ご質問にもありましたように、平成28年度より自治会からの申請事業についても対象事業としたことで、自治会行事への参加者が増加したとの声も聞いており、自治会活動の活性化にも一役を担っているものと考えています。

このように、まずは市民が生き生きとした生活を送り、日常生活の中で健康を意識することが、健康寿命の延伸、ひいては医療費の削減につながると考えておりますので、今後もさまざまな角度から分析をしながら事業を進めてまいります。

また、商品券を使用できる店舗の確保については、商工会にもご協力いただきながら、大型店舗の確保や市域全体で使用できる店舗の確保に努め、市民が商品券を利用しやすい環境を整えてまいりたいと考えております。

さらに、当初の元気づくり、健康づくりという目的が薄れることに対するご指摘についてですが、事業を進める上で最も重要なことと考えております。対象事業の精査やポイントの管理方法も含め、事業を実施しながら検討していきたいと考えております。

続きまして、計画的なまちづくりの推進についてのご質問にお答えいたします。

まず、1項目めの秩序ある土地利用の推進についてですが、平成29年度より策定を予定しています立地適正化計画は、都市計画区域を対象として、平成26年の都市再生特別措置法の改正により制度化されたものであります。

これまでの都市計画は、人口の増加や経済の成長、拡大を前提とし、将来の都市像がある程度予測可能な状態の中で、土地利用規制やインフラの整備で都市をコントロールしてきました。

しかしながら、今後人口を維持あるいは減少する可能性が大きい中、安全で安心して暮らせ、財政面や経済面においても持続可能な都市づくりを進めるためには、これまでの土地利用規制等で都市をコントロールするだけでなく、都市の住民、企業の活動等にこれまで以上に着目し、量ではなく、質の向上を図るためのマネジメントという新たな視点を持つことが必要とされています。

立地適正化計画を策定し、東西など地域を分けての計画ではなく、市域全体をこれまで都市計画の中に位置づけられてこなかった医療福祉、公共施設、公共交通、防災施策など各種都市機能に着目し、これらを都市計画の中に位置づけ、その魅力を生かした土地利用により人口密度を維持することで、稼ぐ力の引き出しや健康寿命延伸など、都市の課題解決に取り組んでまいりたいと考えています。

次に、2項目めの空き家対策についてお答えいたします。

本年度実施いたしました空き家実態調査において、現在集計中ではありますが、700件以上の空き家があることがわかりました。

空き家の適正管理は言うまでもなく、今後空き家の利活用が行われること、強いて言えば700件の空き家にお住まいいただくことにより、市の人口が増加し、空き家の管理が行われ、安心・安全な市域が生まれることとなります。空き家対策の目指すところは、市域の安心・安全を目指すところだけではなく、空き家の利活用を行い、活気のある市域をつくることにあると考えています。

しかしながら、まずは空き家の適正管理を行うことが第一歩であるということから、空き家の倒壊や火災等の防災面から、議員のご提案の消防組織との連携も検討していかなければならないと考えています。

続きまして、観光基盤の整備充実についてのご質問にお答えいたします。

本市におきましては、市民と観光客が交流できる滞留型観光の拠点としまして、地域活性化複合施設太宰府館を平成16年に整備し、13年間で経過しようとしています。観光客等の休憩場所、各種研修会や発表会、梅ヶ枝餅焼き体験、木うそ絵つけ体験、史跡解説等にご利用いただき、平成27年度には年間16万2,000人の方々にご来館いただいております。一定の成果を得ているところでございます。

しかし、国が推進する観光立国の流れや、本市総合戦略の基本目標である「儲けよう太宰府」を具現化するため、利用者や施設利用収入をさらに増やすとともに、地域の新たな魅力の創出、観光産業のさらなる強化を目指して、庁内の関係課によります太宰府館活性化会議を新たに設置いたしまして、太宰府館利用の現状をもとに、求められる機能、運営体制等の検討を行い、館の今後のあり方について1年の間に結論をまとめたいと考えております。

続きまして、市民のための行政運営についてのご質問にお答えいたします。

まず、1項目めの上下水道センターの活用を検討する会議で議論する同センターの定義についてですが、検討の対象とするのは、国士館大学から引き継ぎました土地、建物の全てでござ

いまして、現在上下水道部が入居している部分や公文書館を最初から除外するのではなく、それらを含め、まずは全てを俎上にのせた上で検討してまいりたいと考えております。

また、検討に当たりましては、さらに収益を上げるということだけではなく、市民の皆様にとっても役立つ施設でないといけないと考えておりまして、当然のことながら旧所有者様や、市にお譲りいただきました国士舘大学様の思いなどをも踏まえながら検討していく必要があるかと考えております。

次に、2項目めの財政健全化の推進の1点目、公共施設再編計画の基本姿勢についてであります。この計画は、今後少子・高齢化による新たな市民ニーズに対応するため、個別の既存施設を適切に維持管理しながら、新たに必要とする施設の内容や配置のあり方を検討し、既存施設の有効利用、複合化といった視点により、過不足なく施設を整備していくための計画です。

検討の結果によっては、施設の廃止、統合が必要となる場合も出てくるかもしれませんが、この計画は法定計画ではなく、公共施設の老朽化という大きな課題に対して、行政として一定の方向性を持つという趣旨の計画でございます。このため、個別施設の廃止、統合を実行する場合には、その施設を利用されている方々を含む市民全体に対して十分な説明を行い、ご理解を求めていく必要があるものと考えております。

次に、2点目の財政運営についてでございますが、ご案内のとおり平成27年度決算では、市債残高は約238億円となっております。この中には、史跡地購入事業債のように、後年度で国や県から分割して補助金としてそのほとんどが交付されるものや、臨時財政対策債、緊急防災・減災事業債などのように、地方交付税の算定の中で一定割合が算入されるものなど、さまざまあります。今後も国、県からの補助金、交付金と同様、このような有利な起債も活用しながら、さまざまな行政サービスを提供してまいりたいと考えております。

続きまして、外郭団体についてのご質問にお答えいたします。

市が補助金を出しております外郭団体として、文化スポーツ振興財団、社会福祉協議会、古都大宰府保存協会、シルバー人材センター、国際交流協会等がありますが、それぞれ設立の経緯や現在の状況が異なります。

そのようなことも考えながらではございますが、私といたしましては、これらの外郭団体には今後さらに収入が増えるような自主事業を展開していただくとともに、あわせて市民のためになる活動をより活発にしていきたいと思っております。そのためにも、人材育成にこれまで以上に力を入れていってほしいと考えておりますが、再編等は考えておりません。

以上のとおり、ご質問の件につきましては答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分に参考にさせていただきます、一層の努力をしてまいります所存でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1 件目の 1 項目、2 項目について再質問はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） まず、1項目めの今市長の子どもの貧困対策に関しますご答弁聞きまして、私は率直に、壇上で貧困の根絶に向けての対策条例の制定もというようなことを述べましたけれども、それについてのご答弁はなくて、今後も県及び他市の動向も踏まえてという答弁は、少しといいますか、かなり残念に思います。

その理由としまして、まず市長、今議会に提案されております自治基本条例にはどういうことが載っていますか。自治基本条例の第7条には、子どもの権利等として、明確に子どもは健やかに成長する権利を有すると、今議会に提案されています別の条例ではそういったこともうたっています。それは当然、貧困状態にあることでは、健やかに成長する権利などというのは有していないということは明らかであります。

こういったことを自治基本条例のほうでは提案をされているのに、そういった貧困状態におけることに対する具体的な答弁をいただけないというのは、私は少し、施政方針で力を入れて述べられているからこそ、もう少し具体的なものが返ってくる、答弁返ってくるのかなと思ひまして、4つの処方箋というような事例も述べさせていただいて、貧困に対する根絶条例の制定も提案させていただきましたけれども、それについては今1回目の回答をお聞きする限りは、ゼロ回答であったというふうに受けとめました。再度その点の答弁を求めたいと思ひます。

それと、子育て支援センターについてですけれども、開所後もニーズ調査等は行ってきたというようなことを今市長の答弁でもありましたが、これは何か機会あってやられたのか、それとも恒常的にやられている中の一つの中で取り組まれて、そういうニーズがあるということ把握しておられるのか、まずこの2点、再質問でご答弁をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） まず、条例の制定についてでございますけれども、この子どもの貧困につきましては、子どもの貧困対策の推進に関する法律、これが平成26年1月に施行をされました。この中で、当然地方公共団体の責務、これは子どもの貧困対策に対しての市町村の責務というのが明確にうたわれております。また、その中で教育でありますとか生活、保護者の就労、また経済的な支援、そういったものの施策を講じることが、この法律の中でうたわれております。また、調査研究についてもですね。

これに基づきまして、この大綱というのがこの法律に基づいてつくられまして、その大綱に基づいて福岡県で子どもの貧困対策推進計画というのが定められております。太宰府市といたしましては、この県の子どもの貧困対策推進計画、これに基づきまして、この子どもの貧困対策を進めていくというような考えでございまして、独自の条例を制定するという考えは今のところございませんので、このような回答をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 子育て支援センターのアンケートの件でございますけれども、年間を通じてセンターで行っておりますさまざまな事業の中で、利用者のアンケートというのをとっておりまして、恒常的にアンケートの調査はさせていただいているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） ちょっと順序が逆になりますけれども、子育て支援センターについては再々質問はありません。要望にとどめますけれども、土曜開庁のニーズがやはりありますし、まほろば号の動線等も含めて、地域によっては滞在時間が短くなるとか、そういった課題が私のところに相談の中で寄せられておりますので、利用者さんの利用しやすい実態についての検討を今後していただきたいということを要望いたします。

その上で、貧困対策についてなんですけれども、今部長の答弁でも条例の必要は否定的なご答弁でありましたけれども、だとしたら、やはり私は、ちょっとくどいようなんですけれども、この自治基本条例に提案されているこの子どもの権利等の健やかに成長する権利という言葉が、もう何も響かなくなると思うんですよ。

こういった、まだこれは可決されていませんからわかりませんが、こういう自治基本条例にうたわれている文言を照らしたときに、じゃあ子どもの貧困というのは、国が法律をつくって県の大綱に基づいて進めていくから、じゃあ条例の整備までして太宰府市は取り組んでいく必要はないというふうに私はどうしても感じてしまうんですけれども、それだとしたら、もうこっちの自治基本条例で提案している、自治基本条例で述べられようとしていることも、もう風前のともしびといいますか、もう何も、ただ言葉だけというふうにとれますよ。

やはりその点では、再度もう一步踏み込んでいただいて、検討会議ですかね、関係省庁の関係課長による会議の中では、現状の把握進めて対策もとられると思いますけれども、それにあわせて、やはり条例の制定というのをきちんと検討に俎上に上げていく必要が私はあると思います。そうしないと、この自治基本条例で上がってくるこの文言との整合性が、私はとれているとは思いません。その点についても一度、検討会議の中でその点を検討していただけるか、最後この点お伺いいたしまして、子育て支援の推進に関する質問は終わりたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） ご回答申し上げます。

部長が申しましたように、福岡県の子どもの貧困対策推進計画、これを、申しわけございません、私どもまだ十分に検討いたし切っておりませんので、その内容を把握して、これからどうするかを検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） では、2件目について再質問はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 具体的な元気づくりポイント事業を始められてからの特定健診の伸びと申しますか、参加率の向上というようなご答弁は先ほどいただきましたけれども、では市長の答弁の中であったさまざまな分析を行ってまいりますということは、まだ特定健診の伸びとかそういったところはあったけれども、具体的に医療費の例えば国保に対する給付の動向とか、そういった細かいところまでは分析はなされていないというふうに捉えてよろしいでしょうか、まずそこをお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） いろいろ参加されている事業の傾向とかは捉えているところでございますけれども、医療費の抑制につながった結果については、まだ分析の途中でございますので、現段階では医療費の抑制等については、ちょっと数値的には把握できていない状況でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） もうこれは再々質問ではありません。平成27年度から始まった事業でありますけれども、ぜひ一度その点も分析をしていただきまして、この事業が末永く恒常的に取り組んでいかれますように。今市の単独ということになっておりまして、まだ私があと参加資格を得るまでは4年ありますけれども、4年後にこの制度がなくなっていたというようなことはぜひないように、恒久的にきちんと対応していただけるように運営していただきますようお願いいたしまして、この項目は終わらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） では、3件目の1項目及び2項目について再質問はありますか。15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 立地適正化につきましては、先ほどの市長のご答弁で大体方向性はわかりましたので、立地適正化についての再質問はありませんけれども、空き家対策についてのちょっと幾つかお伺いしたいことがございまして、具体的な数字として700件以上、700という数字が空き家としてあるということでしたけれども、市長の答弁を聞いていますと、何かこの700件というのは、もう転用と申しますか、活用できる空き家が700件だったのか、それとも廃墟と申しますか、もう倒壊してしまうようなそういったものが含めての700件だったのかということが、具体的に何かその700件の中でのランク分けと申しますか、これは活用できるもの、これは活用できないものとか、そういった部分までの分析がされておられるのかをお伺いしたいのと、もし仮に活用するとしたら、どういったものへの活用、転用というのを考えておられるのか、現在の構想等まであわせてお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） 私から回答させていただきます。

先ほど市長の回答の中で700件余りというか、以上ということでしたが、実はまだ調査をしている段階ですので、詳細なランク、ここは倒壊しそうだとか、利活用にということまでの詳細な分析までが、件数としては出てないというのが現状でございます。

それとあと、ちょうど今意向調査もさせていただいて、いわゆる所有者がどういうふうにしてその空き家をされるのか、例えばもう解体されようとしているのか、それとももう少し利活用したいのかという意向調査も今実際にさせていただいている状況ですので、そこが明らかになりましたら、また今後の利活用についても明らかというか、できるのかなというふうにご考えているところでございます。

それと、2点目のどういうふうなものに活用されるかということで、まずは個人として市に転入していただくという、そういうことができないかということをご少し考えながら、それとあと、地域によりましては空き店舗とかそういうものでも活用できないかということも含めながら、私ども今後調査結果を集約していきたいというふうにご考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 今後ということですが、これは空き家対策というのは、もう私以外の他の議員の方からもここで議場で述べられてきていることですので、早急に取り組まないといけない課題であるというふうにご考えておりますけれども、その利活用を考えられるに当たって、現在把握されている空き家というのは、要は固定資産税的にはきちんと徴収できているものが入っているのか、それともあるいはそういったところの固定資産税のそういった把握の部分まではされているのかというのを、再度ご答弁いただきたいのと、空き家に今住んでもらうというような、そういった形での方針かなというふうな答弁ありましたけれども、空き家状態であったものに新たに住んでもらうとなると、当然借りる方の負担といいますか、そういったところで負担の問題で断念されるんじゃないかなというのも思ったりしますけれども、一定空き家の状態を、今風の言葉で言えばイノベーションといいますか、そういったところまで一定行政が、全額ではなくても一部でも責任を持って、そういった若い世代を呼び込むためのそういうイノベーション的な活用ですとか、あるいは地域の公共施設である、長年議会でも質問が述べられていました、子どもが集まれる児童館的なものとかそういったもの、公共施設的なものへの転用とか、そういったところへの活用策まで検討していただく必要があるかと思っておりますけれども、最後この点お伺いいたしまして、質問終わりたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） 今ちょっと手元に資料をもらった中では、今のところ私ども700件余りの空き家の中では、ほぼ廃屋に近いというか、解体をもうすぐにでもこちらのほうからお願いするということは、もう本当に少ないというふうなことがあります。住家というか、等々、今まで住んでいらっしゃった方が高齢化とか、それとかあと市外への転居とか等で空き家になっているというケースが多いということでの状況でございます。

固定資産税の関係も、実は空き家対策につきましては、庁内6課で組織しています空き家対策の庁内の会議がございますので、その中に税務課のほうにも入っていただいて、そういう固

定資産税の関係も調べながらというか、調査しながら実態調査も行っているところですので、それとあと、借りる方の負担、リノベーションといいますか、新しく活用していただくためにいわゆるリフォーム、リノベーションについてまでは、ちょっと私どもも、今ちょうど調査をさせていただいている状況ですので、いま一つそこまではちょっと踏み込めてないという状況でございます。

それとあと、公共施設への活用につきましても、庁内の担当者の会議の中で、まだ今からは、まだ6課ですけれども、先ほど議員もご提案のように、やっぱり庁内全体でといいますか、もう少し福祉の担当だったり、総務も含めて入れながら、もう少しこの空き家対策のことについて庁内での会議を検討していくというか、どうしていくかということも検討していく必要があると思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 要望といいますか、事例として、URが下大利団地をリニューアルといいましてリノベーションして、若い世代を呼び込むというような、そういう施策もやっておりますし、福岡県下でそれが小倉南区のほうでも進められているという新聞記事見ましたので、そういった点も参考にされて、空き家対策、対応していただきたいということを要望しておきます。

○議長（橋本 健議員） 4件目入ります。

4件目について再質問はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 太宰府館のあり方についてなんですけれども、今市長の答弁では、今後1年間議論をして結論をまとめるということで、その結論をまとめて具体化していく、1年間要はかけるということは、市長の任期の最後の1年間で太宰府館の具体化というか、何か新たな形になる、何かそういうふうに、時系を追うとそういうふうに整理したんですけれども、それで本当に間に合うのというか、たった、任期の関係でいえば、新しい市長の太宰府館の検討された形で新しくなるのが、その最後の任期1年間というのは、ちょっと余りにも短過ぎるんじゃないかなというふうに答弁聞いて思ったんですけれども、もう少しこの会議はスピードアップをして取り組んで、具体的なものも早く動きを示されたほうがいいんじゃないかなと思いましたけれども、その点についていかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 当初からこのことは申し上げておりますので、もうちょっとスピードは上げたいというふうに私自身思っております。ご意見尊重して取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（橋本 健議員） 観光推進担当部長兼観光経済課長。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） 市長の任期いかんにかかわらずですけれども、

やはり太宰府館をどうもうける施設にしていくのかということ、1年を待たずして本来すべきであろうかとは思いますが。

昨年1年間、先ほど宮原議員の質問にもお答えしましたけれども、さまざまな業態の方々とお会いして、この活用についてお話し合いを持ったこともございます。ただ、なかなか民間が活用するということがまだ具体化しておりませんので、この活用検討会議を持ちまして、さらにどういう使い方が一番適切なのか、またもうけるために何が必要なのかということをもう少し盛り込みまして、また新たな企業誘致であるとか活用について進めていきたいということを考えてございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありませんか。

○15番（藤井雅之議員） ありません。

○議長（橋本 健議員） では、5件目入ります。

5件目の1項目及び2項目について再質問はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） まず、行政改革の推進のところ、上下水道センターの定義に関して、市長のご答弁といますか方針は、具体的なものとして敷地全体というふうに理解はいたしました。

ただ、今の上下水道センターといいますか、敷地全体ということであるんだとしたら、例えばグラウンドについていえば、あそこに国士館後の松川のグラウンドが整備されたことで、ソフトボールなどのグラウンド予約等がスムーズにあって、それぞれの団体間の、同じソフトボールでもいろいろグラウンドのとり合いだったのが、グラウンド不足の状況が解消されたとか、市民の方にとっては一定ニーズが果たされている、重要な役に立っている施設であるとも思いますし、例えば公文書館についても、先日お話を伺いに行きましたけれども、年間の利用は300ちょっと、月に直すと3件か4件の利用ということだったですけれども、図書館に行ったけれども、その図書館で資料が見つからなくて公文書館にある、周年行事でその当時の写真を探していますということで公文書館に行ったら、公文書館で見つけることができたというような、そういう事例も公文書館からお伺いしました。

要は、既存の図書館と公文書館をもう少し、図書館のレファレンスで対応できないものが公文書館のレファレンスではできるというような、そういう横の既存の施設をうまく市民の方につなぎ合わせて、役に立つといいますか、もっと広くニーズを広げていくということも、これは必要なことかなと思います。

稼ぐ施設というような検討ですけれども、そういう既存の今ある資産といいますか、公文書館もそういった形で、実際に図書館のレファレンスで対応できない部分が公文書館でできるすとか、また例えば、私はあそこの松川の施設で一番好きなのは、春の時期の桜の時期なんですよね。本当に桜の並木がきれいで、ただ車で上まで行って、下におりていただけなんですけ

れども、それでももう本当に何ていいですかね、隠れた桜の見どころで、私大体もう何回も、何回もといいですか、桜の時期は何回も行ったりして行きますけれども、本当に人も少ないですけれども、お花見のスポットとかそういったところでも発信できる、既存の資産としてあると思うんですよ。

もちろん市長もそういったところも踏まえて、こういった今回施政方針であっているのかなと思うんですけども、市長自身がそういう既存のものも魅力として発信していくという必要も同時にあるんじゃないかなと思いますけれども、その辺についてお伺いしたいのが1点と、それと公共施設の再編については、廃止等何か前提としていないということでもわかりました。

その上で、若干財政運営についてちょっと、市長のその市債といいですか、そういったところへのお考えは答弁でわかりました。

では、じゃあ市長が今後の財政運営の中心に置いていかれる何かメッセージというものが、例えば以前議論したときには自主財源の比率を上げるですとか、経常収支の比率をどうするとか、そういったようなところを議論させていただきましたけれども、壇上で述べたのは、市長の方針として市債の削減ということだったですけれども、今後市長が財政施策におけます中心に置かれるものというのはどういうものなのか、その2点、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ありがとうございます。本当にこの御笠川沿いの桜も、あと2週間たてば咲きますでしょうし、松川の桜並木というのも、大いに季節ごとのやはり太宰府の見どころとして発信していく値打ちは十分にあると思っております。ありがとうございます。

それが1つと、そういう意味での既存のものをもっともっと発信していく、私も1月の広報あるいは今回の施政方針の中で掲げさせていただきましたが、1つはスピードある改革、2つ目はいろいろな意味での情報の発信、3つ目には人材の育成という、掲げております。本当にこの太宰府の持てる資源、大いに発信していきたいというふうに思っております。

それと、外郭団体の関係のところでございますが、先ほども言いましたように……。

（「財政運営」と呼ぶ者あり）

○市長（芦刈 茂） 財政運営か。

財政運営のところでは、いろいろな形での、大きな柱としていろいろな財政の見直しすると同時に、「儲けよう太宰府」ということを考えながら進めていきたいというふうに思っている次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） まず1点、要望は、これは先ほど図書館と公文書館の横のつながりといえますか、私がお話を聞いた部分のところですけども、ぜひこれは図書館サイドにも今後そういうような、図書館で対応できなくても、もしかしたら公文書館で対応できるかもしれないというようなレファレンスでの対応を、きちんとそういったところを市民の方にご案内して

いただきますように、双方向の対応をとっていただきますように、レファレンスといいますか、その点は要望しておきたいと思います。

その上で、財政運営についてですけれども、総務省に設置をされております地方財政審議会が、毎年意見というのを12月に発表しておりますけれども、直近の2016年12月の意見では、地方財政計画における近年の歳出は、歳出特別枠を含めてもほぼ横ばいで推移しているという、しかしその内容を見ると、国の制度に基づく社会保障経費が増加しており、その増加分を給与関係費や投資的経費の減で吸収してきた。このため給与関係費、投資的経費ともピーク時から大幅に減少しており、喫緊の課題への取り組みも求められる中、これまでと同様の対応を続けることは困難となっている。要は給与削減といいますか、事実上、職員の採用の抑制ですとか、そういったところでの対応はもう限界になってきていると、国の地方財政審議会も言っております。

そういった状況の中でのこれからの財政運営が市長には求められていくわけですが、その中で職員の削減とあわせて、自治体での非正規職員の増加といいますか、業務委託等も推進、一定の間、太宰府市でもされてきたと思いますけれども、そういった状況の中で業務委託等の非正規等の推進が過度に進むことのないように、その辺のバランスはきちんととった上で、今後も対応させていただきたいということを要望いたしまして、この項目の質問は終わらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） では、6件目入ります。

6件目についての再質問はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 外郭団体についてなんですけれども、今具体的などこか統廃合を含んだ上での今回の施政方針ではないということは確認をいたしました。

ではまず、外郭団体について現状でお伺いしたいのは、今市に市職員として在籍をして、兼務の方は別です、ただ外郭団体に出て、もう外郭団体の仕事をしておられる方もおられると思いますね、市の職員として。その方が何人今おられるのか、わかれば教えてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 全部で12名でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 全部で12名ということですが、全く職員の方を配置をしないというわけにはいかないでしょうけれども、やはり、今回どこの団体に何人とか、そういうところまではもう求めませんけれども、先ほど市長が言われた人材の育成ですかね、これは外郭団体の中でのそういったところと理解しますけれども、そういった部分の対応をしていく上では、やはり庁舎の中的人员もぎりぎりの中で、外郭団体に出て、外郭団体の仕事をしているという部分が、その方が外郭団体でのそういった人材の育成がきちんとできて、庁舎に戻ってくれば、また庁舎の人員の配置といいますか、ぎりぎりの状態の改善にもつながっていくわけで

すから、あと例えば再任用の方に配置をかえることが可能なのかとか、そういったところの検討も、これはしていただきたいというふうに思います。

その上で、庁舎内の本業というか、どちらも本業だとは思いますが、庁舎内の本来仕事をするということも、また一つの形かなと思いますけれども、これについて今後の計画として検討していかれる見解をお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） ご回答申し上げます。

今おっしゃいました職員が出向いたしておる外郭団体、藤井議員さんのおっしゃる部分で再任用をどうかということでございますけれども、再任用も職員枠でございます。考えますに、今度それぞれの団体のプロパー、そういうところをしっかりと育成していくというような基本的な考えを持って、可能な限りの職員の配置はいたしますけれども、基本的にはそういうところで対応していきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） わかりました。この外郭団体への職員の配置の問題につきましては、私の前任でありました武藤元議員時代から言われておったことでもありますので、私もその後いろいろ、時々聞いてきたんですけれども、改めて今富田副市長からそういった方向性のご答弁もいただきましたので、今後取り組んでいただきたいということを重ねて要望いたしまして、質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 以上で会派日本共産党太宰府市議団の代表質問は終わりました。

ここで15時35分まで休憩をいたします。

休憩 午後3時24分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時35分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会派真政会の代表質問を許可します。

7番笠利毅議員。

〔7番 笠利毅議員 登壇〕

○7番（笠利 毅議員） ただいま議長に許可をいただき、真政会会派を代表して質問いたします。

質問の構成上、8件目から10件目は施政方針以外に関するものと分類されていますが、全て施政方針で言及されている内容です。つまり、全件、今年どうするのかという問いかけであると、初めに述べておきます。

まず、昨年に引き続きの内容で2件伺います。

1件目、昨年の代表質問でも市道、とりわけ徒歩の生活圏の道路の整備を訴えましたが、市

長による市民と語る会でも多くの住民の声が上がったと聞きます。そのうち側溝のふたの整備については、今回の施政方針では2度にわたり言及され、最優先で計画的に取り組むとされています。その計画の中身をお知らせください。

2件目、所信表明より、中学校完全給食の実現について。

来年秋に、デリバリー方式により全員喫食の中学校給食が導入されます。ロードマップが12月に示されました。現在の社会情勢を考慮すれば、早期実現は重要です。他方、栄養面、教育面などからは、給食はやはり自校式でという声は多く、今議会にも陳情が上がっています。陳情は同時に、市民としての理解と納得を求めています。市長にも同趣旨の陳情が行われていると聞いています。

新たに中学校給食を導入するに当たっては、さらにより内容の給食を教育との連携の中で、要するによりよい食育を中学校で実現できるように、今年度のうちから準備を始め、市民の理解を得ていく必要があると考えられます。

そこで、給食導入、つまり来年秋の時点で、十分にすぐれた内容の給食を提供し、食育を進めるためには何が必要と考えているか、お尋ねします。

さて、次の3件目から6件目までは、相談支援体制の強化として相互に関連しているのではないかと考えています。担当課は幾つかにまたがっていると思いますが、一連の質問と考え、簡潔にお答えください。

3件目、子育て支援、児童虐待の防止について。

子育て支援センターに家庭児童相談室を移設し、チームで対応できる体制を整えると施政方針にあります。人員面での強化を図るのか、どのようなチームを編成するつもりなのか、お聞きします。

4件目、障がい福祉の相談体制充実について。

元気づくり課に子ども発達相談係を新設し、育児支援とともに発達に関する支援の充実を図るとあります。そのことによって充実させるポイントをどこに置いているのか、伺います。

5件目、生活困窮者の自立支援について。

新設される生活支援課における相談体制は、自立相談支援がまずはメインになるかとは思いますが。相談体制と支援内容を簡潔に紹介してください。

6件目、学校教育の充実について。

適応指導教室の改編によって、教育支援センターを設ける一方で、家庭児童相談室を子育て支援センターに移すということは、現在の青少年相談センターを学齢期の子どもへの教育面での支援に集中させる考えなのかと受けとめています。この改編によって得られる情報共有、連携強化と言われるものは、例えば人員体制を強化するなど何らかの措置によって行うつもりなのか、あるいは業務形態を一新することで行うつもりなのか、お聞きします。

ここまで子育て期の支援体制の変更、生活困窮者支援の体制の整備について概要を伺ってきました。そういう質問をしてきました。それぞれに包括的あるいは総合的な支援体制を整える

方向に進んでいるのではないかと思います、次に高齢者福祉に関して質問いたします。

7 件目、地域包括ケアシステムの構築について。

施政方針では、地域包括支援センターの複数化の検討を本格化し、結論を今年度中に出すということが述べられています。これは、結論が出たら、すぐに実行が求められる緊急性の高い事項でしょう。結論のいかんにかかわらず、今から準備をしなければいけないと思います。

前件までの福祉政策は、相談室や課の新設、移設など、市役所組織の変更による対応という性格を感じます。しかし、地域包括ケアとは、それとは趣を異にする面が出てくると思います。地域包括ケアをシステムとして機能させるためには何が必要か、今から、この春からということですが、太宰府市が強化しておかねばならない点は何だと考えているか、率直にお聞かせください。

8 件目、総合福祉について。

地域福祉計画がパブリックコメントに付されていたように、地域福祉は市の施策の大きな課題です。今回の施政方針においては、総合福祉の取り組みを進めるとうたわれていますが、地域福祉との用語の使い分けの説明をお願いします。

9 件目、施政方針の末尾に言及されている外郭団体ですが、その段落の記述からも明らかのように、市の施策を実現するための外部組織と考えられます、市から見ればということですが。

4 月に実施される機構改革は、直接には市役所内部の縦割り構成を変更するものと言えなくもありません。ただ、前件で触れた地域福祉に典型的に見られるように、市役所外部の空間で市政課題の解決を図る必要が増えています。それゆえに市民との協働が必要となり、外郭団体やNPO、民間事業者への委託も不可避となってくるでしょう。市がみずから直接できることの限界あるいは役割分担をはっきり見定めた上で、事業の外部化を進めなければならないということになると思います。

質問全体の文脈上、特に地域福祉あるいは総合福祉の実現のためにということでお聞きしますが、外部団体に何を求めていくのか、どこに独自性を発揮することを期待するのか、その際、市の役割はどこに置き、市の施策の徹底をどのように確保していくのか、総論になるかと思いますが、端的な回答をいただきたいと思います。

10 件目、職員の意識改革について。

機構改革による市民生活支援の充実、ここまでですね、地域福祉実現のための外部との役割分担あるいは連携、意思疎通の必要ということに関して質問をしてきました。

今年は職員の意識改革、研修への参加を進めるとのことです。職員の資質と能力の向上による市政課題の解決が目標だということですが、市の幹部が職員に期待することと現場の職員の希望とがうまく重なって初めて、それは達成されるのではないかと思います。それが現場の声を聞くということになるのではないかと考えます。

そこで、現在あるいは将来の市政課題の解決のために、今の執行部は職員にどのような能力

を求めているのか、また当の職員からはどのような資質向上の機会が求められているのか、質問します。

最後に11件目、市民のための行政運営から、財政情報の提供に関して。

先月20日までパブリックコメントに付されていた公共施設等総合管理計画の素案あるいは概要版に従うと、今後30年にわたり、平均してこれまでの4%減に当たる年22億円ほどの普通建設事業費を見込んでいく必要があるとのこと。

各種の指標を見ると、現状の太宰府市の財政状況が一定の安定を示していることから、この調子を保つならば、市は持続可能であると考え、その前提のもとで過去10年の実績から推計し得られた数字が、年間22億円と理解しました。

しかしながら、一市民としては疑問も感じます。公共施設の更新は30年間にわたり平均して行われる性質のものではなく、特に教育施設などは一時期に集中することが確実に予想されます。そのときまでに配慮しておくべき財政政策があるのではないかと。

過去10年間は、自然災害やあるいは体育館建設の影響などもあり、将来推計を行う基礎根拠とするには、いささか不安定な時期ではなかったかという点が気になります。

市にはお金がないという認識は、市民に浸透しています。それでも22億円が毎年必要になるというのであれば、せめてその算出の根拠となっている地方債の残高、基金の変動額については見通しを持っておきたい。つまり、諦めとしてではなく、現実問題として、現実認識としてお金がない、その中でやりくりする今後の30年間について、市民としても見通しを持っておきたいと思います。

およそ貯金より借金が人の気を重くすることを考えても、市債償還の今後の見通しを示した上で、市の将来像に直結する公共施設等管理計画を示し、市民との協働を図り、そして再編計画を市民とともに考えていくのが望ましいのではないのでしょうか。

そこで最後に、市債の償還計画は存在するのか、あるいは提示可能なのか尋ねておきます。

再質問は議員発言席で行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ただいま施政方針等に関することについて、市議会会派真政会を代表されてきて笠利毅議員よりご質問をいただきましたので、順にご答弁申し上げます。

最初に、地域交通体系の整備についてのご質問にお答えいたします。

市道の整備、管理について、側溝整備の計画的な内容につきましては、平成28年度に実施しました市民と語る会の中でも要望の多かった側溝の整備につきまして、昨年2月に調査を実施しました市内団地における道路側溝ふたの未設置場所に関して、平成29年度上半期に年次施工計画を作成し、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、平成29年度から順次側溝ふたの整備を行いたいと考えております。

続きまして、所信表明についてのご質問にお答えいたします。

中学校完全給食の実現についてですが、提供する給食は、成長期の中学生が毎日食するこ

と、食育の推進に資することから、議員ご指摘のとおり、十分にすぐれた内容のものを提供したいと考えております。

給食においてすぐれた内容とは、安全性や栄養価、献立等の面から質の向上が図られたものであります。具体的には、学校給食法にのっとり給食を目指すこと、食育の目標や生徒の実態を踏まえて食材や献立を工夫することなどが必要だと考えております。

続きまして、子育て支援の推進についてのご質問にお答えいたします。

児童虐待の防止についてでございますが、その対応体制の内容については、児童福祉法の改正により、児童の安全を確保するための初期対応等が迅速、的確に行われるよう、要保護児童対策地域協議会の調整機関に児童福祉司、保健師、助産師、看護師、保育士、教員等の専門職を配置することとされていますので、子育て支援センターを協議会の調整機関として専門職を配置し、家庭児童相談室を子育て支援センターに移設した上で、同じ部署の母子保健や療育相談を含めて密接な連携がとれる体制を構築してまいります。

続きまして、障がい福祉の推進についてのご質問にお答えいたします。

相談体制等の充実についてにつきましては、現在就学前児童の発達に関する相談窓口といたしまして、福祉課の障がい福祉係に位置づけております療育相談室きらきらルームにおきまして、その対応をいたしておりますが、このたびの機構改革におきまして、名称を子ども発達相談室に改め、係として新設するとともに、関係部署との連携を今まで以上に図るよう、現在保健センターと子育て支援センターを担当しております元気づくり課の中に子ども発達相談係を配置することによりまして、子育て支援というくくりで、育児に対する支援とあわせて発達に支援が必要な子どもとその保護者に対しまして、適切な相談の機会と支援体制を整えるものであります。

また、乳幼児健康診査などの母子保健事業や子育て支援事業などの横のつながりを充実するとともに、入学を控えた児童に対しては、必要に応じてきらきらルームの臨床心理士や言語聴覚士が教育支援委員会に同席し、発達心理検査の報告を行うなど、教育委員会との連携も既に図っております。

このように発達上の問題や支援の必要性に関して早期に発見することが可能となり、今後の個々の発達の特성에応じた生活支援につなぐとともに、課内や関係部署との連携を密にとることにより、相談体制の充実を図るものであります。

続きまして、社会保障の適正な運営についてのご質問にお答えいたします。

生活困窮者の自立支援についてですが、平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、本市におきましても自立相談支援事業、住居確保支援事業を実施しておりますが、加えまして本年1月からの家計相談事業を開始しております。また、新規事業といたしまして、4月からの就労準備支援事業の開始に向けて準備を進めているところであります。

この支援の内容についてでございますが、自立相談支援事業につきましては、社会福祉に精通された方、または産業カウンセラーの資格を有した経験豊かな相談支援員を配置し、生活に

困り事や不安を抱えている市民の方に対し包括的に相談に応じ、どのような支援が必要かを相談員と一緒に考え、関連機関と連携しながら、その方に合った具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた継続的な支援を行うものでございます。

次に、住居確保支援事業ですが、離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動することなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給し、生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行うものでございます。

次に、家計相談事業ですが、ファイナンシャルプランナー等を有する家計管理に精通する専門員を配置し、生活困窮者の家計状況を見える化して根本的な課題を把握し、相談者がみずから家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成や関係機関へのつなぎ等を実施し、早期の生活再生を支援するものでございます。

最後に、就労準備支援事業ですが、生活基礎能力、対人能力に問題を抱え、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対して、キャリアコーディネーター等就労に関する資格を有した者を配置し、的確に関係機関とつなぎ、また一般就労に従事する準備として基礎能力の形成を支援していくつもりでございます。

続きまして、学校教育の充実についてのご質問は、後ほど教育長がお答えいたします。

続きまして、高齢者の福祉の推進についてのご質問にお答えいたします。

地域包括ケアシステム、介護予防・日常生活支援総合事業の推進において、中核的機関として位置づけられているのが、地域包括支援センターです。現在、地域包括支援センターでは、高齢化の進展に伴う相談件数の増、在宅医療・介護の連携強化、地域ケア会議、認知症施策の推進等を図る中で、事務負担は増加し、その機能強化が不可欠となっています。

また、厚生労働省からの通知におきましても、「地域包括支援センターの専門職等が地域ケア会議及び地域への訪問や実態把握等に係る活動が十分に行えるよう、適切な人員体制を確保する必要がある」と記載されているところです。

こうした状況の中、本市の地域包括支援センターは現在1カ所ですが、その設置については、おおむね人口2万人から3万人に1カ所が目安となっていること、また地域包括ケアシステムが、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域を単位として想定されていることなどから検討する必要があり、このことは第五次総合計画後期基本計画の中でも課題として掲げているところであります。

ただし、現在におきましても、地域包括支援センターにおいて必置とされている保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員のいわゆる3職種につきましても、応募が少なく、その任用について非常に苦慮している状況であり、複数箇所設置の検討とともに、より効果的、効率的な地域包括支援センターの運営について、地域包括支援センター運営協議会等で議論していく必要があると感じております。

ご指摘のように、地域包括ケアをシステムとして機能させるためには何が必要か、今から強化しておかなければならない点は何かについて申し上げます。

まず、地域包括ケアシステムの構築について、中核的機関と位置づけられている地域包括支援センターの複数設置を含めた機能強化、地域福祉に精通している社会福祉協議会との連携等、体制の充実を図ることが大切であると認識しております。

続きまして、総合福祉についてのご質問にお答えいたします。

地域福祉との異同を問うということですが、地域福祉とは、地域でともに暮らす人々が、性別や年齢、障がいの有無、経済的な格差などに関係なくお互いに支え合い、助け合いながら、住みなれた地域で安心して暮らしていけるような地域社会を、みんなで築いていく取り組みであります。

現在策定中の第3次地域福祉計画の中では、個人や家族による支え合い、助け合いの自助、身近な人間関係の中での自発的な支え合い、助け合いの互助、地域ぐるみで福祉活動に参加し、地域社会全体で支え合い、助け合う共助、保健・福祉・医療などを行政機関が公的な福祉サービスを提供することや、地域における福祉活動を支援することによる支え合い、助け合いの公助、この4つの助け合い、支え合いの視点で、それぞれの役割分担を整理させていただいております。

施政方針で掲げております総合福祉につきましては、さまざまな福祉政策はもちろんのこと、健康づくりや地域活動に、また市政全般においても常に福祉の視点を取り入れながら、市民の皆様、事業者、行政がそれぞれの役割を持って一体となりながら、より効果的な施策の実現に向けて取り組みを進めてまいるのでございます。

続きまして、外郭団体についてのご質問にお答えいたします。

本市では、第3次地域福祉計画を策定中ですが、地域でともに暮らす人々が、住みなれた地域で安心して暮らしていける地域社会をみんなで築いていくという地域福祉の理念の実現のためには、社会福祉協議会の果たす役割は重要であると考えております。

本計画の中では、行政が果たす役割、社会福祉協議会が果たす役割を設定し、それぞれが役割を持って地域福祉の推進に当たっていく所存でございます。

社会福祉協議会は、市民に認知される社会福祉協議会を目指し、福祉の実行部隊として地域に入り、法令制度に定める福祉サービスの提供にとどまらない住民の立場に立ったサービスの提供や、地域福祉活動の情報発信、地域における福祉活動の組織化を推進する役割を担っております。

そのために、地域における福祉活動を担う地域に密着した組織、団体との連携のもと、住民と行政の間を取り持ち、制度の谷間を埋めていくことで、地域福祉の推進を図ってまいりたいと考えております。

平成29年度には、社会福祉協議会が地域福祉活動計画を策定する予定でございます。この計画は、本市の地域福祉計画と連携及び補完し合う関係性にあり、また地域福祉活動についての具体的な事業や取り組みを示す計画であることから、十分に市の施策を反映するものでございます。



社会福祉協議会は、法律の改正に伴い、ますます地域における公的な取り組みを実施する責務がございますので、本市におきましても、社会福祉協議会が保有している地域のさまざまな社会資源とのネットワークを活用し、社会福祉協議会の意義を十分発揮していただきたいと考えております。

続きまして、市役所改革元年についてのご質問にお答えいたします。

職員の意識改革、研修の参加につきましては、地方分権改革の大きな流れの中で、地方自治体は、地域の実情に合った柔軟で効率的な行政サービスの提供を初めとするさまざまな改革を求められております。また、社会情勢の変化や市民のニーズを的確に感じ取り、課題を明らかにし、さまざまな検討を加え、行政施策という形に着地させることが市役所の役割であると考えております。

このような意味で、その担い手である職員には、みずから考え、調査し、行動する力を持ってほしいと思っております。みずから学習し、自己研さんを怠らない積極性を持ち、基本的な能力として理解力、表現力、改革力、企画力、調整力、政策形成力、指導力、交渉力などの向上を求めています。

さらに、これからは民間企業や地域や市民団体、NPOなどの地域資源を活用し、地域の中でシステムとして動かすためのコーディネート力や、幅広く複眼的な視野で課題を見据え、庁内連携により横断的に取り組む調整能力が問われていると考えております。

また、職員の側からは、実務に関する全国レベルの研修や大きな制度改正に係る研修に参加することによるスキルアップ、さらに新たな行政課題、例えば生活困窮者の自立支援や海外の子育て支援のまちづくりを学ぶ研修、民間企業と連携した空き家住みかえ事業の先進地視察など、積極的な参加要望が上がってきており、予算の範囲内ではございますが、そのやる気を支援する方向で進めております。

続きまして、市民のための行政運営についてのご質問にお答えいたします。

財政健全化の推進についてであります。公共施設等総合管理計画素案の中で、過去10年間の実績により計画の全体目標として、平成29年度から平成57年度までの史跡地購入費及び公共施設建設に伴う用地取得費を除いた普通建設事業費を、年平均22億円以内と設定しています。

しかしながら、フォローアップの実施方針で示すとおり、この目標は現段階における公共施設等の現状や財政状況を整理検討した上のものであり、今後具体的な施設整備の実施を通して検証し、必要な場合は改定することとしており、その場合は年平均22億円以内の目標も修正されることとなります。

来年度は実施計画である公共施設再編計画を策定しますが、もし22億円以内の目標設定が困難になったら、既存施設の長寿命化していく割合をさらに増やしていく、施設の統合をもっと進めるといった柔軟な対応が必要となるものと考えております。今後29年間の間には、そのための技術改革や制度の改変も進むものと考えられます。

なお、公共施設再編計画は、法定計画ではなく、公共施設の老朽化問題という大きな課題に

対し、行政として一定の方向性を持つといった趣旨の計画でございます。このため、まずは行政の責任において施設の再編を提示させていただき、その後、市民の皆様のご意見をお伺いする手続をとりたいと考えております。

また、計画で示された個別施設の廃止、統合を実行しようとする場合には、その施設を利用されている方々を含む市民全体に対し説明を行い、ご理解を求めていく必要があるものと考えております。

なお、財政状況を説明する一助として、例えば市債の償還計画などを示すことはできるのかというご質問ですが、地方債は建築系の公共施設を含め、道路、公共下水道といった社会資本の整備に広く活用している財源です。国の地方財政計画の動向、金利の変動などさまざまな要素があり、将来にわたる償還計画をお示しすることは困難であると判断しております。

以上のとおり、ご質問につきましては答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営に当たり十分に参考にさせていただき、一層の努力をしてまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（木村 甚治） それでは、6件目の学校教育の充実について、私のほうからお答えをいたします。

太宰府市適応指導教室を教育支援センターに改編することについてでございますが、児童・生徒及びその保護者、各学校に対する不登校やいじめ等の未然防止あるいは解消、解決のための支援を充実させることを目的としております。

そこで、つばさ学級がこれまで持っていた機能に加えまして、1つ、収集した情報の分析を行い、広く教員等に提供したり、有益な情報を積極的に発信したりする情報センターとしての機能、2つ、教員等を対象とした不登校やいじめに関する研修を計画、実施する研修機関としての機能、3つ、学校とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等との連絡、調整を行うコーディネーターとしての機能といった3つの機能を持たせ、役割の拡充と一元化を図ってまいります。そのために、教育支援センターの人員体制を強化すること、あるいは教育委員会事務局の指導主事との連携強化を図ってまいります。

以上のとおり、ご質問に答弁してまいりましたけれども、賜りました貴重なご意見、ご要望等につきまして、これからの市政運営及び学校教育の充実にあたりまして十分に参考にさせていただき、一層の努力をしてまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1件目について再質問はありませんか。

7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 1件目について伺います。ご回答の中で、平成29年度の前半に年次計画をつくり、平成29年度から順次整備を行っていくということでしたけれども、まず、今年平成

29年度ですね、今までと比べて予算面でどのような、今年平成29年度から始めるということですから、予算面ではどのような配慮が今回なされているのか。

それから、12月でしたか、以前これを質問したときに、今までのペースでいけば30年かかるというお話がありましたけれども、計画は上半期につくるということで、まだ詳細はないかとは思いますが、その30年かかりかねないものをどれぐらいは縮めたいというふうに考えて、計画的ということ述べているのか。

もう一つ、その計画ですけれども、市民と語る会の中で関心が高かったと言われているように、知りたい方も多と思うんですね。計画を策定した段階で、どのように住民に伝えていくつもりなのか、その点についてお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） 私のほうからご回答します。

まず1点目、予算面ということですが、まず今回平成29年度予算に計上と申しますか、要求させていただいている分につきましては、市営土木と合わせて6,000万円という数字をお願いをしているところでございますが、その中に今まで市営土木の中でも側溝整備をさせていただいている部分、これは12月に笠利議員の質問にもお答えしましたけれども、大体1,000万円から1,500万円ほどの側溝整備をさせていただいているということです。今の段階では2,000万円から2,500万円ぐらいの側溝整備はさせていただけるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

2点目、30年かかるということで、それ以降の平成30年以降につきましては、今担当、建設課のほうとも打ち合わせをさせていただいておりますので、30年が何年に縮まったかということは、この場ではとても申し上げられませんので、またそういう計画がきちっとできた段階でお知らせと申しますか、させていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それと、3点目ですが、市民というか、自治会への周知につきましては、市営土木で各自治会から上がってきますものですから、そこを利用して、自治会長への報告とか、きちっと計画等々できましたら、また自治会を通して住民への周知もさせていただきたいなというふうに思っていますので、今のところそういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありませんか。

7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 再々質問と申しますか、今の回答から若干計算したので、思うことだけ述べますけれども、1,500万円ほど使ってきたのが、2,000万円から2,500万円、2,500万円になったとすると、3分の5倍ですので、単純に考えると5分の3の期間でできると。18年ですね。もう少し増やす必要が出てくるんじゃないかと思えます。

できれば、計画的につくるというふうに言ってしまった以上、各自治会に知らせるといって

も、一体どれぐらいという疑問は必ず出てくると思いますので、そこは配慮の上で、今年は今年  
の予算内ということになるかもしれませんが、確実に歩みを進めていってほしいと  
思います。

1 件目については以上で。

○議長（橋本 健議員） よろしいですか。

○7 番（笠利 毅議員） はい、結構です。

○議長（橋本 健議員） 2 件目について再質問はありませんか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 中学校給食については、午前中の質問でも回答がありましたので、給食  
としてその名にふさわしい内容の充実を図ると、大変いいことだと思います。

体制について、それを実現する体制づくりは、これから困難はあろうかとは思いますが、そ  
こは信頼して期待すると申し上げておきます。

ただ1点、私も本音を言えば自校式が望ましいと考える人間なんですけれども、それは言う  
までもないことだと思います、ほとんど日本中で。いろいろな町のさまざまな報告書を手当た  
りばったり見ましたけれども、デリバリー式に関して言われていることで、太宰府でもこれか  
らを考えると気になるところだけちょっと述べます。

多くのところで、栄養教諭がいないところでは、食育の取り組みが遅れがちだというふうな  
懸念をしている報告書というのが多いように思います。非常にたくさん検索すると出てくるの  
で、統計的に見ているわけではありませんが、そのように感じます。

他方で、そういうところは意外と選択式を選んでいるところも多いんですけれども、太宰府  
は全員喫食ということですから、こういうことを述べていたところがあります。ちょっと町の  
名前は忘れちゃったけれども。

全員喫食ということであれば、食育の教材としての価値は格段に上がると。私もそうではな  
いかと思います。そのためには、結局のところ、これから向上を絶対に図ると、先ほど午前中  
におっしゃっていた食事の内容、これをいかに市の責任できちんとつくれるように、その準備  
を今年中に目途をつけられるかということになると思います。

ですので、私の再質問は、献立をつくる、市役所の側で責任を持って献立をつくる体制とい  
うのを、この1年間でどういうふうに強化していきたいかという点と、それを教育に結びつけ  
るために、理想的には各中学校に栄養教諭ということなのかもしれませんが、なかなか  
そのとおりには恐らくいかないでしょうから、それでもできることとしてどのようなことを現  
時点で考えているか、あるいはぜひともやりたいと思っているか、その点をお聞かせくださ  
い。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） まず、おっしゃるとおり、食育なんですけれども、食育というのは食  
に関する知識や能力ですね、それを身につけることができるように、これは給食に限ったこと

ではないんですけれども、教育活動全体で指導するということが原則です。

ただし、おっしゃったように給食を全員が食するとなると、それは給食を題材にした食育が推進されるということです。その指導の体系というんですか、各学校においては、全教員が役割を担って、相互の連携を明確にした食に関する指導計画を立てなさいということがあります。これは現在においても立てられております。

ただし、その全体の計画の中で、作成とか進行管理とか評価の役割を担うのが栄養教諭となっておりますので、栄養教諭というのはおっしゃるとおり大切なものになってくると思います。

現在、例えばデリバリー方式でした場合に、今生徒が大体太宰府市の場合2,000人ですので、基準からすると1名の配置を県のほうに要望して配置をしていただくようなことが考えられる、検討できるということですね。その場合に、4校で1名ということになりますので、方式としては例えば拠点校方式等もありますので、何らか工夫していく方向で今後検討していきたいというふうに思っております。これはまだそういった方向だけでありまして、具体的にどうするかということは今後の検討課題というふうに捉えております。

それから、献立ということでおっしゃいましたけれども、給食は大きく言えば7つ例えば過程があると思いますね。献立の作成、それから物資搬入ですね、それから搬入物資の検収、調理、それから検食、給食、それから最後は食器の洗浄等ですね。

現在は市の教育委員会がかかわっている部分としては、献立の作成に一部、管理栄養士がかかわっております。これはゼロではありません。例えば学校行事等について事前に協議をしまして、例えば体育会前でしたら少しさっぱりしたものがいいとかありますよね。そういったのを例えば意見として述べて伝えてしたりするものがあるんですけれども、それ以外につきましては、検食を管理栄養士がやっていること、それから給食を学校で指導していることということだけになります。

ところがこれ、学校給食法にのっとるということを努力していきますということを言いましたが、それをしていきますと、調理と輸送の面と食器の洗浄等は業者のほうに委託ということになります、それ以外については市教委のほうで十分かかわることができます。

ですので、献立の作成等については、今献立検討委員会、当然中学校は今ありませんけれども、献立委員会と献立検討委員会等を立ち上げて、そこでしっかり考えていくということを準備していかなければいけないというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2件目について再々質問はありませんか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 2点あります。1つは、今の献立検討委員会ということですが、再々質問なのでこれを最後に質問だけになるかもしれませんが、どういう顔ぶれを考えているのかですね。もしくは考えられるか、あるいはこうしたいか、どれでもいいですけども、献

立検討委員会のあり方について。

もう一つ、この文脈とは少し変わりますが、ロードマップを見る限り、学校関係者、保護者等への説明の機会は節目節目であると思います。他方で、今回陳情も出ておりますが、一般市民の関心も高いにもかかわらず、直接説明を受けるような機会というのは、ロードマップの中にはないと。長く続く制度ですし、途中変遷はあったとしても、かつ子どもに対する関心というのは市全体として高いかと思うので、市民がこの学校給食の実現、導入に対して理解を深めるための場所というのを現時点でどのように考えているか、どのようにしていきたいか、その2点についてお伺いします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 献立検討委員会ですけれども、もちろん栄養士とか、それから業者のほうから調理にかかわっている方にも入ってもらわなくてはいけないと思っています。

それと、一番大事なのは学校の給食担当ですね。そこを位置づけて入ってもらうということで、それがなぜ意味があるかという、結局子どもたちの意見とか、それから給食に対する様子を業者の方も聞くことができるし、それから献立を作成する側も聞くことができる。つまり、学校の現場で指導している者が入るのが、すごく大きなポイントだというふうに思っています。

もちろん業者にもそこに入っていたかかないと、子どもの嗜好というんですかね、そこに沿ったものばかりつくるといっわけにはいかないですし、逆に言えばどういったバランスでつくった方がいいというのは、いろいろな業者が今いろいろな市町村で、要するに中学校に給食は提供していると思うんですけれども、やはりそれぞれの地域で違うと思いますので、ぜひとも学校の給食担当が入るということは考えていきたいなというふうに思っております。

それから、市民への説明ということなんですけれども、ロードマップに示しているのは3段階で説明をするというふうに示しています。実際どの段階で説明をしたほうがいいのか、まずその市民というところのレベルに説明をするということも含めて、実はまだその検討はしておりませんので、要望書等出ましたので、基本的にはロードマップに沿って説明会は開いてきたいと思いますが、こちらのほうで検討させていただきます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3件目入ります。

3件目について再質問はありませんか。

7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 3件目、家庭児童相談室を子育て支援センターへ移すということに関してですけれども、ご回答から、また午前中のこれも回答から理解するところでは、子育て支援センターに行くことによって、さまざまな専門職の方との協力をしやすくする体制に持っていくということではないかと理解しました。

それでいいのかということが1つと、もう一つは、予算書を過去二、三年、見比べてみたん

ですけれども、2年前ですか、100万円ほど増えているんだと思うんですね。恐らくヤングテレホンと統合したという話を聞いたので、そのときのことかなとは思いますが、ちょっとはつきりはわかりません。

ただ、昨年と今年ではそれほど大きな違いがないので、金銭面というか予算面での措置が特別大きくなされたようには見受けられないと判断しました。その点についても、そういう理解でいいのかということをお尋ねします。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 今回、家庭児童相談室を子育て支援センターに移すことによりまして、今家庭児童相談室の相談員の方、教員OBの方をお願いしておるわけでございまして、そういった教員としての立場のいろいろなご意見もいただきやすくなる、また一緒に建屋に入りますことで、一緒に活動ができると、そういったメリットを当然考えております。

それと、予算書の面ですけれども、特に予算的な部分で何かを増額するといったことはございません。あくまでも体制として、職員の体制として整えていくというような内容で考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありませんか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 質問ではありませんが、つまり場所を工夫して効果を狙ったというふうに理解しておきます。

この件についてはこれで終わります。

○議長（橋本 健議員） 4 件目入ります。

4 件目について再質問はありませんか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） きらきらルーム、療育相談室を子育て発達相談係ですか、という形で独立させて、元気づくり課の中でほかとの連携を図るとするのは、子どもを育てる立場からいえばわかりやすくなると思うので、その点は理解しますし、期待したいと思います。

この療育事業に関しても予算を見てみたんですけれども、これもやはり平成28年度ですか、恐らく言語聴覚士を配備したときだと思うんですけれども、そのときに増えていたように思うんですが、昨年から今年にかけては、やはり特別な変化はないように思います。これについても、置き場所を変えることによって効果を狙ったという理解で考えてよろしいのかどうか、その点をお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 今言われましたように、体制を整えるということで、1つの課に集約することによりまして、いろいろな密に連絡体制、そういったものが図れるもの、また協力体制も今まで以上にとれるものというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。いいですか。

では5件目、再質問はありませんか。

7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 生活困窮者自立支援に関してですけれども、これもまず予算にかかわることからお尋ねします。課として独立したということなのですが、予算書の編成上、今までの福祉課から独立したのか。ちょっと見つけれなかったもので、その点が1つ。

もしそのままであるとすれば、相談員に関する費用がここ3年ほどでしたか、やはりこれも余り変わっていないんですけれども、家計相談を増やすとあるとか、就労支援を増やすとか、今年も、ちょっと今ページが違うので、今年も1つ増やすというふうに書いてあったかと思えますけれども、どうしても人の費用がかかっているのではないかと思うんですね、専門員です。その点が予算編成上はどういう配慮がなされているのか、まずその点をお聞きします。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） まず、自立相談支援事業についてでございますけれども、この分につきましては賃金として、事務事業名としては生活困窮者自立支援事業関係費のところになるわけですが、その中で上がっております。

また、今度新しく始めます就労準備支援事業、これにつきましては、現在のところ委託する方向で考えておりますので、その部分ではなくて、委託料としての計上という形になっております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありませんか。

7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 生活困窮者自立支援については、県から、県のこの事業を委託している人の話を聞いたことがあるのですが、その方が実践から思うことということで強調されていたことが幾つかあるんですね。1つは、アウトリーチができる体制。困っている方の家庭であるとかを直接見ることができたほうが、アセスメントの質が格段に上がると、これを一番強調されていまして。

もう一つは、今市も少しずつ準備を進めているようには思えるんですけれども、専門の相談員が得意分野を異にする人が同時に当たるということで、かつできれば必須事業、任意事業とありますけれども、それらが組み合わさることで、やはりアセスメントあるいはプランの質が向上するということを強調されていまして。

つまり、何人かで一緒にかかわれるということ、なぜならさまざまな困難が多くの場合重なり合っているからということだと思えますけれども、そのことと外に出ている体制を整えるということを強調されていまして、その点について太宰府の今後の体制、どのような形で進んでいきそうか、進んでいきたいかということをお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。



○市民福祉部長（濱本泰裕） この福祉と申しますか、いろいろな支援をする中で、このアウトリーチというのが今盛んに言われておるような状況です。これにつきましては、生活困窮者につきましてもそういった立場で我々は考えていきたいというふうに考えております。

また、必須事業、また任意事業ですね、生活困窮者自立支援につきましては幾つかの事業を実施をしていくわけでございますけれども、そういったそれぞれの分野が独立してやるのではなくて、やはりそれぞれ連携をとりながら、不足する部分を補い合うような、そういった相談をきちんと受けていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 6件目について再質問はありますか。

7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 教育支援センターについては、未然の防止と連携の強化を図るということで、わかりやすいと思いました。

ただ、1つだけ気になることがあるんですけども、名称が教育支援センターととても一般的なんですね。情報発信に努めるということは先ほどもありましたけれども、もしかしたら適応指導教室の延長上以上のことを何かしら考えていらっしゃるのかとも思いますので、簡潔に、何かあればお知らせください。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 適応指導教室は教室ですね。不登校の子どもたちが集まって学習するとか、そういったところですけども、支援センターでセンター的役割というか、学校と結びついた中核にある、それから保護者ですね、そこで困り感がある保護者の中核にあるということを目指してやろうとしておりますので、先ほども言いましたように、キーワードは一元化というんですか、そこにいろいろな情報を集めたり、そこを通していろいろな働きかけができるようにすると、今まで個々ばらばらだったものをまとめていくということで考えております。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。いいですか。

7件目入ります。

7件目について再質問はありますか。

7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 最初に述べたように、これ以降少し質問のニュアンスが変わるんですけども、先ほどちょっと生活困窮者のところで言いましたように、福祉問題、さまざまな問題が重なり合いがちだということ、それが特に地域という場面で重なるということだと思っておりますが、それと、あとはその支援を必要とする人が孤立しがちな状況が今社会的に多いと。その2つを解決するためにも、包括ケアシステムというのが必要になってくるという文脈で私自身は考えているんですけども、一面はですね。

まず、その包括支援センターのことについてここではまずお尋ねします。

複数設置を考えて結論は出したいということは、施政方針に述べてあったかと思いますが、

ただ回答を聞く限り、そうはしたいのだけれども、さまざまな困難な現実があるというふうにちょっと聞こえました。結論は今年出すということなのでしょうけれども、ただそれでも機能強化は図っていきたいと。

機能強化を図る際に、センターをつくるという、場所ができれば一番わかりやすいかとは思いますが、それがなかなか難しくなったときには、人で補うかネットワークで補うかということになってくると思うんですね。

簡潔に聞きましょう。もしセンターを複数化が難しいという事情があった場合には、何をもちょうど補うことができるか、あるいはしていかなければならないと考えているか、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） まず、この複数化の設置ということでございますけれども、これは答弁の中でも申し上げましたように、現在の第五次総合計画後期基本計画の中でも、複数化の検討というのは盛り込まれております。また、現在策定をしております第3次の地域福祉計画、この中でも具体的に複数化というものを計画の中に取り入れております。

ただ、この複数化の方法につきましては、いろいろな形がございます。単純に今ある地域包括支援センターをもう一つつくるというような方法もございますし、1つは例えば民間委託でありますとか、あとサテライト方式みたいな、センター方式というんですか、そういった方法、いろいろな形が想像されると思っております。そういったものにつきまして、今後包括支援センター運営協議会の中でも十分に議論をして、複数化に向けて努力は当然やっていきます。これはしないということでは当然ございませんので、まずそこはご理解をいただきたいと思っております。

あと、機能強化につきましては、当然そういった複数化というものもございますけれども、やはりこの相談業務、また高齢者支援の中で一番やっぱり大切なのは、人のいわゆるマンパワーといえますか、いろいろなやっぱり相談事、困り事を聞いていく、そういった体制もこれは必要になってまいります。そういった中で人員の確保、またそういった専門職というんですかね、そういった知識を持たれた方、そういった方の増員も必要ですし、職員体制というものも、やはり高齢化率が非常に多くなってきております。結局高齢者の方も増えておるような状況でございますので、やはりそういったマンパワーの整備というのが、これから重要になってくるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありませんか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） この先、主題が重なっていくので、この7件目については再々質問なしでいこうと思います。次をお願いします。

○議長（橋本 健議員） では8件目、再質問はありませんか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 総合福祉という言葉の使い方ですけども、回答を私が理解した限りでは、ある種の具体的な政策というよりは、一つの理念かなと理解をしました。地域福祉計画の中でも、地域福祉計画というのが幾つかの個別計画をまたぐようになっていて、それをさらに下にこうあるように、人権尊重のまちづくり推進基本指針、ちょっと正確な名称忘れちゃいましたが、あったかと思えます。

つまり、総合福祉というのは、実はその総合福祉という言葉を検索すると、大抵何とかセンターが出てくるんですね、いろいろな町の。そういうことも考えているのかとちょっと思ったので聞きましたけれども、ここはある種の理念だというふうに理解しておきますが、一応それでよいのかということを確認するのが1つ。

もう一つ、総合ということですので、横並びであるとする、こうすることの大きな意味は、制度のはざまということが回答の中にもありましたけれども、網の目を細かくしていくような役割を担うのが総合福祉という考え方ではないかと思えますけれども、そのように理解しておいて差し支えないか、その点だけお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） いろいろな分野において、細かいところまで福祉という考えを入れていくというような笠利議員のお考えだろうと思えますので、それで十分私どもの意図するところだというふうには理解しております。

太宰府市の行政の中では、いろいろな分野が当然ございます。そういった中で、やはりこの今福祉という問題、非常にクローズアップをされておまして、いろいろな面におきまして福祉という視点は重要です。以前は障がい者に特化したような福祉でまちづくりとか、そういった総合計画の中でうたっているような時期もございましたけれども、やはり今後は全てにおいて、高齢者から子ども、そして障がい者、そういった部分に関しても、全てやはり施策の中にそのような方の対応というのを盛り込んだ中で進めていくという必要があるというふうに考えておまして、今回総合福祉というような形でこれを進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありませんか。

9 件目について再質問はありませんか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 件名上は外郭団体ということになってはいますが、福祉の文脈での社会福祉協議会というのに何を期待するかということなんですが、質問の前半でさまざまな機構改革がありましたけれども、なかなか予算的にも人の面でも、なかなか措置ができないというのが現実だというのが、前半のご回答のあらわしている現実かなとは思いますが。

ところが、2 件前で濱本部長がマンパワーが必要だと、もう明らかに矛盾している、矛盾という言葉は悪いんですけども、市として今できる力量というかキャパシティと、必要と

されている量との間にギャップがあるということではないかと率直に思います。

思うので、ここで外ということを知りたければ、先ほど国際交流のところでも市長が、国際交流課は政策を示すというか担うと、片や国際交流協会、外郭団体ですね、こちらには実施する、動いてもらうという役割分担を考えているという話があったと思います。

もうちょっと、少し時間が押してきたので詳しいことはしゃべりませんが、地域福祉計画と地域福祉行動計画、前者が先にできて、後者がこれからつくられると思うんですけども、相互に関連して、行政と社会福祉協議会が一緒になって地域福祉を実現していく。社会福祉協議会はそれを実際に実現していくというか、動かすことが主たる担い手になると思うんですけども、これについてもそういうふうを考えておいていいのかというのが1つですね。

もう一つは、地域福祉計画を見ると、それぞれの役割分担というのが書いてあって、それは私が今言ったように、役割分担をしなければいけないということをはっきり意識されているということだと思うんですね。ただ、非常に気になったのは、特に支援、相談、研修などの表現が多かったと思うんですけども、行政の役割と社会福祉協議会の役割と、非常に類似の表現が多い。これは数えたわけじゃなくて印象ですけども、思います。

これから地域福祉行動計画を社協がつくるに当たっては、行政の役割分担、地域福祉計画と社協の行動計画とが、もうはっきりと誰が見てもわかるぐらい明確なめり張りをつけて動く仕組みにしていかないと、市が何もかも担おうとするのは無理があるというのが、前半私が言いたかったことなんですね、無理があるのではないかと。

だとしたら、もう明確な役割分担を求める形で、一緒につくるとは言いにくいのかもかもしれませんが、社協の計画ですから、計画をつくっていただきたいと感じるのですが、その点について、社協との行政の役割分担、それをどのようにしていきたいか、していくつもりか、その点についてお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 今言われましたように、地域福祉計画と社協がつくれます行動計画、これにつきましては当然ながら2つがきちんと車の両輪のように両方が動いて初めて、この地域福祉というのが実現できるというふうに考えております。

ですから、ただ当然、地域福祉計画というものがまず策定をされまして、それに基づいた中で社会福祉協議会の行動計画というものが策定されるということで、1年遅れで作成というような今状況で進んでおるようなところで。

それと、それぞれの役割分担につきましては、確かに中身を見ますと、行政と社会福祉協議会、同じような表現になっているところが多々見受けられます。これにつきましては、社会福祉協議会の役割といいますか、そのもの自体がやはり行政と民間事業者、そのはざまを取り持つ、埋める、そういったような役割がございまして、ある意味行政的な部分もあり、ある意味民間事業者みたいな意味もあるような、そういった社会福祉協議会の特質というものもございまして、そういった部分については同じような表現がされているようなところで、行動計画の

中ではその辺、社会福祉協議会としてじゃあ実際何をやればいいのかというのを、もっと明確に示されるものになるだろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 明確にということに期待して、次に行きます。

○議長（橋本 健議員） 10件目について再質問はありませんか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 外郭団体の後に職員の意識改革を取り上げたのは、外郭団体に対して、職員といいますか市役所ですね、どのように接していくとか、考えていくかということとつながる問題として質問します。

初めに一言言っておきますが、私は意識改革という言葉が余り好きではなくて、個人的には使いたくないんですけども、市長の表現に合わせたいと思います。

ご回答によると、さまざまな能力に加えて、地域の中でのコーディネート力とか調整力というものが、職員にこれから期待されるというところがあったかと思います。全くそのとおりでろうとは思いますが、今社協と行政の役割分担が非常に類似しているように見えるということを行いましたけれども、地域福祉を形づくっていく上で、実際に動くのが社協のような市役所外のアクターであるとするならば、コーディネート力とか調整力は、むしろそちらのほうに強く期待してもいいのではないかという気がします。行政の中での調整力というのは、動く中での調整力というのではないのではないかと。

何を言いたいかということ、前半、市役所でこれをやりますということがずっと続いたけれども、実際には人や予算がなかなかつけられない現状があるとすれば、何もかも市役所が担わなくてもいいのではないかというふうに思います。

生活困窮者のことでいろいろなところに話を聞いたときに、1人、有名な方ですけども、奥田知志さんという方が北九州にいらっしゃいますけれども、彼が「助けてと言える社会に」というような本を書いているんですね、たしか対談だったとは思いますが、これから職員にさまざまなことを求めて、かつ職員のやりたいことをやれるようなことをぜひやっていただきたいと思うんですけども、これから地域福祉であるとか地域社会を形成していくに当たって、私たちにはここが限界だと、役割分担じゃなくても限界を定めて、その先は頼むと、助けてというよりは、あなた方が必要だということをもっとはっきり伝えてもいいのではないかと、先ほどの職員の意識改革に関することで、何を職員に求めるかということでは強く感じます。

それが自治基本条例の話も先ほどありましたけれども、自治基本条例が求める市の姿というのは、そのようにお互いの役割分担を定めていますけれども、逆に言うと、ここから先はあなたに任せるということ自身を持って言えるようにということだと思えます。

これ、再質問というか、言いたいことだけ今回しゃべりますけれども、10年ほど前、平成17年ですか、人材育成計画でしたっけ、基本指針でしたっけ、それも見たんですけれども、信頼と納得とやる気と完遂というのを職員に求めている、し・な・や・かと、全体としてしなやかになるととてもいいと思うんですけれども、ただ信頼と納得は、行政のプロに求められることとして当然のことだろうと言ってしまいます、この場で。

やる気も完遂することも大事なんですけれども、やる気や完遂というのは、これからは市役所以外の人に積極的に任せられるように、それが堂々と言えるように、信頼と納得できる市役所というあり方を求めているのもいいのではないかと思います。

男女共同参画の松田美幸さんを、あすばるの松田さんと呼んだ講演にこの間行ったんですけれども、彼女がリーダーの4つのタイプということ进行分类していたんですね。先に立つ、言葉に重みがある、これ今のし・な・や・かの中でいうと、信頼と納得はこの要素である程度カバーできると思います。あと、人と人をつなぐ、それと人を後押しする。後者2つのタイプのリーダーが、今求められていると。

市役所もそういうつもりで、市役所がリーダーと言うべきかどうかは別ですけども、今までとは、10年前の基本指針とは、あそことてもいいことが書いてあるので、捨てる必要はないと思いますけれども、でも違う意味を込めていっていいのではないのかというふうに感じます。

もう時間がないので、これでやめます。

○議長（橋本 健議員） 回答はいいですか。

○7番（笠利 毅議員） 回答は結構です。

○議長（橋本 健議員） 11件目入りますけれども、あと3分50秒でございます。

11件目について再質問はありませんか。

7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 最後ですけども、もっと早く終わる予定だったんですけども、仕方ないですね。

償還計画は出すのは難しいと、事情としてはよくわかるんですね。ただ、この点については、最後ですので市長に聞こうかと思えますけれども、公会計の制度が変わるとか、市民参画を進めるという中で、町の長い遠い先のビジョンを描くためには、やはり説得材料というのをたくさん、かつ客観的に示していくというのが大事だと思います。

公会計制度の改革ということは、先ほど小畠議員も言われていたかと思えますけれども、フローの中でストックをきちんとマネージしていくということに、大きな意味があるのではないかと思います。そのためにも見通しについては出せることに限界があったとしても、これまでこうであったということ、今は各年度の表やカードをもとに自分でこうやってプロットしないことには、市民はなかなか状況を把握できないんですけれども、できれば経時的なデータ提示の仕方ができないか、市長としてどう思うかだけで結構ですので、お答えいただければ。

部長でも結構です。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 将来にわたる償還計画ということでございますけれども、笠利議員がおっしゃっているのは、30年先を見据えたというような形での償還計画だと思うんですけども、1つ、今年度の予算にも臨時財政対策債とかというような形での償還、市債を打つ部分がございますけれども、こういったものが地方交付税を補完する、地方交付税と不可分の関係性を有するものでございますので、なかなかここら辺の臨時財政対策債でありますとか、その後の史跡地公有化の事業債が、その年度その年度でいろいろな金額になってこようかと思えます。そういった形で、償還計画をお示しするのが難しいというような形で回答させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますね。

7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） その点については一応理解しますので、お尋ねしたかったのは、過去データをぱっと、例えばエクセルにぽんとホームページからコピーすれば入れられるようにするかというようなことが可能かと、これまでのデータを経時的に出せるだろうかということです。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） これまでのデータを入れるということ、ちょっとそこら辺のところもあわせて、今提言がございましたので、検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） よろしいですか。

○7番（笠利 毅議員） はい。

○議長（橋本 健議員） 以上で会派真政会の代表質問は終わりました。

ここで17時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後4時54分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後5時10分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会派太宰府市民ネットの代表質問を許可します。

17番村山弘行議員。

〔17番 村山弘行議員 登壇〕

○17番（村山弘行議員） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、会派太宰府市民ネットを代表して質問をいたします。

まず、第1件目は、市長の施政方針演説についてであります。第五次太宰府市総合計画の

基本構想で示されていますまちづくりの理念の協働のまちづくりについては、市民との協働のまちづくり、コミュニティづくりを進めるために、（仮称）太宰府市まちづくり協議会結成を目標に平成29年度より取り組むと方針化されておりますが、総合計画の基本構想7の協働のまちづくりでは、人づくり、組織づくり、ルールづくり、体制づくり、場づくりと5つの組織づくりが方針化されておりますが、今回、平成29年度から取り組むとされております太宰府市まちづくり協議会の具体的な中身が見えてきません。

まちづくりと一般的に言う場合、第五次総合計画の協働のまちづくりで示されているようなもの、例えば目標も示されておりますのは1から7まで出されております。NPO法人、ボランティア団体、学校、事業者、そして市民、自治会、行政というように、さらには3つのコアを設置して、先ほど述べましたように7つの目標が提示をされております。

このようにまちづくりのソフト的な面と、他方、第五次総合計画の後期基本計画の施策23にあります計画的なまちづくりの推進、基本事業に示されているような用途地域の指定、開発指導、西鉄二日市操車場跡地の利用、さらには（仮称）JR太宰府駅設置を含む佐野東地区のまちづくりとハード的な面と、2通りがあるような気がいたします。

今回の太宰府市まちづくり協議会は、何を目指そうとしているのかが明確ではないような気がします。この協議会は、実は市の附属機関と条例で定められました佐野東まちづくり構想検討委員会より答申がありました佐野東まちづくりと関連があるのか、またこれを含めての協議会なのか、お伺いをいたします。

次に、2件目の計画的なまちづくり推進については、（仮称）JR太宰府駅設置を含む佐野東まちづくりについてお尋ねをいたします。

芦刈市長は、就任されて以来2年が経過をいたしました。佐野東まちづくりの地権者や関係者と、これまでこの地区のまちづくりについてどの程度の話し合いや協議を進められてこられたのか、全く不透明であるような気がします。今回も、ただ施政方針に記載されているだけで、何ら推進が行われたような、あるいは進展がないような気がいたします。

この佐野東まちづくりは、単に西地域の発展にとどまらないということは何度も申し上げてきました。また、JR太宰府駅についても、現状の現地に駅を建設するということでもありません。議会の特別委員会においても、JRより来庁してもらい、区画整理の中で新駅や改築とした駅などの実態を勉強会で行ってきたところです。水城と都府楼南に新駅を建設、これだけを捉えることは誤りであり、市長はそのように理解をされているのではないかと思います。市長のご見解をお伺いいたします。

次に、3件目として中学校給食についてお伺いをいたします。

市長は、施政方針の中で、この中学校完全給食の実現は、昨年12月議会において、平成30年度中に実現する方針であることを明言をされております。これから実施に向けてさまざまな諸課題が山積しており、これらを一つ一つクリアしていく必要があると思われま

完全給食の実施となれば、保護者の方々も賛否さまざまなご意見も出てくると考えられま

す。時間的に間に合うのか、また保護者などへの対応はどのように考えておられるのか、あわせてお伺いいたします。

最後に、4件目として高齢者の交通事故防止、とりわけ免許証の自主返納についての特典についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、昨年12月定例会において、同会派の徳永議員からかなり突っ込んだ質問がございました。高齢者の交通事故が増加の一途をたどっている中、原因として、特にアクセルとブレーキの踏み間違いが急増していることはご承知のとおりであります。人命にかかわる大事故につながるケースも多発をしております。

国においても、高齢者運転対策として、今年3月12日から改正道路交通法を施行されることになっております。75歳以上の運転者の方が、認知機能が低下した際に起こしやすいとされており、交通事故に一定の違反行為があった場合に、臨時の認知機能検査を行い、その結果が前回の検査よりも悪化した場合は、臨時高齢者講習を受講しなければならないなど、幾つかのリスク回避対策がなされるようですが、本市の取り組みとしましても、高齢者の方からの免許証を自主返納してもらうことにより、そのことで何らかの特典を付与するような対策等を講じる必要があるのではないかとこのように思いますが、あわせてご所見をお伺いをいたします。

以下、再質問は質問席で行います。加齢による難聴も少し出ているようでございますので、回答につきましては少し声を大き目をお願いを申し上げておきたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ただいま施政方針等に関することについて、市議会会派太宰府市民ネットを代表されまして村山弘行議員よりご質問をいただきましたので、順にご答弁申し上げます。

最初に、所信表明についてのご質問にお答えいたします。

（仮称）太宰府市まちづくり協議会についてですが、本市のまちづくりの基本となります太宰府市第五次総合計画では、まちづくりの理念の一つに協働のまちづくりを掲げておりまして、全ての施策におきましてこの考え方を取り入れるというものでございます。この理念につきましては、村山議員が言われましたように、基本構想の7、協働のまちづくりに記載してあるところでございます。

この協働のまちづくりににつきましては、第三次総合計画の基本構想の中で推進に際しての基本姿勢として打ち出しまして、25年以上が経過しております。この間、市内全44行政区では、それまでの区長制度から自治会制度に移行したほか、現在では小学校区単位で校区協議会まで組織されておりまして、地域課題の解決に向けて地域でできることは地域住民の皆様で主体的に取り組んでいただいております。大変感謝いたしておる次第でございます。

また、NPO団体などにつきましても、市が運営するボランティア支援センターを通しまして、これまで多くの団体が組織されているほか、NPO組織とまではいきませんが、市民レベルでもさまざまな分野で活動する団体がそれぞれの目的に沿って活動しておられます。事業者

の方々におかれましても、商工会や観光協会のほか、任意の団体等をつくられ、まちづくりの一環としてそれぞれ独自に活動していただいております。

しかしながら、本市におきましては、日ごろからさまざまな場面でまちづくりに貢献されている立場の異なるこのような方々が、まちづくりについて一堂に会して、直接相互に意見を交わす機会が少ないようでございます。私としましては、このような場をまず設けまして、今後それぞれの方が意思疎通を図りながら協働して課題に取り組んでいただき、場合によっては一つの取り組みを協議会全体で行うなど、その効果がより一層高まるようになればと考えておるところでございます。

以上のことから、先ほど議員がお尋ねになりました佐野東まちづくりという関連についてでございますが、直接の関連性はございません。

続きまして、計画的なまちづくりの推進についてのご質問にお答えいたします。

佐野東地区は、市街化区域に囲まれた市街化調整区域でございます。国道3号線、県道福岡筑紫野線に囲まれ、県道板付牛頸筑紫野線とJR鹿児島本線が地区内を縦断しています。この地区は、太宰府市に残された新市街地となり得る地区でございます。

佐野東地区より西の大佐野や向佐野地区は、他の地区に比較して西鉄天神大牟田線の鉄道駅のアクセスがよいとは言えず、JR鹿児島本線の駅としては都府楼南駅がございしますが、駅のバリアフリー整備を初めとして駅前広場、県道からのアクセス道路等の駅及び駅関連施設の機能は十分ではございません。

(仮称) JR太宰府駅につきましては、昭和63年にJR九州株式会社と(仮称) JR太宰府駅設置に関する覚書を締結後、31年余り経過しています。その間、市街地開発を取り巻く経済状況は変動し、人口動態も右肩上がりから、少子・高齢化社会が現実となり、本市におきましても国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、平成38年より人口の減少局面を迎えると推測されています。

しかしながら、現在策定過程の中にある太宰府市都市計画マスタープランにおいても、佐野東地区の市街地整備及びJR鹿児島本線との交通結節点整備については、持続可能な都市経営を行う上でも重要事項であり、将来都市構造、分野別方針、地域別方針に位置づけを予定しています。

市長に就任しましてからは、平成27年8月5日に、佐野東まちづくりに関して地元関係者との協議で、どうしていくかを今後考えていきますと回答し、そのための調査として本年度に佐野東まちづくり調査を実施してきたところでございます。今後はその調査をもとに、地権者の方々と事業の実現性とまちづくりの方向性を話し合ったいと考えています。

続きまして、中学校給食の導入についてのご質問にお答えいたします。

中学校給食につきましては、平成30年度中の実現に向けて、現在中学校給食実施までのロードマップに沿って準備を進めているところでございます。議員ご指摘のとおり、実現までにはさまざまな課題が生じてくると思いますが、中学生が毎日食する給食ですから、諸課題につ

いて一つ一つ解決しながら進めてまいります。

保護者からのご意見についてですが、ロードマップに示しておりますとおり、実施方針とロードマップ、新しい給食制度の大枠、新しい給食制度の詳細というように、ステップを踏んできめ細やかに説明をしていく予定です。その中で、保護者の皆様からさまざまなご質問やご意見が出されるのではないかと考えられますが、真摯に向き合うことでご理解を得るよう努めてまいります。

続きまして、高齢者の交通事故防止、とりわけ免許証の自主返納についての特典についてのご質問にお答えいたします。

福岡県警によると、県内で65歳以上の高齢者運転者が当事者となった事故件数は、平成18年が5,251件から、平成27年は7,092件と1.35倍になり、全事故に占める割合も10%から18%と上昇し、今後高齢者人口の増加による事故の増加が懸念されます。

加齢による身体機能や認知機能の変化は個人差はありますが、まず運転リスクが増大しますことを周知するとともに、アクセルとブレーキの踏み間違い防止装置の情報提供などを検討してまいります。

また、免許証返納のきっかけづくりの特典につきましては、県内の市、町で代替交通機関の利用を考慮して、コミュニティバスの割引や乗車回数券の交付を行っているところがあります。

当市のコミュニティバスまほろば号については、高齢者の皆様にも気軽に利用していただけるように、ワンコインの100円と低料金に設定していることから、割引等は現在考えておりません。

しかし、民間のタクシー会社やバス会社などで料金の一部割引などが行われていますので、情報提供を行うとともに、太宰府市内もしくは周辺地域のタクシー会社へ、割引ができないか働きかけを検討してまいります。

以上のとおり、ご質問の件につきましては答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望については、これからの市政運営に当たりまして十分に参考にさせていただき、一層の努力をしてまいります所存でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1件目について再質問はありませんか。

17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 結論でいくと、今回の協働のまちづくり協議会と佐野東のまちづくりについては、直接関連はないというご回答でありましたが、これは予算委員会の中で少し議論しようと思っているんですが、従前は佐野東まちづくりの予算が計上されていたと思います。今回は佐野東ということでの予算が計上されていないというふうに思いますが、これは予算委員会の中で議論はさせていただきますが、そういうものからちょっと勘案しますと、佐野東のまちづくりもいわゆるまちづくり協議会も一緒になって、一般的なまちづくりみたいに私が冒

頭理解をしたというのがありまして、今日、今の市長の回答ではそれと関係ないということであれば、それはそれで構いません。

が、冒頭申し上げましたように、市長の提案の協働のまちづくりにつきましては、現在ある本市のいろいろな事業や団体やらNPOの人たちと一緒にあって、どのような中身のあるまちづくりを進めていくかということだろうというふうに思っております。

それは当然やっていただきたいというふうに思うし、していかなきゃならないと思いますが、そういう意味では新しく今後検討し、近い将来というふうに思っておりますが、佐野東のまちづくりについても、まちづくりが進められる段階からそのようなものも含めていただきたいというふうに思っておりますので、この1番目の項目については、関連がないというご回答でありましたので、次に進んでいきたいというふうに思います。

○議長（橋本 健議員） 2件目について再質問はありませんか。

17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 最近はまだ私の一般質問なりは、もうこのことばっかし言いよるようでも申しわけないというふうに思いますが、何度か市長とも個別にお話を今までしてきたと思いますが、今の佐野東といいますか、地域にどうイメージして、駅だけをあそこにぽこっとするということでは何の効果もないし、それはJRとて現状に駅をつくるということではないということは、たしか平成20年ではなかったかと思えますけれども、当時の井上市長が提起をされて、面整備の中で駅を設定をするというのが、たしか平成20年か平成21年の施政方針の中で明らかにされて、特別委員会を（仮称）JR太宰府駅ということから、佐野東まちづくりというふうに施政方針に合わせて特別委員会もつくってきた経緯があります。

いろいろ議論があつて、この条例附属機関に佐野東まちづくり構想検討、正式な名称はちょっと不明ですが、佐野東地区検討委員会か何か、構想委員会か検討委員会を条例の中で附属機関に設置をして、その答申も既に出て、それからもう2年以上経過がしておるわけでありませぬ。

市長も新しくかわられましたけれども、今の先ほどの回答でいきますと、今まで1度、地元的地権者の方たちと行かれたということではありますが、これまた今議会中に特別委員会を設定をしておりますから、具体的な詳細についてはその中で議論をしていきたいというふうに思っておりますが、この佐野東のまちづくりというのは、先ほど午前中にも質問があつたかと思えますし、市長の施政方針に対する回答の中でも、今までの議員さんの質問で、あるいは今の質問の中でも、我が本市においてもこれから10年後、20年後では高齢化が進み、人口が減少の一途、日本全国そのものが人口が減っていくという状況の中で、本市においても例外ではないというふうな推計が出ているように回答はありましたが、私は佐野東のまちづくりというのが、市長も答弁がされましたように、残されたまちづくりの唯一の地域ではなかろうかというふうに思っております。

いろいろな場所で申し上げてきましたけれども、本市の財政事情、数年前から比べれば経常

収支なども徐々によくなってはきております。非常に財政調整基金も、平成15年の水害から以降に比べると、徐々に財政調整基金についても増えてはきておりますが、何かあった場合には、やはり10億円、20億円というお金がすぐ飛んでしまうという危険性も、我々行政にかかわる者としては踏まえとかないかん。

特に九州の場合は台風などが大変多うございますから、現実には平成15年には大変な事故があって、亡くなられた方もおられますと、こういう経験もしておりますし、そういう意味では、必要なお金は確保していくことは当たり前であります。財政面からいっても、歳入を極力増やしていく、人口を極力増やしていく、そういう意味で、私は佐野東のまちづくりというものが非常に重要になってくるというふうに思います。

数年前に役所の方々とちょっと相談をしたんですが、筑紫野を入れなくて、太宰府だけである区画整理をした場合の人口の推計を、約3,000人程度の人口増が見込まれるということが一定推計の中で明らかになっています。3,000人という、いうなら私が住んでおります長浦台が約600世帯であります。今2人家族としましても1,200名ですから、1,000世帯近くの人たちがこの佐野東の中に居住をするということになれば、市民税や固定資産税あるいは上下水道などなどの歳入も増えていく。歳入が増えれば、いろいろな問題があります。待機児童の問題とか、あるいは学童保育の問題などなど福祉の面についても、税収が増えればその分、太宰府市の財政力も豊かになるし、きめ細やかな行政サービスもできるのではないかとこのように思います。

したがって、あとはいかに太宰府市がこの区画整理に対していかほどの力を注ぐのか、そのことを地元の地権者の方たちは待っておられるわけでありまして、何度も何度も私どもは学習会をしまして、結局地権者の方たちのご意見は、最終的には減歩率がどこまでになるのかというのが最大の関心事でありますから、これは太宰府市がどこまでやるのかということにかかってきているというふうに思います。

そういう意味では、15日の特別委員会の中でも詳細についてはお聞きしたいというふうに思いますが、再度市長にお伺いしたいのは、この佐野東の区画整理というのが、決して西校区だけ、あるいは西地域の問題でなくして、太宰府市の財政面からも、あるいは人口増からの面でも、早急に私は具現化すべきだというふうに思いますが、今後地権者の方たちと積極的に説明なり意思疎通を図るような、そういうご計画があるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 先ほど議員おっしゃられましたように、ここ30年、40年の歴史を見ますと、佐野地区の区画整理に当初10年、100億円の予定が、20年、200億円かかったというふうなこと、そしてその後、先ほどおっしゃられましたように平成15年の台風での被害というふうな形で、平成になる前から、あるいはその時期までそういう流れがあったのではないかとこのように思っておりますし、現実にはそうだったというふうに考えておりますが、ただそういうふうな総括に立って、市が直接区画整理に乗り出すということではなくて、民間の方にやっていただ

いて、それと市が連動する、あるいは駅の問題もあわせて考えるという大きな筋書き、あらすじの中で考えていくというふうな形になっておりますので、私もそういうふうなことは踏襲していきたいと思っております。

現実的に、一番のやはり地権者の方たちの動きがどうなのかしっかり考えながら、市としてもいろいろなことは考えていくし、働きかける必要はあるんじゃないかと思っております。

そしてまた、可能性がある場所であるという認識も、ご指摘のとおり私は考えておりますが、いろいろなことを総合的に考えながら、地権者、地域の方はもちろんですが、太宰府市全体あるいは議会の皆様のご意見踏まえながら、この問題については取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありませんか。

17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 市長のご回答は、もうずっと今までの回答も同じような回答だったんですが、実は現状ではもう、後で調査をされたということでありますが、具体的な中身は特別委員会の中で聞こうというふうに思っていますが、それはもうその中でしますが、遅々として進んでいない大きな原因は、ちょっと繰り返すようで申しわけないんですが、本来は佐野の区画整理が終われば佐野東というのが行政の方針だったですね。ところが、財政事情なども変わって、佐野東に行く前に、佐野の期間と財力が相当つぎ込んだということなどもあったと思いますので、当時からすると随分方向性が変わってきたというんですが、地元の人たちは、本来行政がするようになっていたんじゃないかというのがいまだにあるわけですね。

しかし、それは施政方針、平成21年だったと思うけれども、平成20年だったか、井上市長の民間手法ということで、新しい手法でやっというこことて提起をされまして、それは地元の人たちもそれなりに理解をされております、民間手法というのは。

ただ、要は市がどれだけするのかと、どこをどれだけしてくれるのかというのが、もう待ちの状態。それからほとんど進んでいない中で、この数年間、2年間か3年間進んでいない中で、実は、具体的に名前とか会社名は申し上げませんが、さる大手の建設会社というか、ハウスメーカーというか、そこが具体的な話を進めておられます。地元の地権者の方たちに説明会というものを行っておられるようであります。

それは企業としては営業活動で、だめだとかいいだとかという権限は私どもにはないわけがありますから、それはそれでやむを得ないんですが、それを放置をしておくと、条例で定めた附属機関に設定をした佐野東まちづくり構想検討委員会の答申が、それだけで終わってしまうと。

これは附属機関として結論が出たわけですから、それはそれなりに市として責任を持たなきゃいけないし、そして市がやるべきことは明確に早くしていかないと、いろいろな業者の人が、あるいはゼネコンだとか、あるいはハウスメーカーの人たちが地権者の人たちと話をして

いく。そうすると、もう市はしないというふうな認識が地元の人たちになってしまう。そういう私は危惧をしますので、できるだけ早く市の方針を明確にしてほしい。

市の方針というのは何かといえ、市が行うことはこれこれこれを行う、あるいはそのために財源はどうする、したがって土地を提供してくれないかと、よって組合施行なり民間手法でやっていく、こういうふうになって、地元はもはや市がどこまでやるのかということが最大の関心事になってきて、それ以来2年間、ほとんど進んでおりませんので、いつとも早く、担当部長でも構いませんし、市長なり、直接地権者の方、平成27年に行ったというふうにご回答がありました、もう2年過ぎようとしておりますので、再度ここで市長なり責任ある方が、これは市の方針でございますから、市長なりどなたか部長が責任ある方が行ってもらって、行く前には何か持っていかなきゃいかん。具体的な、ただこういうものは考えられるということを示す、そういうことを具体的にやってもらいたいというふうに思うし、そういう計画があれば、担当部長からでもいいし、具体的には特別委員会で説明するならそれはそれでも構いませんけれども、本会議でありますから、そういうものがあればお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 謙） ご回答を申し上げます。

今村山議員さんのずっと説明を聞いておまして、よく知ってあるとおり、経過といたしましてはそのとおりだろうというふうに思っております。

それで、今年度いろいろ数字が出てくるような調査をいたしております。一番大切なのは地域の意向、それが本当に何って、区画整理なりやっていくかということの確認と、それと今言いました財政的なものがございまして。何度も申しておりますように、大変財政的に苦しい中に、どういうふうな方法があるのか、そんなのを市のほうで一定まとめまして、それからさきにも部長が言いましたように議会、それから地元、そういうようなところに説明に出かけたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3件目について再質問はありますか。

17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 午前中も宮原議員のほうからも中学校の完全給食についてご質問が来ておりますが、平成30年度から実施するというところでいきますと、もう一年ぐらい、残された時間は。先ほど回答でも、笠利議員だったですかね、給食のための検討委員会といいますか、そういうものもつくっていかなくやいかんし、献立ですかね、献立検討委員会だとか、それから中学校の保護者の方には、弁当がいいという方もおられるんじゃないかと思うんですね。うちの子どもには弁当を持たせたいという方もおられるし、現状はランチ方式だから、それはそういう意見が通りましようが、完全給食ということになれば、そういう保護者の方々も当然おられるし、それは市長の公約ですからね、中学校の給食実施については。

公約を進めていくということについては、市長の立場として進められましようが、ついては、相当クリアしていかなきゃいけない課題、例えばもう校長会ではその話が終わっているのか。あるいはそれぞれの中学校、4中学校の校長会あるいは教頭、あるいは先生たちにはどこまでぐらい徹底しておるのか。現状ではあとは保護者に説明会を行う段階ぐらいまで来ているのか。それでいくと、時間的には間に合うのか。そういうものがちょっとまだ見えないのがあります。

そういう意味では、中学校給食がいけないとかなんとかといって間に合うのか、大丈夫なのかと、こういう心配が私の耳にも入ってきますし、私自身も大丈夫なのかと、いろいろな方が今まで議論、質問をされておられますので、重複するところもあろうかと思いますが、何か現時点でこれまではこういうことの説明会、意思統一はここまで、例えば教職員なら教職員について合意を図る、いつぐらいから例えば保護者会に説明をするとか、例えば1校について2回か3回ぐらいの保護者会が必要ではないかというふうに踏んでいるのか、1回で終わりなのかとかというようなさまざまな具体的な計画性、それをどうやって、どれまでぐらいにクリアをしていくとかというような具体的な計画なり段取りというものがあれば、明らかにしていただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 実は、中学校給食実施までのロードマップというのをもうお配りしたと思うんですけども、これにつきましては、平成30年度中にそれを実施するというのを受けてまして作成しております。ですから、それから逆算したら、この時期までにこれをする、これの時期までにこれをするということを庁内のほうで検討しまして作成したものです。

例えば現時点でいきますと、先ほど校長会ということでしたけれども、校長会には現時点では平成30年度中に実施するというのを市長が表明されました。方式としてはデリバリー方式だということで表明されましたということまでしか周知しておりません。

計画としても、現在の周知はそこまでということで考えておりますので、特段情報というんですかね、周知の部分が遅れているとかということではございません。今中心にやっているのは、運用方式の検討だとか、就学援助制度のそれをういたらどうなるかとか、そういったことを中心にやっております。

それから、アンケートの中で一番出ているのは、中学生、それから実際に今小学生なんですけれども、平成30年度にはその給食を食べることになる小学校の保護者の方が一番考えているというか、気にしているのは、栄養のバランスが一番なんですよね。ということは、栄養のバランスがとれたものを提供しないと、やはりご理解は得られないだろうということで、午前中から学校給食法というのを引き合いに出しまして、今のままではなくて、質が高まったものを提供していきたいというお答えをさせていただいております。

ですので、間に合うかということのご質問なんですけれども、平成30年度中に実施するということから逆算したロードマップですので、これを一生懸命汗をかいてやっていくということ

しかないだろうとっております。間に合うように頑張りたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありませんか。

17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） ロードマップでは示されていますので、逆算をされて、多分多くの人たちが心配しているのは、そのとおりにいくという前提でロードマップつくっておられると思いますが、いろいろなハプニングだとかそういうものも想定をする中で、あのロードマップは若干の余裕を持って計画はされているんだろうとは思いますが、そこの辺はそごのないように、そしてトラブルのまま実施しないようにしていかなくやいかんと。

特に、事は食に関することでありますし、先ほど、今理事がおっしゃられましたように、子どもたちの栄養のことが一番、成長盛りの小学校、中学校、高校になるとそういう時期でありますから、栄養のことを心配されるのは、お母さん方、保護者の方が当然だろうと思っておりますが、ロードマップどおりに事を進められると思いますが、そういう、こんなはずではということのないように、そして丁寧に、できるだけご理解をさせていただくような丁寧な保護者への説明などもこの際お願いをして、この項については終わりたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 4件目について再質問はありませんか。

17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） これも冒頭述べましたように、昨年12月の議会の中で徳永議員のほうからかなり詳しくご質問をされておられますので、余り詳しくは申しませんが、私は過日、筑紫野署のほうに出向きまして、やはり高齢者の事故が増えておるということで、何かいろいろな特典があれば、もう少し自主返納も増えてくるのではないかなというふうにご回答をいただいたわけですが、もう既に執行部の皆さんご承知と思いますが、平成26年度に比べると、平成28年度の太宰府市の高齢者の事故というのは減ってはおります。平成26年度が98件、平成27年度が93件で、平成28年度は89件というのが高齢者の事故ではありますが、死亡事故は、これはやっぱり近年、やっぱり高齢者の方たちが増えてきておるということで、高齢者の事故を減らすという意味では、極力、ただ減らすという意味では自主返納も一つの方法であると思いますが、自主返納した場合に、その方たちが日常生活で車がないとなかなか買い物に行けないという方もおられるわけですね。その方たちの免許証を返納した場合に、喜んで返納するけれども、何もないということでは、その理解をもらうのと、もともと免許を持っていない人が、免許を持つとった人だけ特典があるのかという、そういう問題もあろうかと思いません。

福岡市あたりは、ずっと高齢化が進んできたということで、免許証返納があろうがなかろうが、同じような待遇を考えておるということでもあります。福岡県の中でも自治体も久留米市を初め約10の自治体が、それぞれいろいろな特典を与えておられるようでもあります。自主返納に対して。

私は、日常生活の中で大変まほろば号というのが、スタートからの趣旨からいくと、かなり

利用度が増えてきておるといふふうに思います。ただ、もちろん当時からすれば、現在はワンコインで乗っていただいておりますので、これは金銭的には不満があるといふふうには思いませんが、自主返納をされて、例えば身分証明書は運転免許試験場か何かからしばらくしたら運転経歴証明書が交付されて、それがいろいろな公的機関で出すときの証明書になると。それから、まだどれぐらい進んでいるかわかりませんが、市の場合はナンバー制度をつくれれば、それが身分証明に、マイナンバーが嫌だという人もおられますけれども、そういうのがありますけれども、やっぱり自主返納するための、例えば半年間とか1年間、車がない場合の生活になれるために、例えばまほろば号の半年間の無料券だとかというものなども考えていけばどうかというふうに思っております。

これも昨年の12月の議会の中で徳永議員からの質問の中で、いろいろなことを考えます、検討していきたいというんだって、まだ2カ月しかたっておりませんので、12月の議会の回答から。それ以降、何か具体的に返納の特典だとかというものが議論がされたのか、まだそこまでいってないのか、その辺が具体的な部分がわかれば、あれば教えていただきたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 今村山議員のほうからご質問ありましたけれども、コミュニティバスのまほろば号の部分のそういった無料券とか回数券を渡すことができないかということでございますけれども、いろいろと私どものほうも検討いたしましたけれども、やはり今コミュニティバス自体の運行の経費も、ご案内のとおり1億数千万円毎年かかっているというようなこの経費のことも考えまして、また先ほど議員のほうからもおっしゃいました免許を持っていない高齢者の方との公平性というような観点に立ちまして、先ほど市長が答弁いたしましたところでございます。

これ以外に民間のタクシー会社とかがやっている部分が一部ございますので、そういった部分についての情報提供を行うことと、やっていないところのタクシー会社にも、私どものほうから働きかけ、そういった割引ができないかどうかの働きかけを今後行っていきたいといふところの回答にさせていただいているといふところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありませんか。

17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 昨年の議会での回答でも、年々自主返納、高齢者の自主返納が増えてきておるといふのは、具体的な数字を回答の中で出されておりますし、平成27年度につきましては、大体七千数百名の方が返納されておるといふふうに回答していただいておりますし、私も筑紫野署の交通課長さんとも話をし、一瞬でも命を落とすような事故につながるということですので、少しでも免許証返納が理解をさせていただいて進めば、高齢者の事故も少なくなっていくのではないかなというふうに思っております。

余計なことですが、71歳になるものですから、いよいよ近づいたなと思って、免許証も検討

していきたいというふうに思います。少しでも事故を減らすように、私どもも気を配っていかなくゃいかんというふうに思いますし、そういう情報を極力多くの市民の皆さん、とりわけ高齢者の方々にこういうものだということを広めて、情報発信をしていただくことをお願いを申し上げます。私の代表質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 以上で会派太宰府市民ネットの代表質問は終わりました。

ここで18時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後5時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後6時10分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会派太宰府市政改革の会の代表質問を許可します。

4番森田正嗣議員。

〔4番 森田正嗣議員 登壇〕

○4番（森田正嗣議員） ただいま議長から許可をいただきましたので、太宰府市政改革の会を代表いたしまして質問をさせていただきます。

まず、施政方針についてお尋ねをいたします。

1件目の子育て支援の推進についてであります。まず第1項目の子育て家庭への支援につきお尋ねいたします。

市長は施政方針において、本年4月1日実施予定の機構改革で、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を提供する、子育て世代包括支援センターの機能を持つ仕組みづくりへ取りかかることを宣言されています。フィンランドのネウボラを彷彿とさせる仕組みのようにも思え、子育て支援を充実させることが、太宰府市にとっても急務であることは言うまでもありません。

そこで、第1点目に、いかなる構想のもとに、どの程度の陣容を考えておられるのかをお示しく下さい。

第2点の質問ですが、子育て保護者への支援だけでなく、育てられる側の子ども支援という視点が用意されているか、お尋ねをいたします。

明石市では、窓口において離婚届が提出される場合に、子どもへの面会交流についての協議書の提出を義務づけているとの報道がなされました。子どもの側の面会交流権を市側が確保しているというわけです。離婚するパパやママには代理人がつくが、僕には代理人がないというこの要請に応えたものです。

次に、第2項目の児童虐待の防止についてお尋ねをいたします。

市長は、児童虐待の早期発見、防止に努めたいと表明されています。虐待の原因は、単に個人にとどまらず、家庭、地域、社会にもあると言われ、虐待をなくしていくことは大変困難な事業と考えます。

そこで質問ですが、従来とは異なり、チームで課題解決に努める体制をとった理由をお聞かせください。

2件目に行きます。

2件目の高齢者福祉の推進のうち、在宅支援の充実につきお尋ねをいたします。

2025年に向かって高齢者が一挙に膨れ上がることが予測されている中、地域包括ケアシステムの構築、充実が望まれるところですが、独居、夫婦のみの世帯の在宅での自立した生活維持も、ケアシステムに負けず劣らず重要な施策と考えます。

従来、在宅支援は、緊急通報装置の給付や配食サービスなど外的な条件整備に終始していた嫌いがあります。高齢者を元気にしていく方策はおありになるでしょうか。

3件目です。3件目の地域福祉の推進のうち、地域福祉活動の推進についてお尋ねをいたします。

市長は、第3次地域福祉計画に基づき、みんなで支え合い、生き生きと暮らし続けることができる福祉のまちづくりを目指しておられます。国においては最近、認知症問題、介護問題、障がい者問題解決につき、地域コミュニティの役割を強調する論調が目立っております。しかし、地域住民を相互の役割分担者として啓発していくためには、長い道のりが必要と考えています。この点、市長はどのような啓発方法を考えておられますか。

4件目の人権を尊重するまちづくりの推進のうち、人権の啓発につき、基本方針及び実施計画に基づき、まずは地域コミュニティの中で身近な人々にさまざまな人権課題が語られ、多種多様な人々の人権が大切にされる地域づくりを推進していきますと市長は述べられています。しかし、もっと実践的に啓発をしてもよいと考えられます。

そこで、例えば五条の交差点における歩行者信号は、約1分ほどの青信号です。では、視覚障がい者が利用される音声による案内は、どの程度時間があるのかご存じでしょうか。約15秒から20秒です。これは福岡市内や東京都、金沢市で観察しておりましたら、健常者と同じ1分程度になっています。これを是正することが啓発の本質と考えますけれども、いかがでしょうか。

さらに202030という標語は、ご存じのとおり2020年までに全役職の30%を女性が占めるようにしようとの男女共同参画の目標ですが、あと3年後にこの目標は達成できるでしょうか。しかし、機会均等という名のもとに、男性優位の現社会に一石を投じ、女性の役職就任率を上げること立派な啓発になると考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

5件目、計画的まちづくりの推進のうち、①秩序ある土地利用の推進と②空き家対策について伺います。

計画的まちづくりの推進につき、福岡県の都市計画プランで示されたコンパクトな都市構造への転換を図り、立地適正化計画を策定したいと表明されておられます。コンパクトな都市構造がどんなものが、近々明らかになるとは思いますが、イメージを教えてください。

また、空き家対策につき、従来空き家を環境としての危険性と所有権との調整という観点で

処理されてきましたけれども、既存の建物をコンパクトな都市機能を担う存在として再評価、利用する方途はないのでしょうか。

最後に、施政方針以外のことにつきお尋ねをいたします。

平成27年度改正介護保険法が本年4月1日から施行され、生活支援コーディネーターの設置や生活支援体制整備がいよいよ始まります。

そこで第1に、生活支援コーディネーターの業務委託につき、近隣市の状況はどうであるのかお教えてください。また、この業務委託について、補助金の支援があるかどうかもお教えてください。

第2に、生活支援の一端を担う地域住民を生活支援サポーターとして養成する取り組みも、既に始まっていると聞きます。その内容はどんなもののでしょうか、太宰府市の対応はどうなっておりますでしょうか。

質問は発言席にてとらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ただいま施政方針等に関することについて、市議会会派太宰府市政改革の会を代表されまして森田正嗣議員よりご質問いただきましたので、順にご回答申し上げます。

最初に、子育て支援の推進についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の子育て世代包括支援センターについてですが、児童福祉法の改正により、妊娠から子育て期にわたり、地域の関係機関が連携して切れ目のない支援を実施できるよう、必要な情報を共有し、みずから支援を行い、または関係機関のコーディネートを行うことになっており、平成32年度までの設置を目指すこととなっております。

現在、太宰府市におきましては、妊娠、出産、健診等は保健センターの母子担当、子育て支援については子育て支援センター、子どもの発達についての相談は療育相談室と、別々の部、課で行っておりますが、機構改革の中で子育て世代包括支援センターの仕組みづくりの一環といたしまして、相談部門を1つの課にまとめて、より連携がとりやすいように配置し、相談内容について共有しながら、必要な支援を検討し、仕組みづくりを行っていきたくと考えております。

なお、専門職を含め対応する人員を増員する必要がありますが、市役所全体の職員配置のバランスも十分考慮した上で、今後検討していきたくと考えております。

また、育てられる側である子どもに対する支援についてですが、議員ご指摘のような施策は今のところできておらず、今後の研究課題と考えております。

次に、2点目の児童虐待の防止についてでございますが、専門スタッフのチーム体制で予防効果がどのように変わるかについては、現在も子育て支援センターの保育士が保健センター保健師とともに赤ちゃん訪問等を行っておりますが、同じ部署に要保護児童対策地域協議会の調整機関を置き、専門職を配置し、家庭児童相談室を子育て支援センターに移設することで、乳幼児期から小・中学校までの要保護児童の情報を共有し、ケース会議等を行うことにより、リ

スクの高い家庭の早期発見、迅速な対応につながると考えております。

続きまして、高齢者の福祉の推進についてのご質問にお答えいたします。

在宅生活支援につきましては、高齢者が自宅で安心して暮らし続けることができるように、介護保険サービスとは別にさまざまなサービス等を実施しております。

具体的には、ひとり暮らしの高齢者等に対する緊急通報装置の給付や、配食サービスの際に行う安否確認、高齢者の生活の質の向上と家族支援を目的とした紙おむつの給付、徘徊高齢者の位置探知システム専用端末の貸し出し、その他県補助を利用した住宅改修事業などを実施し、好評を得ています。

特に紙おむつの給付につきましては、その利用者が年々増加しており、平成27年度の利用者数は427人、給付額は1,557万3,000円で、5年前に比べて人数で147人、給付額で651万7,000円の増となっております。

また、近年社会問題となっている認知症の方に対する支援につきましても、認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームの配置や認知症サポーター養成講座の開催等を通じて、その充実を図っているところでございます。

今後さらに高齢化が進展し、在宅生活支援に要する経費の増も想定される中、高齢者ニーズの多様化が予想され、その支援体制の強化が求められることとなります。また、高齢者の方々がいつまでも元気で過ごしていただけるよう、地域でのサロン活動の支援、介護予防のための運動教室など、さまざまな健康寿命を延ばす対策を講じてまいります。

続きまして、地域福祉の推進についてのご質問にお答えいたします。

近年の家族規模の変化や一人一人のライフスタイルの多様化などにより、地域での人と人とのつながりが希薄になっていることから、地域でともに暮らす人々が性別や年齢、障がいの有無、経済的な格差などに関係なくお互いに支え合い、助け合いながら、住みなれた地域で安心して暮らしていけるような地域社会をみんなで築いていくために、人と人とのつながりを基本として、ともに支え合う地域社会づくりのために、地域福祉の推進が求められているところであります。

現在策定中の第3次地域福祉計画の中では、個人や家族による支え合い、助け合いの自助、身近な人間関係の中での自発的な支え合い、助け合いの互助、地域ぐるみで福祉活動に参加し、地域社会全体で支え合い、助け合う共助、保健・福祉・医療などを行政機関が公的な福祉サービスで提供することや、地域における福祉活動を支援することによる支え合い、助け合いの公助、この4つの助け合い、支え合いの視点でそれぞれの役割分担を整理させていただいております。

この地域福祉の推進のためには、地域住民の皆様のご理解とご協力が何よりも重要な要素となってまいります。そこで、新年度におきましては、それぞれの助け合い、支え合いにおいて、それぞれの人たちがどのような役割を持ち、どのように行動、連携していけばよいかというところをご理解いただくために、地域福祉計画に対する認識を共有するための説明会を開催し

ますとともに、出前講座などを積極的に実施する予定といたしております。

続きまして、人権を尊重するまちづくりの推進についてのご質問にお答えいたします。

本市では、太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針に基づき、あらゆる差別を解消するため、総合行政で取り組んでいるところでございます。今回の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に当たり、全ての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会を目指して、日常生活や社会生活の障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うとともに、市民への啓発や相談体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、202030運動を実効化することは啓発につながるかにつきましては、本市におきましても管理職や各種審議会等への女性の積極的登用を図るため、男女共同参画プラン並びに太宰府市特定事業主行動計画に数値目標を設定し、その実現に取り組んでいるところでございます。

国や県、市が具体的な目標値を掲げ、率先垂範して事業所や市民の皆様に具体的な取り組みを示すことによりまして、多様な人々が能力を発揮できる社会を形成することにつながるものと考えております。今後ともさらなる男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいり所存でございます。

続きまして、計画的なまちづくりの推進についてのご質問にお答えいたします。

まず、1項めの秩序ある土地利用の推進についてですが、コンパクトな都市構造とは、利便性の高い公共交通で結ばれたコンパクトな町を考えています。太宰府市においては、西鉄太宰府駅、西鉄五条駅、西鉄二日市駅、西鉄都府楼前駅がございます。鉄道駅周辺に商業施設等の集約を目指し、丘陵地の住宅団地をバス路線で結び、医療、福祉、子育て支援、商業等の都市機能を効率的に配置することが、コンパクトな都市構造であると考えております。

次に、2項めの空き家対策についてお答えいたします。

本年度調査を実施し、現在集計中ですが、700件余りの空き家が報告されています。空き家の有効な利活用の具体例につきましては、地域の施設や高齢者支援のための施設、子育て支援のための施設などとして利用することが考えられますが、まずは個人による空き家の利活用を考えていきたいと思っております。

続きまして、生活支援体制整備事業の進捗についてのご質問にお答えいたします。

まず、1項めの生活支援コーディネーター業務委託についてですが、厚生労働省の介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインにおきましては、要支援の訪問介護と通所介護、つまりホームヘルプ、デイサービスが総合事業に移行した場合のサービス多様化の参考例として、現行相当サービスに加え、緩和した基準によるサービス、ボランティアによるサービス、専門職による短期集中予防サービスなどが上げられております。

特に、ボランティアによるサービスにおきましては、有償、無償のボランティア等による住民主体の自主的な支援として、掃除、洗濯などの生活支援や、体操、運動等の通いの場の設定などが想定され、そこに市町村が助成していくという実施方法が示されています。

このようなこともありまして、地域支援事業、新しい総合事業の推進に当たっては、自助、互助の考え方のもと、地域住民自身が地域の福祉課題を考え、住民同士でお互いのできることを実践していくことが求められています。

住民主体のサービスをつくり出すことは容易ではありませんが、そのための仕掛けとして、今回の法改正では、包括的支援事業の中に生活支援サービスの体制整備が位置づけられ、さらにその中に、ご指摘いただきました生活支援コーディネーターの設置等が盛り込まれることとなっております。

生活支援コーディネーターは、高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的として、地域における資源開発やネットワークの構築、さらには支援ニーズと取り組みのマッチングなど、生活支援の体制整備に向けた調整役を担っていただきます。

生活支援コーディネーターの設置について、筑紫地区の状況を見ても、2市では既に設置をされてあります。本市におきましても、平成29年度からの設置に向け、現在地域福祉に精通し、福祉のまちづくりの実現を目指したさまざまな事業を展開する社会福祉協議会と協議を重ねているところであります。

なお、生活支援コーディネーターの設置に係る費用の財源構成につきましては、地域支援事業の枠内で実施しますので、約6割が国、県の補助となります。

次に、2項目めの生活支援サポーター養成についてでございますが、地域とのつながりが希薄化する中、支え合う地域づくりを推進するため、地域に関心のある応援者として生活支援サポーターを養成していくことは、大切な取り組みであると認識しております。

本市といたしましては、公的サービスでは対応できない、高齢者等が抱えるちょっとした困り事の解決を行うための人材である生活支援サポーターにつきましても、他市の事例等を参考にしながら調査研究を行ってまいります。

以上のとおり、ご質問の件につきましては答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分に参考にさせていただきます、一層の努力をしてまいります所存であります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1件目について再質問はありませんか。

4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） この件、特に第1項目のほうの子育て家庭への支援につきましては、前に小島議員や笠利議員などいろいろな方がお尋ねになっていらっしゃるし、このことを具体化するのは大変なことです。一応市としてもいろいろな見解を述べられておりますので、私のほうではこの点については質問は控えさせていただきます。

ただ、いわゆるセンターをつくったことで進むという感触を当然のことながらお持ちだと思っただけでも、そういう今までのやり方と少し違ったことで進むというふうなお考えは当然お持ちだということですね。



○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） もちろんそういう趣旨を持って今回の機構改革というのをしておりますので、保健センター、今でもいろいろな業務がございまして、非常に業務量が多忙になっておるような状況ではございますけれども、こういったところがやはりきちっと連携をとりながら進めることによって、今まで以上に支援ができるものというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1件目について再々質問はありませんか。

4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。私はこの点では、市のほうのご努力をお願いしたいと思っておりますけれども、中でちょっとお示しをしましたけれども、明石市の取り扱いが、離婚届のときにいわゆる子どもの面会権というものを既に考慮に入れて、窓口の中でそれを協議書を出させるという、こういう取り扱いをしているということを知り、これはちょっと私も、子どもの子育て支援ということを親の側からずっと考えておりましたけれども、子どもというのはもう生まれたときから一人の人格者だということを認める、子どもを育てるとするのは、国にとっても自治体にとっても大切なことなんだな、人格者として育てなければいけないんだなということで考えておりましたので、申し述べさせていただきました。この点についてご回答は結構でございます。

○議長（橋本 健議員） 2件目よろしいでしょうか、入って。

2件目について再質問はありませんか。

4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 2件目は、高齢者の福祉、在宅支援の充実ですが、市長もお答えになっていらっしゃるように、いろいろな形でサービスを提供されております。ただ、私も長い間自治会長をやってきて感じることでございますけれども、痴呆のある方とそうでない方との区別なしに、どういふんでしょうね、いわゆる生きがいとしての何かをやっているということが、やはりかなり物足りないというふうな、外から眺めていてですね。

結局皆さん方は、定期的にお弁当が来る、誰か尋ねてくるということについては受け身的であれなんですけれども、わざわざどこかへ出かけて何かをするということについて、これはそれぞれサロン活動とかいろいろなことが行われていますけれども、なかなかそこへおいでにならないと。

恐らくこういった、単に内向きのサービスを厚くすることも必要かもしれませんが、むしろその方たちの生活の充足感を満足させてあげるという政策を打つ必要があるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 今森田議員が言われたそのとおりだと思っております。そういった意味で、やはり地域でのサロン活動であるとか、そういったところの充実を今後も進めていき

たいとは思っておるんですけども、なかなかそこまで来られないですね。そういった方をどうしていくのかというのが、1つ問題としてあろうかと思っております。

そういった意味では、その後の質問でも出ておりましたけれども、例えば地域支援コーディネーター、そういったあたり、どういった地域でどういったものが今後必要なのか、そういったところをしっかりと、その地域の課題を見つけ出していくというような役割もございます。それを解決するためにどうしたらいいのか、そういったところを全体として話し合うような場を設ける、そういったところも今回の新しい包括ケアシステムの中では盛り込まれておりますので、そういった中でしっかり取り組んでいければというふうには思っております。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありませんか。

3件目に入ります。

再質問はありませんか。

4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） お尋ねいたします。地域福祉活動の推進のうち、特に地域に住んでいらっしゃる住民の方々にそれぞれの役割を担っていただいて、福祉に貢献をしていただくという構想といたしますか、これは国の方針でもありますし、財政的に見てとても、いわゆる行政側だけで全てのサービスをカバーできるわけではもうなくなっているということがはっきりしている今の段階では、これしか選択肢がないわけですけども、一番難しいのは、実は皆さんにいわゆる協力をしてもらう、しかも自主的に協力をしてもらおうと、そういったことというのはかなり長い教育を経てできるものだと思っておりますんですが、正直申し上げて、市からお見えになる出前講座とか、いろいろな形で講演をプラム・カルコアでなさいますけれども、必要性とかそういったことはいろいろお聞きしますけれども、なかなか聞いていらっしゃる聴衆の方が、いま一步踏み出そうというふうな感じをなかなか受けないんですね。

そういったことについてはどういった、いわゆる新しいカリキュラムといたしますか、先ほど地域の協議会として、少し皆さんで問題点の解決について参加してもらおうというふうなことをおっしゃっていましたが、ある意味で地域の住民の方にそれぞれコミュニティとしての役割を担っていただく取りかかり、そういうものをどういうふうこれからなさっていくようにしているのかを再度、済みませんがお教えてください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） この地域福祉といたしますのは、やはり地域の方にしっかりと内容を理解していただくというのが非常に難しい中身ではないかと思っております。今回の第3次の地域福祉計画の中では、そのあたりを考えた中で、具体的に行政が取り組むこと、また地域住民が取り組むことというような具体的な内容を示す中で、この計画を策定しております。

これをやはり、自分たちはこんなことをしなくちゃいけないんだな、こんなことができればいいんだなというのがしっかり伝わるような説明をしていきたいと思っておりますし、この計画を策定するに当たりましては、アンケート調査とかもやっております。

そうした中で、やはり自分ができることは何ですかというのと、自分がしてもらいたいことは何ですかというような質問もアンケートの中にはあったわけですが、これが結果的に同じような回答、例えばちょっと声かけをしてもらいたいとか、そういったことをやっぱり求めてある、何をしてもらいたいかというところではそういうところを求めてある。また、自分が何をできるかというところでは、声かけぐらいならできますというようなことが回答として一番多かった。そういう需要と供給は確かにマッチはしているんですけども、それが行動に移せてないというのが、やはり今の現状としてはあるんじゃないかなと思っております。

そういったことをお互いにやってもらいたいと思ってある方、これぐらいならできるところ、そういったところをきちんと皆さんにも理解をしていただくような内容で説明をしていきたいと思っておりますし、今回の地域福祉計画、今回から初めてサブタイトルというのをつけまして、これサブタイトルが「支え合う一人ひとりが主人公」ということで、支える人も支えられる人も、お互い主人公となって頑張りましょうというような意味合いを込めております。そういったところをしっかりと浸透させていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありませんか。

では、4件目に入ります。

4件目について再質問はありませんか。

4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） これはちょっと人権侵害の問題になりますので、ぜひとも市長にしっかりお答えをお願いしたいと思います。

市長もご存じのとおり、昨年パラリンピックで道下選手が銀メダルをおとりになった。あのときに私どもお祝いの席に出席をしたのですが、彼女が、私どもがこれからいわゆる次のオリンピックに向けて努力いたしますけれども、ぜひともその環境について整備をしていただけないでしょうかということをお願いされたんですね。

これは、私たちは何とも感じていないことが、視覚障がい者にとっては大変距離がある、ハードルがある。その中でやっていこうとする彼女たちは大変な努力家ですけれども、私どももその点はすごく認識しなければいけないのだと思います。

それで、前にも申し上げましたけれども、実をいいますと社会的な差別という壁の中には、かなり警察的な規制が入っているものがあります。先ほどの信号のチャイムの音が、実は冒頭15秒しか鳴らない。これは私、実は五条の交差点に立っていて、朝7時から鳴るんです。そのときに、音が小さいんですね。なおかつ、もう既にラッシュが始まっていますので、車のモーター音でかき消されてしまうんです。登下校の案内をしている人たちに、どう、聞こえると聞いたら、いや、聞こえないねと言うわけです。それも15秒で終わってしまうんですね。そうすると、向こうから急いで渡ろうと思ってくる人は、渡っていいかどうか分からないというふうに言われるわけです。

これはいきさつを聞きましたら、周りの付近の住民の方がうるさいと、それで音を絞るなり、切って、実際のところ7時からしか稼働してないんですよ。夜の7時か8時にはなくなってしまふんですね。

全ての生活が、私たちにとっては快適かもしれませんが、そういうハンディのある方にとっては非常に不都合な世界を私どもはつくっているということですね。

先々協議会、こういう問題を解決するものとして協議会というのが努力義務で、差別禁止法といいますか、障がい者差別禁止法の中で設けられているということで、前にも質問させていただいたことがございますけれども、この点はぜひとも頑張っていていただいて、太宰府市がそういう方々にとって非常に親切な市であるというイメージというものをつくっていただければ、これはもう太宰府市の核としても大変名誉なことではなかろうかと思っております。この点についていかがでございましょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ありがとうございます。本当におっしゃられるように、それぞれのやっぱり立場といいますか、想像につかないことが、やはりそれぞれの生活の中であるんだろうというふうに思います。

おもてなしという言葉を経済的な言葉だけではなくて、今おっしゃったような本当の人権に係る、本当の心が通い合うそういうものとして、私はこの町がヒューマンな町でありたいというふうにも思っております。いろいろなことをやはり、普通では気がつかないことをやはり私たち自身が体験し、勉強していくということは、とても必要なことではないかと思えますし、そういう機会をつくっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありませんか。

4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） 市長におかれましては、ぜひ頑張ってやっていただきたいと思えます。

それで、実は202030です。実はこの庁内の問題ですので、一応確認をさせていただきたいと思っておりますが、202030、もう2020年までにあとちょっとしかありませんが、担当部長の方はちょっと困るでしょうけれども、この30%、役職に女性をつけるということが、形式的には達成可能かなと思っておりますけれども、どうなのでしょう。女性の側でこういうふうな形で、仮に役職30%という目標に向かってこういうふうに役職を振るけれども、どうだ、引き受けてくれないかと言ったときに、女性の反応はどんなもんなんだろうというのが正直な印象です。

何事もそうですけれども、目標は完璧に達成すればいいというものではなくて、ちゃんと理由があれば達成しなくてもいいこともあると思っておりますので、ぜひそのあたりをお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 女性の市管理職への登用率というふうなお尋ねでございますけれども、

現在部課長46名中、女性が6名、登用率でいいますと13.0%。なかなかこの30%に行き着くまでには壁があるわけがございますけれども、基本的な能力でありますとか、あと適性がある、男女間で登用に差をつけるということはあつては当然ありません。

しかしながら、その人それぞれの理解力でありますとか表現力、改善力、企画力、調整力、政策形成力、指導力、交渉力、いろいろな能力がございます。こういった能力を考慮に入れて、女性の登用を考えていきたい。

議員がおっしゃいますように、やはり私はもう管理職にはなりたくないという女性職員も実際にはおられます。そういったことではなくて、あわせて女性の意識をまた変えていく、そういった意識の変革もあわせて行って、女性登用率を上げていきたいというふうに、このように考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 5件目について再質問はありませんか。

4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 秩序ある土地利用の推進ということで、コンパクトな都市構造ということでご説明をいただきました。身近な中心駅を中心に、商業施設や医療施設とか介護施設とか、そういうものが散らばっていて、なおかつその周辺に恐らく住宅地がある、展開していると、そういうふうなイメージなんだろうなというふうには思っております。

ただ、これが形の上と申しますか、形式的な話ではそうかもしれませんけれども、現実には当然位置関係がそのようにはなっていないと思いますので、恐らくそれを踏まえた形で今度はコンパクトな都市構造というものをもう一度恐らく再検証と申しますか、再構築されるんだろうと思っております。

その際ですけれども、例えば奥地のほう、奥地と申したら変な言い方ですけれども、バスを利用してきて、30分くらいたたないと当の駅の近くまで、あるいは病院まで、買い物まで来れないというそういう地域もあれば、駅の周辺のマンションの方は歩いて5分、3分でそういう施設を利用することができる。こういった場合に、その差を縮めるのはどういったものなんだろうかと申したときに、コンパクトな機能というのは、つまりそういうアクセスの近さ、アクセスの方法までも含めてつくっていくべきものではないのかなというのが1つ。

それからもう一つは、逆に病院とか施設とか、ある程度駅から外しても、いわゆるそれを地域に持っていったとしても、コンパクトな都市構造としては成り立つのではないのかという、全く正反対の見方があるかと思っておりますけれども、どういったイメージとして捉えればよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） 今議員がおっしゃいますように、駅の周辺に商業施設とか高齢者、それとか福祉施設、病院等々を集約して、それプラス公共交通機関を再整備しまして、遠くの方でもバスに乗って、すぐに駅の周辺でいろいろな買い物だったり病院に行ったりとか、

そういうことができるようなという、駅を中心としたというコンパクトシティということ、それプラスネットワークということが、この立地適正化計画でいうコンパクトな都市づくりなんです、ただやはり今議員おっしゃいますように、遠くの方と駅の近くの方では差ができるじゃないかということもありますので、これは5年、10年という計画ではなく、やはりコンパクトシティですから、後でまたご質問もあるかもしれませんが、例えば駅の近くに空き家があった場合は、そちらへの住みかえを促進するとか、そういうことも長いスパンで考えて、なるべくコンパクトな市域といいますか、圏域をつくっていきましょうというのも一つの方向性ですので、そういうアクセスの問題も一緒に考えていくということが1つはあると思います。

それともう一点、地域へ持っていけばということになりますと、今度逆に、いわゆる市域が広がるといいますか、今も広い中でどうするのかということが言われている中で、まださらに広がるということは、やはりなかなか市民の利便性とか、1つこの立地適正化計画の中で大きいのは、いわゆる駅周辺へいろいろな子育て支援施設とか病院とか福祉施設を集めることによって、1つが生産人口の増加ですね、それによって、それとあと高齢者等に対しては、すぐ病院に行っていただいたり、買い物も歩いて行けるといふところの利便性も持ちながら、それが健康増進につながって、いわゆる医療費の抑制につながる、そういうことも含めながらまちづくりをやっていきましょう。いわゆる難しい言葉で書いていますけれども、持続可能というのは、そういう意味を含んでの計画ということでご理解いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありませんか。

4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） これは質問というよりは要望、こういう考え方もあるのかなということでお聞きいただきたいんですけども、実は空き家というのが700戸ある。その空き家の利用の仕方としては、最初に申しましたように所有権といわゆる環境に対する悪影響ということで、いわゆるそれを取り崩すのかどうなのかということ、法律はでき上がってしまいましたけれども、今申しましたように、都市の機能ということ考えたときに、空き家というのは恐らく利用できるツールではないのかという気がいたします。

それで、大きないわゆる建物をつくっていった施設をつくって、公共利用に展開するという、それも一つの方法でしょうけれども、都市構造というものでコンパクトな機能を維持するという建前の中で、例えばこれはちょっと私の個人的な意見ですけども、例えば駅周辺に住んでいらっしゃる若いご夫婦について、車を利用していらっしゃるんだとしたら、少し遠隔地の空き家に移っていただいて、それでお年を召した方をそっちのほうへ引っ張ってくるとか、そういうふうな形でも、機能を維持するという点では一つの考え方ではなかろうか。

あるいは単に売買、いわゆる住む、住まないということだけではなくて、医療施設とか簡単

な介護関係の施設とか、そういったものを引っ張ってくるにも、空き家というのの立地条件を緩和していった場合に、十分都市機能を創造できるような利用の仕方ができるのではないかと  
いうことでございます。これは私のご提案といたしますか、要望ということでとどめておいてい  
ただければ結構でございます。

○議長（橋本 健議員） 6件目に入ります。

再質問はありませんか。

4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 前の質問とちょっと重複をいたしますけれども、4月1日から生活支援  
コーディネーターの設置ということで始まるわけですがけれども、実をいいますと、現在が  
2017年、2025年まであと8年ですね。実をいいますと、これ、生活支援のコーディネータ  
ーというのを委託した場合、その方は何をするのかという、第1にその域内、担当する域内  
にどれだけのいわゆる保護といたしますか、人の助けが、あるいは見守りが必要な人がいるか  
というそういうものを調べ上げるという事業が1つはあります。

もう一つは、実は生活支援をサポートしてくれる団体が、どの程度どこにあるのかというの  
を調べ上げるという作業がございます。そうしますと、これはちょっと1年や2年で簡単にお  
さまるような話ではないんですね。

ご報告がありましたけれども、特定の市を申し上げますと、春日市と大野城市はもう既に、春  
日市の場合は昨年からこれにもう取りかかっております。そのことによって、早い段階で、ど  
こにどういう方がいらっしゃるということを探知しようと探って、それを統計化していこうと  
いう計画を持っていらっしゃいます。

それからもう一つは、これは私も知らなかったんですけども、春日市のほうでは既に生活  
支援のほうのサポーター、これの養成講座を始めています。これはつまり普通の方がいわゆる  
人の、プライバシーを侵害する形になりますけれども、人のお宅に入る、洗濯物を洗濯する  
とかごみ出しをするとか、そういったことでそういうものに触れるわけですから、単に技術的  
にできるというだけではいけないと。守秘義務を負うという形で、その意味でかなり養成を  
しないと、こういう方たちも出てこない。これは結局、NPOとか従来の団体でそういう方、活  
動なさっている方以外にも、そういった一般市民の方をつくり出さないと、もう既に間に合  
わないという認識が恐らく春日市のほうにはあるんだと思います。

そういう意味合いでも、かなり取りかかりは私自身は急いでしかるべきじゃなからうかと思  
っておりますが、この点について市長のご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 近隣市町村の動向を見ながら参考にさせていただき、国の法制度の制定な  
り、もう待ったなしで来ることありますので、しっかり地域あるいはいろいろな関係の方と連  
携しながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありませんか。

4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） では、どうぞよろしく願いをいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 以上で会派太宰府市政改革の会の代表質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、3月8日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後7時02分

~~~~~ ○ ~~~~~



1 議 事 日 程（4日目）

〔平成29年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

平成29年3月8日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質 問 者 氏 名<br>( 議 席 番 号 ) | 質 問 項 目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 徳 永 洋 介<br>(8)           | <p>1. 今後の保育所運営について</p> <p>(1) 4月からの組織機構改革に伴う保育所の運営について伺う。</p> <p>① 保育児童課を児童福祉係と保育所係に増設し期待される効果について</p> <p>② 今後の保育所に対する監査や指導方法について</p> <p>③ 保育士に対する国からの給与対策について</p> <p>④ ごじょう保育所の運営計画について</p> <p>⑤ 今年度、太宰府市の待機児童数について</p> <p>(2) 本市の待機児童対策について</p> <p>① 待機児童対策について市長の考えを伺う</p> <p>② 太宰府市において、病院内保育所、大学内、空き家を利用した保育所はできないか伺う。</p> <p>③ 水城方面に保育所設立はできないか伺う。</p> |
| 2  | 長谷川 公 成<br>(14)          | <p>1. 中学校完全給食について</p> <p>(1) 市長は12月議会で中学校における学校給食の提供をデリバリー方式により進めていくと発言された。デリバリー方式に決めた経緯と現在の進捗について伺う。</p> <p>(2) 自校方式、親子方式と全員喫食のデリバリー方式の今後20年間のそれぞれのコスト及び保護者負担の給食費について伺う。</p> <p>(3) 自校方式や親子方式では食育を考えることができるが、デリバリー方式においても食育を考えることができるのか見解を伺う。</p>                                                                                                           |
| 3  | 門 田 直 樹<br>(16)          | <p>1. 本市の介護保険事業について</p> <p>(1) 国は負担の中心の見直しを進め、高齢者の生活は依然として家族の介護力に期待をする構造が続いており、誰もが親や配偶者の介護から無縁ではられない状況である。</p>                                                                                                                                                                                                                                               |

|   |            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |            | <p>本市の介護保険事業について</p> <p>① 2015年介護保険制度改正によって新しい総合事業の実施が市町村へ義務付けられ、予防給付が総合事業へ移行されるが、国がいう「多様な主体の参入」について本市の状況を伺う。</p> <p>② 地域支援事業は市町村によってサービス内容や質、事業の実施主体等が異なるというが、本市の状況を伺う。</p> <p>③ その他、地域包括ケアシステムを中心に総合的な市の見解を伺う。</p> <p>2. 市長給与の減額について伺う。</p> <p>(1) 選挙公約と違う理由について</p> <p>(2) 市長就任から現在までの公約との差額分について、供託等は行ってきたか。</p> <p>(3) 議案が否決された場合、そのまま全額を受け取っていくのか。</p> <p>(4) 新聞記事に「筋を通すため」とあったがそう発言をしたのか。</p>                                                                                                                                                                                                                        |
| 4 | 堺 剛<br>(1) | <p>1. 本市の踏切の現状について</p> <p>(1) 本市の現状と課題について担当部長の見解を伺う。</p> <p>(2) 今後の対応方針について市長の見解を伺う。</p> <p>2. 本市の自転車利用等について</p> <p>(1) 太宰府市総合体育館（とびうめアリーナ）の駐輪場の保管設備が必要と考えるが、市長の見解を伺う。</p> <p>(2) 本市の有料駐輪場（2ヶ所）の設備利用について施錠保持時間の延長が可能か、見解を伺う。</p> <p>(3) 朝の通勤時の通学路沿道の歩行者自転車通行帯（グリーンないしブルー表記）の道路には、車の制限速度等の路面表記が必要であると思うが、見解を伺う。</p> <p>3. 特定健診の検査項目について</p> <p>(1) 本市の健康促進事業として今後、特定健康診査の対象になる方へ視力と聴力の付加健診を検討出来ないか見解を伺う。</p> <p>(2) 本市の高齢者世帯の健康診断を受診する現状として特定健診対象年齢は、40歳から74歳までなので、夫婦のどちらかが後期高齢者であると一緒に受診できない実態がある。老々介護の視点から見解を伺う。</p> <p>4. 施政方針について</p> <p>(1) 「（仮称）太宰府市まちづくり協議会」の具体的な構想について伺う。</p> <p>(2) 地域交通網形成計画の施策について総合的な施策なのか市</p> |

|   |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |             | <p>長の見解を伺う。</p> <p>(3) 市役所改革元年の提言書について再確認する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 5 | 有吉重幸<br>(5) | <p>1. 新観光経済部について</p> <p>(1) 平成29年より「市役所改革元年」として、機構改革の取り組みの中で新たに観光経済部を立ち上げているが、当市における観光の近未来と長期のビジョンを伺う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                |
| 6 | 木村彰人<br>(3) | <p>1. 開館後の総合体育館について</p> <p>(1) 昨年11月に開館した総合体育館「とびうめアリーナ」について伺う。</p> <p>① 総合体育館の利用状況と、施設の管理状況について。</p> <p>② 総合体育館周辺のインフラ整備の進捗状況について。</p> <p>③ 総合体育館建設に関する総括について。</p> <p>2. 指定管理者による公共施設の管理について</p> <p>(1) 指定管理制度の実施状況とその導入効果について伺う。</p> <p>(2) 管理状況の評価方法とその評価結果を市民サービス向上につなげる取り組みについて伺う。</p>                                                               |
| 7 | 船越隆之<br>(2) | <p>1. 施政方針について</p> <p>(1) 子育て支援について</p> <p>① ひとり親家庭等日常生活支援事業をスタートさせるとあるが、具体的な内容を伺う。</p> <p>② 児童虐待の防止について子育て支援センターに家庭児童相談室を移設し専門職を中心とし対応するとあるが、具体的な内容を伺う。</p> <p>2. ふるさと納税について</p> <p>(1) 太宰府市の今後の取り組みについて伺う。</p>                                                                                                                                          |
| 8 | 上 疆<br>(10) | <p>1. 太宰府市総合体育館「とびうめアリーナ」の状況について</p> <p>(1) 太宰府市総合体育館が11月3日に開館し、11月5日、6日に開館記念イベントが開催され、7日から一般利用が始まっている。</p> <p>開館後から1月末までの利用状況について伺う。</p> <p>各施設の1階の柔道場、剣道場、卓球場、軽スポーツ室、会議室、研修室、2階のアリーナ等個別の利用者数、その内、小中学生、高校生、大人の内訳について伺う。また、観客や見学者等の人数を伺う。</p> <p>(2) この利用状況のまま運用するのか、又は、総合体育館指定管理料の中で、何らかのイベント等が開催される予定があるのか伺う。</p> <p>(3) 総合体育館が開館し、太宰府市体育センターや松川体育館</p> |

|    |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |              | の利用状況に変化があるのか伺う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 9  | 入江 寿<br>(6)  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 太宰府市立小中学校のホームページについて <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 小中学校ホームページの作成と公開に関するガイドラインについて伺う。</li> <li>(2) インターネットの利用状況等実績について伺う。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 利用状況の実績</li> <li>② 指導・助言の実績</li> </ol> </li> <li>(3) 小中学校11校のホームページの評価について伺う。</li> </ol> </li> <li>2. 小中学校のいじめについて <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) いじめ防止基本方針の評価について伺う。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 太宰府市いじめ防止基本方針について</li> <li>② 小中学校11校のいじめ防止基本方針について</li> </ol> </li> <li>(2) 学校の実態及び取り組み状況等について伺う。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 小中学校11校の実態及び取り組み状況について</li> <li>② 教育委員会の学校支援について</li> </ol> </li> <li>(3) いじめ防止等に関する今後の取り組みについて伺う。</li> </ol> </li> </ol> |
| 10 | 神武 綾<br>(11) | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中学校の修学旅行について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 旅行先が南九州から関西に変わり、2年が過ぎ、保護者から様々な意見が聞かれる。今後の修学旅行について時期や行程を変更する考えがあるのか伺う。</li> </ol> </li> <li>2. 待機児童解消に向けての計画について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成29年度に小規模保育所を予算化した経過について伺う。</li> <li>(2) 市内保育所(園)の保育士確保は進んでいるのか伺う。</li> </ol> </li> <li>3. 障がい者の地域生活支援事業における移動支援について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 障がいのある方の自立と社会参加の支援の1つとして移動支援がある。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 現在サービスの対象外となっている通勤時の支援について伺う。</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>4. 渋滞対策について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) パークアンドライドが回遊性の向上と渋滞解消につながると考えるが、今後、調査研究を行う予定があるのか伺う。</li> </ol> </li> </ol>                |

## 2 出席議員は次のとおりである(18名)

|             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 堺 剛 議員   | 2番 船越 隆之 議員 |
| 3番 木村 彰人 議員 | 4番 森田 正嗣 議員 |
| 5番 有吉 重幸 議員 | 6番 入江 寿 議員  |
| 7番 笠利 毅 議員  | 8番 徳永 洋介 議員 |
| 9番 宮原 伸一 議員 | 10番 上 疆 議員  |

11番 神 武 綾 議員  
13番 陶 山 良 尚 議員  
15番 藤 井 雅 之 議員  
17番 村 山 弘 行 議員

12番 小 畠 真由美 議員  
14番 長谷川 公 成 議員  
16番 門 田 直 樹 議員  
18番 橋 本 健 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（28名）

市 長 芦 刈 茂  
教 育 長 木 村 甚 治  
地域健康部長 友 田 浩  
建設経済部長 井 浦 真須己  
観光推進担当部長  
兼観光経済課長 藤 田 彰  
上下水道部長 今 村 巧 児  
総 務 課 長 田 中 縁  
地域づくり課長 藤 井 泰 人  
文化学習課長 木 村 幸代志  
市 民 課 長 行 武 佐 江  
保育児童課長 中 島 康 秀  
国保年金課長 高 原 清  
社会教育課長 中 山 和 彦  
監査委員事務局長 渡 辺 美知子

副 市 長 富 田 讓  
総 務 部 長 石 田 宏 二  
総 務 部 理 事  
兼公共施設整備課長 原 口 信 行  
市民福祉部長 濱 本 泰 裕  
教 育 部 長 緒 方 扶 美  
教 育 部 理 事 江 口 尋 信  
経営企画課長 山 浦 剛 志  
元気づくり課長 伊 藤 剛  
スポーツ課長 大 塚 源之進  
福 祉 課  
障がい福祉担当課長 菊 武 良 一  
介護保険課長 平 田 良 富  
都市計画課長 木 村 昌 春  
上下水道課長 古 賀 良 平  
子育て支援  
センター所長 東 珠 実

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長 阿 部 宏 亮  
書 記 山 浦 百合子

議 事 課 長 花 田 善 祐  
書 記 高 原 真理子

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 一般質問

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

8番徳永洋介議員の一般質問を許可します。

〔8番 徳永洋介議員 登壇〕

○8番（徳永洋介議員） おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

保育所待機児童の現状と課題については、大きな社会問題であり、早急に解決を目指すことが行政の重要課題と言えます。

去年の6月議会で、「保育園の運営について行政の積極的な指導を求める請願」が採択されました。その後、安全・安心な保育所を目指し、行政も全力で取り組み、改善がなされたと思っています。しかし、保育所不足、保育士不足など、待機児童ゼロを目指すには、まだまだ遠い目標であるのが実態です。そこで、2項目伺います。

1項目めは、4月からの組織機構改革に伴う保育所の運営についてです。

まず、保育児童課について、児童福祉係に加えて保育所係を増設した目的と期待される効果について伺います。

次に、保育所に対する監査や指導が、県と市がともに行うようになると聞いています。その監査や指導方法についてお聞かせください。

3番目に、保育士の給与問題は、国としても大きな社会問題であり、解決すべき課題と考え政策がおりてきていると思います。具体的な内容の説明をお願いします。

4番目と5番目に、ごじょう保育所の運営計画と、今年度予想される太宰府市の待機児童数を伺います。

2項目めは、本市の待機児童対策についてです。

横浜市など幾つかの自治体では、市長のリーダーシップにより、地方独自のいろいろな施策により待機児童ゼロを果たしています。そこで、待機児童ゼロを実現させるための市長の考えをお聞かせください。

また、他の自治体で取り組んでいる病院内保育所、大学や空き家に保育所を設立することは、太宰府市で可能か伺います。

最後に、本気で待機児童ゼロを実現するためには、水城方面に新しい保育所を設立しなければならないと考えます。今後、保育所設立に向けて計画が検討されるのか伺います。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 皆さん、おはようございます。今日もよろしく願いいたします。

今後の保育所運営につきましてご回答申し上げます。

まず、1項目めの4月からの組織機構改革に伴う保育所の運営についてでございますが、保育児童課におきましては、保育所係を新設し、増加する入所申込者への対応、保育所等の整備や法改正により新たに市の事務となりました指導監査の実施など、増大する事務に対応すべく体制を整えてまいります。

次に、2項目めの本市の待機児童対策についてですが、太宰府市子ども・子育て支援事業計画の中で、平成31年度までの待機児童解消を目標としておりますので、今後保育所の新設につきましても検討していく必要があると考えております。

なお、詳細につきましては担当部長より回答いたします。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） おはようございます。それでは、詳細につきまして、私からご回答を申し上げます。

1項目めの4月からの組織機構改革に伴う保育所の運営についてでございますが、保育児童課におきましては、児童福祉係と保育所係の2係体制となり、保育所係は、増加する待機児童対策のための保育所等の整備や、来年度から県と合同で実施することとなる指導監査に対応するため係を新設することで、保育の量と質の向上の取り組みが進められるものと考えております。

次に、保育所に対する指導監査についてでございますが、県と市が合同で実施するに当たりましては、県で作成した合同監査用の資料を使用いたしまして、児童の処遇、保育所運営管理、保育所経理の3つの監査項目のうち、児童の処遇を市が担当する予定でございますが、詳細につきましては今後県とも十分協議を進めてまいります。

なお、監査は県職員2名、市職員2名の4名体制で実施することとなっております。

次に、保育士の処遇改善についてでございますが、平成29年度政府予算案におきまして、保育園等に勤務する全ての職員を対象に、月額6,000円の給与アップに加えまして、キャリアアップの仕組みを構築いたしまして、経験年数がおおむね7年以上の中堅職員に対しては月額4万円、おおむね3年以上の職員に対しましても月額5,000円の給与アップが予定をされております。

次に、市立ごじょう保育所についてでございますが、現在191人の入所内定を出しております。

すが、200人定員までの入所には保育士が不足している状況でございます。このため、今後も保育士の確保に努め、定員までの入所を目指してまいります。

なお、太宰府市全体で入所内定ができていない児童は220人となっております。

次に、2項目めの本市の待機児童対策についてでございますが、新年度予算に計上しております小規模保育施設1カ所だけでは、待機児童の解消に至りません。今後の定員増につきましては、現在見直し中の太宰府市子ども・子育て支援事業計画の中で、平成31年度までに保育の受け皿を319人増員し、1,587人とする予定でございますので、保育士の確保や保育園の新設等を検討してまいります。

次に、企業や病院内に保育施設を設置する企業主導型保育事業についてでございますが、市内にも1カ所予定されているものがございまして、従業員と地域の児童を合わせて定員60人で、平成29年度内には完成予定と聞いております。この企業主導型保育事業につきましては、今後も市内に開設されることを期待しているところでございます。

なお、保育園の新設の具体的な計画につきましては、待機児童解消に向けての大きな課題であると認識しておりますので、今後とも検討をしてまいります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 1番目の質問ですけれども、保育係を新設することで、保育の量と質の向上の取り組みが進められると、具体的にちょっと説明していただければと思うんですけれども。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） まず、量でございますけれども、現在やはり保育所の入所申し込み、これにつきましては年々増加をしているような状況です。児童の数自体は増えてはないんですけれども、潜在的な保育所への入園希望者というものが随分掘り起こしをされておまして、年々増えておりますこの入所申し込み、そういったものに十分に対応していけるような相談体制をとっていくこと。

また、質につきましては、昨年のご質問でもございましたように、市内の保育園の適切な運営に努めるということで、平成28年度からは市内の保育所の職員会議に職員が出席したり、また園によりましては職員、保育士との面接を行ったりと、積極的なかわりを持ちながら現在進めているところでございまして、そういったところをまた十分に強化していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 仕事内容が予想される分で、一段と忙しくなるということで、それに向けての職員の数というんですかね、その辺の増員というのは考えられてあるのか、お聞きします。

○議長（橋本 健議員） 副市長。



○副市長（富田 譲） ご回答を申し上げます。

保育児童課が1つで、児童の保育所、それからいろいろな係をいたしておりました。それで、いろいろ去年の請願等出て、待機児童、そういうものもごございますので、今言いましたように量、質を上げていくということで、係を2つに分けました。係長が2人できるということでごございまして、それにまた職員の適切な配置をしていきたいと、そういうふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 昨日の代表質問で、小島議員のほうが思いと質問、同じ内容だと思うんですけども、私も同じ思いで、副市長のほうができるだけ努力すると昨日答弁されたんで、ちょっと意味を調べたら、最善を尽くす、ベストを尽くすというふうに書いてあったんですけども、そう捉えてよろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） そうご理解いただいて結構だと思います。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 市長にお伺いしたいんですけども、私は知らなかったんですが、保育コンシェルジュについてご存じか、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） そういう機能を持った人が配置されている市役所等々あることは、存じ上げております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 国のほうで書いてあるんですね。各市町村では、最適な預け先を見つけられるよう、保育コンシェルジュを設置している場合があります。保育コンシェルジュは、保護者の方の立場に立ってお話を伺い、さまざまな保育等についてご案内します。お困りの場合は、各市町村の保育コンシェルジュまたは保育担当課にご相談くださいとなっているんですけども、太宰府市の場合、待機児童になられた保護者の方のそういう相談については、どういう対応をされていますか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 現在のところ、その保育コンシェルジュというものの配置はしておりません。この待機児童につきましては、保育児童課の職員で個別の相談を受けているような状況でございます。

この保育コンシェルジュの配置につきましては、今徳永議員が言われましたように、適切な保育の案内とかそういったところの業務もございまして、今まだ太宰府市の場合、待機児童が非常に多い状況でございます。そういう状況の中で、この保育コンシェルジュという機能がどこまで果たせるかということもございまして、一定この待機児童の解消に向けて目途が立

った時点で、そういったものも十分に考えていきたい、適切な保育をどのような形でしていくのかというところで、そういったご案内ができるような、そういった配置も考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 福岡市のほうでは、保育コンシェルジュ、保護者の相談を受け、それぞれのニーズに合った保育サービス等について情報提供し、選択肢を提案する専門の相談員です。また、保育所等に入所できなかった世帯への情報提供や状況確認など、アフターフォローも行います。相談内容とか教育・保育サービス等、保育所、幼稚園、一時預かり事業、認可外保育施設、病児・病後児デイケアサービス、ファミリー・サポート・センター事業、もう利用機関全般について、待機児童になった保護者の方のアドバイスというか、されています。

ネットを調べてみると、無認可でもいい、太宰府、筑紫野の保護者の方の書き込みが結構いろいろな情報提供をされているんですね。いろいろなアドバイスとか。その中の一部に、太宰府市は待機が多くて困ります、そして無認可の情報も少な過ぎる。市役所に聞いても、直接問い合わせてくださいの一点張りで、話になりませんというような書き込みがされています。

先ほど部長が言われたんですけども、待機児童が多いからこそ、待機児童の保護者の方、やっぱり専門、保育士を経験されて退職された方を再任用で保育コンシェルジュで採用して、先ほどからも非常に忙しくなるとおっしゃっているんで、ここまで対応するのはもう無理だと思うんですよね。やっぱり市役所の中でこういう専門的な職員の方を採用すること、そのことが本当の市民サービスじゃないかなと。

やっぱりいろいろな方がいらっしゃると思うんですよ。無認可保育園でもいい、幼稚園でもいい、職場でもある。そういう情報を知った方が、保護者の方に沿ってアドバイスする。全員解決できても、数名の方は待機児童の方がどこかの保育園とか幼稚園に預けるとか、状況によって親身になって相談できる、これは今だと思うんですけどもね。待機児童がなくなっからは必要ないと思います。待機児童の多い自治体だからこそ、今保育コンシェルジュを検討する必要があると思うんですけども、市長どうお考えですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 私としては、保育コンシェルジュという名前をつける、つけないということ、あるいはそういう人になる人がいるかないかは別にしても、担当課はそういう仕事はしっかりやってもらっているというふうに考えております。そういうことで、やはり市民の皆さんの、先ほど親身な対応がなかったというご意見も、それはしっかり受けとめなければいけないと思いますが、基本的に私は、職員はよくやってくれているというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 私も、市役所の方がサボっているかと思ってない、よくやっぴらっしゃると思うんですよ。でも、仕事量というのは限度があるんで、そこを整理してやるのが市民サービスだと思います。無駄なお金じゃないと思います。市民のために、やっぱりいいこと

はどんどん採用していったほうがいいんじゃないなと思うんですけども。

次の質問に移りたいと思います。

保育所に対する監査の方法ですけども、よくニュースとかで、保育所の経営の方が不正受給をされるようなニュースが流れているんですけども、どういった部分での不正受給が可能か、わかったら教えてください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 現在、太宰府市ではそういう事態が発生しておりませんので、想定ということになるんでしょうけれども、当然配置されるべき職員が配置されていないとか、そういった部分が想定されるんじゃないかなというふうには思いますけれども。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） できるだけないほうがいいと思うんですけども、ただ、この前の請願のあった、先ほど壇上でも言いましたけれども、市役所の方がかなり中に入って指導されて、保育園も変わったんだなと思っています。

ここでは児童の処遇、保育所の運営管理、保育所経理となっていますけれども、保育士の方の処遇について指導するようなのは、どの部分に入るんですか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） この中では、施設運営という部分になってこようかと思っております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） その中で、春日市とかが各保育所にコーディネーターを置いて、保育所の横のつながりであるとか、幼児教育のスキルアップであるとかそういうふうに、今各保育所の園長さんを集めてのことはやっていると思うんですけども、こういう各保育所にコーディネーター、職員の代表みたいなものをつくって、それを機能していくというようなことは可能ですか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 各保育園にコーディネーターを専属で配置するということになりますと、金銭的な負担も生じてきますでしょうから、現在のところそこまではできておりませんが、これも昨年の請願を受けまして、各保育園に主任保育士というのが配置をされております。こちらの主任保育士、今までは園長さんだけの集まりの会議を持っておったんですけども、市内の全保育園の主任保育士を集めての意見交換会、こういったものも平成28年度から始めております。

そのほかに、当然保育士全体の研修会とか、看護師さん、また給食の調理員さん、そういった専門的な分野での個別の意見交換というのも、継続して実施をしているような状況です。そういった中で一定、今後の市内の保育園の質の向上、そういったところを図りたいと考えておりますし、このコーディネーターといいますのが、保育園の事故の問題とかもございまして、

国からも事故防止の観点からこういったものを配置するような内容も出されております。そういったものにつきまして、市のほうとしても検討はしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 私も、昨年の請願提出後、かなりご苦労されたと思います。その分の結果が出ているように感じております。ぜひ太宰府独自の監査や指導方法で、より安全・安心な保育所を指導していただきたいと思います。

次、3点目の国からの給与対策についてお伺いしますが、公立の保育所の場合は、そのまま給与がなされれば出ると思うんですけども、認可保育所の保育士の方の給与というのは、こういった形でお渡しされるんですか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 各法人の給与につきましては、それぞれの法人の中で給与体系を決めてありますので、それに基づいて支給をされているものというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） やはりその辺の監査というか、ちゃんと渡せてあるのか、保育士の方ですね。高い駐車場代を取られてないとか、中には教材についても自腹を切っている保育士の方もいらっしゃるかもしれませんので、ぜひその辺の監査のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

次、ごじょう保育所についてお伺いします。

太宰府市のホームページ、待機児童解消に向けての取り組みということで、市は待機児童の解消を図るため、保育所の定員増加の取り組みを行っています。平成23年4月1日からは、新たにこくぶ保育園、定員120名が開園したことに続き、平成24年4月1日から星ヶ丘保育園の増設により40人、また6月1日から筑紫保育園の分園を開設したことにより38人の定員増となりました。それに加え、平成25年4月1日からはゆたか保育園、定員60人を開園し、さらに平成26年4月1日には70人、6月1日には20人の定員増を行いました。また、平成27年4月1日には五条保育所を移転し、定員増をし、名称もごじょう保育所と改め、定員が110人増えました。これにより、現在の保育所入所定員は1,238人となりました。市では、今後とも待機児童の解消に向けて取り組んでいきますと。

合計で平成23年から458人増になったんですけども、こう増やしていくことで、もう待機児童は解消すると思われての政策だったんですか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 今言われましたように、この間、平成23年からこれまでの間、大体368人の定員増をしてきておまして、平成30年4月1日までには467人、これまでの900人から1.5倍の定員増にしていくようなところで今進んでおります。

ただ、待機児童につきましては、年々待機児童の数というの是一向に減らないと。先ほども言いましたように、潜在的な保育のニーズというものが当然増えてきているものと思っております。ただ、現在太宰府市の地方創生で作りしました人口ビジョン、こういったものから勘案いたしますと、平成30年、平成31年あたりが恐らくピークになるだろうというふうに思っております。これから先、児童数は減っていく。

ただ、減っていく分、保育のニーズ、入所率というんですか、そういったものはこれからだんだん逆にまた上がっていくだろうと。ですから、今回の子ども・子育て支援事業計画、この中で1,587人という人数を出しております。恐らくこの数字が達成できれば、待機児童の解消にはつながっていくというふうに今のところ考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 現在の公立の保育所の数を教えてください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 公立保育所といたしましては、ごじょう保育所と南保育所がございます。ごじょう保育所につきましては直営という形で、定員200人、また南保育所につきましては委託という形で、定員90人で運営をしておる、この2園でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 以前の公立保育所の数を教えていただけますか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 以前は、今申しました2園に加えまして都府楼保育園、これにつきましては公立保育所として運営をしておりました。こちらにつきましては、平成18年から民間移譲という形で完全に民間での運営をさせていただいているような状況です。ですから、3園あったものが、今2園ということになります。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） その公立保育所の保育士さんの採用なんですけれども、採用がなかった期間があると思うんですよ。何年ぐらい保育士の採用がなかったんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 空白期間、保育士の採用をしなかった空白期間につきましては、平成8年から平成26年まで空白期間がございます。これにつきましては、先ほど市民福祉部長が回答しましたように、都府楼保育所を民間に移譲した、それと南保育所を公設民営にしたということも含まれたところでの採用がなかったというところがございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 公立保育所を民営化して保育士の採用を抑える、スリム化を図る、これは間違いなかったとは思いますが、結局去年の4月、学校でもやっぱり正式採用の職

員が少ない、講師が多い、ふたをあけたら入学式に先生がいない。公立保育所を減らしていつて、保育士の採用を20年近く抑える。やっぱり今はもう時代が変わっていますよね、保育所に対する。

保育士の方の書き込み、最近の幼稚園や保育所における困難点は、以前と様相が変わってきている。それは、以前余り注目されなかった、軽度の発達障がいの特徴を持つ子どもの問題が重視されているというふうに書かれてあります。

太宰府市の小・中学校、特別支援学級、小学校は平成28年23クラス、それが平成29年は27クラス。中学校、平成28年度9クラス、平成29年度10クラス。小・中合わせると、平成28年度32クラスが37クラスになっています。

小・中学校については、その受け皿ができていますけれども、子育て支援センターとかでいろいろ相談を受けて、結局そういう軽度な発達障がいの疑われるお子さんというのは、保育園、幼稚園の場合は、太宰府市の場合はどこが受け皿になっているんですか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 各保育園にもそれぞれお願いをしております。ですから、各園でも受け入れをしてもらっておりますし、状態もいろいろございますので、そういった部分につきましては、やはり直接運営をしておりますごじょう保育所、こちらが一番最後、受け皿としてその役割を果たしているような状況でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） また、小学校低学年であれば、いろいろ調べてわかる部分があるんでしょうけれども、やっぱり幼児の場合、家庭ではなかなか気づかない。保育士の方に聞くと、やっぱりちょっと気になる子、やっぱり初めて集団の中に入って、ああ、この子ちょっと気になるなど。やっぱり専門性の高い保育士の方はわかって、それが早期発見、また集団の中で育ていくんじゃないかなと。

そういう意味では、先ほど部長が言われたように、ごじょう保育所がやっぱり中心的に、公立の保育所としてやっていかなくちゃいけないやないかなと思うんですよね。公立の小・中学校の場合は県の採用なんですけれども、やっぱり太宰府市の公立の保育園、これは正式な保育士の方をそろえることが大事じゃないかなと。

ちょっと昔に戻りましょう。働いている方も産休もあるし、病気もあるんだから、そのときに嘱託という。本当に内容を高めようと思えば、時代の流れで、今までできるだけ予算を抑えようというって、正式な方を抑え過ぎて、今のしわ寄せが学校教育にも出ているし、やっぱり今後非常に幼児教育というのが重要視されると思うんですよね。

やっぱり太宰府市の全体の幼児教育のレベルを上げるためにも、ごじょう保育所が中心となって、ある程度余裕持って保育士の特別支援保育士ですか、何かちょっとそういう認可の保育にも指導していけるような、そういった形に対応していただけることを期待したいと思います。

では次、今年度予想される待機児童ですけれども、ちょっと待機児童について説明していただいてよろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 今年度、今1次審査が終わったところですが、入所保留となっておる児童が220名おります。この中で待機児童という区分けですけれども、こちらのほうにつきましては、1園のみの入所希望の方、そういった方を省く形で待機児童という県への報告をしております。この220人のうち、どこまでが待機児童の数となるかというのは、まだ今のところ精査が終わっておりません。それが終わりましたら発表することになると思いますけれども、これにつきましては例年でいきますとやっぱり130人とか、そのあたりの数字になってくるんじゃないかなというふうに今想定はしております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） この待機児童というのは、先ほど言われた保留児童数220人、それから保育所の利用者数であるとか育児休業者数とか特定園等希望者数、主に自宅で求職活動をしている家庭数ということは、やっぱり基本的にはその保留児童数を解消することが、待機児童解消ということによろしいんですか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 私どもといたしましては、この入所保留の方につきましても保育園に入っていただきたいと、そのような目標を持って、今その待機児童解消という形で進めておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） では、次に行きたいと思っておりますけれども、待機児童対策について。

市長の施政方針の中で、「「保育サービス」の充実につきましては、昨年度に引き続き、待機児童の解消のため保育所の定員増等に取り組んでまいります。特に入所希望の多い3歳未満児の入所を確保するため、3歳未満児の保育を行う小規模施設の運営事業者を1カ所募集します。」と。

この小規模保育所と書いてありますけれども、何人ぐらいの児童数になるんですか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 募集の際には、19名の定員の小規模保育所を募集したいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） では、この小規模保育を私がしたいと考えたときに、どういったことが課題として考えられるんですか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） こちらの小規模保育所につきましては、対象が0歳、1歳、2歳ということになってまいります。ですから、3歳以降の保育というものも考えておかなければなら

らない。そういったことから、太宰府市といたしましては、連携保育施設、この小規模保育園だけではなくて、どこかその3歳以降の入所ができるような、そういった連携施設の確保を同時に求めていくようにしております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） ということは、太宰府市の認可の保育所の方がどなたか希望されて、こういう新しい小規模保育にやっていくということですか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） そういったところは確実にその連携保育というのができるんですけども、全く関係のないところでありまして、市内の認可保育所と連携ができれば、それはそれで大丈夫だというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 市長にお伺いしたいんですけども、常に待機児童解消という言葉になっていますけれども、これは待機児童ゼロを目指すというふうに捉えてもよろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 大きな目標はそういう形でございますが、ここ四、五年の動向、先ほどもお伝えいたしました、やはり労働環境、生活環境の変化に伴い、増員してはまた希望が増え、増員しては希望が増えということはずっと繰り返してきているというのが、言葉としてイタチごっこという言葉をご数年、議会の中でも使われておったわけですが、余り言葉としてよくないと思いますので、そういう言葉は使いませんが、そういうふうな形で進んできておるといふ今の現状は、深くやはり考えなきゃいけない課題だというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） ぜひ、やっぱりまず待機児童ゼロを目指す。これは少子・高齢化が進んで、人口減少の自治体ではない。見てみますと、やっぱり東京都か大阪とか、かなりの大都市であります。太宰府市の場合もこれをデメリットよりもメリットというか、それだけ若い人が。どこも解消すればするほどまた増えるんですけども、でも若い人が働きやすい環境、やっぱりそれがもう今の国の課題だと思いますので、市長のリーダーシップでぜひ具体的な方法、いろいろな選択方法を見つけられて、横浜市とかもいろいろ取り組んだり、いろいろな自治体で解消できているんですから、ぜひそこを目標に取り組んでやっていただきたいと思ます。

その中の選択の中で、ほかの自体を見ると、病院内とか、太宰府市の場合は大学もあるんで、空き家とか、そういった部分での保育所の経営というのは可能かどうかお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 大学の空き教室とかそういったところを活用しての保育園の開設というのは、十分可能だというふうに思ます。



また、空き家等につきましては、今回募集をかける予定にしております小規模保育所、これにつきましては改修費用を補助するという形で考えておりますので、現在使われてないような建屋、そういったところを利用していただくというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） やはりいろいろな選択が幅が広げるようにやっていただきたいと思うんですけども、平成31年度までに319人、これは具体的に言うとどこに保育所を319人考えてあるのか、今わかっていれば教えてください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） まず、319人の中で79人につきましては、平成30年4月までには現在予定をしております。1つは、向佐野に予定をしております。これは平成28年度で予算を計上しておりました水城保育園の分園が60名。それと、平成29年度の予算で今案として出させていただいております小規模保育所の19名。この2つを合わせて79名ということになります。

それと、現在も各保育園、定員以上の受け入れをいただいているような状況です。毎年100名前後の定員以上の受け入れをいただいております。これにつきましては、そういった運用をするというところで、1つは今のところも考えております。

それにしましても、あと120名程度不足するだろうというふうに思っておりますので、このあたりにつきましては、やはり新設の保育所が必要なのかなというところで今考えているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 少子・高齢化で人口減少というのが特徴だと言われてはいますが、自分としては水城方面、やっぱり水城西小が校舎プレハブにするように、かなり人口増。これお聞きしたかったのは、佐野東のまちづくりにおいて、市のほうがそういう道路とかいろいろ整備する分あるんやろうけれども、その中でも教育の部分、やっぱり待機児童に対する保育所の部分、そういうところを考えてあるのかなと思ったんですが、昨日村山議員の質問に対しては、市長のほうは余り考えていらっしやらないような答弁だったんですけども、もう一度お聞きしますけれども、佐野東のまちづくりについてのお考えをお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） そこを将来用途を変更してまちづくりをする、人が住むようにするというような方向が決まりましたならば、そういう人が住める用途にしていくという方向も考えられますし、そのときにはそういった公共的な複合施設、必要なかどうかとも検討が要すると思いますけれども、そういう方向でも案として考えられないことはないというふうには思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 太宰府市の人口が今微増で、将来的に人口減になっていますけれども、やっぱり結構太宰府市は住みやすいところですよ。市長が言っているように、歴史的な部分、天満宮、政庁跡、水城堤防跡、いろいろな文化財、なおかつJR、西鉄、高速、やっぱりそういう条件面で、希望される方がいらっしゃると思うんです。

やっぱり今、佐野東のあの辺が今から民間だけが勝手に建物建てて、今自分が住んでいる吉松も、結構狭い団地に無理やり新しい家がどんどんできていますけれども、やはりその辺を見越して整備して、まちづくりをするというのが、今後太宰府市の未来にとって、やはり人口が増える、税収が増える、自己財源が増えるということを考えれば、もうちょっとそろそろ具体的に考えないと、また勝手に家が建って、まだ田んぼ道とか狭い道のまんま、何の整備もされないようになっていくというのは、市にとってどうかなと思いますので、ぜひとも待機児童も含めて、教育の分も含めて、新しい計画的なまちづくりを早急をお願いして、質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員の一般質問は終わりました。

ここで10時55分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時44分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時55分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔14番 長谷川公成議員 登壇〕

○14番（長谷川公成議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました1件について質問させていただきます。

中学校完全給食につきましては、過去に何度も質問させていただいておりましたが、市長の考えや方針がわかりにくく、納得いくご答弁はいただけませんでした。

昨年12月議会において、ようやく市長は、中学校完全給食については、平成30年度秋ごろを目途にデリバリー方式で進めていくと発言されました。

私自身、過去の質問の中で幾つもの方式の提案を行ってまいりましたが、なぜ市長がデリバリー方式にお決めになられたのか全く理解できません。なぜならば、平成27年度に調査された太宰府市中学校給食に関する意識調査報告書の調査結果報告では、ランチサービスを利用している生徒は、数字上、全体のわずか6.2%だからです。なぜ市長は注文率の低いランチサービスを給食で進めていこうと考えられたのか、疑問でなりません。

私自身、子ども会等にご協力を得て、7つの子ども会、約90名の保護者の皆さんと中学校完全給食に関する意見交換会を行ってまいりました。その中の意見の一つとして、現在のデリバリー方式なら、自分たちで弁当を持たせた方がいい。これなら給食にならなくてもいいという意見もありました。現在のデリバリー方式の注文率が低いことも、こういった意見を持った保

護者が多数おられるのではないのでしょうか。中には、パンが好きなので、週一、二回はパンを注文しているという生徒がいるというのも現状です。

このような意見を踏まえた上で、質問をさせていただきます。

1項目めに、なぜ現状で市長は注文率の低いデリバリー方式に決められたのか、経緯をお伺いいたします。

2項目めに、これまで給食には複数の方式があると市長に提案してきました。そこで、自校方式、親子方式と、市長が提案してある全員喫食でのデリバリー方式と、今後20年間のそれぞれのコストをお伺いいたします。

また、保護者負担で給食費が発生してきますが、保護者負担はどのようにお考えなのか、自校、親子方式とデリバリー方式を比べた場合の保護者負担は一緒なのか、お伺いいたします。

3項目めに、自校方式や親子方式は一日ごとに個人個人の残食率がわかり、食育が考えられます。しかし、デリバリー方式では、食後にふたを閉め回収してしまえば、個人個人の残食率等はわからず、食育が考えられません。食育に関してどのようにお考えなのかお伺いいたします。

以上、1件3項目質問させていただきます。なお、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） お答えいたします。

まず、1項目めのデリバリー方式に決めた経緯についてですが、中学校給食のあり方を検討するため、太宰府市学校給食改善研究委員会では、市民の皆様や児童・生徒、保護者の皆様にご回答いただいたアンケート調査の結果を踏まえた上で、議論を尽くされ、太宰府市の中学校給食のあり方についての答申を教育委員会に提出されました。教育委員会では答申をもとに議論いただき、教育委員会としての考え方を報告いただきました。

それらの答申及び報告を踏まえ、平成30年度中に導入する中学校給食につきましては、現在のランチサービスをそのまま踏襲するのではなく、安全性、栄養価、献立等の面から、さらなる質の向上を図ってまいりたいと考えております。提供の方式といたしましては、各学校の教育活動の実態を踏まえ、デリバリー方式に決定した次第でございます。

次に、2項目め、自校方式、親子方式と全員喫食のデリバリー方式の今後20年間のそれぞれのコスト及び保護者負担の給食費についてですが、昨年8月の中学校給食調査研究特別委員会でお渡しした資料、中学校給食に係る整備費の検討でお示ししている試算であります。自校方式が20年間で約83億4,000万円、親子方式が約90億9,100万円、デリバリー方式が約60億5,200万円となっております。この数字につきましては、自校方式及び親子方式が他市町の事例を用いて算出していること、デリバリー方式は現在のランチサービスで試算していることをつけ加えておきます。

保護者負担の給食費につきましては、福岡県内や近隣市町、本市の小学校給食費の状況を勘案しながら、また就学援助についても調査研究し、適切に決定してまいりたいと考えておりま

す。

次に、3項目め、自校方式、親子方式では食育を考えることができるが、デリバリー方式においても食育を考えることができるのかについてですが、食育基本法では、食育を生きる上での基本であり、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけており、食育につきましては、給食実施の有無にかかわらず推進していくべきものであります。選択制のランチサービスを実施している本市中学校においても、食に関する指導全体計画を策定し、食育の推進に努めているところでございます。今後は、給食の導入により、食育のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

なお、議員ご指摘の残菜につきましては、配膳員によるチェック等により一定の把握はできておりますが、今後喫食状況の把握を食育へとつないでいくことも、一つの課題として検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） ご答弁ありがとうございます。今市長のご答弁の中に、安全性、栄養価、献立等の面から、さらなる質の向上を図ってまいりたいと考えておりますということですが、ちょっと意地悪な質問かもしれませんが、では今はそんなに高くないということですか。それ以上を目指すという、ちょっとそこら辺がよくわからないんですが、今じゃあ向上を目指すばいいじゃないですか。まずは1点目お願いします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 現在は、学校給食法にのっとりたところではないランチサービスを提供しております。これは厚生労働省の大量調理マニュアルというのに沿っておりますので、今後学校給食法にのっとりますと、学校給食実施基準というのに合わせて栄養量というんですか、それを確保していくということになります。

ですから、例えばその学校給食実施基準によりますと、例えば6歳から7歳の場合、8歳から9歳の場合というふうに区切られながら、全体のエネルギーが何キロカロリーか、たんぱく質が何gか、脂肪が何%かとか、細かいものがずっと規定されているんです。ですから、今栄養価がないということではなくて、基準があくまでも大量調理マニュアルの中で実施しておりますので、決して栄養価がないということではなくて、給食としての今度は基準に合わせたものになっていくということと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） それでは、ランチボックスのそのメリットとデメリットをご答弁お願いします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） メリットということで考えますと、先ほど教育活動の実態に合わせて

というのがあったと思います。ということは、ランチボックスであると配膳ということの必要がなくなります。現在、各中学校の時制等を調べますと、約20分から25分、給食時間を設定しております。配膳をしております小学校でありますと、45分から大体50分、倍まではいかないんですけれども、やはり倍近くの時間を給食等に使っておりますので、ランチボックスでないとなれば、下校時間等を遅くしたとか、または今やっている、例えば毎日の読書活動とか、短い時間での学習の帯の時間とか、そういったものを削除していく必要があるというふうに考えます。

デメリットといたしましては、今のところ私どもの中では検討というか、自校方式を先ほど議員さんおっしゃったんですけれども、それに対応できるような内容を考えていますので、ちょっと今ここでデメリットとして上げるということは、済みません、できかねます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） ちょっと保護者からたくさん意見聴取したんで、ここで発表しますが、まず小学生の保護者においては、ランチボックス、今のランチサービスです、そういったものがあること自体知らない、ご意見としてあったわけですね。給食といえば、基本的に自校方式とかセンター方式だと思っていた。ほかの県になるんですけれども、99%ぐらいやっている県は、もうその給食自校方式でつくるのが当たり前だというふうな保護者の認識もあるわけですね。

その中で、まず現在のランチサービスですね、現時点で中学生が約2,000名ほどいますね。それで全員、これ確率的にほぼないとおっしゃられるかもしれないんですけれども、万が一そのランチサービスを注文した場合、2,000名の生徒がみんな話合って、じゃあ今日はランチサービスの日にしようといった場合、現時点で対応はできていますか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 2,000人には対応できるようなにはなっておりません。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 大体何名程度対応できますか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 約500人ぐらいまでは対応できるということです。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 市の見解としては500人ぐらいだろうと。でも、一応ランチサービスで、今給食法にはのっとってないけれども、それは注文してやっているわけですね、現時点で。なぜこれ2,000名対応できないんですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 本市の場合、子どもたちとか保護者の方のアンケートとかでも明らかに、弁当をやっぱり持ってきたとか、持たせたいという方も多くいらっしたので、それから他市町の状況も、注文の大体喫食率等を見たときに、500人あれば対応できるだ

ろうということで想定して、500人程度ということで考えております。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 他市は確かに10%だったりとか、約50%だったり、そういった情報は聞いております。

ただ、今後わかりませんね。ランチサービスみんなで頼もうといったときにはですね。そういう対応ができるように私はやっていただきたいと思います。

次ですけれども、これ市長にお伺いしたいんですけれども、平成30年までかかるのはなぜかと。例えば1校ぐらいモデル校で実施していくおつもりはないのか、お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） この中学校給食の問題というのは、私は基本的に丁寧に進めなければいけないということが前提にあります。議員おっしゃいましたいろいろな形のご意見もあります。

私が市長になる前に、私も小学生の子ども2人おるものですから、PTA等で保護者の皆様のご意見聞いたら、中学校給食を何とか実現してほしいと、もう本当、切なる願いですということをお私、PTAの場等でいろいろ聞きましたし、そういうことで大きく公約に掲げさせていただいた次第でございます。

そして、その当時はよくわからなかったわけですが、やはりこの給食の問題は学校教育の問題で、教育委員会に中学校給食の実現に向けての検討をしてほしいという答申を求めるといふか、委嘱するという形でしまして、学校給食改善研究委員会でアンケートをとり、いろいろな形で進められてきたことの答申があり、そしてそれを教育委員会で議論されたと。

また一方、議員の皆様でも中学校給食の調査研究特別委員会を立ち上げられ、そこで先進地視察、いろいろな議論を積み重ねられ、去年の8月終わり、9月に特別委員会としての大きな課題としては、自校方式がいいけれども、当面の課題としてランチサービスというふうな要望書もいただいたというふうにご考えております。

時間をかけて一つ一つ丁寧に確認しながら進めてきましたし、今後もそういうことで学校関係、新学期になって保護者の皆さんに対しても説明会をしていくという形で考えておりますので、ちょっと質問の最初にありましたように、私としましては自分の思いと別に、やはり市役所全体としての決定ということで進めなきゃいけないので、余り先走ったことは言えないということがあるものですから、随分物足りないような形で受けとめられたかもしれませんが、そのところのこの給食の問題については、丁寧に進めたいというふうにご思っている次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 市長の思い、わからないんですよ。だから、おっしゃられないから。いや、私の思いと言われても。市長の思い、じゃあ何だったんですか。市長言わないじゃないですか、その思いを、一番最初から質問しちよるけれども。代表質問とかしていますけれ

どもね。そういう思いあったんですか。いや、私ずっとこの質問もう4回目か5回目になりましてけれども、市長の思い一回も聞いたことないですよ。あるならご答弁お願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 中学校完全給食の実現ということでございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 私、方式について何度も何度も市長にこういった方式がありますよと提案して、自分はこういうふうになりたいというのが、私は思いだと思います。それはただの公約でしょう。ですから、その中身が大事なんです。だから、何回も提案したんじゃないですか。自校方式がある、親子方式がある、たくさんの方式がありますよということで。私はその思いが聞きたかったんです、私はこういうふうに進めていきたいというですね。

ですから、中学校完全給食というのは、全員喫食の完全給食でよろしいんですね。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） はい、そのとおりです。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 保護者はやっぱりランチサービスは知らなかったと、当然だと思うんですね。やっぱり自校方式とかセンター方式で育ってきた保護者も、中にはいらっしゃる。これは初めて聞いたというのが結構多かったわけですね。

実際、他市町を見ると、当日オーケーなランチサービスもあります。こういったことをまず丁寧にやるのであれば、そういった方式や考え方はとろうとされなかったんですか。しようとしなかった。これはできなかったんですか。ちょっと業者間での打ち合わせ等々進めていこうとしたのか、全くそういうことは頭になかったのか、ご答弁をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 試行的にここでこういう形ではというふうな考えというのは、いろいろな議論の中でいろいろな検討をしている中では、出てきておりませんでした。したがって、ある時期からまとまった形で進めていくという形の今進行になっています。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） まとめて、そうですね。大体丁寧なのが、本当は段階を踏んで、最終的にこうしますよというのが私は丁寧だと思うんですけどもね。そういった要望も本当はアンケートの中に入れてほしかった。

このアンケート調査ですけれども、結果は私たちもいただいたんですが、結局ランチサービスどうですかと、そういった質問あったんですけども、その方式については全く言及されてなかったですね。例えばこういった方式がありますが、どうお考えになりますかというですね。そういった方式まで丁寧に書かれて、こういった結果に至ったというのであれば、私は納得しますが、そういったことはアンケートでは一切書かれてない。ランチサービスがいか悪いか、それぐらいの中身でしたからね。

例えば親子方式がありますが、自校方式がありますとか、そういったことがきちんと書かれて選択制になっていけば、納得いくんですけれどもね。あくまでも調査だったんで、その内容までは仕方がないかなと思います。

やっぱり中学校給食に対する賛成理由の中で一番多いのが、やっぱり栄養のバランスがとれるということですね。しかし、反対理由の中では、今まで弁当をつくってきた中で、弁当の量が調整できるので、子どもたちの体の体調に合わせて調整しながら、今日は多目がいい、少な目がいいというふうに保護者たちは努力してきたわけです。

果たしてこのランチボックスになった場合に、ふたしてあるわけですから、そういった調整ができるのか。理事ですかね。ご答弁お願いします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） これ、他市町のランチボックス方式の給食の例になるんですけれども、減らすということはできないです。だから、体調に合わせて、その日は少し残すとかという形にはなると思います。増やす分については、別食缶で例えば御飯が入ってくるので、食べ終わった子がそれをつぎに行くとかして、足りない分はそういった形で補うということは、やっているところもありますので、そういったことは考えていけると思います。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） それじゃあ、ちょっと話題をかえます。

先日の2月下旬ですかね、冬なのに食中毒が起きたということですね、集団食中毒。それは調理人とかそういうのじゃなくて、ノリで約1,000人ぐらいの生徒が食中毒になったということで、集団食中毒になったということですが、今後、自校方式であれば、その中学校1校で万が一何か起きたときは済むんですけれども、こういったランチボックスだったら、前回から言われていますけれども、2社ぐらいにはお願いしようと、2社か3社ぐらいですね、そういったところをお願いしようとしているわけですが、もうその会社全部が食中毒になると、子どもたち食べれないわけですね。そういったことを今後どのように検討されているのか、お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） おっしゃられるように、例えば給食センター方式もそうですけれども、当然自校方式に比べると、1校ではなくて複数校にまたがってそういう状況があるということは、おっしゃるとおりですけれども、昨日ちょっとお答えした中に、学校給食衛生管理基準というお話をしたと思います。それは現在行っている大量調理マニュアルではなくて、さらに学校給食ですから厳しい基準になっております。

私も細かい一つ一つの点まではわからないんですけれども、例えばシンクの数とかも聞くとところによると用途別だったりとか、大量調理マニュアルに比べたら多く準備しなくてはいけなとか、動線一つ一つについても違いますし、いろいろな意味で細かくなっているわけですね。

ですから、そういったふうに学校給食法にのっとったと昨日もお答えしたんですけども、そういったことを考えているのは、そういう食中毒を起こさないと、そういうリスクを本当に極力少なくするという意味で、なるべく衛生管理基準というところに適応できるような方式がとれないかなということ、今一生懸命検討しているところです。

ですので、どちらかという、起こったらそうなるというよりも、起こさないような方式の中でやれないかということが、今の検討の私たちの考え方です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） よくわかります。確かにつくるほうとしてはつくって、でも実際今回そういうことじゃなかったですからね。ちょっと上にかかっていたノリで起こったから、ちょっとそれが非常に、こんなことがあるのかと。いや、私もびっくりしたんですよ。

ですから、一生懸命衛生管理でしっかりやっても、結局何かたどっていったら、えっ、袋に入っていたノリでという感じだから、非常にちょっと、これは難しい問題だとは思いますが、徹底してやっていただきたいと思います。

あと、ご答弁の中であつたんですけども、配膳をしないのでこれがいいと。大体小学校が40分から45分、中学校は20分から25分ということをご答弁されたんですけども、実際今中学生もその時間帯で足りてないそうです。やっぱり成長期の男の子でも、一生懸命つくった弁当、保護者がですね、それを残して帰ってくるらしいんですよ。ですから、そういった見直しも今後必要だと思うんですね。

ですから、別に20分から25分しかないからこのランチボックスにするというのは、私はちょっと違うと思います。実際、他市町の子どもはできているわけですから。筑紫野だってセンター方式でやっています。宗像市だったら自校方式でやっています。実際そうやって視察に行ってみてきているわけですから、太宰府市の子どもができないなんて、私はこれっぽっちも思わないですよ。

ですから、もうちょっとそこらの時間割りの配分、学校のアンケート調査によると、やっぱり中学校の教師は、やっぱり時間に余裕がなくなるというので、非常に反対理由が多いですね。ですから、そういうことも踏まえた上で、今後時間割りの調整とかやっぱりやっていかないと、私はいけないなと思っています。

もう一つ、中学校でなぜ自校方式がいいかと。これも前から言っているんですけども、やっぱり防災拠点としての役割ができれば、よっぽど大規模災害が起きたときぐらいにしか給食室は使わせないとは思いますが、しかし大事になってくると思うんですね、各1校あれば。避難所にもなりますしね。ですから、そういったことで考えていていただきたいというのがあります。

あと、小学校は今給食で、招待給食というのが年に1回あって、私も呼ばれていくんですけども、やっぱり子どもたち見ていて、今日は先生がおかわりあるよとかと言ったら、率先してつぎに行ったりとかしているんですね。非常にそういったことで地域との交流ができます。

これランチボックスになって、今正直言って中学校ではこういった交流は私の地元では一切あっていません。

今後そういったことも含めながらやっていかれるお考えありますか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 今おっしゃったように、小学校においては全員喫食であるということ、それからその日に招待される方が事前に何人ということがわかれば、当然それはつくることが可能ですので、実際におっしゃったような招待給食とか、それから招待給食も外部の方をお呼びするとかというのがありますし、調理員さん等をお呼びすることもあるというふうに認識しております。

中学校においては、現在はランチサービスはあくまでも選択制で、外から来た方に何を提供するかということもありますので、そういったことは現在行われていないというふうに私たちも認識しております。

ただ、全員喫食になった場合には、当然、昨日少し説明させていただいたんですけれども、市が関与する部分が今度は増えてきます。それから、学校との連携、それから委託をするそういった調理をしてくださるところとの連携も深まってまいりますので、当然例えば給食の感謝月間とかに、給食記念日等を利用してそういったことは十分可能になると思いますので、食育推進の一環としてそういうことは学校でなされるということは、当然考えられると思います。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 教育部理事、食育は3項目めです。ちょっとまた私の質問も悪かったけれども、そのときにまたご答弁をお願いしたいんですが、1項目めはこれで終わって、2項目め行きます。

20年間の自校方式、親子方式、デリバリー方式のコストを先ほど答弁されたんですが、金額でいうと、やっぱり20年なんでかなり大きな額だと思いますが、正直なところ、意外に、建設費等々を抜けた場合、自校方式とデリバリー方式、これ人それぞれに考え方があると思うんですが、私はそんなに差がないなと思っています、正直言うと。

先進地事例があるんですけどもね。宗像市、先ほども出ましたが、大体728人の生徒で2億5,782万円、329人の生徒で1億3,712万円の工事費です。大体329人というと、太宰府中学校や太宰府東中学校はそれぐらいじゃないかなというふうに思っています。学業院中学校、これに足りないとしても、あと太宰府西中学校を入れても、値段的にはそんなに、私の勝手な計算上でいくと、工事費で7億7,000万円ぐらいかなと、4校ですすね。

あと、ランニングコストなんですけど、自校方式の宗像市は1校当たり、離島を踏めまして7校あります、1校当たりが大体ランニングコストが1,400万円。太宰府市4校なので、多く見積もっても5,600万円ぐらいじゃないかなというふうに思います。これは中学生の人数が宗像市のほうが約500人弱ぐらい多いので、ちょっとランニングコストに関してはもうちょっと安くなるかなと。

中間市は親子方式をとっていますね。中学生の人数が本市の大体約半分の1,053人ぐらい。工事費が3億6,375万円です、備品込みです。ランニングコストが、小・中ペアで1校当たり1,800万円ぐらいですね。ですから、親子方式にした場合、4校として計算して大体総額7,200万円ぐらい。当然そこら辺は児童・生徒の数が違うんで前後するとは思いますが。

ですから、ちょっと私かわからないのは、20年間だからこういった値段になるのか、これどこの事例を参考にされてこの値段が出たのかなというのがちょっと不思議なんです。もしわかれば教えてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） お手元に各方式別の整備費と20年間の学校給食全体コストということが今おありになると思いますけれども、その1番から、先ほど教育部理事が言いましたとおり、1番から4番につきましては、基本的に他市町村ですね。多くは大津市が結構検討されていまして、それとか長浜市とか近江八幡市、松山市等の事例を参考にいたしまして出しておるということでございます。

それと、5番、6番ですね、デリバリー方式については、本市の状況をそのまま、今の現在のやり方として出されているというふうなことでございます。市長の答弁の中であったかと思えます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 大体関西のほうのそういうふうな市町を参考にされたというんですけれども、これはどういった根拠で、児童・生徒数が同じとか、やっぱりそういったことで調べられてこの金額になったのか。実際、ちょっと数は多少違いますけれども、実際県内にも私たちが視察に行ったときに、こういった金額が実際出ているわけですね。

計算しても、人件費も含めてですよ、こんな大きな額になるのかなというのが不思議でたまらないんで、ちょっとそこら辺ご答弁お願いします。同じような感じなんですか、児童・生徒の数が。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 説明の中で書いておりますけれども、20年間の分ですね、特に大きいとご指摘されているのは。今後20年間に学校、これは小・中含まます、小・中を含む中の給食に必要な全体経費ということですから、小学校の給食も含まますし、それから小学校の設備の改善費用、大規模改造とか給食の調理場の建てかえとかも含んだ上で、これだけ全体としてかかると、小・中全体としてかかるというような経費として算出しているわけでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） それならご答弁で小・中学校含むと言ってくださいよ。中学校しか

言っていないですよ。ましてや私の質問は中学校です。中学校完全給食ですよ。小学校のこと聞いていませんよ。

小・中ということは、大体11校ということですね。しかもちょっとおかしいですね、小・中が含まれる、それは自校方式、親子方式ですね。小学校デリバリー方式やってないじゃないですか。そこら辺どういったご回答されますか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） なぜ小・中を含むのかという話になるかと思いますが、すけれども、全体コストの中の例示として、センター方式というのも上げたわけでございます。この中には、例えばセンター方式の中には中学校だけでもございますし、小・中一緒にセンターにしてしまうというやり方もあるわけでございます、現実としてはですね。

それはなかなか皆様のご要望にお応えすることは非常に厳しいんでありますけれども、例えば小・中全体としてセンター方式でやる場合は、小学校の大規模改造なり、それから改築費用はなくなるわけでございます。ですから、全体的な視点として、学校給食としては小・中一緒に捉えていくべきだと、特にセンター方式を入れた場合についてはですね。そういう意識のもとに、こういう形で小・中全体として捉えさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） ごめんなさい、ちょっと部長と私の持っている資料が違うというか、私はご答弁に対してこういった今質問しているんですね。センターとか私、一言も言ってないです。

市長からのご答弁を受けました。自校方式は約83億4,000万円と、親子方式は約90億9,100万円、20年間ですね。デリバリー方式は60億5,200万円といったことをご答弁されたんで、その中での質問なんですね。ですから、恐らく部長が持っている資料の中で今ご答弁されていると思うんですけども、ちょっとそこがずれがちょっと生じています、正直言うと。

今のご答弁の中で、自校方式83億4,000万円、親子方式が90億9,100万円というのは、小学校も含んだ金額でよろしいんですか、確認します。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 小学校も含む状況で、20年間の学校給食全体のコストでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） したら、デリバリー方式は約60億5,200万円というふうにお答えになられています。したら、これ、自校方式、親子方式、親子方式は小学校も一緒になると思うんですがあれですが、自校方式になると、またちょっと金額が変わってくるように思うんですね、中学校のみになった場合。小学校が外れるわけですから。大規模改修とかそういうことを

小学校の部分なしです。中学校に4校新設するとして、これからのランニングコストや工事費で私は質問、壇上で言わせていただいたわけですから、それに対するご回答が83億円と。

そしたら、中学校だけで考えたらどういうふうな試算になるか、今わかりますか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 中学校だけの自校方式の場合でございますが、ちょっと計算させていただきますと、約21億3,000万円ぐらいになります。4中学校だけのコストですね。済みません、30.8億円でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） そうしたら、今中学校のみを計算された場合、20年間のランニングコスト、ご答弁で言われたデリバリー方式が60億5,200万円。今もうばっちり計算していただきましたので言いますが、4中学校で30億8,000万円。これはどちらが金額的に安いのか、もう皆さんもすぐわかるでしょうが、自校方式のほうが明らかに金額がかからないというふうになりますね。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） これはデリバリー方式についても、自校方式と親子方式と同じく、小学校に係る分も同じように加えております、同じ額。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） だけん、小学校はデリバリー方式とってないじゃないですか。何で含むんですか。全然話になりませんよ、本当。こっちは20年間のランニングコスト出してくれて、中学校のこと壇上で言っているのに、何で小学校のデリバリー方式が入ってくるんですか。小学校デリバリー方式じゃないじゃないですか。何でこういった答弁されるのか、不思議でならないですね。ちょっときちんとご説明お願いします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 中学校のデリバリー方式だけに係る分と、小学校のデリバリーというのか、小学校の今自校方式でやっている部分の大規模改造費と運営費を足しているということですから、デリバリーは中学校、今のランチサービスだけで出している部分に、先ほど原口理事がお答えされた全体20年間の給食全体に係るコストとしてお示しを8月にしていますので、その小学校分を足しているということです。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 小学校とか足してくること自体おかしいですもん、大体。私、小学校のこと一言も聞いてないですよ。どういったご回答されるのか、ちょっと不思議でたまらん。みんな戸惑いますよ。

もう一回言いますよ。自校方式が83億4,000万円を出してきています。親子方式が90億9,100万円を出してきています。デリバリー方式が60億5,200万円を出してきます。これ大体中学校のことを聞いているのに、何で小学校を含むのか不思議でたまらないですよ、本当。

じゃあ、中学校のみをご答弁お願いします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 最初に言いましたけれども、現在のランチサービスでということになります。80億円ということになります。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 81億円。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 8億円です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 8億円。自校方式8億円。

（教育部理事江口尋信「中学校のデリバリーです」と呼ぶ）

○14番（長谷川公成議員） 中学校のデリバリーが8億円。もし親子方式だったら。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） ちょっと根本的なお話になるんですけども、例えばちょっと言わせていただきますと、結局なぜ小・中一緒に出すのかという形の、議員非常に疑問を持ってあるというふうに考えております。その中で、例えば親子方式とした場合においても、現在例えば小学校の中でもどんどん児童数が増えていっているような状況がございます。児童数が増えていっている状況ということは、中学校分だけの改造をしなくちゃいけない。改造をしなくちゃいけないということは、これはもう小学校の給食室も改造しなくちゃいけない。だから、それを剥がして、例えば親子方式の分を中学校だけ剥がして説明するということは、なかなかできないということなんです。

だから、先ほど申し上げましたとおりセンター方式ですね、センター方式についても小・中全体という考え方もそれはあるにはありますから、だから全体を一緒に考えないと、コスト的にはお示しできないというふうなことで、こういう形でさせていただいているということがございます。

それぞれにおいて、その中学校分についてはならどうなのかという形は、この場で全部電卓たたくわけにはいきませんので、そこら辺については後でお示しさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 確かに親子方式とかセンター方式は、小・中合同でやるんで、まあまあ部長のおっしゃるとおりです。

市長、市長公約で今回中学校完全給食を進めていかれるんですが、何で平成30年のそういった時期になるのかという保護者の意見もあるわけですね。何で平成30年までかかったのか、なぜデリバリーになったのかというのが、やっぱりなかなか納得されない。

他市町を見ると、まずはランチボックス方式で進めていった後、中学校の例えば大規模改修工事等をするときには、自校方式、それかランチルーム等を設置しながら進めていくと、そういった市もあります。そういったのは、私は人口増加やそういったことに関しては、太宰府市は今後進めていくらしいけん、じゃあ例えば太宰府市に引っ越そうとかとかという、そういった若い世代も増えてくるかもしれません。ですので、やっぱり太宰府市の何か売りを出さないと私はいけないと思うんですね。

これ市長公約でやってきているわけですが、なぜこの4年、今まだ2年とちょっとですけれども、予算の中で市長が本当に中学校給食を実現したいというのであれば、例えば教育費の中で整備基金積み立てをずっとしてくるとか、今後中学校を改修していくにおいても、例えば債務負担行為でやっていくとか、そういったまずは基金の積み立て等をなぜ考えられなかったのか。

市長、前回の質問では、例えば金額がかなりかかるというふうにおっしゃっていましたからね、それなら何でそういった基金の積み立てをずっと今までしてこなかったのか、私は不思議に思うわけですよ。今この場になってお金がないというのは、私、理由にならないと思うんですよ。市長、そのところのご答弁をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 結果的に私は平成27年に市長になったわけで、平成30年に実現ということになっていますと、4年目に実現するというような時間的な流れになっておるわけです。ただ、それぞれの年々で、決して手を抜いているとかということではなくて、平成27年度は教育委員会に諮問し、アンケートをとりという形でし、平成28年度はその結果が出てき、また議会のほうでもご審議していただき、最終的に12月に打ち出して、平成29年度、いろいろな形での改修工事等々を考えると、やはり夏休みというのが1つ大きな工事期間になるという形の中で、平成30年という年が来ていると。

私としては、もう平成30年4月できないのかということも言いもしたわけですが、現実的なやはり進行が、そういうふうな時系列を追いながら、やはり丁寧に進めるということと、いろいろな形での校舎の改修工事かかる等々のこととございまして、そういうような、昨日の議論にもありましたように、4年かかるのはどうなのかということもありますが、現実的にそういう形で進んでいるということをご理解いただきたいということと、2年、3年、そういう意味でのあれでございまして、基金を積み立てるとということは、やはり10年単位ぐらいのサイクルでしょうから、あるいはかなり継続的な課題についての基金ということとございます。

当面デリバリーでとにかく対応するというか、そういう形で打ち出しておりますので、というところの議論あるいは進展になっているということをご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 基金積み立ては中・長期ぐらいでとお考えですけれども、じゃあ最初にデリバリーにして、じゃあその後、例えば自校方式にするためにというふうなお考えだっ
てできるはずなんです。それでできないというのは、私はないと思いますね。自分の公約です
よ。

はっきり言って、保護者はデリバリーでいいなんて誰も納得してないですよ。将来的にはや
っぱり自校方式とかにしてほしいと、そういった意見が非常に多いです。恐らく納得は皆さ
ん、今後の説明会等々でされるかどうかわからないですけれども、私は納得しませんね。

時間がないので、2項目めはこれで終わります。

3項目めに入ります。

食育の問題なんですけど、やはり弁当のふたを閉めてしまえば、もうそれで回収してしまえば
終わりということで、残食率がわからないと、個人個人のですね。例えば配膳というか、小学
校のような給食方法をとれば、誰々が余り食べてないとか、そういったのはもう一目瞭然でわ
かります。

それと、食育もいろいろな考えがあると思うんですが、やはり小学校でしっかりとした食育
を今現在されていると、教育委員会のほうに言われています、保護者の皆さんからですね。給
食時間を見てみると、とてもやっぱり感謝して食べていましたと、保護者の皆さん見るとです
ね。栄養士さん、調理師さんに恐らく感謝しているんだろうと、卒業式や来られますからね。

しかし、ランチボックスだと、平気でやっぱりふたを閉めてしまえば、今現時点でのランチ
サービスの話ですよ、ふたを閉めてしまえば、やっぱり残す人が平気で多くなるんじゃないか
というのを非常に懸念されていました。好きなものは食べる、嫌いなものは食べないというこ
とで、逆に栄養面が非常に心配だというふうに言っていました。

こういったことを課題としてあると思うんですね。理事がまたご答弁されるんですが、
こういったことをやっぱり解決するに当たって、今現時点でのお考えありますか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 現在、ランチサービスの残食量は、市長の答弁の中にあつたように、
全体としては把握しておりますが、おっしゃるように個別とか学級別ということでは把握して
おりません。小学校におきましても、学級別までは把握しておりますけれども、個別につい
ては、もう今はやっぱり子どもが苦痛にならないように、ある一定の時間を決めて、残させると
いうことをしていますので、子どもが返しに行きますので、教員がどれだけやっぱり子どもた
ちを観察しているか、見るかということが一番重要になってくると思います。

ですので、今後給食を導入したときに、やはり教員も一緒に食べて、しっかりやっぱりそこ
で同じ物を食べながら指導していく。

それから、おっしゃった感謝の態度を持つというのは、大事な食育の一つの狙いになってお
りますので、今後どんなふうに市がかかわって、先ほどもご質問の中にもありましたけれども、
どうそういった生徒との交流を持つかということは検討してまいりたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 最後になるんですけれども、市長は全員喫食の中学校完全給食とおっしゃられましたけれども、やっぱり児童・生徒の中には、アレルギーがひどくてほとんど食べられないという児童・生徒もいます。やはり自校方式だと、小学校給食室のぞいても、もうきれいに何年何組誰々と名前も振ってあって、これはその子専用というふうにきめ細やかな配慮がされてあるわけですね。

果たして中学校へ行ったときに食べれないものが出て、今日は全然食べれなかったというふうになると、これは食育どころか、栄養面でも全く、その子に対しては逆に言うと苦痛になったり、例えば友達からちょっと、おまえ何で食べんとってからかわれたり、そういったこともあると思うんですね。

ですから、やっぱり一定そういったお子さんに対しては、弁当持参も構わないというふうに配慮をしていかないと、やはり全員喫食というのは、私、非常にこのランチボックスでやるなら厳しいと思います、正直言うと。

ですから、そういったことも、今後1年半ぐらいありますので考えていかれることを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時52分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 質問の前に、今議会からタブレットの持ち込みを合意いただいておりますので、今回からこれでいたしますので、よろしく。

議長より質問の許可を受けましたので、通告に従い質問します。

まず、本市の介護保険事業について伺います。

2014年度末に、国の長期債務は1,000兆円を超え、国債の積み上げが続いています。そのような財政状況を受け、2013年8月に社会保障国民会議から政府へ報告書が提出されました。そこでは、給付の縮減と負担増を進めること、さらに公的制度の給付縮減の部分を、女性や退職後の高齢者の活用による地域の福祉力によって埋めることが期待されています。

このような中、2015年介護保険制度の改正によって、新しい総合事業の実施が市町村へ義務づけられ、予防給付が総合事業へ移行されましたが、国が言うところの多様な主体の参入について、本市の状況を伺います。

また、地域支援事業は市町村によってサービス内容や質、事業の実施主体等が異なるという

ますが、本市の状況はどのようなものか伺います。

高齢者の生活は、依然として家族の介護力に期待をする構造が続いており、誰もが親や配偶者の介護から無縁ではられない状況です。本市における地域包括ケアシステムなど住民や自治会がかかわるものについて、現状と市の考えをお聞かせください。

次に、市長給与の減額について芦刈市長に伺います。

今定例会に議案として提出されておられますが、選挙公約とは明らかに違っています。

この議案については、本会議2日目に2名の議員による質疑がなされましたが、前回否決されたから同じものを出すわけにはいかない、熟慮の結果、お願いするというだけで、質問に対し具体的な回答、合理的な説明がありませんでした。

繰り返しますが、市長提案は選挙公約とは明らかに違っています。公約とは違う理由、10%の理由をはっきり説明してください。

また、市長就任から現在までの公約との差額分について、供託等を行ってきたのか、議案が否決された場合、そのまま全額を受け取っていくのか、また新聞記事に「筋を通すため」とありましたが、そう発言されたのかについてお答えください。

以上、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） それでは、太宰府市の介護保険事業についてご回答をいたします。

平成27年度の介護保険法の改正によりまして、新しい介護予防・日常生活支援総合事業が位置づけられまして、これまで全国一律の基準で提供されていた予防給付のうち、訪問介護、通所介護につきましては、市町村が地域の実情に応じた取り組みができる地域支援事業へと移行することとなりました。

市町村の事業である地域支援事業におきましては、要支援者等の生活支援のニーズに対しまして、総合事業で多様なサービスを提供していくこととなりますが、そのサービスの基準、内容、単価、利用料などは各市町村で独自に定めることができるようになっております。

また、サービスの担い手といたしましては、既存の介護事業所によるサービスのほか、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援することができるなど、地域包括ケアシステムの理念でもあります高齢者の暮らしを地域で支えていくといった考えが反映されたものと考えられます。

本市における総合事業につきましては、平成29年4月1日を開始日とすることで現在準備中ですが、その内容につきましては、訪問型サービスにおける緩和された基準といたしまして、シルバー人材センターに簡易的な家事支援を委託すること以外は、訪問型サービス、通所型サービスとも、国が定めた現行の予防給付と同様の基準である現行相当サービスとして実施することとしており、現在のところ多様な主体の参入といたしましては、シルバー人材センターのみでございます。このため、利用者の選択肢を増やすといった観点からは、十分なものとは言えない状況であると思っております。

しかしながら、今後はご指摘のように市町村によってサービス内容や質が異なり、ひいては高齢者支援における市町村格差が生じることも想定されますので、他市町村の動向を踏まえながら、指定事業所による緩和した基準のサービスの導入とともに、住民主体の支援といたしまして、掃除、洗濯などの生活支援や、体操、運動などの通いの場、サロン活動などの導入につきましても検討していく予定としております。

次に、住民や自治会のかかわりについてでございますが、これまで国主導の高齢者福祉事業やサービスが、今後は市町村主体で行われることにより、行政、NPO、民間企業、ボランティア団体などがより自由に、自主的に地域づくりをしていくことが求められているのが、地域包括ケアシステムということになります。

先ほど申し上げました平成27年度の介護保険法の改正につきましても、このような地域包括ケアシステムの理念を踏まえてのものでございまして、総合事業の推進に当たりましては、自助、互助の考え方のもと、地域住民自身が地域の福祉課題を考え、住民同士でお互いにできることを実践していくことが重要になってくると思われまます。

このようなことから、今後の高齢者施策につきましましては、暮らしの基盤である地域をどうしていくのか、地域づくりをどうしていくのか、人と人とのつながりをどうしていくのかという問題意識のもとに、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） ありがとうございます。通告後にも何度かいろいろお尋ねしまして、聞きたい部分の概要というのはわかりましたけれども、今改めてご回答いただいて、本市におけるこの地域支援事業の概要ですね、またいろいろな取り組み、地域間格差についてのいろいろな対応等も検討されているということ。ただ、実際の対象がシルバーさんだけということも、少し寂しいなというところがありますけれども、今後ますますこういったことを進めていって、自治会等がですね、現状どういうふうに取り組んでかかわっていいかがわからないというところが現状ですので、その辺のところをしっかりとやっていっていただきたいというところがあります。

この福祉制度、特にこの高齢者というか、老人福祉制度というのは、古くは聖徳太子の悲田院といいますか、あるいは明治新政府の恤救規則ですたいね、そういったものに始まりまして、戦後いわゆる老人福祉法ができて、そして、しかしながらそこでだんだん経済が発展していった人口が増え、ということは、やがて高齢化の時代が来ると。そこを見越したところで、2000年に今の介護保険制度が始まったということでもあります。

基本的な違いというのが、それまでというのはいわゆる福祉制度、いわゆる表現が悪いですが選別の制度に対して、この介護保険制度というのは社会保険ですたいね。だから選別ではないというところのスタート、いわゆる普遍的な仕組みで始まったというところが大きな違いで

ある。

しかしながら、財政の問題というのがあるようで、実際ありまして、介護保険による給付が当初が3.6兆円ということでありますけれども、現在もう数年前ですか、10兆円超えました。その中で第1号被保険者が約3,400万人、そして第2号が4,300万人、合計約7,700万人おられるわけで、私もその一員でございますけれども、その中でサービスを実際に利用しておられる方が約600万人、7.2%。言いかえると、8%としましても、残りの92%の方々は、これは利用をしていない、給付は受けていないという、保険としては少し変わった、もう少し言うならば、医療制度と比べると誰かは必ず使うわけですね。どんなに丈夫な人でも、1年に1回ぐらいは風邪で診たりするとかすることはあるんですが、まずそういうことがない。

そして、通常病気であつたら治りますよね。ところが、おおむね一度給付を受けると、大体そういうふうなものを受けていかれるという、割と固定化をする傾向もあるというところで、やや変わっている。そしてまた、一般的にわかりにくいというところもあると思います。

そういった中で、平成15年も改正について市のほうから、担当のほうからも非常に詳しい資料とか説明を今まで繰り返し受けてきました。ただ、やはり3年に一回のこの改正もあるわけですが、ややわかりづらいところもあるし、基本的なところを幾つか確認をして、今日はこの辺はさらっと終わりたいと思つておるんですが。

まず、その地域支援事業ですね、まずこのいわゆる介護予防・日常生活支援総合事業、新しい総合事業の構成ということで、まずこの介護予防給付、要支援1、2の中の訪問介護と通所介護がいわゆる地域支援事業に移行すると、新しい介護予防・日常生活支援総合事業ということで、もともと介護予防・日常生活支援総合事業というのはあるわけですが、これがまた「新しい」というものがつくわけですね。

従来の部分で、今度介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業は多様化をしていくと。そして、包括的支援事業とともに、この地域支援事業ということで形づくっていくということでございます。

実際、今定例会は予算特別委員会も行われますけれども、当初予算書を見ますと、介護保険事業特別会計の第3款ですね、地域支援事業には1項1目介護予防・生活支援サービス事業として1億4,800万円、同項2目の介護予防ケアマネジメント事業費として2,559万2,000円、両方とも皆増ですたいね。新しく、これで本当に4月からこういうふうなことが始まるんだなという実感がございます。

その中で、幾つかの確認の中で、まず予防給付の訪問介護と通所介護におきまして、地域支援事業に移行する中で、いわゆる既存の訪問介護事業所あるいは通所介護事業所による、それぞれのいわゆる身体介護生活援助の訪問介護であるとか、あるいは機能訓練等であるとか、それぞれにつきましては、これは専門的なサービスを必要とすることですから、専門サービスにふさわしい単価で行うというふうな説明を受けております。

また、その他と言うたらあれなんですけど、NPO、民間事業者、住民ボランティアですね、

コミュニティサロン等々、そういったものに関しては、多様な担い手による、先ほど言いました多様なサービスですね。単価が低い場合には云々というふうにあって、かなりこれだけの説明を受けると、何か要はこの主だった部分はもうそのまま移行したということで、このいわゆる住民とかNPOとか民間事業者等に関しては、とりあえず枠だけ設けて、今からという感じですが、予算のほうも大体見た感じはそんなですが、今からですかね。ちょっと現状を説明してください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 今の状況でございますけれども、先ほど門田議員も言われましたように、専門的なサービスが必要な部分、こういった部分については専門的などころにお願いをしていく、また多様な担い手による多様なサービス、こちらにつきましてはいろいろ市のほうとしても考えておられて、その中で1つはシルバー人材センターというのを今回考えておられるようなところですよ。

ほかの介護サービス事業所、こちらにつきましてもそういった多様なサービス、そういったところのお願いをしていきたいというところで先ほどご回答させていただきました。この辺につきまして、平成30年度からそういったことができないかというところで、平成29年度中にいろいろ話をさせていただきたいと思っているような状況でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） わかりました。そういったことで、今後そのいわゆるサービスの充実と費用の効率化というふうに進んでいただきたいと思います。

また、こういうふうな介護の中で、やっぱり認知症というものが非常に課題になってくるということでありまして、認知症施策の推進ということで、以前もお聞きしたんですけれども、いわゆる初期集中支援チームと認知症地域支援推進員について取り組んでおられると思います。

この中で包括センターの役割等ですね、本来もう少し聞きたいんですが、ちょっとそれは置きまして、例えば個別ケア会議とかそういうふうなところに入られるやや専門的なものじゃなくて、予算にもものっていたと思いますが、認知症サポート支援員だったかな、サポートに関するより広い認識、啓発と言ったらよろしいでしょうか、そういうふうなサポーター育成等にも取り組まれておられるようですが、説明をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 認知症サポーター養成講座というものを市としては実施をしております、現在のところ2,000名以上の方が既に受講をされております。この部分につきましては、やっぱり広く皆さんに認知症について理解をしていただきたい。サポーター養成講座とはなっておりますけれども、内容的には認知症というものをまず理解をしていただきたい、そういった趣旨で開催をしております。

これにつきましては、今後また地域とかの開催、そういったものもいろいろ要請していければと思っております。実際に先日、太宰府市職員向けの講座を開きましたところ、非常に多く

の職員が5時以降自主的に集まっていたきまして、やっぱり関心が非常に高い内容となっております。こういったものを進めていきたい。

また、これにつきましては、先ほどありました認知症の地域支援推進委員、今年度2名、包括支援センターのほうに配置をしております。その職員が実際講師となりましてお話をさせていただくというような内容で、今後も進めていきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） よろしくお願ひします。自治体では大牟田市なんかそういった全市的な何か取り組みをされておられるようで、あるいは福岡県内でも幾つか聞きますと、施設ごとですね、例えば特養で少し先進的に地域と働きかけたり、協働でいわゆる声かけ、職員だけじゃとても手が足りないところで、どうかしたときにそういう症状を持ってある高齢者の方が歩いていくと、どうしたんですかとちょっと声をかけたり、そういう知識、認識のもとに接するような全体の空気をつくっていくということは、非常にいい効果を生むというふうに聞いております。

本市でももう2,000名ということでしたら、少しずつ今度はそれを知識ではなくて、もう一歩進めるような施策をお願いしたいと思ひます。

次に、生活支援、介護予防の体制整備におけるコーディネーターと協議体の役割ということでも若干お聞きしたいんですが、まずこの生活支援コーディネーターですね、今日も一般質問中でどこかたしか出てきておりましたが、地域支え合い推進員ですけれども、それぞれ目標といいますか、資源開発の段階、ネットワーク構築、あるいはニーズと取り組みのマッチング。マッチングはこの事業対象外みたいですが、今現状というのはどの辺ぐらいですかね、お願ひします。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） まだこの生活支援コーディネーターにつきましては、平成28年度の取り組みというのができておりませんで、平成29年度から社会福祉協議会に委託をする方向で、現在協議をしているところでございます。

今言われましたような資源開発、ネットワーク構築、そういったものに一気に取り組めるとは思っておりませんので、まず平成29年度、社会福祉協議会と協議が調った上で、まずはこの資源開発、地域の資源を確認をしたりとか、地域に不足するサービス、そういったものがどうあるのか、そういったものから始まっていくものというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） あわせまして協議体の設置ですけれども、NPO、民間、企業、協同組合、ボランティア等々ですね、これらの協議体の設置ということですが、この辺は設置の進捗というのはどんなふうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） まだこの協議体の設置には至っておりません。この生活支援コーディネーターあたりが、一定中心的な役割を果たしてまいりたいと思います。また、協議体自体は行政が主体となって設置することとなっておりますので、生活支援コーディネーターあたりの協議が調いましてから、この協議体の設置につきましても検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） ありがとうございます。

あと一、二点、ちょっとお伺いしたいんですが、以前から特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設ですね、いわゆる特養というものでございますけれども、今度の改正の中にも、特別養護老人ホームの重点化ということが上がっております。重点化というと、一般的な感覚でいくと、そこに予算をいっぱい置くのかなというふうにいけますが、そのどっちかといったら逆で、特殊化といいますか、結果的には給付を減らしていくということであります。

具体的には、まずご案内のとおり軽度、1、2が軽度かどうかというのがちょっと疑問もあるんですけども、要介護3以上ということになったということがまず1点。もちろん例外が幾つかあるのは、もうここで細かく申しませんけれども。一方でそれらのためにいわゆる地域包括ケアの構築が急がれると。当然ですよ。その分を今度は地域で見れということですから、それは地域も何かせないかと。

しかしながら、予算はどうなのかということがあるんですが、その特別養護老人ホームの重点化のときに、いわゆる補足給付が切られたりしたところがあると。今までは非課税であれば給付対象等々あったところが、具体的に言いますと預貯金ですね、個人1人で1,000万円、夫婦で2,000万円とか、あるいは今まで居所の世帯分離の場合はよかったのが、分離していてもそれが算入の対象になるとか、あるいはそういったものが対象外になるとか、あるいは非課税年金ですね、遺族年金とか障害年金も算入の対象になるとかというふうなことで、かなり、その対象の方がどれぐらいおられるのかもあるんですが、ひっくるめて、現状わかっている範囲で結構ですけども、これらのことによって、介護1、2が抜けたのは別として、やはりなかなか入所の状態が続けられないというふうな事例というのは把握されていますか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） このことによりまして入所を断念されたというような事例は、今のところあっておりません。内容といたしましては、当然一定の財産でありますとか、そういった収入があるというところで、応分の負担をしていただくというような趣旨のもとで制定をされておりますので、その件につきましてはご理解をいただけるものというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） いわゆる年金、所得で180万円で、年金で280万円ぐらいですかね、そ

ういったのがまた2割になったりとか、いろいろ場合によっては大きな負担になりそうですが、ただ上限等もあるというふうに聞いております。その辺のところはかなり厳しいところはあると。

なおさらのこと、地域がどうしていかなければならないかですが、先ほどもお伺いしましたけれども、今までの部分は、頭打ちはあるというふうにたしか聞いておりますが、維持していくと。しかしながら、ここの民間部分ですね、これはやはりほっとつてもなかなか難しいと思うんですよ。やっぱり自治体が主導してやっていただきたいということで、最後に1点だけ、今の特養の続きになりますが、地域密着型、29床以下ですね、に関しまして、これは介護保険事業計画の中にもあるんですけれども、なかなかいろいろな条件がうまくいかずに、頓挫というか、ちょっと滞つとる状態ですが、そこの経緯、簡単でございますのでお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 地域密着型の特養につきましては、平成29年度の予算にも1施設分計上させていただいております。この分につきまして予算が確定いたしまして、新年度に入りましたら、また改めて公募という形をとりたいと思っております。これまで相談のあっている部分につきましても、いろいろな問題がありますけれども、一つ一つ解決しながら、市としても設置に向けて努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） よろしく申し上げます。土地等々でいろいろ苦勞をしているというふうに聞いてはおります。市としてできる部分はやっていただきたい。

最後になりますけれども、いわゆる最初にも申しましたけれども、この社会保険というのは救貧制度じゃないわけですよ。あくまでもみんなで出し合うたもので、この場合は介護度とかになりますけれども、それに応じた給付が受けられるというのが前提ですね。

しかしながら、なかなか単独での運用が難しいという面もあるし、もちろん福祉的な要素が入ってきて、今のようなちょっと複雑なことになったとは思いますが、その分、何とか地元で、もちろん市だけじゃなくて、自治会、市民、住民、自助、互助全て含めて総力挙げて、2025年を中心とした結構長いスパンのつらい時代が来ると思うので、こちらに向かっていただきたいとお願いしまして、1件目は終わります。

○議長（橋本 健議員） 2件目入ります。

市長。

○市長（芦刈 茂） 次に、2項目めの市長給与の減額についてお答えいたします。

まず、1点目の選挙公約と違う理由についてでございますが、本会議2日目の質疑でもご回答しましたとおり、平成27年6月議会において、公約で示した月額70万円にする条例を上程しましたが、否決となった経過を踏まえ、公約の金額とは違いますが、市長報酬の削減という思いは何としてでも実現したく、今回熟慮の結果として10%削減の月額82万7,000円を提案させていただきます。



次に、2点目の就任から現在までの公約との差額分について、供託等を行ってきたかについてでございますが、供託等を行っておりません。

次に、3点目の否決された場合、そのまま全額受け取っていくのかについては、今回ご提案しております特例条例が否決されたとしても、全額は受け取らず、供託することも考えておりますが、しかしながら報酬減額の本来の目的は、受け取らなかった分を少しでも市の事業費に活用できるようにしたいということであり、私の公約の趣旨とは少し異なってくると思っております。そのような意味からも、今回の給与の特例条例については、ご承認いただきたいと思っております。

最後に、4点目の「筋を通すため」という発言については、確かに議会前の定例記者会見において、記者からの質問に対して、報酬減額は公約であり、筋を通したいと答えたものであります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 公約とは違う理由を聞いとるんですが、公約とは違う金額はこれこれだという説明だったと思いますね、今聞いたのは。

公約をされたかされてないかですけれども、これは明らかに選挙公報でされています。もうご自分が一番わかりだと思えます。また、各種チラシ、選挙はがき等々にも大きく、わかりやすいように枠で囲って記載されておられます。言いかえますと、明示されていると。

定義とか説明というのは、明に定義するのと暗に定義するというのがある。こうだという言い方と、それしか考えられないという回りくどい定義の仕方もあるけれども、市長の場合は明らかに定義されてある、明示されてある。

その中で、それとは全く違う、全く違うんですよ、10%というのは。理由ですが、熟慮されたということですので、その熟慮の概要でもいいですから聞かせてください。なぜ10%なのかを聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 今回のこの削減案は、私一人に関するものであり、他の人の給与に係るものではないです。公約に基づく私の個人的な政治的な意思表示というように捉えていただいても結構だと思います。

質疑のときにお答えしましたように、平成27年6月議会に提案して否決されておるわけですから、議会の意思はそういうことについては承認しないという形になったわけですから、私としては、質疑のときにも申し上げましたように、同じものはもう一回出すわけにはいかないということで、いろいろ考えた結果、こういう形で提案させていただいておる次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） いつも、これに限らないんですけども、いつも何か少し違う答えをされるんですよね、割と長く。私が聞いているのは、10%はどういう根拠があるのかということを知っているんですよ。それだけ、10%はどういう根拠か。今の同じことの繰り返しなら、もう別にそのままでいいんですが、10%というこの数字の根拠は何かあるのか、もう一度聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 先ほど申し上げましたように、私の政治的な意思表示あるいは自分の決意でありますので、根拠、例えばその金額でどんなふうになってどうということよりも、そういう姿勢をこの折り返し点に当たって私が示すことが必要ではないかということで、こういう提案をさせていただいてるわけでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 要は10%というのは、自分のいわゆる考えだと。特にはっきりした、例えば5足す5で10とかということ、あるいは15引く5だから10だとかという説明はどうもできないということでお話ししますけれども、先ほど予算にかかわりと言いますけれども、全くそのとおりですね。本定例会では予算特別委員会も来週から審議始まりますけれども、当初予算とさまざまな会計ありますけれども、一生懸命審査、査定、いろいろな積み上げをして出されたこられた数字だと思います。大体こんなもんって出された数字なんてないと、私は思っております。

予算編成権というのは市長にあるんじゃないですかね。その市長がその10%、ご自分のことですからご自分で説明する責任がある。その10%も説明できない。それは同時に矛盾していると思いますよ。それは予算にかかわってくるんだから。非常にこれは納得いきませんが、先に進みます。

ただもう一点、今さっきのご答弁の中で折り返し点と言われましたけれども、先日の質疑の中の村山議員も言われましたけれども、折り返し点ということは少しも意味がない。

供託等に関しましても、供託に行きますけれども、なぜやらないのか。そういうことを選挙公約でうたわれた、そして通られた首長さんたちは、何人も供託、あるいは供託はできないなら何々と、あるいはどこと言いませんけれども、何度も毎議会そういう議案を出されている、そうしたらとうとう通った、そういうふうな事例もご存じだと思いますよ。そういったことをなぜなさないのか。毎回出せばいいじゃないかという考えに関してはどうですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 2期目についても出すような考えて動いておりましたが、残念ながらそこまで至らなかったというのが現状でございます。私としては、2期目も出したかったという思いはあります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 出したかったけれどもやめた理由というのは、どこからか邪魔というか、やめてくれという声が入ったわけですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 済みません、今ちょっと何か表現があれだと。2年目にそういう形で考えたかったという思いはあります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 公約というのは、とにかく70万円というのが公約です、もう単純明快ですね。それを守ってきていないという事実があります。

供託等もされていないと。最後に供託に関して1点だけ。供託をしようと、例えば法務局がこれは受け付けませんとかということがあったか、それともそもそも供託をしようとした事実もないのか、そこだけお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 供託の行為はしておりません。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 今ちょっと、表にばたばたとめたんですが、この事実なんです、いきますね。平成27年5月から、つまり平成27年4月に当選されたわけですね。公約は70万円。そういうことは、これは期間の定めはありませんね。

それから、先ほど議会が否決したと言われましたけれども、じゃあこの公約の中に、チラシの中にどこかに、議会が同意するならば減額するとか書いていましたか、書いてなかったですね。もうこの件は明らかですから。何もそういう一切の条件、期限も条件もなかった。それは市長となったら、その給料しかもらわんということですよ。

それでいきますと、平成27年5月、6月じゃありませんよ、平成27年5月から、条例では91万9,000円、そして最終の平成30年4月までこれを受け取ったとするならば4,411万2,000円、いいですか。そして、選挙公約の70万円、これを平成27年5月から平成30年4月までもらったとすれば3,360万円です。これが公約です。

でいきますと、この差でございませけれども、まず、既にもらった分が平成27年5月から平成29年3月、今月まだ条例まだですからね、今月までとしまして、2,113万7,000円に對しまして、選挙公約は70万円ですから、今月まで累計しますと1,610万円。これをちょっと引き算しますね。つまり、もう既に、今月分までですね、既得点が2,113万7,000円、そして選挙公約で受け取るべき金額は1,610万円、差し引き503万7,000円が公約違反です。503万7,000円。

そして、今度新たに提案されたのが1割減の82万7,000円ですが、これを平成29年4月から82万7,000円を平成30年4月まで受け取ったとしたら、今までもらったのと合わせて4,181万2,000円になります。4,181万2,000円。しかしながら、これは選挙公約、先ほど言いました

3,360万円ですから、その違約分ですたいね、選挙公約と違う分が累計821万2,000円になる、821万円。これを今から残りの25カ月で割るとするならば、32万8,480円。

最後にわかりやすく言いますと、要するに今まで既にもらっていた分も含めて選挙公約を果たそうとするならば、4月からの給料は49万8,520円にしなければならない。そうすれば、平成30年4月までの累計が選挙公約どおりの3,360万円になる、わかりますか。

今言ったことが間違っているかどうか、教えてください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 数字的にはそういうふうになるかもしれませんが、いろいろな形で私は動いてきているわけですから、あなたの主張されるように私は今のところ動くつもりはございません。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 動くか動かんかなんか、そんなこと聞いていません。何を言われんとするかでございますが、するつもりはないというのは、このいわゆる選挙公約を守るつもりはないと、49万8,520円にするつもりはないと。もう少しわかりやすく言いますと、選挙公約はとにかく70万円ですよ。この4年間の間のグロス、合計が3,360万円しかもらったらだめなんですよ。

もともと選挙公約に、私はこういうことを入れるのは、もともとおかしいと思う。前回の条例案を出されたときには賛成しました。それはもう、僕はこういうこと自体で、同じ選挙を戦ってきたような間ですから、一票でも欲しいのはよくわかる。だけれども、こういうことを入れるべきじゃない。

市長というのは存在ですよ、個人じゃないと私は思うんですよ。金額を下げることに一体どうなるのかと、市長って、いろいろな考えがあると思うんです。反対理由というのもそういうところがいっぱいあった。周りにも波及する、あるいは近隣と比べてどうなのか、いろいろな議論があったんですよ。そういうことでやるのはいかがかなと思うけれども、公約は守るべきだと思って賛成をした。

今回はこういう理由で反対しますけれども、それと、これを選挙公報にもチラシにあらゆるものに大きく枠入りで入れたことによって、うん、まあじゃあそれに入れろといった人は390人じゃ済みませんよ。大きな責任ですよ。もう片一方の前市長は、総合体育館のことなんかがあったけれども、堂々と出されて、堂々とやられた。結果はそういうふうになりましたけれども。

それに対して、あんだけ打ち上げたものをこんな形で出していくのは、なし崩しにするというのはおかしい、人間としておかしいと思う。

繰り返しますけれども、この金額というのは、減額ではありません。大幅な増額です。本来49万8,000円、約50万円にすべきところを、32万7,000円以上の増額をしているんですよ、減額じゃないですよ。

議案が否決された場合には、供託等も考えてはいるけれども、それは事業に云々するためにどうのこうのと言うけれども、じゃあ基金は何なんですか。本当にそれを返す、市に、要するに市長在職中はできませんから、市長をおやめになった後に、ためとった分を供託したり、あるいはどうしてもだめなら自分がプールして、どこかに預けて、それでそれを返せばいいんでしょう。そしたら、市はありがたく受け取りますよ。

そういったことを何か何かと言いながらも、結局はやろうとせずに、最後に言いたいのは、筋を通すためということ为先ほど説明をいただいたけれども、筋を通すというのはそういうことじゃない。筋というのは説を曲げないことですよ。変説じゃない。言ったことを守ることですよ、最後まで。どんな苦難があろうと、言ったことはやり通す、それが筋を通すということです。あなたのやっていることはそうではなくて、背信という言葉が一番ふさわしい。

終わります。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

ここで13時55分まで休憩をいたします。

休憩 午後1時43分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時55分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番堺剛議員の一般質問を許可します。

〔1番 堺剛議員 登壇〕

○1番（堺 剛議員） 議長より許可をいただきましたので、通告に従って4件質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

1件目、本市の踏切の現状について伺います。

国土交通省は、2020年に向けて改正踏切改良促進法に基づき、改良すべき踏切について国土交通大臣の第二弾指定がありました。本市では、JR鹿児島線市の上踏切、次に西日本鉄道下大利14号踏切の2カ所について指定されていると、先日の定例議員協議会で担当所管より説明がありました。

この促進法は、昨年4月より施行された第一弾の指定として、全国58カ所、そして6月に全国1,479カ所を抽出し、このたび踏切安全通行カルテとして公表されています。このカルテの基準として、開かずの踏切、自動車ボトルネック踏切、歩行者ボトルネック踏切、歩道が狭隘な踏切、通学路要対策踏切、事故多発踏切という項目が示されています。

そこで、本市の平面交差踏切の中で、今回指定された以外の踏切についてお伺いします。

1点目、本市の現状と課題について担当所管のご認識をお聞かせください。

2点目、今後の対応方針について市長の見解を求めます。

次に2件目、本市の自転車利用等について。

本市でも通勤通学、通院や買い物など、多くの市民の皆様の移動手段として利用されている

現状は、自他ともに認識するところです。自転車事故のない安全で安心な市民生活の確保、本市の特性を生かした自転車活用による観光振興、健康促進、環境負荷の低減を目的として、官民連携・協働の交通環境を充実することが肝要であると思います。

そこで、自転車利用の安全・安心、適正利用の観点から3点お伺いします。

1点、太宰府市総合体育館とびうめアリーナの駐輪場の保管設備が必要ではないでしょうか、市長の見解をお示してください。

2点目、本市の有料駐輪場2カ所の設備利用について、施錠保持時間の延長が可能なのか、市の見解を伺います。

3点目、朝の通勤時の通学路沿道の歩行者自転車通行帯、グリーンないしブルーの表記の道路には、制限速度等の表記が必要であると思いますが、市の見解をお伺いします。

次に3件目、特定健診の検査項目について。

私ごとで恐縮ではありますが、本市の特定健診を1月に初めて受診させていただきました。現状として利用されている市民の皆様の年代の割合は、高齢者の方が中心でありました。検査項目の中に視力、聴力検査がありませんでした。

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の項目と、今回受診させていただいた生活習慣病予防のために2008年度から始まった特定健診では、項目が同一ではないと認識していますが、これから到来する超高齢化社会を考慮する上で重要なのは、市民の皆様の健康管理が最も本市に課せられた重要課題であると認識いたします。そこで、本市の見解を2点確認させていただきます。

1点目、本市の健康促進事業として、今後特定健康診査の対象になる方へ視力と聴力の付加健診を検討いただけないか、市の見解をお伺いします。

2点目、本市の高齢者世帯の健康診断を受診する現状として、特定健診対象年齢は40歳から74歳までなので、夫婦のどちらかが後期高齢者であると、一緒に受診できない実態であります。老老介護の視点からの問題提起とさせていただきます。本市の見解をお示してください。

4件目、施政方針について。

市長は、今回の施政方針の中で市民との協働のまちづくり、コミュニティを進めるために、(仮称)太宰府市まちづくり協議会結成を平成29年度取り組みますと言われていています。そこで、具体的にどのような構想をお持ちなのか、市民の皆様にお示してください。

また、交通渋滞への取り組みについて、平成29年度から平成30年度の2カ年をかけ、地域交通網形成計画の策定とありました。本市では、生活道路に関する環境整備の視点と安全・安心なまちづくりの観点から、災害に脆弱な地域や狭隘な幅員の道路等、44自治区の中で地域特性があると認識いたします。

そこで、通勤通学道路、通院や買い物などの利用者である地域住民、また交通弱者対策等の視点を踏まえての総合的な施策であると認識いたしますが、市長のご見解をお示してください。

最後に、今回議案資料の中に、昨年12月議会で要望させていただいている市役所改革の提言

書はありませんでしたが、今年度中にお示しいただけるのか、再確認させていただきます。

以上4件について答弁をお願い申し上げます。回答は、件名ごとをお願い申し上げます。再質問は質問席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 1件目の本市の踏切の現状についての2項目め、今後の対応方針について、まず私からご回答申し上げます。

安全で安心して生活していただくためには、危険な踏切の解消は必要不可欠でありますことから、地元や関係機関と協議し、危険な踏切道の解消に向けて進めてまいりたいと考えております。

なお、1項目めにつきましては担当部長より回答させます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） 1項目めの本市の現状と課題について、私からご回答申し上げます。

本市は、JR鹿児島本線、西鉄天神大牟田線、太宰府線があり、踏切も多く存在しておりますが、その中には歩道がなく、狭隘で危険な踏切もありますので、拡幅を含めた整備が望まれていると認識しております。

先ほど堺議員のほうからも言われましたように、本年1月27日、シルバー人材センター前のJR鹿児島本線市の上踏切、西鉄都府楼前駅横の西鉄天神大牟田線下大利14号踏切の2カ所が、改正踏切道改良促進法に基づき、法指定踏切に指定されました。今後、平成32年度までの5年以内で改良を行うこととなります。

指定された以外の平面交差踏切で危険と認識しております踏切は、JR鹿児島本線市では吉松二丁目の土井踏切、中道踏切、西鉄天神大牟田線では朱雀三丁目榎社横の都府楼前8号踏切、西鉄太宰府線では朱雀二丁目の南隣保館横の太二日市3号踏切、宰府二丁目の梅大路交差点横の五条3号踏切だと認識しているところでございます。

改正踏切道改良促進法で定められる指定項目に該当しない踏切もございしますが、踏切のすぐ近くに交差点や信号機があるなど、法指定された踏切と同様の形態を有している踏切もありますので、法指定を待たずして対策を行う必要があるかというふうには考えておりますけれども、これまでの拡幅、改良事例を見ましても、事業費が高額になり、また年月を要しますことから、今後国庫補助事業を活用し、鉄道事業者、警察、福岡県等と協力しながら進めていくことが必要だというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番堺剛議員。

○1番（堺 剛議員） ご回答ありがとうございます。所管の方にちょっと質問させていただきたいんですが、今回土井踏切、中道踏切等、多分5カ所お示しをいただいたと思いますが、こ

の選考基準はどのような基準で定められたのか、確認をさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） 先ほど堺議員のご質問の中にもありましたように、実は今回法指定された踏切につきましては、いわゆる自動車と歩行者のボトルネックということですね。ボトルネックというのは、要は普通、瓶の頭というんですけれども、瓶がこう狭くなっているような、それとあと砂時計みたいな感じをイメージいただければいいんですけれども、こう狭くなって通りが悪くなっているという意味なんですけれども、まず自動車ボトルネック踏切というのがありまして、それは自動車の交通量ですね、交通量にあと遮断時間を掛けるという、これは国土交通省が決めている基準ですので、それとあと歩行者のボトルネック踏切。これは自動車の交通量と、あと歩行者の交通量にまた遮断時間を、1日の遮断時間を掛けるということで、その値が5万台以上ということで決められております。

それとあと、これも質問の中にもありましたけれども、やはり歩道がないとか狭いとかということで指定考えるということが、私どもあります。

それとあと、周辺の要因として、通学路であることということですね。それとあともう一点が、病院とか学校とか公共施設が近くにあるということも、私どもが危険な踏切だということを決めている要因ということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1 番堺剛議員。

○1 番（堺 剛議員） ご回答ありがとうございます。

それで、もう一回所管の方にお伺いしたいんですが、この間の定例議員協議会の中で、全体的にはあと残り24カ所ぐらいあるのかなというふうに私は認識しておりますが、これは間違いなかったでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） 議員おっしゃるように、今回法指定を受けた踏切以外に、太宰府市内では26カ所ございます。内訳としましては、西鉄天神大牟田線で9カ所、太宰府線で9カ所、JR鹿児島本線市で8カ所、計26カ所の踏切があるということで確認をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1 番堺剛議員。

○1 番（堺 剛議員） ご回答ありがとうございます。

その中で、今回お示しになられたこの5カ所については、多分市道沿いの話だというように私は思います。それとあと、私がちょっと気になるのは、1つはいきいき情報センター近くの太二日市7号踏切ですか、あそこも本来は県道でございますので、県のほうにこれからそういったところは要望等は考えていらっしゃるのか、そのあたりちょっと所管のほうのご見解をお示しいただければと思います。

あそこをなぜ私がご指摘するかと申しますと、線路を渡るというよりは、いきいき情報センターとこちらにスーパーがありますよね、その往来があつて、たまたま遮断機がおりていれば問題ないんですが、そこで高齢者の方とか交通弱者と思われる方が結構往来をされています。あそこは信号機もありませんし、ちょっと安全上、危険であると私は認識しております。

でもあそこは県道でございますので、今後そのあたり市のほうで要望的なものを県のほうに上げていかれるかどうか、その方向性をちょっと検討されるかどうかですね、確認させていただきたいと思いますが。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） 先ほど私がお答えしました中にも1つ、梅大路も県道でございますので、今おっしゃっていただいた、いきいき情報センターの横につきましても、私のほう保健センターに以前おりましたので、重々周辺の状況はわかっているつもりですけれども、おっしゃっていただいたように県道でございますので、今回市のほうにそういう指定が来るのと同時に、また県のほうにも今後行くようなことも聞いていますので、私どももそういう状況を見ながら、市の要望としてこういう踏切だけじゃなくて、踏切の周辺の高齢者の横断とか学童の横断とか、そういうことの状況を見ながら、県のほうには要望していきたいというふうには思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番塚剛議員。

○1番（塚 剛議員） この点についてはもうこれ最後にしたいと思いますが、市長、この踏切ですね、うち市内に二十数カ所の踏切ある中で、危険と思われる踏切が結構たくさん私はあると思います。

そこで、市民の皆様、44自治区回られた市長はいろいろな意見を聞かれとと思いますが、市長の聞かれている中で、利用者の要するに視点、それと行政が対応するこの危険踏切、この整合性はしっかりとこれから市民の皆様と意見を交わし合いながら周知徹底をされていく方向性をお願いしたいと思いますが、市長のご見解をお示してください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 今回、代表的に2つの踏切が危険な踏切という形で指定されましたし、またあとふだんの生活圏内に本当に危険な踏切がある。しっかり、私の理解ではどちらかというところ、44自治会回りましたが、踏切の話は余り出ていなかったと思いますが、こういう新たな事態になっておりますので、平成29年度、市民と語る会をどうするかということはまだはっきり決めてはおりませんが、いろいろな機会を持って、市民、関係の方と打ち合わせしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1番塚剛議員。

○1番（塚 剛議員） 今回のこの危険踏切については、国から奨励されて実態が明らかにな

る、今回のポイントは見える化。本市の危険踏切がどのような現状であるかの認識、このあたりをしっかりと私たちが今回このテーマ取り組む大事な視点ではなかろうかというふうに思います。

それと、今回既定予算で、もう期限を切られていると思います。これが第二弾でございまして、第三弾が出るかわかりませんが、万が一出たときに、この準備整えていただいて、しっかりと整備を進めていっていただく、即応性の対応がきちとなされる、国の速度と市の要請がマッチするタイミングでの行政運営をしっかりと推し進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

1件目は以上で終わります。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いいたします。

地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 次に、2件目の本市の自転車利用等についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの太宰府市総合体育館とびうめアリーナの駐輪場の保管設備についてのご質問でございますが、総合体育館は、昨年の11月7日の一般利用開始から本年1月末まで約3カ月でございますが、2万1,807人の方々にご利用をいただいております。

大きな催しでは車での来場が多く見られるところでございますけれども、催しの内容によりましてはお近くにお住まいの方の利用も多く、自転車での来場も多いところでございます。特に、平日には小・中学生の卓球の利用が2,000人弱ございまして、そのほとんどが自転車での来場となっているところです。

総合体育館では、利用者の意見及び要望等を把握し、サービス向上を図るため、各年度1回以上、利用者アンケートを実施するよういたしております。また、日ごろからの利用者の意見及び要望を把握するため、意見箱を館内に設置をしているところです。

利用者からは、駐輪場の夜間照明及び屋根設置等の要望がなされており、利便性を図っていく上でも、改修工事について必要性につきましては感じているところではございますが、予算面の問題もございまして、現在内部で検討いたしているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） 次に、2項目めの本市の有料駐車場2カ所の設備利用について、施錠保持時間の延長が可能なのかにつきましてご回答申し上げます。

西鉄二日市駅東口前及びJR都府楼南駅横の2カ所に有料駐輪場を設置しておりますが、その運営は民間会社が行っております。市におきましては、駐輪場貸付料として財産貸付収入を得ており、その収入は、駐輪場周辺の放置禁止区域における指導や撤去に係る費用の財源の一部に充てております。

ご質問の施錠保持時間の延長につきましては、運営を民間会社が行っておりますので、運営会社との間でより利用者が利用しやすくなるよう、施錠保持時間の延長の可否や延長時間につ

いて協議を行っていききたいというふうを考えております。

次に、3項目めの朝の通勤時の通学路沿道の歩行者自転車通行帯、グリーンないしブルー表記の道路には、車の制限速度等の路面表記が必要であると思いますが、市の見解をにつきましてご回答申し上げます。

ご質問の車の制限速度等の路面表記の必要性につきましては、道路管理者といたしましても、歩行者や自転車の安全な通行のために必要性を感じているところでございます。

しかしながら、規制や制限をかける表記につきましては、路面表記といえども警察の所管になるため、道路管理者である市において制限速度等の規制や制限の内容を路面に表記することが、法令上できないこととなっております。道路管理者においては、「スピード落とせ」や「歩行者注意」等の注意を促す路面表記を考えてまいりたいというふうを考えております。

歩行者、自転車の通行の安全を守るためには、より規制の強い表記も必要であるというふうに考えますことから、地元自治会などと協議しながら、警察に路面表記の要望は行っていききたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番堺剛議員。

○1番（堺 剛議員） ご回答ありがとうございます。

1点目のまず飛び梅アリーナの設備の保管についてですが、これは前向きに私は答弁を認識させていただいたんですが、今後検討していくというところは、具体的に将来きちっと前向きなご回答だというふうに捉えてもよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 駐輪場以外にもいろいろありまして、身障者用の駐車場からのアプローチの屋根の関係とか、先ほど言いましたようなLEDの照明等ございます。予算のこともございますけれども、前向きにいい方向で持っていききたいというふうを考えております。

○議長（橋本 健議員） 1番堺剛議員。

○1番（堺 剛議員） ここで大事なのが、市長、この体育館が昨年11月3日にオープンいたしました、このときのコンセプトがあったと思いますが、5項目あったと私は認識しております。確認させていただきたいんですが、1つはスポーツ振興ですね。2つ目に健康促進、3つ目に文化交流、4つ目に地域活性、5つ目に災害ということだったんですけれども、市長、このコンセプトはどうでしょうか、間違っていないですかね。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 謙） ご回答申し上げます。

今堺議員のおっしゃった分は、市の大きなコンセプトとして立てておりますので、その方向で行っているということは間違いのないと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1番堺剛議員。

○1番（塚 剛議員） であるならば、私が何が申し上げたいかと申しますと、結局このコンセプトを保ちながら、行政のほうで安心なまちづくり、そして市民の皆様にもそういった利活用を促進する上で、今回大きな予算の中で、連絡橋は先送りされましたけれども、こういう保管設備の安全面を先送りになっている状態。これは市民の皆様からちょっとご要望、ご意見、ご指摘があって、私はこの一般質問を上げております。

こういうことがないような市政運営を、これは執行部にどうのこうのと私は申しません。市長、今後このようなことがないように、予算面だけの視点ではなく、利用者視点としての安全確保、利用者視点の機能充実、そのあたりをしっかりとした予算組み、そのあたり今後の運営について、このあたりは私は反省すべき事項だと私は思っておりますが、市長のご見解をお示しください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 総合体育館については、オープンして約4カ月半がたちつつあるということでございます。いろいろな問題点というか、改善すべき点についてかなり見えてきているところもあると思いますし、議員ご指摘のこともしっかり考えながら取り組んでいきたいと思っておりますが、信号機の設置についても急ぎ県にも、警察にもお願いして進めているという形でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1番塚剛議員。

○1番（塚 剛議員） 今後こういうことが市民の皆様から声が上がらないような体制づくりを、よろしくお願いいたします。

では、2点目なんですけれども、これも市民の皆様からご意見がありまして、毎日利用していただいている市民の方からご意見がありました。これ、何でこういったご意見が上がってきたかという背景は、列車の不測の事態で停車したりしますよね。そのときに線路まで行って、改札口通って動いてないと。戻って次の駅とか次の目的地に移動するのに、もうそこでお金を入れていただきますので、二、三分で施錠がかかっちゃうんですね。

これはほかの自治体で、特に福岡市なんかで見てみますと、3時間駐輪場を開放してあります、施錠時間を。これは何であけておくかということ、福岡市のは目的がありまして、販売促進とか、大体福岡市内でお買い物されて戻ってこられたり、イベントに参加されて戻ってこられる時間帯が、大体3時間あればクリアできるだろうということで、渋滞緩和とかそういったものを考えて、いろいろな促進事業として福岡市はやっているんだろうというふうに思います。

ただ、私もこの件を聞きまして、業者の方に確認させていただいたら、今現在は2分から3分で設定させていただいていますと。これ機械設備的に引き延ばすのは可能ですかといったら、可能ですと。ただ、防犯上、安全保安場の問題があるので、そのあたりは市で検討してくださいということだったので、今回この一般質問項目に上げさせていただいております。

それで、何が申したいと申しますと、自分の自己責任ではない、列車の都合によるとか何ら

かの不測の事態に陥ったときに、自転車に戻ってきたらお金を払っている。次の目的地に行つてまた駐輪場をとめて、またお金を払うと。本当に一日の仕事をスタートされるサラリーマン、こういう言い方は失礼ですが、労働者にとっては、本当に不愉快な出来事だということを私も改めて認識いたしましたので、そのあたりをしっかりと今後、保持時間の検討をお願いしたい。できれば5分か10分ぐらい。大体ホームまで行って、戻ってきて、何か不測の事態があつて戻ってくると、大体10分ぐらいでクリアできるのかなと私は思っていますので、そのあたり対応を今後可能かどうか、もう一回所管のほうにご答弁をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） 塚議員、ありがとうございます。自分で聞いていただいたというのは申しわけないと思ひながら、私どもも確認はさせていただいておるんですけども、確かに時間的に5分から10分にできるということは確認していますが、あと要はあそこで多くの方が利用していただいていますので、あそこへの周知とか、あと自治会とか、都府楼南になりますと市外の方もいらっしゃることも含めて、そういう周知の方法とか、利用者の思いとか、そういうところを確認しながら、取り組めるところは取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番塚剛議員。

○1番（塚 剛議員） ありがとうございます。前向きにご検討をお願いしたいと思います。

次に、3点目につきましてですけども、3点目についてもこれは市民の皆様から言われまして、地域住民から何を言われたのかと申しますと、朝の通勤の車両の通行速度が速いと。私も実態がどうなのかというのをちょっと見てみたんですけども、これ総務省のデータなんですけど、自転車交通安全対策に関する行政評価・監視ということで、総務省のほうから報道資料として出されております。

この中にいろいろな会議がありまして、その中に第2回目のフォローアップの概要の中に、ちょっと内容が具体的な数字が載っていましたので、ちょっと読み上げたいと思います。

自転車は、買い物や通勤通学などで幅広く利活用され、近年の健康志向と相まって、自転車利用量、範囲とも広がりが続いていると見られると。近年では、公共交通の機能補完等のため、自転車を利活用したまちづくりなどに取り組む地方公共団体等の例が見られ、自転車利用は地域施策におけるかなめとしての側面があり、一方、自転車関連事故は年間12万件、これは平成25年のデータみたいですが、自転車の事故というのは全交通事故件数の約2割です。自転車乗車中の死傷者は12万529人で、死者は600人。これは先進国のG7の国々の中で、日本は最低です。こういった背景があるというのが1つあります。

ほかの自治体をちょっと調べましたら、自転車の活用でまちづくりをしている自治体がありまして、これは千葉市なんですけれども、自転車を活用したまちづくり条例なんていうのが、これ手元にあるんですけども、今千葉市はこれ取り組んでいらっしゃいます。

これは、ここまで私は要求いたしませんけれども、何が申したいかと申しますと、朝よく登校の見守りでボランティアで地域の方がいらっしゃいますよね。その方たちに一回ちょっと聞き取り調査をしていただいて、どういった状態で危ないのか、どういう現状なのか、しっかりと現状の見える化を市のほうで調査をしていただけないか。いわゆる太宰府市の自転車の利用の状況調査、これを要望申し上げたいんですが、ご回答をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） 実は私も毎日、水城駅口無線、吉松のところを通ってきています、あそこは30km規制なんですね。路面にも30kmと書かれてありますけれども、私が30kmで行っていると、後ろから追いたくられるような形になります。やはりなかなか、わかっていらっしゃっても、朝急いでいるというところもあるのかなと思いつつ、状況を毎日毎日見ていますけれども、私ども市としまして、今非常に渋滞のことも言われていますし、渋滞緩和、それとか、後でまた質問いただきますけれども、交通網の形成計画の中でも、そういう自転車についてもやっぱり私ども調査しながらということは考えていますので、その際にそういうアンケート的なものがとれるのかどうかということも検討しながら、計画を立てていきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1 番塚剛議員。

○1 番（塚 剛議員） 具体的に安全の施策については推し進めていただきたいと思います。特に自転車はこういった形データとして上がってきていて、非常に最悪の事故になりかねない。ただ、1つ言っておきますけれども、自転車側にもちょっと若干問題がある内容にもなっておりますので、事故を起こした中には、何らかのルールを守らない自転車もあるということでございました。それはつけ足しときます。

一応これ、2 件目の項目については前向きにご回答ということを全体的に受けましたので、これで終わりたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 3 件目の回答をお願いします。

地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 次に、3 件目の特定健診の検査項目についてご回答申し上げます。

まずは塚議員、健診の受診ありがとうございます。

まず、1 項目めの健康促進事業として、今後特定健康診査の対象になる方へ、視力と聴力の付加健診を検討できないかのご質問についてでございますけれども、特定健康診査につきましては、平成20年4月から、40歳から74歳の方を対象に、メタボリックシンドロームに着目をいたしまして、生活習慣病予防と早期発見を目的に実施をしているところでございます。

健康診査の目的は、身体の外側からではわかりにくい健康状態を調べまして、健診結果に異状の予兆がございましたら、自覚症状が出る前に発見をいたしまして、病気の予防や治療に結びつけていただくことにごございます。また、その原因は何かを分析し、病気の予防につながる

生活習慣の改善に生かしてこそ、健康診査の意義があるというふうに考えております。

これまでの分析の結果ですが、太宰府市民の健康課題といたしましては、血圧の高い人が多く、心臓病や脳卒中という生命を直接脅かし、障がいが残る危険の高い疾患に結びついているという現状がございますので、健康診査の項目につきましては、それらの病気の予防につながる項目を整備していくことが最優先というふうに考えているところです。

また、健康診査当日につきましては、前日の午後9時から健康診査の終了時刻まで絶食の状態になります。そのことから、脱水症状でありますとか熱中症等の危険が高まらないように、全体として審査にかかる時間も考慮しなければならないというふうに考えております。現状といたしましては、視力、聴力検査を優先して取り入れていくことは難しいというふうに考えているところです。

しかしながら、議員ご質問の趣旨を考えましたときに、今後の高齢化社会を見据える中では、視力、聴力が阻害されることによる弊害というのも深刻化しているのではないかと考えております。日ごろから自分の体に関心を持っていただきまして、視力、聴力の衰えにも気づいていただくことや、適切な眼鏡でありますとか補聴器を使っていただくこと、高齢者を支援していけるような地域のつながりを醸成していくことは、市として重要であると考えておりますので、今後各種健康相談とか健康教育の中で、皆さんのご自身の目や耳に関心を持っていただくことの大切さを啓発してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 次に、2項目めの高齢者世帯の夫婦での特定健診の受診についてご回答申し上げます。

特定健診につきましては、国民健康保険の対象者の方々につきましては、集団健診か病院での個別健診のどちらかを選択して受診することができますけれども、後期高齢者医療保険の方々につきましては、病院での個別健診のみであるため、ご夫婦の一方が75歳以上でもう一方が74歳以下の場合、一緒に集団健診を受診することができない状況がございます。なお、ご夫婦ともに病院での個別健診を受診される場合であれば、同じ病院を予約していただければ、ご一緒に受診していただくことが可能となっております。

現在、集団健診における特定健診の対象者は、国民健康保険の約1万2,000人の被保険者のみでございますが、現状におきましても、予約人数の関係で希望する日に受診できない状況がございます。

後期高齢者医療保険の被保険者約8,900人の方々も、国民健康保険の被保険者の方々と一緒に集団健診が実施できれば、ご夫婦そろっての集団健診での受診が可能となりますけれども、会場確保などさまざまな課題や職員体制の問題もございますので、すぐに実施することは困難な状況でございます。

今後、他市の実施状況や費用対効果も含めまして調査研究をしてまいりたいと考えておりま

す。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1 番塚剛議員。

○1 番（塚 剛議員） ご回答ありがとうございます。

まず、1 点目の視力、聴力検査の要望についてですけれども、その前に皆さんのご認識を共有しておきたいと思ひまして、太宰府市の国民健康保険事業のこの実施計画、データヘルス計画ですね、この資料に基づいて数値をちょっと言わせていただきますと、本市の状況がどういう状況かと申しますと、特定健診の受診状況、福岡県は、これでいきますと、昨日、市長が言われてあった数字とはちょっと違うと思ひますが、これでは全国で36位で、実は29.6%。じゃあ太宰府市はどうかといひますと、県内で44位、27.9%。県内63総数の中で44ですね。こういう背景があります。

それと、もう一つお示しさせていただければ、太宰府市の高齢者支援計画がございます。この中に健康についてという項目の中に、実態調査を載せられた表がございました。これを私も、先ほど所管部長のほうからご説明があったように、今命にかかわる高血圧の問題がご指摘がありました、そのとおりの表になっております。

着目するのは、私が今回申し上げています目の病気、耳の病気は、じゃあどのぐらいの割合できているかと申しますと、実は、これは一般高齢者と要介護認定者と2種類載っているんですけれども、目の病気で行きますと、要介護認定者が29.5%で、実は高血圧、筋骨格の病気に続く第3位。それと、一般高齢者につきましては、高血圧の次は目の病気なんです。こういう背景がある。

そして私は、実際今まで、1月に初めて受診して思ったことは、視力、聴力検査がないと、じゃあ何がふぐあいがあるのかなと申しますと、私の気づいたのは2点ありました。1点は、昨日村山議員とか徳永議員が言われていましたように、免許証返納の問題もあるのかなと思ひますし、2点目は、これから超高齢化社会、2025年、もう目の前に来ています。高齢者が高齢者を見ないといけない老老介護、こういう表現は余り言いたくないんですが、そこでコミュニケーションとして成り立つのは対話です。相手の表情です。それを識別する器官が損なわれる。

この重たき、これから迎えるであろう社会現象の中の取り組みの中で、健康診断を国の施策としてやっているのはよくありますが、自治体レベルで回避できる問題ではないのかなと思ひまして、今回一般質問に上げさせていただいております。

このあたり、今までの私の話を聞かれて、市長のご見解をお示しください。よろしくお願ひいたします。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 謙） 今健康診断の中で、これから高齢社会を迎えていく中で、今回の国の予算といひますか、そういうのは少子・高齢、これ一本に集約されたようなイメージでございま

す。その中での一つの取り組みとして、これからも当然強化していかなければならない部分ではないかと思えます。今後検討期間とかそういうのがあるかと思えますけれども、できるだけそういう方向で検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1 番堺剛議員。

○1 番（堺 剛議員） ありがとうございます。もう一つ、これ申し上げときますと、この検査については、所管のほうもおわかりになっていらっしゃると思えますけれども、古賀市のほうで視力、聴力検査の集団健診ということで、500円でされてあります。自治体レベルでできないことはないんだなというのがよくわかりました。今後、健康に関すること、これはもう本当に重要事項の一つだと思えますので、しっかりとご検討を前向きにさせていただきたいというふうに思っております。

次、2 点目に参ります。

2 点目のほうの分につきまして、これも市民相談を私が受ける中で捉えている観点の中で、本当に恐縮なんですけれども、高齢者世帯のご夫妻から 1 回相談がありました。この方の相談内容の主訴は、移動困難だったんですね。どういう内容かと申しますと、奥様のほうがちょっと視力が悪くて、ご主人のほうも、機能不全じゃないんですが歩行困難と。移動するときに、毎回タクシーで行かれています。だから、そのあたりで施策はないのか、対応はできないのかということでご相談を受けたんですけれども、もう本当に私も悔しい思いしたんですが、対応ができません。こういう実態がありました。

結局何が申し上げたいかといいますと、これから先、高齢者世帯に対する支援、ここで私が申し上げたいのは、2 点目で先ほど担当部長のほうからありましたけれども、後期高齢者の方と一般高齢者の方と一緒に受診できる体制の枠組みが、じゃあほかの自治体でできてないのかなと思ったら、春日市がやっています。後期高齢者健康診査、集団健診料500円、個別健診料500円。ほかの自治体ではこういう形でやっています。

それともう一つは、後期高齢者医療広域連合のQアンドAの中に、クエスチョンで、市町村で実施する集団健診は受けられないのですかという質問に対して、受診が可能な市町村もございますので、詳しくは後期高齢者医療広域連合またはお住まいの市町村にお尋ねくださいということで、今後本市にとって、わかります、私が市民相談受けて一番大変だと思ったのは、経済的な負担でした。行く回数を 1 回減らすと、かなりその中で負担軽減になるんだなと。1 回タクシー使えば、やっぱり片道1,000円、戻ってくるのに1,000円、1 回で2,000円とかですね。そういうレベルのお話だったんですけれども。こういうことは、自治体の枠組みづくりで支援できるのではないかなと、私はこう判断いたしました。他の自治体もやっております。

こういう流れの中で、所管部長のほうにもう一回確認させていただきたいんですが、ほかの自治体ができている中で、うちができない何か問題点という部分について、もう一回確認をさせていただきたいと思えますが、よろしく願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 今堺議員言われましたように、福岡県内調べてみますと、24団体が集団健診を実施していると。集団健診を実施することによりまして、受診率の向上にもつながるといふふうには思っております。受診をしていただきたいというところは当然でございますので、その件については十分に検討していきたいと思っておりますけれども、先ほど言いましたように、現在でも非常に会場の確保でございますとか、申し込みによりましてはもう日にちをずらしていただくとか、そういった対応をしております。

国民健康保険の方が1万2,000人で後期高齢者が約9,000人ということになりますと、今の受診者、同じような割合で来られた場合、倍近くの方が受診をされるようなこととなります。そうなってきますと、今のままではもう到底できない。会場の拡大でございますとか、また受け付けや相談に応じる職員体制、そういったところも当然倍に増やしていかないとできないというような事態もございます。現在、そこまでのところが一気にできるような状況ではないというところでございます。

そういうこともありまして、今回のご質問いただきまして、他市がどのような方法で実施をしているのか、そういったところも十分今後調査をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1 番堺剛議員。

○1 番（堺 剛議員） 市長、この件についてはこれで終わりたいと思いますが、全国自治体見ていると、これは神奈川県の大和市長の考え方なんでしょうけれども、すばらしいなと思ったんで一言申し上げておきたいんですが、これは「健康をど真ん中にまちづくりの推進」というテーマで、市民が心身ともに健康に暮らしていくための人の健康、安心・安全を感じるまちの健康、地域コミュニティが充実し豊かな人間関係が育まれる社会の健康に分類されると話す。人の健康だけではなく、まちの健康、社会の健康にまで考えを広げたのは画期的と。いわゆる高齢化社会の急速な進展に対し、市民目線での取り組みが重要と考えということです。こういう自治体もあります。

そして、これは厚生労働省が表彰しています。これは切れ目ない健康づくりということで、ダブル受賞。静岡県の袋井市のほうでやっております。この内容はもう読み上げませんが、内容的に言いますと、担当者の方のインタビューの中に、10年以上にわたる地道な活動の成果と。それは、人生のトータルの健康づくりというテーマでやっていたらっしゃいます。赤ちゃんから中高年、高齢者まで継続した取り組みを地道に10年間やってきて、表彰をされております。

こういう健康仕組みづくりを自治体レベルで努力できれば、しっかりと拡充できるということをはかの自治体はお示しいただいていますので、そのあたり、最後市長のご決意を聞いて、この件は終わりたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 今地域福祉計画は策定しつつありますが、私はもう総合計画の中の今おっしゃいました健康というキーワード、これはもう本当に、給食の問題もやっぱり健康絡んでいますし、健康増進計画というか、そういうものがもうちょっと十数年取り組めてないんで、今後は健康というキーワードでいろいろなことを考えていくということが大きな課題ではないかというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（橋本 健議員） 4件目の回答をお願いいたします。
市長。

○市長（芦刈 茂） 次に、4件目の施政方針について回答を申し上げます。

まず、1項目めの（仮称）太宰府市まちづくり協議会の具体的な構想をとということでございますが、本市が進めるまちづくりの理念の一つに、協働のまちづくりがございます。理念でございますので、この考え方を全ての施策の根底において進めていこうとするものでございますが、本市におきましては、この考え方につきまして、以前に比べますと市民皆様の意識の中に相当程度浸透してまいったのではないかと思います。しかしながら、私個人としましては、まだまだ足りない部分もあるように感じます。

このたび施政方針に掲げさせていただきました（仮称）太宰府市まちづくり協議会は、地域コミュニティの中核をなす自治会とともに、現在市内でご活躍いただいておりますNPOなどのボランティア団体を含むさまざまな分野の団体の方に呼びかけまして、相互の意思疎通を図る場とするとともに、これまで各団体が個別に取り組んできた活動を有機的に結びつける場となればと考えております。

そうすることで、それぞれの団体の取り組みがより効果的となり、団体としての存在意義、活動成果というのもさらに高まるのではないかと考えております。

協議会の構成としましては、私ども行政のほか、議会の皆様にもお願いすることにもなろうかと思っております。具体的にはまだどこということは決めておりませんが、商工会や観光協会、PTAや子ども会、NPOを含むその他さまざまな団体や協議会の皆様方にも入っていただきたいと考えております。

次に、3項目めについてでございますが、市役所改革につきましては、12月議会でも申し上げましたように、市民のための市役所の実現を基本理念に進めております。そのためには、社会情勢の変化や市民ニーズを的確に感じ取り、課題を明らかにし、さまざまな検討を加え、行政施策という形に着地させることが市役所の役割と考えております。

現在進めております機構改革につきましても、そのことを踏まえながら、まず市民にとってわかりやすい組織として、また行政需要が増しております福祉部門を強化する意味から実施しております。

職員の意識改革につきましては、先進自治体の事例などに触れることにより、多くを吸収し、本市の行政施策に生かしていけるよう、外部研修の機会を増やしており、全国レベルでの

実務研修や、新たな行政課題対応のための先進地研修などに積極的に参加させております。

また、市が行います事業につきまして、初めて外部評価制度を取り入れております。本年度、10の事務事業について評価をしていただいているわけですが、今後も毎年事務事業を評価していただきながら、外部の目で見てもらおうということで、市が日ごろ実施している事業が、市民の皆様からはどのように見られているのかということ意識するきっかけにもなり、そのことが今後さまざまな事業を進める上でもプラスになってくるのではないかと考えております。

なお、2項目めの地域交通網形成計画の施策については、担当部長より回答させます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） 2項目めの地域交通網形成計画の策定につきましては、私から回答いたします。

市域における交通問題として、交通渋滞への取り組みが喫緊の課題と考えております。計画を策定する中で、観光車両や通過車両の生活道路への進入対策や、渋滞の原因となっている交差点の改良、パーク・アンド・ライド駐車場と観光拠点を結ぶシャトルバスの役割を担う路線バスやコミュニティバスの定時性の確保対策などを検討し、市域全体の道路交通混雑の緩和施策等を示してまいりたいと考えております。

平成29年度からの取り組みは、主要幹線道路等に関するものとなりますが、当然主要幹線道路等には生活道路に対する配慮や安全・安心なまちづくりの観点を入れてまいりますし、災害に脆弱な地域や狭隘な道路等に対する対策も必要なことから、総合的な交通施策であると認識して作成してまいりたいと思っています。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番堺剛議員。

○1番（堺 剛議員） 市長、このまちづくり協議会は、私、施政方針読んでわからなかったの聞いています。このまちづくり協議会について、所管部長を初め皆さんどなたか説明できる方いらっしゃいますか。ないですね。どなたかわかります。まちづくり協議会の具体的なもののというのが。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） 余りはっきりわからなかったので、（仮称）まちづくり協議会という表現にさせていただいた経過はございます。

ただ、市長のほうの前々から申しているのは、いわゆるこの総合計画でございます。最後に協働のまちづくり、これを実現するための一つの協議会というように大きくは理解しております。

それで、これから立ち上げていくに当たって、それこそ理念、それから目的、こういうところをもう少し整理して、わかりやすくして、いろいろなところに話しかけて呼びかけていきた

いというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1 番塚剛議員。

○1 番（塚 剛議員） 今回の施政方針の中で原文を見て、私も含めて議員の皆さんそうじゃないかなと思いますけれども、これ何やろうかというのが実態だと思います。

まちづくり協議会自体を市長がお考えで、副市長が言われたような流れでつくり込んでいくということであれば、今議会に上げずに、まずしっかりとつくり込んだ後に表明をされたほうがよかったんじゃないかなと思うんですね。そうしないと、施政方針を読んで、よくわからないままに議事が進んでもしょうがないのかなと私は思いました。

それともう一つ、ある意味懸念しているのは、私も、話は違いますが、政庁まつりの実行委員のメンバーでございます。これぐらいの規模の大体流れかなと思ってちょっと想定したんですけれども、あれだけのいろいろな部署から関係者が集まって打ち合わせをして、そこには時間、人、予算、そして市民の皆様それぞれにご尽力いただくと、大変な事業になってきます。このことを施政方針の一文でおさめてしまっているから、その表現がちょっと私もよくわからなかったもので、今回お聞きしたんですが、今後、次の議会あたりでまた進めていきたいと思っております。

それと、地域交通網形成計画につきましては、私も総務省のちょっとデータ見ました。市長、ご認識してもらいたいのは、単なる渋滞対策だけじゃないですよ。地域公共交通網形成計画というのは、いわゆる法律も幾つもの法律もまたがっています。民間の力も足りないといけません。そして、広域連携じゃないとできません。ですので、2年間で本当にできるのかなというのが私の本音です。

今適正立地計画もされてあるわけですから、そういうのを一つ一つ、一遍に進めるんじゃないかと、きちっと物事というのは整理しながら、順序よく進めていただきたいというふうに私は思いますけれども、最後に市長のほうのご見解をいただいて、終わりたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 私、いろいろなほかのまちも見まして、協働のまちづくり、コミュニティ、まちづくり協議会、これは大いに進めていかなければいけない、私は最大の課題だと思っております。

具体的に言いますと、政庁まつり、あれだけ大きなものを何で2日しないのかと。もうやめてくださいと、ほとんど市の職員がかり切りになっている。やっぱりそんなこととか、水城1,350年、大野城1,350年のときに、大きなほかのまちと比べると、やっぱり全市的な取り組みが私、弱かったのではないかと。

さらに、体育館のオープンの前に、いろいろな方にご協力いただきまして、おもてなしの心で体育館の周辺の草刈り、河川の木々の伐採をしました。本当にあのとき500の方が一緒に取り組んだということは、私、2年の間で一番大きな手助けがあった取り組みではなかったかと

いうふうに思っております。

そういう意味で、私は全市挙げての取り組みということ、そういう場をつくるということは、とても大事なことだと思いますし、第五次総合計画の協働まちづくりということの中身をつくっていくということが、大きな課題だと思っておりますし、そういう形で進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1 番塚剛議員。

○1 番（塚 剛議員） もう最後になりましたので、一言申し上げて終わりたいと思いますが、前議会のときも市役所改革元年について提言書をまとめてというのは、今市長が思われている構想、考え、これをきちっと書面にしたためていただいて、ほかの自治体もちょっと私も調べましたら、いろいろテーマを持ってまちづくり協議会というのを立ち上げていらっしゃるし、北九州もやっているし、福岡市もやっているし。でも、うちは校区協議会も自治会もあります。本当にこれが必要なのかな、こんだけお金、時間かけて大丈夫なのかなと、もう本当に不安に思いました。

それで、今後そういった思いの一つ一つ、市役所改革元年にしる協働のまちづくりにしろ、市長の思いをきちっと書面にしたためていただいて、ご提示いただくことを最後をお願い申し上げます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 1 番塚剛議員の一般質問は終わりました。

ここで15時5分まで休憩をいたします。

休憩 午後2時54分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時05分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5 番有吉重幸議員の一般質問を許可します。

〔5 番 有吉重幸議員 登壇〕

○5 番（有吉重幸議員） それでは、議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

芦刈市長におかれましては、平成29年度より市役所改革元年として組織機構改革の取り組みを始められております。そして、その中で観光経済部を新設されました。

今日、太宰府市では、890万人に及ぶ観光客が訪れています。国内からはもちろん、中国のクルーズ船を初め韓国、台湾、東南アジアの人々が多数お見えでございます。また、次年度はさらに旅行客が増えるという予想もあります。観光客の数は右肩上がりの状況であります。しかしながら、今後は少子・高齢化、そして人口減少の予測が立てられております。

そのような背景の中で、市長は日本の太宰府市からアジア、世界の太宰府市を目指すと、そ

のために観光と経済の連携したダイナミックな柱を立ててまいりますとおっしゃっております。

今現在は、目の前にたくさんの観光客がお見えでございます。しかしながら、既に始まっている少子・高齢化、そして近い将来に起こるであろう人口減の中、どのような手腕で今、私たち太宰府の観光経済を盛り上げていこうというお考えでしょうか。

太宰府市総合戦略にある、未来に向けて長く「儲けよう太宰府」が実現できるかどうかは、たくさんの観光客がお見えの今だからこそ、考えていかなければならないことだと思います。将来のビジョンを計画し、実行していかなければならないと考えます。減少し始めてからでは遅いのです。このままただ流れに乗ったままだと、全国区太宰府といえども衰退してしまうでしょう。

右肩上がりだからこそ今、市長の手腕が問われます。市長がおっしゃっているダイナミックな計画と実行を期待するところです。そこで、観光行政の近未来、また長期ビジョンをお示してください。

まず1番目、国家戦略特区指定を国、県に働きかけ、規制緩和を通して産業の活性化を図っていきますとのことですが、今後どのようなスケジュールをもって国家戦略特区の指定を受け、産業の活性化をされていきますか。

また、国の方針の「明日の日本を支える観光ビジョン」に沿って、本市の豊富で多様な観光の資源の魅力をさらに高めてまいりますとありますが、太宰府にふさわしい観光ビジョンとは何かをお示してください。

2番目です。九州国立博物館、太宰府天満宮、参道、観光協会との連携を図ってまいりますとありますが、どのような形で連携をしていくか、具体的にお示してください。

3番目です。市内には数多くの大学や短大がございます。太宰府キャンパスネットワーク会議の推進につきましては、大学、短期大学が持つ知的・人的資源を生かした連携事業をさらに進め、市の観光施策等、相互協力により幅広くまちづくりに生かしてまいりますとありますが、この若い人材をまちづくりにどのような形で生かしていかれるか、お考えをお示してください。

4番目です。観光推進基本計画を策定するとともに、観光客の市内回遊性を高め、飲食、体験、宿泊などによる消費拡大をすることにより、「儲けよう太宰府」の具体化を図りたいとお考えでございます。魅力ある飲食や体験はもちろん、いろいろなアイデアが必要です。また、特に宿泊についてはいかががお考えでしょうか、お伺いします。

ご回答は項目ごとをお願いいたします。再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 新観光経済部についてのご質問にご回答申し上げます。

観光は、長らく経済が低迷し、地域が疲弊する中、人口減少、少子・高齢化の閉塞状況を打ち破り、急速に経済成長するアジアの観光需要を取り込むとともに、地域経済の活性化、雇用

機会の増大等を図る成長戦略の柱の一つと国は位置づけました。いわゆる観光立国の考え方で

す。  
2020年東京オリンピックを契機として、我が国においては大観光時代が到来しようとしています。本市におきましても、観光を主要産業と位置づけまして、今後の本市の観光振興とよりよい市民生活とが共存し、ともに向上し得るために、基本的な考え方、目標、またその具体的な施策を示す太宰府市観光推進基本計画の策定の中で、今後の太宰府観光の長期ビジョンや近未来に向けた施策をお示しすることになるかと思えます。

現在策定中ではございますが、観光客入り込み数といった数量の概念だけではなく、観光の推進がいかにより市民生活の向上に資するかといった視点で、量から質への転換を図るような目標の設定や施策の展開を検討してまいります。

詳細については担当部長から回答いたします。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 観光推進担当部長兼観光経済課長。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） 詳細につきまして、私のほうからご回答申し上げます。

太宰府観光の長期ビジョンといたしましては、1,300年以上の悠久の昔からアジアの玄関口に位置しております本市を、さらなる50年、100年後の未来に続く国際観光都市太宰府として位置づけたいと考えております。

次に、太宰府観光の近未来についてでございますが、国内外の観光客により太宰府の歴史、魅力を深く楽しんでもらうには、太宰府の滞在時間を延ばす必要がございます。まずは、政府が目指す観光立国政策との連動した施策といたしまして、古民家の再生、活用によります食産業の活性化や宿泊施設の増加を図りたいと考えております。今後の政府の動きに注視しながら、本市に合った事業の検討を行ってまいります。

次に、九州国立博物館、太宰府天満宮、参道、観光協会との連携でございますが、4月末からの九州国立博物館の夜間開館スタートに伴い、博物館が単独で開館時間を延長するだけでなく、こうした関係者が連携することで、博物館周辺を含めたエリアでの夜のにぎわいづくり、またそれが食や宿泊といった地域産業の活性化につながるかと考えております。

また、夜のにぎわいづくりのために、新たに関係者による会議も始まったところでございます。こうした会議の中で、連携した取り組みを検討してまいりたいと考えております。

さらに、先ほど申しました関係団体や市内で活躍されております団体、個人の方々に向けまして、今年18日に、元ゴールドマン・サックスのアナリストで、現在小西美術工藝社取締役で、著書に「新・観光立国論」等がございますデービッド・アトキンソン氏をお迎えし、勉強会を開催したいと考えております。

さらに、地方創生や観光振興についての全国的な事例やネットワークを持つ株式会社三井住友銀行から、今後の太宰府市の観光振興に関する取り組みに連携、協力したいという申し出が



あっております。魅力的な観光推進のために、前向きに進んでいく所存でございます。

次に、市内大学、短期大学につきましては、これまでも古都の光を初め多くの市の関連事業にご協力をいただいているところでございますが、海外からの留学生も多いことから、ネイティブスピーカーとしての活用なども検討しているところでございます。

次に、「儲けよう太宰府」の具現化としての宿泊でございますが、先ほど申し上げました古民家の再生、活用による宿泊施設の増加を図りたいと考えております。また、それ以外といたしましても、新たな宿泊施設整備の可能性についても検討しているところでございます。

最後に、国家戦略特区についてでございますが、特区とは、特定の地域において規制を緩和するなどの特例措置を行うことで、経済活動や事業を活性化させたり、新たな産業を創出したりするものでございますが、申し上げました事業を具体的に展開するに当たりまして、規制緩和の必要に応じて進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） ありがとうございます。

まずは国家戦略特区の件でございますが、昨日小島議員からも同じような質問がございまして、今のところまだ具体的な働きかけはしてないと、今後するというような意見がございましたけれども、こちらのいわゆる国家戦略特区の働きかけでございますけれども、どのような、規制緩和が大体メインになると思うんですけれども、どのような手腕で働きかけをするということでしょうか。今後ですね、考えておられますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 観光推進担当部長兼観光経済課長。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） まず一番最初に考えられますのは、先ほどから述べています古民家の再生でございます。今現在、旅館業法等がネックとなっておりますけれども、この辺をフロントなしでの受け付け、宿泊ができるという施設をつくるようなエリア型の特区、宿泊施設の特区を今考えておるところでございます。

ただ、この特区につきましても、今現在は旅館業法の見直しも行われておりますことから、特区にふさわしいかどうか、また時期によって変わってくるかと思っておりますけれども、今現在はこの辺が特区と想定される一つでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） 言ってみれば、こちらは民泊ということですかね、今話はですね。民泊の規制緩和ということを一応主体にされるということで考えてよろしいですかね。

こちら民泊ですが、いろいろ規制も、今はやりでいろいろ情報もあるんですけれども、やはりなかなか規制、大阪とか東京の一部の地域でということで規制緩和が少し進んでいるということでございますけれども、もしこういったことが太宰府市で民泊が行われるということになりますと、いろいろな問題はあると思うんですけれども、一番のメリットとしては、やはり宿

泊者が増えるということだとは思いますが、そのような観点から、もし民泊をする  
と、古民家とかを使うとどのくらい、もし滞在とかというのがこのくらい増えたらいいとか  
という希望とか、例えばこれだけは増えるんじゃないかというような人数等がもし心の中であ  
りましたら、大体のところをおっしゃっていただければ助かります。

○議長（橋本 健議員） 観光推進担当部長兼観光経済課長。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） 現在、都市計画のほうで歴史的な残すべき古民  
家というのが三十数戸、今登録をされておると聞いております。全てが空き家ではございませ  
んけれども、今現在、幾つかあいているということを知っておりますし、そこを活用というこ  
とも考えていきたいと思っております。

今、小鳥居小路で、最近新しいお店がオープンしました。喫茶店ではございますけれども、  
あちらも古民家を再生した事業ということの一つでございまして。私ども行政が直接手を出す  
ではなく、やはり民間の活力を利用した古民家再生というものも考えていきたいというふう  
に考えておるところでございまして。

あと、どのくらいという数字は、正直まだ持つてはおりませんし、今後は古民家再生をする  
集団といいますか事業者が、どれだけ太宰府にかかわってくるのかという数字もまた変わっ  
てくるかと思っておりますので、その辺につきましては、行政も一緒になって話をしながら進めてい  
きたいと思っておりますので、具体的な数についてはまだ不十分だと思います。よろしくお願  
いします。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） ありがとうございます。国家戦略特区と申しますと、かなり大きなイメ  
ージがありまして、近隣では今福岡市が指定されているところでございます。その後北九州  
市になったということで聞いておりますけれども、やはり一自治体で特区してくださいとい  
うのは、規制緩和しましょうといっても、なかなか難しいところもあるかもしれません。簡単  
にいくかもしれませんけれども。

そうすると、福岡市と連携しながらこういう事業を行っていくと、非常に話も早くできるん  
ではないかと考えるんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 観光推進担当部長兼観光経済課長。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） 福岡市とはやはりクルーズ船の問題等で、いろ  
いろな場面で協議をしているところでございます。また、福岡市以外でも、関連する市町村と  
しましては、沿線活性化協議会と申しまして、西鉄沿線を中心にした会議等も持って、2カ月  
に一遍、情報交換を初めいろいろな取り組みについて、事例について協議をしているところ  
でございます。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） ありがとうございます。そうですね、これからいわゆる立ち上げるとい  
うところでございますけれども、やはり一日も早い働きかけが、一日も早い計画実行になると

思います。この件に関して最後ですけれども、市長のほうに意気込みをひとつよろしく願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） なかなか具体的なことよりも、夢を語れたらいいなというのも1つあるわけですが、歴史的に見ますと、二日市－太宰府間の馬車鉄道ができたのが、道真公没後1,000年のときでございました。その後、鉄道にかわるという流れになっております。私が改めて説明することではないと思いますが、今がちょうど1,115年という年になるのではないかと思います。

宗教団体の問題等いろいろあると思うんですが、やはり私たち太宰府市民は、天神様というか天満宮さんと、やはり季節季節の折にいろいろな行事の中で太宰府の四季折々を感じますし、やはり鬼すべ、鶯替え、いろいろな形の行事というのは、本当に太宰府にもう数百年にわたって根づいているということがあるのではないかというふうに思っております。

今までこれだけの観光地でありながら、観光部というのがなかったということ自身、私、随分前から議員時代も指摘しておりましたし、その部門についてとにかくしっかりしたものを立てるといって進んで、やっとなんかこういう形で機構改革もさせていただきましたし、また今具体的に出ておりましたいろいろな企画なり行事なり、審議会なり、会社との提携あたりもかなり進んでいるという形ですし、具体的に言いますと、やはり提携している会社あたりが、観光庁長官に太宰府の観光を行政と一緒に取り組み進めていきますという話も、中央でもしていただいとるというような大きな動きがあります。

具体的に太宰府で少しずつ今の古民家の問題や、これだけの外国人観光客が来られとるわけですし、いろいろな立地の地域資源を活用しながら、大いに取り組むべき課題ですし、随分いろいろな形で新しい動きができるのではないかというふうに思っておりますので、議員の皆様にもご相談しながら、今後のやはり先ほど申しましたコミュニティ、協働のまちづくりと同時に、やはり観光をあわせて、やっぱり都市計画というか、やはりホテルの問題等もありますので、進めていく決意をしておりますし、それなりの目途をここ1年ぐらいで立てたいというふうに思っている次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） ぜひよろしく願いいたします。

3番目に申し上げました太宰府のキャンパスネットワークについてちょっとご質問します。

こちら、太宰府市内の大学が連携されまして、多種多様の事業等をやっております、いろいろな派遣や大学教員の講演とか、あと学生のサークル等とか講演会の講座とかやってあるんですけれども、こういった海外留学生をたくさんいるというこの特殊な自治体でありますけれども、その中でネイティブスピーカーという――先ほどお答えありましたけれども――の活用をしたいということで中にありましたけれども、どのような形で今後このネイティブスピーカ

一、英語とかいろいろな母国語をされていくおつもりでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 観光推進担当部長兼観光経済課長。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） 今現在、太宰府においていろいろなホームページがつけられておるところではございますけれども、機械的な直訳であったり、使っている言語が中国、韓国がメインでございます。欧米人に対する言語がなかなか対応できてないというのが正直なところでございますので、今学生さんたちのお力をかりて、今まだ例ですけれども、ホームページを翻訳をしていただくとか、さまざまな場面でやはりいろいろな国の言葉を使った方々にPRをしてもらう、また特にSNSを使ってその地域、地元の情報発信していただくとか、そういうことの活用ができないかなというふうに、活用というのは語弊がある言い方ではございますけれども、一緒になってやっていけたらなというふうに思っているところがございます。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） 英語とかいわゆる外国語というのは非常に大切に、先日ちょっと、こちらはシンガポールの方ですかね、この間倒れられまして、急に、AEDですかね、それを使用しようということになりまして、そのときにどうしてもお互いに慌てていまして、こちらは日本語で、向こうは英語で話し返されて、いろいろな誤解がやはり、何というんですかね、いわゆる落ちついているときは大丈夫なんですけれども、要は慌てているとか、いわゆる向こうの風習もありますんで、かなり向こうも混乱されますし、例えばAEDをつけるときのあけたりするときにも、やはりかなり抵抗があったということを聞いております。

やはりそういう留学生がたくさんいらっしゃいますので、せっかくこういう形で今やろうということでございますので、ぜひとも身になる英語とか外国語教養をぜひやっていただきたいなと思っております。

続きまして、キャンパスネットワークということで、若い方がやってあるんですが、この若い力、やはりこの太宰府のまちづくりにはぜひ必要だと思うんですよ。

その中で、やはりたくさん太宰府の中には、例えばブランド創造委員会とか、国際交流協会とか、いろいろなたくさん、ちょっと覚え切れないぐらいたくさん委員会といろいろな協会があるんですけども、こういう協会の皆さん方も一緒に、そういう若い人たちの力を何とか一緒に協働のまちづくりのように活性化ができないかなと。何か単体で皆さん動いてあってという感じで、せっかくいいのがあるのに、それがもうそこで終わっちゃっているとか、なかなかいわゆるキャンパスネットワークにしても、具体的なまちづくりにはちょっと活用できてないのではないかなというふうな気がします。

そういった意味で、やはり行政がイニシアチブをとって、もっと皆さんをまとめていただければと思いますけれども、その辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 観光推進担当部長兼観光経済課長。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） おっしゃるとおりだと思います。これまでは観

光とキャンパスネットワークについては部が違う、縦割り行政ではないんですけれども、部が違うということもございまして、なかなか十分な活用、利用ができなかったということもございまして、今回観光振興部の中に、一緒になってやっていくということにしておりますので、連携をとりながら、3課で連携をとりながら、キャンパスネットワークについても一緒になって進めていきたいというふうに思っております。

また、学生については、古都の光であるとかいろいろな事業の中で協力はさせていただいておりますし、創業支援での日本経済大学、古都の光での筑紫女学園大学、また筑紫女学園では太宰府の未来を考えるというような研究も行われて、発表会等もっております。そういういろいろな学校のお力をかりながら、私どもも進めていきたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） せっかくこういう若い力がたくさんいるんですから、もっと活用していただければ、もっと新しいまちづくりが、いわゆるこれこそ協働のまちづくりの出発点ではないかなと考えておりますので、ぜひともこれから4月からスタートする観光経済部では大いに取り入れて、皆さんの力をかりていただければと思います。

4月から観光推進基本計画ということで作成されるということで、これがいわゆる観光の始まりとは言いませんけれども、また新たなスタートを切るということでございます。しかしながら、スタートを切ったからといって、何年も置いたんでは取り残されていくと思いますので、ぜひとも早い機会に策定していただき、計画して、実行あるのみでございます。まずは実行をしなくては意味がありません。市長がおっしゃられているダイナミックな計画、実行でございます。ダイナミックというのは、皆さんおわかりでしょう、ダイナミックでございます。その辺のところを誤解なく、市長にはダイナミックな計画、そしてダイナミックな実行をしていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

これをもちまして質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員の一般質問は終わりました。

お諮りします。

会議時間は午後5時までとなっておりますが、午後5時を過ぎる場合は、会議規則第8条第2項の規定により、本日の日程終了まで会議時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

ここで15時45分まで休憩をいたします。

休憩 午後3時31分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時45分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3 番木村彰人議員の一般質問を許可します。

〔3 番 木村彰人議員 登壇〕

○3 番（木村彰人議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました 2 件、開館後の総合体育館についてと指定管理者による公共施設の管理について質問いたします。

まず 1 件目、昨年 11 月に開館した太宰府市総合体育館とびうめアリーナの事後検証として、開館後の総合体育館について 3 点伺います。

1 点目、総合体育館の利用状況と施設の管理状況について。

開館して約 4 カ月が経過し、運営も軌道に乗ってきたところではないでしょうか。そこで、この時期に我々が注視しなければならないのが、広く市民の利用は進んでいるか、指定管理者による管理運営は市民サービスの向上に寄与しているか、効率的な施設の管理はできているかということではないでしょうか。

まずは施設の利用状況についてです。利用者数や施設の利用率など、データに基づいた利用状況の分析と、そこから見出される改善点、課題は何かということです。

そして、施設の管理状況についてです。総合体育館は、公募方式で選ばれた民間事業者が管理運営を行っています。民間事業者が持つノウハウと強みが、本市の総合体育館の管理運営にしっかり生かされているか、ご説明ください。

2 点目、総合体育館周辺のインフラ整備の進捗状況について。

本来であれば、総合体育館の開館時には周辺のインフラ整備も全て完了すべきところでしたが、信号機設置、交差点改良工事、道路の舗装工事、歩道新設工事等、いまだに工事が継続中もしくは未着手であり、完了の予定も見えない状況です。

そこで、これら各種工事を一まとめに周辺整備事業として捉え、計画的、集中的に整備の進捗を図るべきと考えます。まずは、各種工事の進捗状況とこれからの整備方針について伺います。

3 点目、総合体育館建設に関する総括について。

昨年の 7 月、総合体育館建設に関する現地説明会が開催されました。参加された市民の発言の中に、総合体育館建設問題の核心とも言うべき事業の進め方や建設費の増嵩についての検証を求める意見がありました。これを受けて、建設が完了した後に、総合体育館建設に関する総括を行うとの回答が市長よりなされたところです。総合体育館が完成、開館して、一定運営が軌道に乗った今こそ、総合体育館建設に関する総括を行う絶好のタイミングではないでしょうか。

そこで、総括の進捗状況と市民説明会の開催予定について伺います。

続いて 2 件目、指定管理者による公共施設の管理について 2 点伺います。この指定管理者制度を、いかに市民サービスの向上につなげられるかということです。

1 点目、指定管理者制度の実施状況とその導入効果について。

指定管理者制度とは、市による直営か公共的団体等への委託に限られていた公共施設の管理運営を、民間事業者等へ任せることができるとする制度です。民間事業者の管理運営ノウハウを活用し、市民サービスの向上や管理費の節減が期待されますが、本市における制度の実施状況とその導入効果はいかがでしょうか。

2点目、管理状況の評価方法とその評価結果を、市民サービス向上につなげる取り組みについて。

この指定管理者制度は、うまく活用できれば効果が期待できる一方、ともすれば管理業務の丸投げによる職員力の低下につながりかねない、取扱注意の制度でもあるのです。ここで重要となるのが、管理状況の監視体制とその事後評価であると考えます。指定管理者による管理運営が、市民サービス向上にしっかりつながっているのか伺います。

以上2件について伺います。再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） それでは、1件目の開館後の総合体育館についてご回答を申し上げます。

まず、1点目の総合体育館の利用状況についてでございますが、昨年11月7日の一般利用開始から、現在データを把握しているのが1月末までの約3カ月間の期間でございますけれども、スポーツ大会、講習会、文化講演会、演奏会などの大きな催しでありますとか、市の健康診断、自治会の行事、健康運動教室、会議等での利用によりまして、利用者数は延べ2万1,807人となっております。

この期間の各施設の稼働率につきましてですが、2階アリーナが平均51.6%、1階柔道場が平均22.6%、1階剣道場が平均19.5%、1階多目的ラウンジが、常設の卓球台を設置しておりますので、この部屋につきましてはほぼ100%でございます。1階軽運動トレーニング室が平均45.3%、1階会議室が平均25.2%、1階研修室が平均20.8%となっております。

課題といたしましては、稼働率の低い施設の有効利用でありますとか、平日の稼働率の向上というふうに考えておるところでございます。

また、総合体育館の特殊事情でございますけれども、史跡水辺公園の屋外プール開放に伴います体育館の駐車場の供用によりまして夏の期間の大会の開催制限等がありまして、現在この課題の解決策とか施設の有効利用につきましては、指定管理者と定期的に検討を重ねているところでございます。

次に、施設の管理状況についてですが、清掃等の維持管理業務と電気設備、機械設備などの運転監視業務等がありますが、指定管理者としてこれまで指定管理を受けてある類似施設での実績をもとに、適正かつ安全に運転を行っていただいております。

また、館内に設置しております意見箱の設置によりまして、利用者の声を常に聞かれまして、利用者の視点に立ったサービス改善にも取り組んでいただいております。

また、運営状況におきましても、指定管理の類似施設の経験値でございますとか、企業とス

スポーツ選手等との関係も豊富なことなどから、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックへ向けてのトップアスリートでありますとかオリンピックの招聘事業を行いながら、見る、触れる、感じることでできる事業実施を通じまして、市民へのスポーツの振興に大いにつながっているものと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） 次に、2点目の総合体育館周辺のインフラ整備の進捗状況につきましてご回答を申し上げます。

今後の体育館周辺のインフラ整備に関してでございますが、まず落合交差点の信号機設置につきましては、現在筑紫野警察署や福岡県警本部、福岡県那珂県土整備事務所と、平成29年度設置の実現に向け協議中であり、鋭意努力しているところでございます。交差点改良につきましても、信号機の設置にあわせて施工することとしております。

次に、周辺道路の整備でございますが、平成29年度の整備箇所としまして、市道水城駅口無線の拡幅、関屋・向佐野線の改修を進めてまいります。水城駅口無線につきましては、現在関係地権者と協議を重ねており、協議が調いましたところから順次整備を進めているところでございます。

総合体育館と史跡水辺公園との間の関屋・向佐野線につきましては、舗装の劣化も激しく、また歩道も狭隘でありますことから、社会資本整備総合交付金を活用しまして、車道の路床からの改良、歩道の拡幅を行う予定としております。

また、福岡県保健環境研究所前の道路拡幅及び改良につきましても、社会資本整備総合交付金で整備していく方針でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 次に、3点目の総合体育館建設に関する総括についてでございますが、市民の皆様にもどのような形でお示しできるか、施設の利用状況も調査しつつ、今後検討してまいります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） まず最初に、1点目の総合体育館の利用状況について、ご回答では1月末までの約3カ月間に延べ2万1,807人のご利用があったということで、私もちょっとその数字を聞きまして、一瞬、あ、すごい人数が利用されたんだなとちょっとびっくりしたんですけども、ちょっと冷静になりますと、これ当初の利用目標と比べて、どれだけ多いのか、少ないのか、もしくは当初の目標と同じぐらいでいっているのか、そこら辺が非常に気になるところです。

開館直後ということで、開館イベントということもありますので、かなり多くの方がご利用

されたのかと思います。

一番気になるのが、有料でご利用した市民の数だと思うんですけども、そこら辺、当初の目標と比べて、今の3カ月間、どういう形で利用者数が推移しているのかお答えください。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 利用者数の目標設定というのは、ちょっと当初行っておりませんで、収入目標ということで立てておりますので、その数字で説明をさせていただきたいと思っておりますが、平成28年度、昨年11月の開館から今年の3月までの利用料金の収入目標につきましては、375万円ということで目標を立てておりますが、1月末現在の収入につきましては169万8,290円ということで、パーセンテージでいきますと45.2%ということで、現状の目標としては15%程度下回っているというような状況でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 収益というところから比べられたというところで、ちょっと予定よりもかなり利用者数が少ないように思うんですけども、そこら辺の原因、対策についてはどういふふうにお考えでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） あくまでもこの分につきましては料金収入でございますので、免除団体というのも利用の部分でありますし、市の公的事業については当然料金取っておりませんので、そういう部分で、なかなか利用的な有料の部分では少ないかと思っておりますけれども、館の運営としては適宜にされているんじゃないかなというふうに判断をしております。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） それこそ去年行いました建設に関する説明会の中で、年間の管理運営費という表の中に、収益という数字がありまして、年間で1,330万円の収益があるという前提で計算をしました。そこで管理運営費、指定管理者の運営費が8,500万円かかりますよということだったんですね。8,500万円、それを圧縮するため、減らすためには、それこそ収益を上げて経費を下げるといふ努力が必要なんですけれども、今のところこの3カ月でかなり目標値と離れているんですけども、この年間1,330万円、この収入ですよ、これをしっかり確保しなければ、当初の計算が大幅に狂うと思われまして、これからどのように挽回されていきますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） その収入につきましては、若干下回っているところがございますが、当然支出のほうも削減を努力をやっておりまして、その分につきまして目標値に近づくように、支出の削減のほうで現在差を詰めていこうということでやっております。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） ご回答の中で、課題としては、稼働率の低い施設の有効利用と平日の稼

働の改善というお答えでした。私も平日、日中の稼働率が低いことを非常に気になっていました、これを改善することが非常に収益にもつながるものと考えます。これについて、今でも指定管理者との間でいろいろ協議されていると思うんですけども、この平日、日中の稼働率の向上について、何かどのようにお考えになっているのかお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 今言われましたように、時間帯別に見ますと、平日の午前中につきましては指定管理者の事業などで使っていただきまして、基本的に昼ですね、昼過ぎから夕方ぐらいまでは公的利用ということで、夕方以降についてそれぞれの団体とかで使っているという実情がございます。

今のところ柔剣道場ということで名称を打っておりますけれども、柔道、剣道以外にも多目的に利用していただける部屋でございますので、そういう分で情報発信をしていきますということと、土日につきましてもあいている土日がございますので、そういう分について積極的に情報発信をして、その空白の土日を埋めていくということで、収益を上げていきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） そうですね。ご回答でもアリーナの平均稼働率51.6%ということでしたね。そのほかの柔道場が22.6%、剣道場が19.5%、かなり低くなっています。やっぱりこちら辺、使用目的というのがちょっと限られてしまうのかなど。ここを多目的に利用できれば、非常に稼働率も上がっていくのかと私も思うんですけども、利用者数を増やすためには、一番のポイントとしては、個人の利用者を増やす対策ではないかと思っています。団体とかは比較的読めるんですけども、しっかり安定的に施設を利用してもらうのは、個人の利用者ではないかと思います。特に平日、日中ですね。

これが、それこそこの総合体育館、地域に密着した複合施設でございますので、体育に特化した、それこそ日ごろ体育をやっている、集団スポーツをやっているのはもちろんですけども、一番のターゲットとしては個人の利用者かと思うんですけども、その人たちが平日、日中、この施設をしっかりと利用していただくということが、一番大きな目標だと思うんですけども、これについて、個人の利用者、平日、日中増やす対策としては、何か具体的にはございますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 個人の利用ということになりますと、やっぱりスポーツ系になりますと複数人でやはりやっていただくというのが主になりますので、なかなか個人一人という形での利用というか、グループをやはりつくっていただいて、卓球では当然複数でやらないとできない競技でございますし、そういうところで、なかなかちょっと個人一人という形での利用というのは、ちょっと今のところ策がないかなというところなんです。

ただ、夜はバスケットのシュート練習とか、そういうのを個人で来られている方もおられま

すので、そういう利用を積極的に発信をしていくとか、そういうことになるんですけども、なかなか器械が重たいものですから、一人でやられるのも非常に、倉庫からリングを出して準備して、またなおして帰っていただくというのも、一人ということになると非常にちょっと厳しいかなというのもあるのが現状でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） これは他市の状況ですけども、ちなみにほかの他市の総合体育館、体育施設だと、とりあえず施設に行ってみて、そこでワンコインで利用できるかというメニューもあるみたいです。それはストレッチみたいなものでしたけれども、そういう利用は考えられると思っています。

ちょっともうちょっと考え方広げて、個人と私言いましたけれども、もうちょっと少人数という形だと、まだまだ利用の可能性が広がってくるのではないかと思います。

そこで、ちょっと私、たまたま本市の総合体育館訪ねたときに、ちょっと気づいたことなんですけれども、たまたまその日が某企業のレクリエーション大会だったんですね。そこで、アリーナを使って、かなり的人数がニュースポーツという形で屋内のカーリングを楽しんでいらっしゃいました。かなり屋内のカーリング、もうルールはカーリングと一緒になんですけれども、体育のフロアでできるものですね、少人数で。

それをグループで使っていらっしゃったんですけども、結構おもしろい器具だったので、その器具についてちょっと窓口で聞いてみました。こういうニュースポーツのスポーツ器具のレンタル、貸し出しはあるんですかと聞いたら、特に常設の貸し出しの器具はございませんという回答だったんですね。

そのグループの方たちは持ち込みでやっていらっしゃったんですけども、それこそ個人もしくは少人数で施設を利用すると考えた場合に、そういうニュースポーツの新しい器具みたいなものをラインナップを取りそろえるというお考えはありますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 今、体育館の中にそういう個人で利用できる道具というのも幾つかそろえておまして、ちょっと私が見に行ったときも、ストライクアウトというんですかね、9枚抜くやつですね、それとかアジャタという玉入れのそういう道具もありますので、そういうのは申し出ただけであれば貸し出しをしておりますので、そういうのを使っていただくことはできるように用意はしております。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 若干ですけどもあるということですね。できれば、それあることを情報発信なさったらどうかと思います。私も窓口で聞かなかきゃわからなかったんですけども、そういう形で個人とか少人数の利用も可能ですよという形で情報発信していただければ、気軽に行って、平日、日中楽しむということができるようではないかと思います。

ちょっと関連しまして、稼働率の話なんですけれども、これはわかればなんですけれども、

近隣市にも本市と同じような総合体育館がございます。当然アリーナがあつて、武道場、トレーニングルームとかあるんですけども、本市の体育館の稼働率は先ほど聞いたとおりなんですけれども、わかれば結構なんですけれども、他市との状況とかは何かわかりますでしょうか。わかる範囲で結構です。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 済みません、数字的なものとしては今ちょっと手持ちがございませんけれども、春日市の総合体育館がうちと同じように建てかえをしておりますけれども、あそこはもともと定期団体の利用が非常に多い施設でございますので、若干うちよりは稼働率が高いかなというところということで、今申しわけございませんけれども、数字的なものはそれ以外はちょっと把握ができていない状況です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） よろしければ、同じような施設でございますので、近隣市のほうにもちょっと関心を持っていただいて、状況をちょっと把握したところで、もしかしたら稼働率が高いところがあるかもしれません。そこら辺は何でいいのかということ、逆に我々の体育館のほうにフィードバックしていただければいいんじゃないかと考えています。

続きまして2点目ですね、管理状況についてちょっとお伺いしたいんですけども、ご回答のほうでは、今のところ順調に管理されていますということなんですが、ここら辺の市の担当課としてのチェックというののどのようになされていますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 毎月、月次報告書という形で業務報告書を出していただくようになっておりますので、毎月締めたものが翌月回ってまいります。一応、私のところまで回ってくるようにしておりますので、その中で施設のふぐあいでありますとか作業状況の報告を出していただくようにしておりますので、そこでチェックをかけているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） そこである程度管理状況が把握できていて、こういうご回答ということですね。

それともう一つ、ご回答の中で意見箱を設置してあるということですが、非常に市民の声、ご利用者の声がわかっていい制度だと思うんですけども、この意見箱に投書、投函されたご意見でどういう意見があったのかということがわかれば、ちょっとご紹介していただきたいんですが。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） ご意見としては、やはりあそこが土足禁止のエリアが多うございますので、そこの靴を脱いで出入りするというのが、非常に利用者としては不便という声が多いというふうに思っております。先ほど堺議員の質問のときにご回答いたしましたけれども、自転車置き場ですね、あの部分にそういう保管施設がないということの、ハード的なものとして

はそういうことでいただいております。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 続いて、管理状況なんですけれども、効率的な管理というところで、これは市長の市民と語る会の中でも市長のほうから情報発信されていることなんですけれども、指定管理料が当初8,500万円と見込んでいましたけれども、7,200万円になりそうだとお話を話されていますが、これについてちょっと詳しいご説明をいただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） その分につきましてはですけれども、先ほど言いましたように支出の削減をいろいろやっております。それと、やはりいろいろな機械が省エネ関係ということもございまして、現段階での試算では、当初は8,500万円ということで試算をしておりましたけれども、開館後の実績等も指定管理者と協議をして、年間の積み上げをしたところでもございまして、平成29年の当初予算的にも、現段階では7,200万円ということで予算を計上しておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） まだ1年間通して運営したわけではありませんけれども、これからそれこそ電力関係の自由電力とかも使ったところで、光熱水費も下げられる可能性もある中、まだまだ下げられる余地があって、最終的に今のところ8,500万円から7,200万円になりそうだと。まだまだ指定管理料が下げられる、圧縮できるという見込みがあると考えてもよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） その点につきましては、まだ開館して4カ月でございますので、やはりこういう館の利用のサイクルというのは1年間やはり稼働してみて、例えば7月が上がるとか、8月が上がって9月が下がるとか、そういうちょっと傾向を見てみないと何とも申し上げにくいところではございますので、いましばらくお待ちいただければと思っております。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） そうですね。なかなか今の段階で確定的なことは言えないと思います。しかしながら、経費のほうは抑えつつ、なおかつ先ほども収益のほうですね、収益のほうは今のところちょっと遅れぎみ、達成できていないということですので、予定では1,330万円、年間、これに向けてしっかり収益のほうも上げていって、それこそ指定管理料の圧縮に寄与していただきたいと思います。

2点目に移ります。

ご回答の中では、インフラの整備の進捗状況なんですけれども、今のところ信号機と交差点改良については今協議中で、粛々と進んでいるということがわかりました。

それと、市道水城駅口無線については、これ確かに補償物件もありますので、なかなか市の思いどおりには進まないと思いますけれども、こちらのほうも進捗がしているということがわ

かりました。

関屋・向佐野線のほうですね、これ体育館の前の道路のほうなんですけれども、今のところバリケードで段差がある状況なんですけれども、こちらのほうの完成の一応目標、目途というのがちょっとご回答の中にはなかったんですけれども、わかる範囲でご回答いただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） 関屋・向佐野線の改修につきましては、平成29年度の、ここに書いてございます社会資本整備の総合交付金を受けて実施しますので、大体6月末ぐらいに内示といたしますか、今回採択されましたということの正式のものが来ますので、そこから契約に関する書類作成とか、入札を行いますので、具体的にいつからしますよということはあれですけれども、秋には工事、9月、10月ぐらいには工事に入っていきたいなというふうなことで、今担当者のほうとしては考えているようでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） それともう一つですね、福岡県保健環境研究所前の道路拡幅、ちょうどそこが環境研究所の敷地で、歩道が途切れている状態になっております。ここについては、それこそ歩道の連続性というところで喫緊の課題と私は思っているんですけれども、これについての見通しについてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） 実は、私どもも歩道が途切れてしまって、反対側の歩道もまだ狭い状況でございますので、急いでやりたいということの思いはありますけれども、1つはやはり国の補助をいただきながらやっていくということも、一つの整備方針もございますので、実際こちらの担当であります福岡県の保健医療介護部のほうの総務課というところに、ここが用地の担当、直接の担当部署なので、一応お話は私のほうと山口建設課長のほうと2人で話をさせていただきまして、まだ時期的なものはわかりませんが、今後そういう実際に動きができた場合は、ご協力のほうをお願いしますということも、今年1月にお話にも行かせていただいていますので、付近の状況を見ながらといたしますか、やはり補助事業の状況を見ながら、年度計画をきちっと立てながらさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） まだ総合体育館関係の工事のほうが残っている状況ですけれども、これ一つ一つの工事という形で進めるのではなくて、体育館の関連事業として一くくりでしっかりと、どれ一つ遅れることなく進捗させていただきたいと思っております。

3点目のご回答についてなんですけれども、総合体育館建設に関する総括についてなんですけど、私の質問としては、もう一回ちょっと読みますと、これが、総括の進捗状況と市民説明会

の開催予定という形でお伺いしました。総括をやりますか、やりませんかじゃなくて、総括をやる前で、その進捗状況といつやるかという形でお尋ねしたんですけれども、これについてはもともとのご回答が、それこそ去年の7月の説明会での回答が、市長になっています。建設が完了した後に、総合体育館建設に関する総括を行うと市長みずからおっしゃっていますので、これについては市長のほうからその総括についての、市民説明会についての見込みをお話しいただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 昨年7月ということですが、これは一昨年7月ではなかったかと思います。私が就任しまして、7月16日、17日で、体育館の横の2階で市民説明会を2日にわたってした折のことを言われてあるんだらうというふうに私は理解しておりますが、そのときに、体育館建設終わったところでのいろいろなことについての総括については、したいということで考えておりますので、この9月決算が一つの目安になるかなというふうに思っておる次第でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） そうしたら、9月決算後にやるというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 確かに市民の皆様の中にそういうふうなご意見がございました。市長のほうから、そういう形でご回答いただいているわけでございます。基本的にしなければならぬと。ただ、やはり一つの事業の経過として、それを総括という形で出す以上は、やはり決算というような形できちんと収束させてからの方がよからうと。

あと、どういう形でそれをお伝えするかということでございます。やはりいろいろな冊子にするとか、広報に出すとか、いろいろあるわけでございますが、唐突になったらちょっとまずいだろうと。やはり市民の皆様がご理解しやすいような時期に、ご理解しやすいような形できちんとご報告するというようなことが大事かなと。

状況ではございますけれども、基本的に進みぐあいといいますか、総括の中でも、その説明会の中で、やり方につきましては基本的に市民の皆様への説明はもっと丁寧に行っていくべきであったというような基本的な考え方は、その場でもう明示されているところでございます。

あと、増嵩の部分につきましては、今から説明する内容が総括に該当するかどうかというのは、ちょっとわからないところでございますけれども、基本的に太宰府市の監査委員から工事監査を受けているというような部分がございます。

それから、これも平成26年度繰越分ではございますが、会計実地検査も受検しているというような状況もございます。

それから、今年の2月には、県の補助事業に関する現地調査も受けているということで、基本的には特段の問題等は指摘されていないということで、大きな事業になりますと、こういうふ

うな形でやはり補助事業になりますので、時系列的にその適正性が確認されるということもご
ざいます。

市としましては、最終的にはやはり、決算認定というのが最終的な目標でございますので、
その後、どういうふうな形で市民にお伝えできるのか、それが適切なかを判断させていただ
いて、実行させていただきたいというふうな形で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 総括についてなんですけれども、それこそ事業の進め方から始まって、
事業費の増嵩もあります。それ以外にも入札方式とか、市民に対しての情報発信というところ
で、いろいろ反省すべき点が私はあったと思うんですけれども、それこそこれから大きなプロ
ジェクトを始める場合に、今回の体育館の進め方、そこら辺でしっかり得るものをしっかり得
て、次回に生かすということも考えられますので、この総括というのは非常に意味があるもの
だと思っていますので、しっかりよろしくお願いします。

2件目お願いします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

総務部長。

○総務部長（石田宏二） 次に、2件目の指定管理者による公共施設の管理についてございま
す。

まず、1項目めの指定管理者制度の実施状況と導入効果についてご回答申し上げます。

具体的な現在の導入状況でございますが、いきいき情報センター、市民図書館、大宰府展示
館、文化ふれあい館のほか、北谷運動公園、歴史スポーツ公園、体育センター、とびうめアリ
ーナ、史跡水辺公園、大佐野スポーツ公園、ルミナス、老人福祉センター、学童保育所で導入
をいたしております。

導入の効果といたしましては、民間のノウハウを活用することで管理運営コストの縮減が図
られ、それによりまして利用者の負担も抑えることができています。

また、利用者へのサービス向上という面におきましても、指定管理者のノウハウを生かした
自主事業を展開するなど、サービス向上が図られております。

次に、2項目めの管理状況の評価についてでございますが、これまでは毎年度指定管理者か
ら収支状況報告や実績報告を受けておりまして、それ以外には各課で個別に評価をしているの
が現状でございました。

このため、昨年9月に指定管理者制度運用ガイドラインを定めたわけでございますけれど
も、それをまた今年4月に改定をする予定にいたしておりまして、特に指定管理者の監督、評
価に関しまして、より詳細な事項を設けることといたしております。

その中で、評価に関しましては、統一した評価シートを用いまして、指定管理者みずからが
自己評価を行うとともに、各施設所管課も管理運営についての評価を行うことといたしており

ます。

来年度以降に実施されます指定管理業務につきましては、この新たなガイドラインに沿って実施をされますので、これらを通してさらなる市民サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。

また、議員が懸念されておられます管理業務の丸投げによる職員力の低下につきましては、私ども市といたしましても、指定管理者に任せただけで終わりということではなく、事業者との連携等をとるという意識を持ちながら、市民サービスの向上のための施設運営を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） もう昨年話になりますけれども、12月議会におきまして、指定管理者の継続承認議案がございました。私たち議員としても、何をもちて継続承認の可否を判断すべきか非常に困ったところなんですけれども、結局事後報告書というのがございます。それを見て一応判断はさせていただいたところなんですけれども、管理運営がしっかりうまくいっているかという評価がなかったように思います。

そこで、継続してその管理者を続けていいのかというところで非常に困ったわけなんですけれども、ご回答にもありまして、現状は事後報告書という形だけだと思うんですが、それが去年の9月に指定管理者制度運用ガイドラインをつくりまして、そこでさらに4月改定予定ですと。

このガイドラインの中でしっかり自己評価、指定管理者みずからの自己評価と、各施設所管課も管理運営について評価を行うという形なんですけど、ちょっと私心配なのが、従前の今の制度では、事後報告書という形で各指定管理者から報告書をいただいているところなんですけれども、今回この一般質問に合わせまして、何件かの指定管理者の報告書を資料請求という形でいただきました。それが、各指定管理者ごとに、各担当課ごとに結構様式もばらばらだし、内容の厚さも内容もばらばらです。しっかり書いているところもあれば、意外と的外れな形の報告書もございました。

そこで、そういうことではいかんということで、共通書式というシートを設けられるかとは思いますが、もう一つ、その評価というところで、指定管理者の自己評価、担当課の評価だけでなく、全てを見るどこかの課、それがどこかわかりませんが、それを総合的に見るところが、トータルで同じ目で見させていただいて、最終的に評価をしていただくという制度になればいいなと私は思うんですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 評価でございますけれども、今度の新しいこのガイドラインによりまして、月次報告書でありますとかいろいろな報告書、また利用者のアンケート等もとるようになっています。利用者の評価、また稼働率向上の努力をどのようにされてあるかとか、魅力

ある自主事業をどの程度組んであるのかとかというようなもの、また地域にどれだけ還元をしているのかというようなところをあわせて、どこか一元的に見るところ、まずは庁内ではこの指定管理者制度の総体を見るところといたしましては、経営企画課が所管をいたしておりますが、そこだけではというような話ではございませんか。本年度から外部評価委員会というものを立ち上げておるといようなことは、もう議員もご承知のとおりだとは思いますが、今後こういった外部評価委員会の中でも、そういった指定管理による管理がうまくいっているのかどうかというところも、あわせて出していきたいという形も考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 事務事業の外部評価委員会ですね、私も評価状況を傍聴させていただいたことがございます。しかしながら、外部評価委員会が全ての指定管理者について第三者として評価するかといったら、そうではないんですね。第三者評価委員会が評価するのは、限られたごく一部ということですので、しっかりこの指定管理者制度運用ガイドラインの中に、第三者評価というのをしっかり入れていただくのも一つの考えかと思えます。

もう一つ突っ込んで、さらに言いますと、この評価結果の公表ですよ。それこそ評価しただけで、内部で持っているだけでは、それこそ我々議員がもしかしたら見ることになるかもしれませんが、広く市民の目にはなかなか届かないですよ。

そこで、最終的なところはこの評価結果の公表、情報発信だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） まず、評価結果の公表の前に、こういった事業につきましては、当然議会のほうにも決算でありますとかいろいろな場面で報告をしていく部分があるかと思えます。議会の中でのそういった精査も受けながら、実際のこの評価を外部に公表していくかどうかも含めまして、今後の検討課題というふうにさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） もう4月の改定までは余り時間ないんですけども、指定管理者制度運用ガイドラインをしっかりと実のあるものにしていただいて、指定管理者制度を有意義なものにしていただきたいと思えます。

この指定管理者制度を使いこなすポイントは、管理状況の適正な評価と評価結果のフィードバックと考えています。公共施設を管理するのは指定管理者ですけども、その指定管理者を管理、評価するのはもちろん市の担当課です。指定管理者を適切に管理していただき、市民サービスの向上にしっかりつなげていただきますようお願いして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員の一般質問は終わりました。

ここで16時45分まで休憩をいたします。

休憩 午後4時32分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後4時45分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番船越隆之議員の一般質問を許可します。

〔2番 船越隆之議員 登壇〕

○2番（船越隆之議員） 議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い質問をいたします。

まず1項目め、子育て支援について。

1、一時的に生活援助を必要なひとり親家庭に、家庭生活支援員を派遣し、日常生活の支援を行うことは必要と思うのですが、ひとり親家庭がどれくらいあるのか把握されているのでしょうか。

生活支援の必要な家庭が複数件でも、支援員の方の派遣は対応できるのですか。支援員の方の人数をお示してください。

2番目、児童虐待の防止について、子育て支援センターに家庭児童相談室を移設、専門職を中心に対応するとありますが、市内での虐待の件数は何件あるのでしょうか、お示してください。児童相談員さんは何人予定してあるのですか。

一言で虐待と言っても、いろいろな形があります。身体的虐待、性的虐待、ネグレクトなどがあります。去年私が聞いたのがネグレクトであります。幼い子どもがいるにもかかわらず、食事もまともにとらせることなしに、また風呂も一緒に入ることもなし、だから服を着せない、その結果、幼い子どもが亡くなるというような事例も聞いております。親の無責任な育児放棄がある中で、本市としての対応をお示してください。

2件目、ふるさと納税について。

都城市では、全国にPRするために、平成26年4月、みやこんじょPR課を新設、平成26年10月、ふるさと納税をリニューアルする。都城市を全国にPRするためのツールとしてふるさと納税を位置づけたと。都城では、日本一の肉、その中に牛肉、豚肉、鳥肉の生産量は日本一と、焼酎を全面に押し出したPRの結果、平成25年度に964万円、平成26年度に4億9,980万円、平成27年度42億3,100万円というふるさと納税があっております。

平成27年度については、30億円を委託業者に、手元に10億円残る。この10億円の使い道としては、子ども支援、まちづくり支援、環境支援、スポーツ・文化振興支援、長寿支援、災害対策支援、人口対策支援、その他の8項目200事業に使用されています。

太宰府市でもふるさと納税は平成28年12月からされていますが、現在まで1,700万円から返

礼品を差し引いて、太宰府市で使える寄附金が700万円程度あります。その使い道については市にお任せするということですが、その寄附金の使い道と、特産品が少ない中での今後どのような取り組みをしていくかをお示してください。

再質問に関しましては議員発言席で行います。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 1件目の施政方針についてご回答を申し上げます。

1項目めのひとり親家庭日常生活支援事業についてございますが、ひとり親家庭が児童の養育や健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えていることから、生活の中で直面する諸問題の解決を図るため、国の補助金を活用し、日常生活支援事業を実施するものでございます。

支援の対象は、市内に住所を有するひとり親家庭でございまして、就職活動、疾病、出産、事故等の理由によりまして一時的に生活援助が必要である世帯に、家庭生活支援員を派遣いたしまして、食事の世話、住居の掃除、生活必需品の買い物などの支援を行うものとなっております。

なお、対象となる世帯は、児童扶養手当の受給者が1月末現在で569世帯でございまして、事業開始の際にはお知らせをすることを考えております。

また、支援員につきましては、福祉サービスを提供している事業者に委託する予定でございまして、その際には複数の世帯からの申し込みにも対応できるような体制がとれるものと考えております。

次に、2項目めの児童虐待の防止についてでございますが、児童福祉法の改正によりまして、児童の安全を確保するための初期対応等が迅速、的確に行われるよう、要保護児童対策地域協議会の調整機関に児童福祉司、保健師、助産師、看護師、保育士、教員等の専門職を配置することとされておりますので、子育て支援センターを協議会の調整機関として専門職を配置し、家庭児童相談室を子育て支援センターに移設した上で、同じ部署の母子保健や療育相談を含めて、密接な連携がとれる体制を構築してまいります。

なお、虐待の件数でございますが、平成27年度の集計で32件となっております、家庭児童相談員の人数は、本年度と同様に週5日勤務の方が1名、週2日勤務の方が1名の予定でございます。

また、実際の虐待事案に対する対応といたしましては、通告を受けて48時間以内の安全確認のため、保育所、幼稚園、小・中学校での児童・生徒の様子を確認したり、保健師、保育士と協力して家庭訪問を行ったりしております。

なお、対応が困難なケースにつきましては、児童相談所に協力を依頼いたしまして、家庭訪問等を実施し、必要に応じて関係機関の担当者を招集いたしましてケース会議を行っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） この中に、一時的に生活支援が必要な世帯に家庭生活支援員を派遣して、いろいろな食事、住居の掃除なんかをお世話をするということで書いてありますが、例えば親御さんが入院を1週間ぐらいとか要する場合に、そしたらその子どもさんというのはどういふふうな扱いをされるか、対応は。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） そういった何日もの間、長期間にわたり入院とかで家をあけられる場合につきましては、もう児童相談所等との相談の上、保護施設といいますか、そういったところの入所ということになるかと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） わかりました。それは今後、児童相談所との関連性の中で、なるべくそういう家庭に関しましては善意的に推し進めていってほしいと思っております。

それから、虐待に関してですが、家庭児童相談員を週5日勤務1名、週2日勤務1名とありますが、この5日のうち、その2名の方は何日一緒に2人がおるような形になるわけですかね。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 1名の方が週5日、1名の方が週2日ということになりますので、週5日のうち3日間が1名体制、2日間が2名体制ということになります。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） あと2日間を1名ですということですが、例えば集計で32件、太宰府の中にそういう虐待の事例があるということで、いろいろな報告があるということですが、例えば1名のときにいろいろなそういう相談があったときに、その対応としては、あとは誰が対応されるんですか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 家庭児童相談室の役割といたしましては、初期に相談を受けまして、その後専門機関へ通告といいますか、そういったことをするという役割になってまいりますので、具体的な支援といいますか、そういったところになりますと、それぞれの機関、例えば児童相談所であるとか、学校であるとか、それぞれのところということになります。そういった対応で今のところやっておるような状況です。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） この週5日間の中で、1日平均の例えばどれくらいの相談があるのか。平均とちょっと言ったら厳しいところあるかもしれませんが、大体平均したらどれくらいの割合で相談があっているのか。多分この虐待に関しては、件数的には何百件かあるんで、ネグレクトとかそういう問題だけじゃなくて、いろいろな相談があると思うんですが、それに対応するために、1日平均の大体どれくらいの相談があっているのかというのをちょっとお示

してください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） こちらが平成27年度の実績になりますけれども、相談件数が637件となっております。年間約200日の開所と考えますと、1日3件から4件、そのあたりの相談件数ということになるかと思っております。

○議長（橋本 健議員） 2番舩越隆之議員。

○2番（舩越隆之議員） 年間637件ある中で、200日をこの相談員の方が対応しているということですが、例えば土日とかにもそういう発生がしかねないということも考えられるわけですよ。そういうときには何かの策はとってあるんですかね。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 家庭児童相談室だけではなくて、いろいろな機関で相談の受け付けというのはやっておりますので、緊急の場合は恐らく市役所なりに連絡が来れば、当然保育児童課の職員にも連絡が行きますので、そういったところでの対応、土日に緊急で市役所から電話がかかってきて出勤するというようなケースもございますので、そういったところに対応ができているものと思っております。

○議長（橋本 健議員） 2番舩越隆之議員。

○2番（舩越隆之議員） わかりました。太宰府の中に一応32件ということですが、これ以外にも多分かなりのいろいろな虐待に関するような情報が、多分入ってこない部分もあると思うんですね。それを想定した場合に、今後こういう虐待を少しでもなくするという場合に、例えば親にいろいろな面接しながらアドバイスをして、虐待に関するアドバイスとか、いろいろな市のほうからのそういうあれは、今後どういうふうな形で親御さんのほうに接してやっていこうという考えがあるのか、ちょっとお示してください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 太宰府市では、こんにちは赤ちゃん事業ですか、お子様が生まれたときに、まず全戸の訪問というのをやっております。その中で一定気にかかるようなご家庭とか、そういったものはある程度把握もできておりますし、そういった相談とかいろいろなものがありました場合につきましては、それ以降も養育支援訪問事業といたしまして、気になるご家庭については継続して家庭訪問などを行っているような状況です。そういったところで早期の発見はしていきたいというふうには思っております。

○議長（橋本 健議員） 2番舩越隆之議員。

○2番（舩越隆之議員） この福祉に関してちょっと市長にお伺いしたいんですが、市長は施政方針でも福祉に関して力を入れるという話をうたっておりますけれども、実際市長はその福祉に対して、この2年間でどういうふうなことをされてきたのか、ちょっとお示してください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 部、課でどのような形の課題があり、どのような運営をなされてきたかとい

う報告を受けたり、保育園をいろいろ回ったりしております。今回機構改革の中で、子ども・子育てについて、大きく妊娠期からずっとの体制をつくるとか、貧困関係の体制をつくるとか、そういう形での機構改革、随分議論庁内で進めた上の福祉の大きな柱を立てるという形で進んでおる次第でございます。

実は私、ごじょう保育所にまだ2回か3回しか行っておりませんで、いろいろなところの現場というのを、私自身ももっともっと見て回る必要があるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） 市長がこの2年間で、まだごじょう保育所とかにまだ二、三回しか行ってないというのは、福祉に力入れるという意味合いでは少な過ぎやしませんか。もう少しやっぱり福祉、子どものそういう福祉に関してだけじゃなくて、いろいろな形で福祉に関しては力を入れるということで市長の口から言われたはずですよ。それに対しての責任のもとに、言った以上は実行しないかんというのが、市長としてのやっぱり立場考えたら、常にそういうところに目配りしとかないけないと思うんですよ。

太宰府市はそういう福祉の面で弱いということを他市からも言われたり、いろいろな人から聞いたりもするんです。それでも市の行政の方はされているんですけどもね、それはわかっています。だから、そこをもう少し強力なものにするためには、市長みずからそれだけのことを言うたんであれば、常にそういうところに目を光らせて、どうしたらいいかということを常に頭の中で考えながら、部下に指示をしなきゃいけないと私は思っているんですよ。そういう面じゃあ、ちょっとそういうところが少し怠ってあるんじゃないかなという気がするんですけども、どうですかね。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 今言いましたのは、市営としてのごじょう保育所に二、三回程度しか行けてないということで、あとほかの保育園もいろいろな機会でも回る機会はあるということで、ごじょう保育園に限定して言った次第でございます。

あと、いろいろな形で本当に、ご存じだと思いますが、1階の市民福祉部のところが、いつまでもやはり夜遅くまで電気がついて残業しておるといような課題で、やはりたくさん課題を抱えて職員頑張っておるなというふうにも思っておりますし、気がついたときはそういう夜電気がついたところを回るというふうなことも、まず第一にこの市役所自身が現場だと思いますので、心がけて回っておりますし、朝の朝礼なんかも大体一通り、まだ外には出ておりませんが、やはり現場主義というのは貫きたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） 今いろいろ言われましたけれども、そういう問題が、1階の市民福祉部

のほうでいろいろな問題が多く出ていけば、それに市長みずからやっぱり耳を傾けながら、どういう対策をとるかという話し合いとか、そういうことを実際なされていますか。部下との話し合いはちゃんとされていますか。そこをしないと、市長としての意味がないんじゃないですか。そういうことを部課長としっかり話し合わんと、何も解決できないんですよ。

市長の権限というのは一番強いんですよ。その中で市長が、ただ部下が頑張っているから、頑張っているからと言うたって、市長がそこでちゃんとした耳を傾けないと、太宰府市はよくなるんですよ。いつまでも同じことの繰り返しですよ。何のために市長になったかといったら、そういうところを直すためじゃないとですか。

だから、お年寄りの福祉に対しても、そういういろいろな面で市長が本気でそういうものに耳を傾けないと、太宰府市はよくなるということですよ。

だから、昔からこの数字は余り変わってないと思う、逆に増えとるかもしれん。そういうのを常に把握しているかということですよ、市長が。したら、何でこういう問題が多いのかという問題点を引き出して、部課長と話し合せて、その対策を練らなきゃいけないんですよ。お金の問題だけじゃないんです。

この家庭児童相談員を1名ずつ配置していますけれども、例えばこれをあと一名増やすとか、そういう考えは市長の中にあるんですか。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） ご回答申し上げます。

船越議員のおっしゃる部分について、私を含め、問題点を的確に把握していかなければいけないというふうには思っております。ただ、いろいろな時間とかそういうものもあって、そういうことができないところがございます。

ただ、そのためと言ったら語弊がありますけれども、部長会、それから経営会議等あって、そういうものが上がってきて、そしてどうするかというようなことを今やっておるわけでございますけれども、まだそういう一つ一つの部分での状況把握は至っておりませんこと、大変申しわけなく思っております。できる限り課長、係長、そういうところと協議してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） 今後、太宰府のそういう市長が考えてあるいろいろな施策の中で進めていこうと思うのであれば、やはりそういう福祉の面やいろいろな面で、やっぱり市長が本当に汗水流しながら動いて、部課長の話をきながら、太宰府を少しでもよくしていこうと思うのであれば、そういう体制を今後考えながらやっていってほしいと思います。

これはここで終わります。次に行きます。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

総務部長。



○総務部長（石田宏二） 次に、2件目のふるさと納税についてご回答申し上げます。

返礼品制度は昨年12月19日からの導入でございます。導入当初の目標といたしましては1,000万円といたしておりましたが、12月末までに1,458万円というご寄附をいただいております。さらに、年明け後も毎月120万円程度のご寄附をいただいている状況です。

寄附金の使い道につきましては、一部で用途を指定してご寄附をいただいているものの、かなりの割合で用途については指定をされていない状況でございます。本市といたしましては、用途につきましては現在検討中ございまして、決算においてお示しをしたいというふうに考えております。

次に、今後の取り組み方針でございますけれども、この返礼品制度は、もともとご寄附をいただいた方々へのお礼を兼ねて、地元産品並びに自治体のPRのために始まったものと承知をいたしております。

議員がご質問の中で一例として取り上げられました都城市についてでございますけれども、同市の取り組みの目的も、同市の名前を全国の方々に覚えていただくことにあるということでございまして、PRには成功いたしておるようでございます。

一方、本市につきましては、船越議員もご案内のとおり、農畜産品や酒類など返礼品として人気があり、かつ大量に供給できるような特産品はございません。このような条件の中ではございすけれども、歳入を増やす努力をすることは必要でありますし、またそのことが地元商工業の活性化にもつながることになればいいということで取り組んでおりまして、今後もその方針に沿って進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） このふるさと納税にかかわらず、ちょっと市長にまたご質問ですが、「儲けよう太宰府」という言葉を市長は常に言われています。市長の中に「儲けよう太宰府」という言葉は、何を根拠にどのような形で市をもうけさせろと思っておられるのか、ちょっと本音の中での考えをお示してください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 「儲けよう太宰府」という言葉は私が言い出したことではありませんで、総合戦略についての議論を市役所の若手職員の中でする中で、やはりいろいろなことをするためには収入を増やさなきゃいけないということが、大きな総合戦略の柱として若手職員の中で出てきたということが大きなきっかけでございまして、これは非常に太宰府にとっても市役所にとっても画期的なことではないかというふうに私思っております。

従来どちらかというと、やはり会社が少ない、大きい工場がない、そういう意味での非常なハンディを太宰府自身が片一方で背負っている。一方、890万人の観光客で、いろいろな形で九州国立博物館設立以来にぎわっておるといふような形でして、いろいろなことに対してやはり、今後のまちづくりも含めて収入を増やすということは、大いに検討、企画していかなければ

ばいけないことだと思いますし、基本的な経営としては、入るを増やして出るを節約するとい  
うか、そういう形になりますので、経費の面あたりもいろいろな見直し等々を外部評価委員会  
でもいただいておりますし、もっともっと収入を増やし、経費を減らしていくということは、  
大きな課題だというふうに思っておりますし、具体的にそれを取り組んでいきたいというふう  
に考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） 「儲けよう太宰府」という言葉は部下が言ったと言われましたけれど  
も、市長も常にことごとく「儲けよう太宰府」という言葉を発してあるじゃないですか。市長  
が発した以上は、市長が何かの考えがないと、そういう言葉は出てこないんじゃないですか。  
ただ部下が言うたからといって、部下の責任にしたらどうしようもないでしょう。部下の立場  
ないじゃないですか。

社長なら社長らしく、トップならトップらしく、トップの責任とらないかんですよ、言うた  
以上は。私は市長に答えてくれと言ったんです。市長の考えをそのまま言ってくださいって、  
素直に。部課長が決めたからどうのこうのを言ってほしくなかったんですよ。

自分の考えがあるんでしょ、何か。同じことを言うのであれば。太宰府市をもうけさせろ  
うと思う頭があるんでしょ。あるのであれば、何かその中の頭の中に何か考えがあるでしょ  
う。それを言ってくださいと私は言っとるんです。何で部課長のせいにするんですか。考え言  
ってください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ルーツとしてのそういうことを言ったわけですし、私自身、大きな市長とし  
ての方針というのは、やはり今申し上げましたとおり、そういう形で「儲けよう太宰府」、収  
入を増やそうということは大きな課題だと思っておりますし、そのことについてしっかり考え  
ていこうということでもしておりますし、先ほどから観光立国の問題も出ておりますし、今後と  
も観光の分野でどのような形で収入を増やしていくことができるのか。ちょっと具体的な  
ところはまだ申し上げるところまで来ておりませんが、いろいろな形で収入を増やすと  
いうことは、先頭に立って、私自身がトップセールスをしながらいろいろなことをやってきま  
したし、今後もやっていく決意でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） ちょっと残念やけれども。トップセールス、自分が進んでいくというこ  
とであれば、何で自分の考えを言わないんですかね。ただもうけよう、もうけようという言葉  
で言うだけだったら、誰でもできるじゃないですか。市長でしょう。市長なら、自分はこうい  
う方向で、こういう形でもうけようと思っているという具体的な案があるでしょう、何か。そ  
れはないんですか。ないなら言うちゃいかんですよ。あるから言うんでしょ。

市長という立場の言葉というのは、物すごく重大なんです。決定権があるんですよ。その中で市長が、今からまだ考えますって。そしたら2年間何をしようかという話になるじゃないですか。2年間、何をされていたんですか、「儲けよう太宰府」のために。何か考えがあったんですか、されたんですか。お示してください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 具体的なところは担当から答えるなりして、大きな構造については私が考えるということをごさいますて、例えば今の現状を見ますと、やはり太宰府市には宿泊施設がない、ただ何件かのいろいろな話はある。今回も太宰府館の問題出ておりますが、もっともっと収入につながるようなものにしたいというふうなことに象徴されるように、いろいろな形でのことについて取り組んでおりますし、またそういうことを指示しているということをごさいます。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） いや、取り組んでおられると思うんですが、その取り組んでいる内容をお示してくださいと言っているんです。わからないじゃないですか、今の答えじゃ。何をされているのか全然わかりませんよ。その2年間、何をしていたんですか。何もわからんじゃないですか。

部課長たちにどうのこうの言う前に、自分がこういう方針でいくから、これに対して何か考えを出してくれとかという相談をしながら、そのために部課長がおるんでしょう。それをしないと、全然前へ進まないでしょう。何のあれにもならんじゃないですか。何でそこがはっきりした答えが市長は返ってこないんですか、答弁として。

私はこういう考えがあるから、こういう方向で今進んでいますという言葉返してくれりゃあ納得するのに。そういう言葉を返さずに、回りくどく回りくどく言うだけで、いつも同じことの繰り返しじゃないですか。議会のあるたんびにそういう答えばかりじゃないですか。

○議長（橋本 健議員） ちょっと待ってください。船越議員……。ふるさと納税の今後の取り組み、通告から少しそれてきておりますので、ふるさと納税についての今後の取り組みについての質問に変えてください。

○2番（船越隆之議員） はい、わかりました。

ふるさと納税に関しましては、今後も太宰府市は進めていくということですので、少しでもやっぱりいろいろな形で寄附金が入るように、市のほうに入ってくるように、これからも頑張ってくださいことを希望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員の一般質問は終わりました。

ここで17時35分まで休憩をいたします。

休憩 午後5時19分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後5時35分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番上疆議員の一般質問を許可します。

〔10番 上疆議員 登壇〕

○10番（上 疆議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告しておりますことについて質問いたします。

太宰府市総合体育館とびうめアリーナの状況などについて、3点についてお伺いいたします。

まず1点目に、太宰府市総合体育館が11月3日に開館し、11月5日、6日に開館記念イベントを開催されました。7日から一般利用が始まっております。開館後から1月末までの間の利用状況についてお尋ねいたします。

各施設の1階の柔道場、剣道場、卓球場、軽スポーツ施設、会議室、研修室、2階のアリーナなど、個別に利用者数をお願いいたします。なお、合計人数もお願いいたします。

そのうち小・中学生、高校生、大人の人数もお願いいたします。なお、合計人数もお願いいたします。

また、観客や見学者などがどのぐらい見えられたのか、わかれば人数をお願いいたします。

2点目に、この利用状況のまま運営されるのか、または総合体育館指定管理料の中で何らかのイベントなどを開催される予定があるのか、伺います。

3点目に、総合体育館が開館されて、太宰府市体育センターや松川体育館の利用状況に変動があるのか、伺います。

以下、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 太宰府市総合体育館とびうめアリーナの状況につきまして、市長回答とのことですが、私のほうからご回答をさせていただきます。

まず、1項目めの開館後から1月末までの間の利用状況についてでございますが、11月3日の開館記念式典には208名のご来賓の方にご参列をいただいております。

次に、11月5日、6日の開館記念事業でございますけれども、元福岡ソフトバンクホークスの松中信彦選手を初め7事業、講演会等を含めて7事業行いまして、延べ951名の方にご参加をいただいております。

11月7日の一般利用開始以降につきましては、合計が2万1,807名の方にご利用をいただいております。施設ごとの数字でございますが、柔道場が1,934名、剣道場945名、多目的室、主に卓球場のご利用になりますけれども4,322名、軽運動トレーニング室2,517名、会議室及び研修室879名、アリーナ1万1,210名という利用状況でございます。

年齢別の内訳につきましては、小・中学生8,775名、高校生2,531名、大人の方が1万501名となっております。

議員ご質問の観客及び見学者等についてでございますけれども、出入り口の数等も複数ござ

いますし、実質観客なのかプレーヤーなのか見学者なのかというのは、なかなか区別が実質的には困難でございますので、データとしての把握はできていない状況でございます。

次に、2項目めの今後の運営についてでございますが、これまでどおり市の主催事業でありますとか、体育協会加盟団体の事業、指定管理者による自主事業などで運営を行っていく予定にしております。

体育館でのイベントの開催につきましては、指定管理者を通じまして、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けてのトップアスリートやオリンピックの招聘を行いまして、見る、触れる、感じることを通じていただき、さらなるスポーツの振興を図っていきたいというふうに考えております。

また、各種運動教室等を指定管理者の自主事業として計画をしております、市民の皆様の参加を促してまいりたいというふうに考えております。

次に、3項目めの総合体育館開館後の太宰府市体育センターでありますとか松川体育館の利用状況についてでございますが、体育センターの利用者につきましては、平成27年11月から平成28年1月までは1万2,436名、平成28年11月から本年1月までは1万354名で、率にいたしますと17%の減少が見られます。

また、松川運動公園体育館の利用者につきましては、平成27年11月から平成28年1月までは5,350名、平成28年11月から本年1月までは5,154名で、率といたしまして4%の減少が見られます。

このことから、体育センターにおきましては、大会会場の変更等による減少の影響が見られるところでございますけれども、松川運動公園の体育館につきましては、フットサル、ハンドボール、マーチングなど新たな競技等の利用もなされておりますので、総合体育館の開館の影響は少ないものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はいいですか。

10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 1点目ごとにちょっとしていただきたいと思いますが、先ほど木村議員のほうがされておりますので、ダブるところもあるかと思いますが、よろしく願います。

まず、利用者数等を説明いただきましたが、本当にありがとうございました。大変だったと思いますが、ありがとうございました。

そこで、開館から3カ月までの間でしたが、各施設の利用者数の状況についてどのように感じておられるのかなと思いますので、その辺がなかなか3カ月だから難しいでしょうけれども、例えば評価で1、2、3のやったら、どの辺に行くのかどうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 非常に難しいご質問でございますけれども、今時期的にいうと冬季

期間になりますので、ちょっと少しスポーツ選手としては休息の期間に入るんじゃないかなと思っておりますので、この数字的にはまあまあのレベルの利用じゃないかなというふうに思っております。これはあくまでも自己評価でございますので、申しわけございませんが。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 今言われますように、3カ月ですからね、なかなかわからないだろうし、当初出たところのイベントなどたくさんありましたので、なかなかわからないところがあると思います。

そこで、簡単なことですが、総合体育館の周辺に大きな看板がないんですよ。入り口はわかりますよ、あそこ。そういうことで、市内及び市外からの来館者によりわかりやすい、やっぱり標示板が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） その点につきましては、庁内のほうでも論議をしております、都府楼駅からの導線表示につきましては、現在計画をしているところでございます。現在その設置場所等について協議をしているところです。

それと、体育館の利用者の方からよく言われますのが、駐車場の位置が体育館の裏側と申しますか、あのプールの通りから見ますと建物の裏になりますので、非常に駐車場の位置がわかりにくいという声もいただいておりますので、その分につきましては指定管理者のほうで、体育館の駐車場の案内の表示をするということで、利用者の方の誘導をするように改善をいたしているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） そのようにしていただきたいと思いますが、もう一つは、できたらやっぱり、市外の方がと言ったらおかしいんですけども、せっかく西鉄で大牟田線があるわけですよ。あの辺にやっぱり大きな看板を立てて、やっぱり周知をすることが大事だと思うんですよ。でないと、なかなかわかりませんよ。あのものほどこか、何かなとしかわからない、知らない人はですね。電車に乗ってもですね。

だから、そういう分ではやはり大きなものを立てるべきやと思いますが、昔じゃないけれども、国博をするときには、今の体育館のところにざっとこうしておったんですよ、看板を。それぐらい大きなものをつくれば、本当に皆さんには気がつけられるんじゃないかなと思いますが、再度ちょっとその辺を聞きたいと思いますが。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 西鉄ビルマネジメントさんが指定管理者の業者の中に一つに入っておりますので、西鉄の駅等の掲示というのは、もう指定管理者のほうに各種イベント等についてはお願いをしているところでございます。

今議員言われます看板等の掲示という部分は、景観上の少し問題もあるのかなということもございまして、その分についてはちょっと今の段階では設置をするということは、なかなか

申し上げにくいのかなと思っております。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） その辺はわかることはわかりますが、やっぱり周知というのは大変やっぱり大事なことですよ。やっぱり大きくないと看板わからないんですよ。だから、これはやっぱりつくらないかと私は思っています。この辺はもう少し皆さんで考えていただいて、検討していただきたいと思えます。いいですか、検討はしてもらえますか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 体育館の形状を見ていただきますと、非常にちょっと箱物等は少し四角の建物とは違う独自のデザインという部分もございますので、そういう分で皆さんに周知をしていくということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 厳しくは言いませんけれども、恐らく最終的にはそういうのを立てなきゃわからないというふうに言われると思いますよ。それはもう太宰府の体育館ですからね。よそからどんどん来ると思いますよ。だけん、そういう部分では、やっぱり看板を立ててやらんといかんと思いますよ。そういうことで、看板はできるだけ多く立てていただきたいなど、これは私の希望ですので、よろしく願います。

あと一点ですね。まず、この間3月5日に、プラム・カルコア太宰府にて加藤登紀子さんがトークアンドライブをされましたよね。それ私も観賞しましたが、その市民ホールの座席数は600しかないんですよ。だから、大きなコンサートなどの開催は厳しいなと思いました。

そこで、この総合体育館建設構想の基本コンセプトに鑑みまして、スポーツイベント、興行など、それはアナウンス、CD演奏などにたえ得る音響設備としてなっておりますけれども、この文化事業及びコンサートなどに必要な高出力の音響システムは考慮しないとされているんですね、確かに。だけれども、そういう中で、この総合体育館は文化事業にもやっついでいこうという話でありましたので、そういう中で総合体育館にぜひ、まずNHKのど自慢を呼び込んでもらいたい。

これを契機に、やっぱり観光宣伝、観光客誘致等に広げていく一助になればなと考えているわけですが、これは昔の話じゃないですけども、今のプラム・カルコアをつくる前、つくるときに、NHKのど自慢を呼ぼうと言いましたけれども、なかなか600名じゃだめだということではできませんでした。だから、私もそれからずっと、やっぱり大きなものができたときには、ぜひこのど自慢含めていろいろな事業ができると思いますが、まずぜひNHKを引っ張り込むような形をやっついでいきたいなと思っておりますので、このことについては恐らく市長しかなんか言えないと思えますので、市長のご所見をお伺いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） しっかり取り組みたいというふうには思っております。

この10月には、合唱組曲「筑後川」を歌う会の方たちが来ていただいてするようになったら

んですが、私は体育館でやってほしいということをお願いしたんですが、音響が悪いのでプラム・カルコアでしますというふうな、ちょっと残念な結果になっております。

音楽的に言いますと、九州情報大学のプラスバンドに開館直後に、全国大会銀メダルということで音楽会していただきましたが、実際の音楽の響きとして、トランペット、トロンボーンみたいに前に音が出る分についてはよく聞こえるけれども、クラリネットとかサクソフーンなんかの裾のあたりで音が出る分については聞こえない。だけれども、3階に上がるとどういふわけか音が全部ミックスして、2階よりも3階のほうが音としては、何かハーモニーとかミックスされて聞こえるというふうなこととか、先日万葉会の里中満智子さんが来られて対談しましたけれども、反省として彼女がおっしゃったのは、対談しとる2人の相手の声が聞こえないというふうなこととかで、たしかあのおときももうちょっと音を大きくしてほしいというふうな声があったりして、もともと体育館ですから、音楽的にはつくられておりませんので、かなりそういう音響の問題はあるなという認識を持っております。

上のスピーカーから流れると、音が何かよく聞こえなくて、前からのほうがいいのかとか、そんなふうなこと等を含めまして、新しい体育館についてのやはり文化的な事業を進めるためには、講演会とか音楽事業あるわけですから、そういう分野についてはしっかり音響の効果というのをしていきたいわけですが、ただ大きく違いますのが、プラム・カルコアは反響板がありますが、今のところ反響板がないというふうなこと等、今後の音的な意味での検討課題はたくさんあるのではないかと思いますし、場数を踏みながら、どういう形がいいのか、いろいろな調整等も現場ではしていくんだろうと思っております。

やはり1,000人以上の客席を確保できておりますので、上議員ご指摘ののど自慢というのは、やっぱり一番呼ぶような大きな対象になるのではないかというふうに思っておりますが、ただいろいろお聞きすると、もう2年、3年先までずっと決まって、全国的に動いておるということでございますので、なるべく早く名乗りを上げとかなきゃいけないのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） ありがとうございます。今言われるように、プラム・カルコアでも、逆にプラム・カルコアはステージがあつて、ぐわんと上がってしまうでしょう。音響そのものが下しかないんですね。だから、私は一番上におつたんですが、やっぱり上はもう聞こえなかったですね。聞こえないというか、音が悪かった。

そんなふうな形によって違うんですね。だから、体育館ですとすれば、ステージが当然できますが、ステージは結構あるんでしょう。だから、ステージについてはオーケーですが、それに音響をつければできるんですね。だから、これはどちらが、私もわかりませんが、NHKさんと協議して、やってもらえるのかどうかわかりませんが、その音響の部分をつければ、音は完全にいくと思いますよ。

これは何ですかね、NHKさんはもうたくさんやっておりますよね。だから、体育館でもやっていますし、そのような形でやられていると思いますので、この辺は含めてぜひ考えていただいて、太宰府の人にこういうものを見せてやりたいし、その部分を全国にNHKから行かれるので、いろいろ見られますので、ぜひそういう大きいものをしていただきたいと思うし、その関係でありますけれども、文化協会の高瀬さんがおりますよね、元NHKの。あの人もこういうの好きなんですよ。

だから、ぜひ私も言っていこうと思いますが、高瀬さんにその音頭をとっていただいて、NHKのほうに希望をつけるように、形をですね、私も一緒にやっていきたいなと思っておりますので、市長もあわせて、やっぱり早目にやらないと、本当にいつできるかわかりません。だけれども、順番は決まるとるようで決まってないらしいですよ。だから、それはそれぞれにあるので、その辺が問題がありますけれども、高瀬さんを引き込めば大丈夫かなと思っておりますので、ぜひそういうふうなことを考えていただきたいなと思います。

もうあれかな。もう一つ。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 最後は太宰府体育センターや松川体育館の関係でありますけれども、これが結構使っているという状況でありましたので、現状どおりやっぱり維持できるような管理体制をされるようお願いいたします、これで終わります。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員の一般質問は終わりました。

ここで18時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後5時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後6時10分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番入江寿議員の一般質問を許可します。

〔6番 入江寿議員 登壇〕

○6番（入江 寿議員） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告しておりました2件について質問をさせていただきます。

1件目は、太宰府市立小学校及び中学校のホームページについて3点お伺いいたします。

ご存じのとおり、地方公共団体ホームページの目的や意義は、情報発信及び情報収集や行政サービスをすることにより、住民の皆様にサービスを提供することです。サービスの向上のため、昨年太宰府市のホームページが改定された際、太宰府市のホームページから小・中学校のホームページへのリンクが可能になりました。利用者サービスの向上につながったことを評価しております。

質問の1点目は、小・中学校のホームページの作成と公開に関するガイドラインについてお伺いいたします。

一般的に小・中学校のホームページの作成と公開に関するガイドラインは、1、目的、2、インターネット利用の基本、3、インターネットの主な利用形態、4、インターネットの利用及び接続、5、管理責任者及びインターネット運用委員会の設置、6、ウェブページ等による情報の発信、7、個人情報の発信とその範囲、8、教員による指導、9、個人情報及びデータ等の保護、10、インターネット利用状況の報告及び指導から成るものと思っております。

太宰府市の小・中学校ホームページの作成と公開に関するガイドラインについてご答弁をお願いいたします。ご答弁は、ガイドラインを作成した時期、これは施行日をお願いいたします。改定があれば、改定日もお願いいたします。

また、ガイドラインの内容につきましては、さきに申し上げました一般的なガイドライン項目に対応し、その項目が盛り込まれているか否か、また、別途定めたガイドライン項目があれば、それもお願いいたします。

2点目は、インターネット利用状況の報告及び指導・助言の実績についてお伺いいたします。

現在、太宰府市立の小学校7校、中学校4校の11校全てがホームページを開設しています。市では、この小・中学校11校のインターネット利用状況を、必要に応じ各学校から報告を求め、指導、助言をされていると思いますが、この実績についてお伺いいたします。

3点目は、小・中学校11校のホームページの評価についてお伺いいたします。

現在公開されている小・中学校11校のホームページについて、11校それぞれについてどのような評価をされているか、お伺いいたします。

小・中学校のホームページは、小・中学校に入学する子どもを持つ保護者や、太宰府市に転入していただく小・中学生の子どもを持つ保護者などの皆様が、我が子が通学する学校の取り組み姿勢や環境等を思い、ホームページを閲覧されております。評価のご答弁は、保護者から見た場合を考え、市としての評価をお願いいたします。

2件目は、小・中学校におけるいじめについて3点お伺いいたします。

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであり、とりわけ嫌がらせや意地悪等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童が被害も加害も経験すると言われております。

国立教育政策研究所の追跡調査によると、暴力を伴わないいじめ、いわゆる仲間外れ、無視、陰口は、被害経験を全く持たなかった児童・生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童・生徒も1割程度と言われ、多くの児童が入れかわり被害や加害を経験している。加えて、いじめの加害・被害という2者関係でなく、所属集団の問題から、観衆としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている傍観者の存在があり、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにしなければなりません。

このようなことから、国は平成25年にいじめの防止基本方針、基本的施策、いじめ防止等に関する措置、重大事態への対処を骨子としたいじめ防止対策推進法を制定したことはご存じのとおりです。

この法律を受け、地方公共団体は、いじめ防止基本方針を策定することとなりました。太宰府市では、平成27年2月、太宰府市いじめ防止基本方針が策定され、学校でもこれらを受け、学校ごとに学校いじめ防止基本方針を定め、具体的ないじめ防止等への取り組みがなされています。

1点目は、太宰府市いじめ防止基本方針と、各学校のいじめ防止基本方針の評価についてお伺いいたします。

太宰府市及び小・中学校11校でそれぞれ定められているいじめ防止基本方針により、いじめ防止等の対策が体系的かつ計画的に推進されていると評価されているか否か、お伺いいたします。

2点目は、学校の実態及び取り組み状況の把握と、学校支援についてお伺いいたします。

太宰府市が策定されたいじめ防止基本方針によりますと、市教育委員会は、毎月の生徒指導上の諸問題に関する実態調査、月例報告並びに太宰府市の方式により年3回行われるいじめに特化した無記名アンケート調査結果と、学校の対応状況を集約し把握して、学校の支援を行うとありますが、現在の各小・中学校の実態及び取り組み状況をどのように把握されているかをお伺いいたします。また、教育委員会が実施された学校支援にどのようなものがあつたかをお伺いいたします。

3点目は、いじめ防止等に対する今後の取り組みについてお伺いいたします。

全ての子どもにとって、学校は安心・安全で楽しい場所でなければなりません。保護者にとっても、大切な子どもを預ける学校で、子どもの心身が守られ、笑顔で子どもが学校から帰宅することが何より重要なことです。学校でいじめが起こらないようにすること、起こった場合に速やかに解消することが大事なことです。

第1次的責任は、校長、教頭、教員にあります。行政には、それをフォローアップする責任があります。さらに、各家庭や地域の一人一人が当事者意識を持ち、社会総がかりでいじめ防止等に取り組む必要があります。総括する意味で、市長に今後の取り組みについてお伺いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。再質問などは議員発言席で行います。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 1件目の太宰府市立小・中学校のホームページについてご回答申し上げます。

まず、1項目めのホームページの作成と公開に関するガイドラインについてですが、ガイドラインとして太宰府市立小・中学校インターネット利用指針を平成16年12月7日付で各学校に通知しており、施行日も同日となっております。

この指針は、広くインターネット全般の利用についてのガイドラインとなっており、ホームページに係る内容も含まれております。改定についてはいたしておりません。

項目につきましては、インターネット利用の目的、インターネットへの接続、セキュリティ

一の確保、インターネットの利用形態、情報発信にかかわる留意事項、個人情報保護、発信情報の訂正及び削除、管理責任者の役割、委員会の設置、児童・生徒への指導の配慮、教育委員会の役割、指針の尊重となっており、議員がお示しの10項目が含まれております。

次に、2項目めのインターネットの利用状況の報告及び指導、助言の実績についてご回答いたします。

インターネット利用指針を策定した平成16年度に、小・中学校へのアンケートを実施し、各学校の利用状況等を調査しております。それ以降につきましては、毎年福岡県が実施しております教育課程実施状況調査を参照しております。

教育課程実施状況調査の内容としては、コンピューターやインターネットの基本操作の指導、これをしているかどうか、それから授業におけるコンピューター活用、授業におけるインターネットの活用、情報モラル教育の実施等が含まれています。

教育委員会としての指導についてですが、指導主事がこの調査から各学校の課題を整理し、指導、助言を行っております。

最後に、3項目めの小・中学校のホームページの評価についてご回答いたします。

各学校においては、学校からのお便り、学校紹介のパンフレット、保護者説明会等により適宜情報の発信を行っているところです。各学校のホームページにつきましても、重要な情報発信の一つの手段であると考えます。

各学校のホームページにつきましては、学校の教育目標や学校経営構想、いじめ防止基本方針等、学校経営に関する骨子となるものや、学校の沿革、歴史、校章、校歌、学校までのアクセス、行事予定、部活動等、幅広い内容が掲載されており、各学校の特色があらわれたものとなっております。

一方、課題として、最新の情報への更新が十分できていない点が上げられます。今後は教育委員会として、各学校の情報更新が進むよう学校への支援を行ってまいります。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） ご回答ありがとうございました。ホームページについてですが、何点かちょっと項目に分けて質問させていただきたいと思っております。

まず1点目なんですけれども、太宰府市としての小・中学校ホームページ作成と公開に関するガイドラインは必要なものですが、ガイドラインがないと、小・中学校それぞれの考えで勝手に作成し、公開できることとなるからだと思っております。ガイドラインの施行を受けて、各小・中学校からホームページの開設届を市に提出し、ホームページを公開したという認識でよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） ホームページの開設については、特に届け出を受けているわけではございません。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員）　　という、小学校でつくられました、で、載せました、その後確認されているということでしょうか。

○議長（橋本 健議員）　　教育部理事。

○教育部理事（江口尋信）　先ほど言いましたように、更新が十分できていないということを課題として上げましたけれども、例えば一定の期間をきちんと定期的にそれを確認しているということはしておりません。ただ、必要に応じてとか、何かこちらもその学校について情報を得るときに見たりはしますけれども、今多分おっしゃっているのは、定期的にずっと見られているかということだろうと思いますけれども、その点はいたしておりません。

○議長（橋本 健議員）　　6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員）　　そのあたりはちょっと取り組んでいただくように要望したいと思います。

2点目なんですけれども、適正な利用を図るため、各学校はインターネットの取扱規程を定め、管理責任者を置き、インターネット運用委員会が設置され運営されていると思っておりますが、市は各学校の平成28年度における取扱規程や管理責任者及び運用委員会の委員を把握されているでしょうか、お願いいたします。

○議長（橋本 健議員）　　教育部理事。

○教育部理事（江口尋信）　　まず、各学校のガイドラインに当たるものなんですけれども、もう本市が先ほど言いました小・中学校インターネット利用指針というのに沿ってやっていただいております、各学校については、現在私たちも各学校で独自に、これとは別に独自につくっているかということを確認しましたけれども、各学校で独自につくっていることはございません。どの学校もこの利用指針をもとに運用しているという状況です。

この中に、委員会の設置につきましては、各学校においてはインターネットの活用及び情報教育の適正な推進を図るための委員会を設置できるものとするというような規定がございます。それで、各学校は状況に応じて設置できるということがありますけれども、例えば開設する段階だとか、それからインターネットを取り巻く環境が大きく変わるとか、そういった事情があれば立ち上げて運用するということはあるかもしれませんが、現在各学校に確認したところ、そういった委員会を立ち上げて活用しているところはございません。

○議長（橋本 健議員）　　6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員）　　ホームページつくるときって、自分、以前おった会社でもつくらされたんですけれども、こういったホームページをつくろうと社長なり従業員の間で始まります。その中で何人かが、委員会じゃないですけども数名で、2人でもいいんですよ、そういった形で考えを持って起こして、こういう提案をしていき、なおかつそれがいい提案であれば社長に出して、了解をもらえるというふうなやり方で大体ホームページって作成していくんですけども、今のご答弁からすると勝手にやってくれと、小学校のほうで、どんな状況でも知らないよというふうにちょっと私的には聞こえたんですけども、ちょっと言葉が言い過ぎだった

ら申しわけございません。

そのあたり、多少ガイドラインのちょっと不備と言ってしまうのではないでしょうか。ちょっとご答弁お願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 各学校においては、その担当というか、誰がするかということが決まってないということではありません。私も現場にいましたとき、自分も更新する担当でしたので、私自身のところに各学年の例えばいろいろなお便りとかそれが集まってきました、それを本当は支援員の方にさせていただいていたんですけれども、私が、統括してそれを載せるということをしておりました。

ですから、各学校が何もなしに、適当にいろいろなものを自分が載せたいときに載せるとかということではなくて、おおよそそれを載せるというのはありますので、そこに沿って担当者が集約したりとか掲載したりしているというような状況です。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） 管理責任者なんかは校長先生だと思います。また、いろいろつくられる方は、校長先生がされるとはちょっと思えないんですよ。多分そこにおられる教頭先生なり教職員が、パソコンにたけた方がつくっておられると思いますけれども、せめてそういうつくっておられる方のどういう方がつくっておられるぐらいは把握されることを要望いたします。

3点目ですけれども、インターネットの利用及び接続はホームページ専用のサーバーを経由し、これに接続するコンピューターを特定し、それ以外のコンピューターは接続されていないと、ほかのコンピューターから接続できないような処置をどのようにされているか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 学校のパソコンにつきましては、市役所のサーバーを経由しております。ファイアウォールというのでセキュリティーを確保しているというふうに聞いております。

それと、先ほどの利用指針の中に、実は今議員がご指摘になった留意事項というのがあるんですよ。その内容が、例えば個人端末等の接続を禁止しております。ですから、学校は決められたパソコンしかもう校内LANにはつなげないようになっています。

それから、ウイルスチェックの実施ということで、例えばUSBとかハードディスク等をつなぐときには、必ずウイルスチェックを行うというようなことですね。

それから3点目なんですけれども、教育情報ネットワーク以外の接続禁止ということで、教育情報ネットワーク、校内LANで使用する端末でそのほかの回線を使用したインターネット接続、その他のネットワークへの接続を行わないと。

それから4点目なんですけれども、ウイルス感染の報告義務ということで、もしそういった

ウイルス感染とか不正アクセス等が発生した場合には、教育委員会に報告すると。

それから、最後になります。研修等の実施ということで、学校ですのでこれは教職員ということになるんですけども、教職員がセキュリティーについての知識を持って、教育情報ネットワークの円滑な運用が保たれるように、必ず各学校においては研修をしてくださいと。

ですから、おおよそ大体どこの学校も夏休みにICT関係の研修はしているというふうに認識しております。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） ありがとうございます。ちょっと私がこういう質問をした理由というのも、過去、まだホームページが始まったころですかね、変なやからが、ちょっとパソコンにたけた方たちがいきなり乗り込んできて、こう書かれとったやつを全然違うことに変えたり、あとは誹謗中傷したという例がございましたので、ちょっとこういう質問させていただきました。それであればよろしいと思いますので、今後もそういった取り組みをなされていただければと思っております。

4つ目ですけども、児童が教育上有害な情報にアクセスできないようにする環境、大事なことだと思いますが、学校のホームページから外部へアクセスできるようなシステムであってはなりません。

2月22日現在ですが、水城小学校のホームページ、ブログを利用しておられます。ご存じのとおり、ブログは企業等のコマーシャルが掲載されており、ここからどこへでもアクセスできると思いますが、ブログを利用しない、水城小学校は単独のホームページにする必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） ご指摘のとおり、水城小学校はブログと接続しております。そのあたりをちょっと学校のほうとも確認したんですけども、一番大きな理由は、昨年始めたことで、学校給食、これを毎日載せて発信すると、今日こういう給食でしたと。その食に関するようないろいろな情報を発信するというようなことをされていたそうです。それで、そうなるくと、やはりブログのほうの方が更新が簡単だということとされていたということなんですけれども、要するに課題としては、更新が皆さんにご理解できてないと、その方法がですね、そこを私たちも支援すべきだなということを今回はつくづく痛感しましたので、そのブログにつながっているという点については、再度学校と協議して適切に対応したいと思います。

それから、更新について担当の先生たちがお困りにならないように、操作の研修をしたりとか、もう一回説明会をしたりとかして工夫してまいりたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） そのように対応していただければ、早急に対応していただければと思っております。本当、今水城小学校のホームページを開いたら、もう全然関係ない、家新築幾らみたいな、お金貸しますとか、小学校のホームページには全く必要ないものだと思っております。

すので、早急に対応をよろしくお願いいたします。

次、5番目に、ホームページに公開される内容、これは最新の情報であるべきだと思っております。1年も2年も前の情報が掲載され、更新されていない。アクセスする項目がありながら、準備中などの表示がある。これだけで学校の印象は失墜すると思います。

2月22日現在ですが、小・中学校11校のホームページには、年度が古いまま掲載され、更新されていない、準備中の表示があるのが多々多々見受けられます。

ちなみに例を挙げていきますと、太宰府小学校、コミュニティスクールの年間行事がまだ平成27年度が掲載されております。太宰府東小学校、平成27年度の写真。太宰府南小学校、教育目標及びPTA、これいずれも平成26年度ですかね。学校だよりは平成27年度。コミュニティスクールという枠があるんですが、これは準備中みたいな。水城小学校、ニュースというものがございまして、これ日々の出来事をお知らせしますとありますが、これ去年平成28年5月が一番最新、それ以降は更新されておられません。水城西小学校、校内研究及びPTA、これいずれも平成24年度分ですかね。委員会とありましたけれども、平成25年度。クラブ活動は平成27年度なんか掲載されております。太宰府西小学校、学校評価とありましたけれども、平成26年度。行事予定は平成27年度。校長だよりというのが毎月掲載されておりますが、平成28年、去年の11月からちょっと更新されてないようです。校長先生がお忙しいというのものもあるかもしれません。国分小学校、概要で児童数が平成26年度分で、1週間の予定というのがありますが、平成26年度分。主題研究というのは準備中という。

以上が小学校7校のホームページなんですが、一方、中学校4校、これはホームページは4校とも平成28年度の情報が掲載され、定期的に更新されていると窺えます。

その中で、小学校7校へ、ホームページは最新の情報を公開するか、せめて当該年度の情報をアップする指導が必要だと思っておりますが、ご答弁をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 1答目のご回答の中でも申し上げましたとおり、その点につきましては課題というふうに捉えておりますので、各学校のほうに周知しながら進めていきたいというふうに思っています。

各学校に調査をかけましたところ、少なくとも毎月1回は更新しているというようなことだったんですね。それで、私も全部開きましたところ、結局学校だよりはずっと更新されているとか、保健だよりはずっと更新されているとかということなんですね。だから、全体がまだ見えていらない部分もあるし、私も今回全部開きながら確認をさせていただきましたので、もっと全体を見る目でしていきたいと思っております。

私もおりました学校の方も、昨年度更新されてないということがご指摘いただきましたので、やはりちょっと全体的に見ながら、更新ができるように情報提供してまいりたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。



○6番（入江 寿議員） できる限り最新の情報となるように、よろしくお願ひいたします。

6番目に、私が小・中学校11校のホームページを閲覧した時間は、大体4時間ほどございました。学校に任せず、教育の担当課で定期的に小・中学校11校のホームページを検証し、指導される仕組みを構築されることが必要だと思います。最低でも半期に一回検証し、その結果を指導することが望ましいかと思いますが、同じようなちょっと質問になりますが、そのあたりについてご答弁をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 先ほど一定期間を置いてそれを確認するというのと、重ねて適切に各学校に情報提供しながら、それ情報提供する際には、当然教育委員会としてその内容を確認していかなければいけませんので、その点については検討させていただきます。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） 定期的に市の担当課で検証してもらって指導していただきますよう、よろしくお願ひいたします。

また、ホームページですが、閲覧される方たちの立場に立って、皆様が満足されるホームページになるように指導されることをお願ひいたしたいと思います。

これでホームページのほうの再質問を終わらせていただきます。2件目お願ひいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 2件目の小・中学校のいじめについての1項目めと2項目めにつきましては、私からご回答申し上げます。

まず、1項目めのいじめ防止基本方針の評価についてですが、本市におけるいじめ防止基本方針は、国のいじめ防止対策推進法を受けて策定された福岡県いじめ防止基本方針を参酌したものであり、福岡県と同じくいじめの定義及び防止等に関する基本的な考え方、いじめ防止等の対策、重大事態への対処という柱を有しております。本方針は、市教育委員会及び各学校のいじめに対する施策、取り組みを行う上での基本的な考え方や組織体制の整備について明確に示しており、本市のいじめ問題の防止、早期発見、早期対応、早期解決に大きな役割を果たしていると考えます。

各学校におけるいじめ防止基本方針についてであります。いじめは児童・生徒の心身を傷つける人権侵害行為であるという共通認識のもと、解決に向けた具体的な組織体制、年間活動計画、アンケートやチェックリスト等が記載されております。ただし、11校の基本方針を比較すると、学校のいじめ防止基本方針には定まった形式がないことから、各学校の形式や記載内容には違いがあり、決して同一なものとはなっておりません。

しかしながら、各学校のいじめ防止基本方針が市の基本方針を受けて策定され、実施されること、市のいじめ防止基本方針を周知徹底するため、さらに太宰府市生徒指導推進構想、いじめ防止対策推進構想、いじめに特化したアンケート調査実施要領を年度当初に各学校に示し、各学校の取り組みをそろえていることなどから、各学校のいじめ防止等の対策につきまして

は、体系的かつ計画的に推進されていると認識しております。

次に、2項目めの学校の実態及び取り組み状況の把握と学校支援についてご回答いたします。

まず、学校の実態及び取り組み状況の把握ですが、毎月、不登校児童・生徒の問題行動等とあわせて、いじめの発生の有無、加害児童・生徒、被害児童・生徒、出席状況、発見のきっかけ、いじめの対応、加害児童・生徒、被害児童・生徒への対応などについて、各学校から報告を受けております。また、月例報告以外にも、いじめの発生に伴って教育委員会へ提出される速報、毎月月例報告を受けて実施している学校訪問により、学校の実態及び取り組み状況を把握しております。

学校支援につきましては、生徒指導担当、生徒主事等を対象としたいじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する研修の実施、個別の事案への対応を協議する各学校のケース会議への出席と指導、助言、教育委員会が主体となるケース会議の開催、いじめに特化したアンケートの分析と指導、助言等があります。

また、重大事態の発生が確認された場合には、サポート委員会を設置し、有識者、臨床心理士、関係行政機関職員などから助言等を受けることができるようにしております。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（木村基治） それでは、3項目めの今後の取り組みについて、市長からということでございましたけれども、私のほうからご回答申し上げます。

議員ご指摘のとおり、児童・生徒が安心して学ぶことができる教育環境づくりは、最も優先して基本的に取り組むべき課題でございます。現在、いじめの防止等については、教育委員会を中心となって対策を講じており、重大事態が発生した場合には、市長部局も教育委員会と連携、協力して対応する体制をつくっております。

いじめの防止等については、学校だけの役割とするのではなくて、昨日の質問回答に説明いたしました教育支援センターをそういう意味で新たに再編しております。教育支援センターと学校教育課と連携し、行政全体としても引き続き積極的な学校支援を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） ご回答ありがとうございました。小・中学校のいじめについて再質問させていただきます。これもちょっと何項目かに分けて質問させていただきたいと思っております。

太宰府市のいじめ防止基本方針は、国のいじめ防止対策推進法、いじめ防止等のための基本的な方針及び福岡県いじめ防止基本方針を参酌し策定されたものだと思っております。また、太宰府市立小・中学校の学校いじめ防止基本方針は、法の13条の規定により策定が義務化されており、太宰府市のいじめ防止基本方針を参酌し策定しなければならないことになっておりま

す。さらに、取り組みを推進するためには、太宰府市のいじめ防止基本方針よりさらに具体的に策定されていなければ活動できません。場合によっては、活動指針や手引などが必要じゃないでしょうか。

再質問は、太宰府市立小・中学校のいじめ防止基本方針が、太宰府市のいじめ防止基本方針を参酌し策定されているかを中心に、その問題点について再度質問させていただきます。

1点目ですけれども、太宰府市のいじめ防止基本方針によりますと、策定された学校のいじめ防止基本方針は、ホームページまたは紙面等により配布等により公表するとありますが、2月22日現在のホームページですが、太宰府南小、水城西小の2校には掲載されておられません。

この2校の公表はどのようにされているか、お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 1点目なんですけれども、もちろん国の法律がありまして、県の方針がありまして、市の方針があつて、それから各学校ということですので、基本的にその大きな考え方を持って参酌して策定されたものというふうに認識しております。

2点目、ホームページで公開ということについては、そのとおりでございます。実際に公開されていないところの状況を確認しましたがけれども、最初に4月に学校のPTA総会等で校長先生が学校の経営方針を言われる中に、今やはり学力向上という点もそうなんですけれども、やっぱりいじめの防止ですね、それから解決ですね、いかに子どもたちが安心して生活できる環境をつくるのかというのは大きな経営構想の中の一つでありますので、その場で説明はされたんですけども、やはりそのものを載せたり配ったりはしてないということですので、それについては載せていただくように指導したところであります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） 指導されたいと思います。昨日、私、夜ちょっとホームページを開かせてもらったんですけれども、突然南小学校が一番上に上がってきておりました。あれっと思ったんですよ。そういう状況で、そういった取り組みはされていると思いますので、今後もそういった指導はよろしくお伺いいたします。

2点目なんですけれども、太宰府市のいじめ防止基本方針によりますと、いじめの防止に向けた方針で、コミュニティスクールとしての取り組みを推進し、連携の強化を図るとありますが、各小・中学校のいじめ防止基本方針には、コミュニティスクールの推進どころか、コミュニティスクールの言葉さえ出てきませんが、どのように指導されているかお伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） おっしゃるとおり、私も確認しましたがけれども、各学校の中に直接コミュニティスクールという表記があるかないかということであれば、議員おっしゃるとおりその表記がない学校もあります。

ただし、例えば、ちょっとこれはある学校の基本方針なんですけれども、記載はないんです

けれども、例えば重大事態への対応の中で、重大事態が起きたときに、学校に緊急いじめ対策委員会を組織しますよということが書いてあるんですね。その構成メンバーの中に、学校運営協議会の会長さんとかが入っていらっしゃるんです。学校運営協議会の会長さんが入っていらっしゃるということは、当然その事案について検討したりとか協議した内容は、学校運営協議会で報告されるものというふうに認識しております。

それから、これは別の学校の取り組みなんですけれども、コミュニティスクールとしてつくった心を育てるといふ実働部隊があるんですね。これは保護者の方が中心になってされているんですけれども、この学校につきましては、子どもたちの言葉ですね、相手を傷つける言葉、それから相手がにこやかになる言葉ということで、家庭でそれぞれ保護者の方が声かけをしながら言葉について考えてチェックをしていくような活動をされているわけですね。そして、そのことを保護者の方が集計されて、保護者に向けて発信していく。これはまさに、ここには書いてないんですけれども、コミュニティスクールの機能を生かした取り組みとしてそこにあるのではないかなと。

だから、各学校とも確かに文言としてコミュニティスクールということはないにしても、そういう学校運営協議会を活用したりとか、保護者の方とか地域の方による取り組みも見られておりますので、そのところを各学校が落としているということではないのじゃないのかなというふうには思います。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） よくわかりました。そうですね、コミュニティスクール、イコール学校運営何ちゃらですもんね。よくわかりました。ありがとうございました。

3つ目の質問させていただきたいと思います。

太宰府市のいじめ防止基本方針によりますと、学校の取り組みで教育委員会作成のいじめ対応の手引を活用するとあります。具体的には、いじめを生まない教育活動の推進、いじめの早期発見、教職員研修の充実、法律の整理の4項目にいじめ対応の手引を活用するとありますが、各学校のいじめ防止基本方針では、また例を挙げるような感じなんですけれども、太宰府東小学校、教職員の研修で「いじめ対応の手引を活用する」の記載がありますが、ほかの項目には「いじめ対応の手引を活用する」はありません。太宰府小学校、水西小、国分小、学中、太中、西中、東中の7校は、どの項目にも「いじめ対応の手引を活用する」はございませんでした。水城小学校、どの項目にも「いじめ対応の手引を活用する」はありませんし、校内研修で、これ先生の校内研修なんですかね、「春日市いじめ対策の手引を活用する」と記載があります。これなぜ春日市なのか、ちょっと驚きなんですけれども、あと南小、水城西小、南小はあれとして、ホームページにいじめ防止基本方針掲載されていませんのでちょっと不明なんです。太宰府市のホームページにはいじめ対応の手引は掲載されておられませんので、内容等を検証するすべはありませんが、学校はこのいじめ対応の手引を活用していないからこそ、市のホームページに掲載する必要がないのかなと、ちょっと私自身感じました。嫌みに聞こえたら

済みません。

それはさておき、いじめ対応の手引を市のホームページに掲載されたらどうでしょうか。

また、学校ではいじめ対応の手引を活用せずいじめ防止等に取り組んでいる現状をどのようにお考えなのか、お伺いします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） ちょっと順番があれなんですけれども、水城小学校は春日市ということで書いてあるのは、実は水城小学校は今年基本方針を見直してあるんですよね。担当された教頭先生が春日市から異動されてきて、太宰府市と打たないかんのを春日市と間違えましたということですので、太宰府市のを見ないで春日市のほうを選んでいるわけではございません。これは打ち間違いですということで、急ぎ訂正しますということで確認をいたしました。

今おっしゃったいじめ対応の手引なんですけれども、これちょっと私も実物を持ってきたんですけれども、これ平成25年4月に出しているわけですね。基本方針が出るもう2年前に出しているんです。思い起こせばその2011年の大津の中2の中学生が、いじめを苦に命を絶ったという痛まし事件がありまして、それからやはり国の動き等もあったんですけれども、太宰府市は基本方針を策定する前に、それにかかわるといったら何なんですけれども、こんなふうに取り組んでいきましょうというものを冊子にして、もう配っているんですよね。その後、2年後に方針を出しているわけなんです。

それで、この中にあるものが基本方針に入っていったりとか、先ほど年度当初に配布して説明したり、手引として配ったりしているというのは、この中のものが大分流れていったりしているわけなんですよね。

ということは、やっぱり私たち教育委員会のほうが、これについて再度整理をしまして、位置づけをはっきりして、重なり等をきちんと検証する必要があるなというふうに私たちも考えましたので、そこのところについては、決してこのものがないから何か落ちていているということではなくて、私たちの整理の問題かなというふうに捉えております。申しわけありません。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） よくわかりました。ちょっと私なりにも探したんですけれども、載ってなかったんですね。どんなものかなと思っておりましたので、できるならやっぱり市のホームページにも載せていただければと思っておりますので、これは要望としておきます。

また、4つ目に質問させていただきます。

次は、アンケートについてお伺いいたします。

太宰府市のいじめ防止基本方針によりますと、児童・生徒に対するいじめに関するアンケート毎月実施を確実にいき、太宰府方式によるいじめに特化した無記名アンケートを年3回、6月、10月、2月ですかね、実施する。合計年15回実施とありますが、各小・中学校のいじめ防止基本方針では、各小・中学校の参考の意味でちょっと述べさせていただきますと、太宰府小学校、楽しい学校づくりアンケートを定期的にも実施、太宰府方式アンケートを定例的に実施と

あり、毎月実施及び年3回実施されているかはちょっと読めません。また、何度も出てきますが、水城小学校、いじめに関するアンケートは年3回、いじめに特化した無記名アンケートは、特化したアンケートなんですけれども、年8回。実施回数が不足しているとも思われます。太宰府西中学校、これ月1回のアンケートを実施とありますが、実施回数が不足しているんじゃないかなというちょっと気持ちになっております。

アンケートの実施回数の検証は以上ですが、児童・生徒のアンケートは、教職員が気づかないいじめ等を知ることができる大事な手段だと思えます。

そのアンケートについてですが、アンケートは、小学校低学年は漢字が読めないので送り仮名があるのかと、小学生用、中学生用と、年齢等に応じたアンケート様式なのか。

アンケートは無記名式なので、調査が必要と思われるアンケートに対し、特定の児童をどのように見つけ出しているのか。その過程に問題が発生しないか。

アンケートの実施に際し、児童はアンケートを記入する環境が整備されているのか。ある児童からの聞き取りなんですけど、一斉に教室で記入するので、時間をかけると周りの目を気にしてアンケートに答えられないというちょっとお話も伺っております。

アンケートは全校生徒全員にする必要がありますが、実施日に欠席している生徒や、ある程度の期間欠席している生徒へのアンケートをどのようにしているか。

アンケート結果は、個人名が記載されている場合もあり、保管方法等はどのようにしているのか、流出するおそれはないか。アンケート結果の保管年数に定めがあるのか等、実施の方法や保管の方法等に関する手引が必要じゃないでしょうか。

小・中学校11校が、統一されたアンケート実施に関する手引によりアンケートを実施する必要があると思えますが、どのように指導されているかお伺いいたします。さっき言った項目一つ一つ言わないでよろしいので、もうまとめて言ってください。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 済みません、落ちていたらまたお尋ねください。

アンケートにつきましては、どの学校も確実に月1回は必ずやっております。これは必ず県でなくてはならないようになっていきますし、その結果についても保管とか提出等がありますので、これが落ちていないところはあります。

例えば本市においては市様式というのがありますけれども、基本的にはいじめに特化した詳細なアンケート、詳しく記述するアンケートを年3回。これにつきましては、6月、11月、2月、昔でいう1学期、2学期、3学期ですね、それに当たるときに1回ずつやっています。これについては、結果も全部集めております。それで、やってないということはあり得ないということですね。

それともう一つは、簡易版といって、いじめのアンケートなんですけれども、さっき言いました3回、3つのアンケートに比べたらちょっと問題が少なくなっているやつですね。ただし、書けるようにはなっています。

それともう一つは、それを実施しない月にも生活アンケート等ですね、その中にいじめのことについても書けるように、例えば学校は楽しいですかとか、勉強はわかりますかとかというようなアンケートですね、そういったものも含まれますと、毎月1回必ずやっているということです。

それと、アンケートにつきましては、小学校低学年・中学年用と高学年と中学生用の2種類、市のほうでもうモデルというか出しています、つくっています。それで、小学校低学年・中学年用、もう漢字が読める中学年でも平仮名になっていますので、これにつきましては十分発達段階を配慮した内容になっております。

それから、書きにくいということなんですけれども、私たちもこの間、実は太宰府市のいじめ問題等対策連絡協議会を行いました。この中には有識者の方とか臨床心理士の方とかもいらっしやっただんですけれども、例えばコツとして教えていただいたのが、記述式を書いていると、やっぱり記述式を書いているなというのがわかるから、一番最後に何か、このごろ学校であった行事とかで楽しかったことを書いてみましょうみたいな、別のことを書かせるという方法もあるということをお教えいただきましたので、そういった情報は学校に例えば工夫として伝えていきたいなと思っています。

それから、特定できないということなんですけれども、普通大体裏返しにして教員が列ごとに集めますので、子どもたちには、できた人から持ってきなさいと言うと、ばらばらと持ってくるで見えますので、裏返しして、もうある一定時間たったら、じゃあもう廊下に出なさいということで例えば集めたりとかして、一定の工夫をしながら特定できるようなことはしています。

いじめのアンケートとセットで教育相談というのも行っていますので、その際にきちんとそのことでやりとりができるようにしております。

それから、アンケートの結果は、先ほど年3回のやつは集約するというお話しましたがけれども、例えば子どもが最近いじめられたことがあるという回答をしたとしますよね。そしたら、それについて教育相談をして、学校の先生たちがそれをいじめと認知したのか、いや、これはもういじめというふうなものではないというふうにしたのかということ、そこで仕分けをしますよね。そしたら、その後どんな指導をしたというのがありますよね。そういったところを教育委員会に報告するようになっているんですよ。

ですので、学校ごとに例えば何人の子どもが今の学年になっていじめられたことがあるということで書いたとしたら、それからいじめと判断した数、被害児童・生徒数、いじめと判断しない数というふうに学校の取り組みの結果も書くようになっていますので、必ずそのアンケートが生かせるような仕組みにはしております。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） 何かよく工夫されているということはよくわかりました。これらももっと、いろいろな工夫があると思いますが、それを続けて指導していただければと思っております。

す。

また、ちょっと長いですがけれども、次の5番目の質問をさせていただきます。

太宰府市のいじめ防止基本方針によりますと、いじめ防止等の取り組みが実態や実情に即して行われているか、PDCAサイクルで点検評価を行うとあります。いじめ防止等の取り組みは、継続されることが大事なことです。継続するにはPDCAサイクルで点検評価を行い、今年度の取り組みを次年度の活動に生かさなければならぬと思っております。この継続こそが、いじめのない子ども社会につながると思っております。

PDCAサイクルについてどのように指導されているか、お伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 学校現場では、前期、後期とありますけれども、前期末、後期末に、半年間の教育活動を反省として振り返るような時間を、もうどの学校でもとっております。その中に当然生徒指導委員会とかいじめ防止の対策委員会とか、そういう組織についても振り返るようにしていますので、そういった機会とか、あとは学校によっては学校評価の中にそういったものも入っているところがありますので、PDCAというCの部分については、要するに反省、振り返りというのは行われているというふうに認識しております。

ただ、課題といたしましては、どう次のアクションにつなげていくかが大きな課題だろうと思っております。つまり、チェックの評価の基準とか評価の目のつけどころとかということ、市教委としても指導していくとか、研修等で示していく必要があると思っております。実際その点はやっているんですけどもね。

例えば組織は機能しているとか、子どもたちの声をどう受けとめて、どんなふうに行っているとか、対応しているとかといういろいろな幾つかの項目を示してあげると、それに沿って学校は反省をして、次につなげていくというきっかけになるんじゃないかなと思っておりますので、先ほど教育長も言いましたけれども、来年度4月から教育支援センターを中核的なセンターとして位置づけますので、そういったセンターのほうにPDCAサイクルが各学校で円滑に運用されるように、そこを意識して施策等を行っていきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） よくわかりました。PDCAサイクル、これは一般の社会の中でもよく使われているものなので、いろいろ工夫されて指導されていくことを要望いたします。

次、6番目に、学校ごとにいじめ防止基本方針はその内容にちょっとばらつきがあると思っております。策定枚数だけでは評価できませんが、太宰府市のいじめ防止基本方針は表紙、目次を除くとA4判で11枚で作成されていますが、ある小学校ではA4判で2枚のみです。

個別の事項につきまして、太宰府市の指導がどのようにされているかを再質問させていただきましたが、再質問以外にも、少なからず太宰府市のいじめ防止基本方針に沿っていない事項がございます。



私自身、各学校のいじめ防止基本方針では、いじめ防止等の推進はできないのではないかと  
思っております。言い過ぎかもしれませんが、本当、絵に描いた餅のようにしか思えません。

いじめが表に出てくるのは、氷山の一角と言われますし、太宰府市の小・中学校では潜在的  
にいじめが進行しているのではないのでしょうか。重大事故が起こってからでは、取り返しのつ  
かないこととなります。

太宰府市いじめ防止基本方針では、いじめのない子ども社会を実現するため、行政の指導の  
もと、学校、家庭、地域と市民がそれぞれの役割と責任を自覚し、主体的かつ相互に連携協力  
して取り組み、児童・生徒みずからが安全で安心して生活できる社会や集団を築く推進者であ  
ることを自覚し、いじめを許さない子どもの社会実現に努めることができるよう指導、支援を  
行ってこそ、いじめのない子ども社会が実現すると述べられております。

このいじめのない子ども社会を実現するために、いじめ防止基本方針の抜本的な見直しと、  
個々の項目の取り組みの手引が必要だと思えます。そして、各小・中学校が、太宰府市いじめ  
防止基本方針に参酌した学校のいじめ防止基本方針と手引により、取り組まなければならない  
かと思っております。

今後の市の強力な指導が必要かと思ひ、今後の取り組みについてご答弁をお願いいたしま  
す。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 実は、ご指摘のとおり、実際に各学校、最初の答弁でも申しましたと  
おり、形式がないことからばらばらなんですよね。その背景というか、どういうことかとい  
うと、このいじめに対する取り組みについては、各学校で実際やることとかがばらばらになっ  
てはいけない、結局やらないとかということか、落ちるといふ状況は決してつくってはいけ  
ないわけ、市としてそれでどうしたかということ、例えば先ほどのアンケートについても、も  
う様式も出していますし、もう一つはアンケートの年間モデルというのも出しているんですよ。  
こういう計画でしますと。

それから、もっと言えば、先生が子どもたちにアンケートをとる前に言うせりふまで、こ  
ういうことを言って説明をしてアンケートをとりますというせりふまで書いているんですね。

それから、いじめ防止対策の推進構想というのも出しまして、それには教育委員会と市長部  
局と、あと学校がやるべきことももう構想図の中に入れてしまっているんですね。ですから、  
学校としましては、これを年度初めにもらってやりますので、当然その自校の組織を中心に、  
やっぱりそれだけをつくっているところもあるんですよ。

ですから、取り組みそのものが落ちてはないんですけども、議員ご指摘のとおり、やはり  
例えばホームページにアップしたときにそこら辺もありますので、今後必要とする項目です  
ね、やはり実際にやっているということはきちんと知らせていかななくてはいけないので、そ  
こも含めて検討していきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 6 番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） ありがとうございます。検討していただくということは、多少なりとも悪いところは見直していただけるということで理解しとってよろしいですかね。ありがとうございます。

最後になりますけれども、市長からいじめ防止等の取り組みに対する決意なんかをお聞かせ願えれば助かりますが。よろしいですか。多少、教育部長にもちょっとお話を1点ぐらい聞きたかったんですけども。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（木村 甚治） いじめは本当、経験もしましたけれども、本当小さなところで対応しておかなければ、後、大きな影響を与えます。そういうところから、私が教育長になってすぐ最初の年にこの大津の問題等もありまして、私も教育委員会のほうでいじめ対応の手引というのをすぐつくりました。そして、これで各学校におろして、とにかくこれでまずは対応してくれということをおろして、その後で2年後に平成27年にいじめ防止基本方針というのを定めたところでございまして、このつくったときはそういうニーズとといいますか、そういう状況があって、みんな必死でしたので、ある程度きちっと学校のほうも、学校そのものも対応できておったのもありまして、伝わっておったんですが、それから4年たちましたので、もうこれをつくったころの先生たちが、校長先生たちがいません。

そういうところも含めて、再度再確認が必要だなと思っております。この間に、学校だけで終わらなくて、教育委員会でサポート委員会まで設置した例もございますので、それもやっぱり初期の対応のそこの辺のやっぱりそごが、いろいろなことで後々終わらない、継続してずっと対応しなきゃならないようなことになってまいりました。

そういうことも含めて、そういう反省をあって、じゃあこれからということで、じゃあやっぱり中核となるセンターが要るだろうという構想もありまして、教育支援センターというのを市長のほうの了解ももらって再編したわけでございますので、市全体でやはり小さなうちから対応していく、ましてや対応しなくていいように予防から、未然に防ぐ研修会も含めて、今後子どもたちの教育環境を守っていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） ありがとうございます。ちょっと長々といろいろ質問させていただきました。本当、ご回答ありがとうございます。

本当、いじめというのは、私自身、戦争と一緒に、すぐにでもなくさないといけないものだと思います。今いじめられる子どもというのは、今助けてほしいと、そういう願いがあると思いますので、これからの時代、いじめなんかのないような世の中になることを願いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員の一般質問は終わりました。

ここで19時20分まで休憩をいたします。

休憩 午後7時09分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後7時20分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番神武綾議員の一般質問を許可します。

〔11番 神武綾議員 登壇〕

○11番（神武 綾議員） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました4件について質問させていただきます。

まず1件目、中学校の修学旅行について伺います。

昨年度より、友好都市奈良をメインとした京都、大阪への旅となりました。日程が受け入れ先の事情や費用の関係で12月、1月のインフルエンザや風邪などの流行時期になりました。

今年度、学業院中学校では、参加できなかった子、途中で帰宅した子が多く、さらに3日間楽しんで帰ってきた2日後から、7クラス中5クラスが学級閉鎖になるという事態となりました。保護者からは、この時期ではなく、暖かい時期、せめて以前同様、秋ぐらいに行けないのかとの声が上がっています。時期や行程について変更する考えがあるのか伺います。

2件目、保育園の待機児童解消に向けての計画についてです。

平成29年度の施政方針、当初予算の中で、小規模保育所の公募を行うことが明らかにされています。小規模保育所は、0歳から2歳までが対象で、定員は19人です。この小規模保育所の整備で待機児童解消になるとは到底思えません。これに至った経過について伺います。

さらに、保育士確保が進まず、定員を満たしていないごじょう保育所の現状、4月スタートの体制の見通しについて伺います。

3件目、障がい者の地域生活支援事業における移動支援についてですが、屋外への外出等が困難な障がい者の方々が利用されている移動支援事業について伺います。

現在、年間で50人前後の方々が、買い物や散歩、コンサートや観劇など、地域やサークルなどへの行事参加などに利用されています。利用の対象外となっている通勤時の支援も認めてもらいたいという声があります。現在は、ボランティアさんをお願いをしたり、ご家族の方でサポートをされていますが、ボランティアさんの利用時間や行動制限、家族の高齢化などで、十分にサポートができているとは言えない状況になっています。太宰府市の単独事業として取り組むことができないのか伺います。

最後4件目、渋滞対策についてです。

年末年始から受験シーズン、お花見、紅葉の時期、太宰府天満宮に向かう交通渋滞がなかなか改善されない状況が続いています。

渋滞緩和の対策として、パーク・アンド・ライドというシステムがあります。自動車、原付、軽自動車を郊外の公共交通機関の乗りかえ所に設けた駐車場に停車をさせて、そこから鉄道や路線バスなどの公共交通機関に乗りかえて目的地に行くという方法ですが、これを調査検

討する価値があると思いますが、所見を伺います。

以上、項目ごとの回答をお願いいたします。再質問は議員発言席で行います。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 1件目の中学校修学旅行の時期や行程の変更についてご回答申し上げます。

昭和43年10月2日、当時の文部省は、「小学校、中学校、高等学校等の遠足、修学旅行について」という通知で、修学旅行の実施に関し特に留意すべき事項を上げております。その中で、修学旅行が学校行事等に位置づけられた教育活動であり、学校内で得がたい学習を行いつつ、平常における各教科等の指導に関連づけること、自然保護や文化財尊重の態度を育成すること、実施の成果を十分生かすことなどがあげられております。友好都市奈良市での修学旅行は、これらの点から大変意義深いものだと考えております。

また、本通知におきましては、修学旅行の目的や意義のほか、目的地や見学先を精選し、ゆとりのある計画を立て、生徒の疲労の軽減を図ること、事故防止及び保健衛生に十分留意すること、実施に必要な経費をなるべく低廉、つまり安く低くすること、引率教員の体制を十分なものとすることなどが上げられております。

議員ご指摘の修学旅行の実施時期や行程における課題につきましては、これらの視点から十分に検討がなされるべき課題であると認識しております。

各中学校では、修学旅行の評価、反省を行っておりますので、それらを次年度以降の計画実施に役立てること、必要に応じて市教育委員会として支援、助言を行っていくことが大切だと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） ありがとうございます。もう既に現状は把握されていましてのご回答だと思います。

実際に学業院中学校で、修学旅行から帰ってきて、学校のほうにちょっと問い合わせをしたんですけども、当日269人の子どもたちのうち、修学旅行をお休みした子どもが19人、それから2日目の朝に遅れて奈良で合流をした子どもが6人ですね。そして、早退した子が1人、これは保護者が現地で引き取りをしています。そしてさらに、先生も1人インフルエンザにかかれまして、帰られたというような現状だったということです。そして、帰ってきてから学級閉鎖が5クラスという現状でした。

今、回答の中で、修学旅行の目的や意義なども語られましたし、子どもたちの疲労の軽減だとか事故防止なども含めて検討することが必要だというふうな回答がありました。実際に子どもたち、修学旅行に向けては、班活動を中心に行っていますので、班長さんだったりとか委員会活動もしながら、当日の準備、話し合いなどを頻繁に行われていたようです。

1日目は京都だったんですけども、六、七人のグループでジャンボタクシーを使って、班

長さんを初めとして役割分担をして、みんなで責任を持って係を遂行するということ、責任感を養うことも活動の柱に据えられていたということです。

ちょっとその修学旅行へ行く前に、校長先生にお会いする機会があったんですけども、特別支援学級の子どもたちも取り込んでの班活動が行われていたんですけども、その子を中心とした班もでき上がって、子どもたちの班行動で安心して修学旅行に行けるんじゃないかというようなお話もあっていました。

そういう中でこのような事態となりまして、当日は行けなくなった班長さんもいましたし、六、七人でのグループがもう3人になってしまったというような班もあったということで、子どもたちが責任を持ってグループで行動する、事故なども自分たちで守っていくというような班活動もしていたということで、先生方もさまざまな指導や助言をしてきたところでの今回の時期の関係で、参加できない子どもたちが増えていったというような現状になっています。

お母さんたちからしてみれば、遅れて合流した子どもたちは、博多駅から旅行先までは、子どもたち新幹線に乗って、子どもたちだけで行っています。交通費は子どもたちの負担ということになっていますので、保険は出ていなかったというふうに聞いています。そういう負担が出たこと。また、途中で早退した子については、親御さんが仕事を休んで引き取りにいくというようなことも生まれてきています。

こういうことも含めて、今十分に検討がされるべきというふうに回答いただきましたので、ぜひ先生方の学校の様子も聞かれて、来年度に生かしていただきたいと思います。これは要望しておきます。

それからもう一点、ちょっと時期とは関係ないんですけども、先生方のほうからちょっと聞いたことで、出発するとき、集合場所がJRの都府楼南駅なんですけど、そこに子どもたちが269人集合をして、そこから博多駅まで行きます、新幹線に乗るためにですね。それで、その時間帯が通勤時間にかかって、7時40分に都府楼駅を出発するんですけども、子どもたちが2便に分かれて一般車両に乗るといったような状況なんですね。

そして、帰りは博多駅から都府楼駅に帰ってくるんですけども、これもまた2便に分かれて、17時に博多駅を出発します。もうラッシュの中ですね。

今年は先生方も物すごく気を使って、子どもたちにけががないようにということはもちろんされているんですけども、帰りの博多駅でやっぱり1人子どもがはぐれてしまったといって、会社員の方が、あの子はそちらの学校の生徒じゃないですかと声をかけてくださって、一緒に帰れるようになったというようなことで、どうしても時間的な制約で、先生方も気を使わないといけないし、子どもたちもちょっと危ない目に遭うのではないかとということで、そのところ、以前は博多駅までバスを出していたというような話も聞いていますので、その点ちょっと検討ができないかということをお伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 先ほどおっしゃったとおり、学業院中学校におきましては、博多まで

バスを使ってということではございませんでした。別の中学校につきましては、バスで行っている学校もあります。

私もその違いが何なのかということで、担当の校長先生とか学校のほうにも確認をしましたがけれども、先ほど議員おっしゃったジャンボタクシー、バスで行っているところはそれは使わないという分で、そちらに回しているというような、要するに行き帰りのバスに回して。だから、学業院中学校の場合には、向こうでの活動をジャンボタクシーを使うということを優先されたんだろうとされているんですね。

それで、当然毎年そういったどちらを選択するかということは、それぞれの学校が、もちろん担当の学年はかわっていきますけれども、課題は引き継いでいきますので、その中でそちらの課題のほうが大きいということで判断されたら、変更されていくのではないかなというふうに思います。

一つのやっぱり金額とか時間の枠の中でどう組み合わせるかというのを、業者のほうと相談しながら決められていますので、先生方がそう強く感じられたということであれば、そこら辺の変更も考えられるのではないかなというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 今のご回答だと、京都でのグループ活動のジャンボタクシーを選ぶか、行き帰りの送迎のバスを選ぶかということですね。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） ジャンボタクシーとそれだけではないと思うんです。ほかにも全日程の中でのことだろうと思うんですけれども、要するに一定決まった金額を校長会のほうで設定されておりますので、その中のお金の使い方として、行き帰りのバスをお願いするのか、そうではなくて違うことにお金を使うのかということだろうと思います。

だから、ジャンボタクシーを使ってバスと行くということが可能かどうか、ちょっと私はわかりませんが、もしかしたらそういうことも可能なのかもしれません。ただ、あるどこかで、やっぱりその分はカットされるということだろうというふうに思います。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 子どもの人数が多いということもありますし、どうしてもラッシュ時間ですね。何か昔は専用車両があって、乗っていったような気がするんですけども、一般車両に乗ってしまうというところは、ちょっと危ないところかなというふうに思いますので、そのところも検討の中に入れていただければと思います。

1件目は終わります。2件目お願いします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 2件目の待機児童解消に向けての計画についてご回答申し上げます。

1 項目めの小規模保育所についてでございますが、待機児童を減らすための具体策といたしまして、平成29年度に、入所希望の多い3歳児未満の入所を確保するために、平成30年4月1日の開設を目指して、小規模保育施設の運営事業者を1カ所公募いたしまして、国とともに賃貸物件の改修費用として施設整備費の一部を助成いたします。

なお、今後の定員増につきましては、現在見直し中の太宰府市子ども・子育て支援事業計画の中で、平成31年度までに保育の受け皿を319人増員し、1,587人とする予定でございますので、計画の実現に向けて保育所の新設につきましても検討していく必要があると考えております。

次に、2項目めの市内保育園の保育士確保についてでございますが、市立ごじょう保育所の保育士確保につきましては、これまでと同様、広報などによる募集に加えまして、1月末には市内認可保育所との合同による保育士採用の説明会を実施いたしまして、参加された保育士を嘱託職員や臨時職員として数名採用することができました。

しかしながら、200人定員に要する保育士の確保には至っておりませんので、現在のところ入所内定が191人となっております。

なお、保育士不足につきましては、市内の認可保育所につきましても同様の課題となっておりますので、今後も継続して市内認可保育所と協力しながら、保育士の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 19人の小規模の保育施設をということですがけれども、今、回答にありました賃貸物件の改修費用として施設整備の一部を補助しますというような回答ありましたけれども、金額的にはどのようなことになりますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 助成額といたしまして、2,400万円を予算として計上させていただいているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） あと、運営費などの補助はあるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 現在の認可保育所と同様の計算をいたしまして、公定単価によりまして補助金として支出をする予定にしております。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） わかりました。

小規模保育所のことについては、ほかの議員さんの一般質問の中でもありましたけれども、0歳から2歳までの受け入れということで、2歳で卒園した後の受け皿施設ですね、を用意しておかなければいけないということが前提なんです、なかなかこの受け入れ施設が見つから

なくて、小規模も受けられないというようなことが全国的にも言われているんですけども、太宰府市内でそういう施設があるというふうに、事業者側が探してくるんですけども、太宰府ではありそうなところでしょうか。これが前提でないと、恐らく施設は運営できないと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 現在の入所保留の状況を見てみますと、0歳から2歳まで、これがほとんどでございまして、3歳児以上につきましては何とか入所ができるのではないかなというふうには思っております。

また、今までの回答の中でも申しあげましたけれども、そういった連携保育所、そういったところをこの設置につきましては求めておりますので、そういったところでの対応を考えていこうというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 太宰府市内にはそういう施設があるというふうな認識ですか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） ちょっと質問の意図といたしましては、全く違うところをやって、全くそういう連携を受けてくれるところがあるのかということですかね。連携を受けてくれるところをやっぱり探してきていただいて、公募の場合、申請をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 事業者がその連携施設を探してくるというのが前提なんですけれども、なかなかそれが見つからなくて、一步踏み出せないという事業者さんがあるので、太宰府市ももしこの小規模保育施設を公募するのであれば、一緒にそういう施設も探すということも必要ではないかなというふうに思いましたので、伺いました。その点ではいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 定例的に所園長会議も開いておりますので、その中でそういったお話は当然していこうとは思っておりますけれども、今の入所の状況を見ますと、定員以上の受け入れを現実問題として今もやっていただいておりますような状況があるということは、私たちも思っておりますので、なかなか難しい点もあろうかというふうには思っております。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 公募がうまく進むようお願いをしたいと思います。

平成29年度に19人の小規模の保育所を公募するというので、一定のというか、少し待機児解消のプラスにはなるのかなというふうには思いますけれども、平成28年度には建てかえなどを行って、平成29年度中に定員を増やすというような当初計画がありました。平成29年度中に120人の定員が見込まれていたわけですけども、これがかなわず、太宰府園が建てかえをし

て20人の定員増というふうにとどまっているんですけども、建てかえを予定していた園が、その建てかえをするときの仮設の保育園を建てる場所がなくて、一步踏み出せなかったというふうなお話も聞いていますけれども、そういう理由だったということではよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 建てかえ場所の選定につきましても、一つの要因であったというふうには聞いております。そのほかにも要因はあったように聞いておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 建てかえで増員をしようとしていたところが、都府楼保育園なんですけれども、建てかえをして一応40人定員を増員するという予定でした。都府楼保育園は、隣に公園がありますので、そこに仮設を建てて建てかえをするというような方法でできるんじゃないかというようなことを、ちょっと先生方とお話したこともあったんですけども、もともとあそこの都府楼保育園は公立のときからですから、建物も古いので、いつか建てかえになるときにはそういう方法になるだろうなというようなことは、保護者の方も話をしていたんですけども、公園は市の持ち物ですので、そこを融通させて建てかえに援助をするというか、そういうことで進めることはできなかったんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） その話もございまして、当然市としても協力をしていくところで考えてはおりましたけれども、あの公園、ご存じのとおり遊具とかがたくさん設置をしてあります。そういったものを一旦撤去して、また次、終わった後、また公園としてもとの形に整備するという費用の問題、そういったところもあったようには聞いております。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） その遊具の撤去ともどおりに戻すという費用は、事業者のほうの負担になるんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） その分につきましては、事業者のほうで負担していただくのが原則であろうというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） それが理由で建てかえが進まなかったとは思いませんけれども、市長に伺います。平成29年度、予定でいけば120人定員が増えるはずだったのが、20人しか増やせなかったというこの結果ですね。都府楼保育園が建てかえをしないというような話が年度途中にあったと思うんですけども、市長はそのことについてどのようにお考えになったのか。また、そういう事態になったときに、都府楼保育園のほうとお話をされたのか、その点お伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 市長からということではございますけれども、まず1点、今20名の増

ということで、今度7月1日に太宰府保育園20名増で予定をしております。それと、あと60名の予定をしておりました、水城保育園と同じ社会福祉法人が新設をするという部分でございますけれども、これにつきましてはいろいろな事情がございまして遅れてはおりますけれども、平成30年4月1日開園を目指して、今国への申請などを行っているような状況です。

ですから、今言われました都府楼保育所の40名増の分ですね、この分がちょっと今回実施ができなかったということでございます。

この建てかえの相談につきましては、当然私どもでいろいろ話は承っております、何度か代替地の関係ですか、それについてはいろいろと話をさせていただいたところなんですけれども、先ほども言いましたように、遊具の入れかえでありますとか、もとの公園として復元するというようなところの費用を、どうしてもこれは行政のほうで見るとということには当然なつてまいりませんので、そのあたりでちょっといろいろなほかの場所を当たられたという経過があるようでございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 今市長に質問をしました。待機児童を解消しないといけないというふうに市長はずっと言っておりますよね。去年の時点で、もう200人を超える待機児童がいて、120人の定員増員をして、待機児童解消につなげたいという思いで予算化などされたと思いますが、年度途中でそれがかなわない状況になったところで、平成29年度4月1日に入所する子どもたちが、今1次審査で既に220人の待機児童というか、入れなかった子どもたちが生まれている結果となっております。

芦刈市長が待機児童解消、解消というか、もう減らす方向で本当に力を注いでいかないといけないというふうに思っているのであれば、都府楼保育園が建てかえができなくなったときに、市長みずから行って、40人でも待機児童を減らしたいので、ぜひ一緒に進めていきたいというふうな話がされても、私はよかったのではないかと思いますし、代替地でその遊具の移動ですね、事業者の負担が苦しいのであれば、市が出すから一緒にやろうというような話ができただのではないかというふうに思いますけれども、その点について、市長みずからお答えをお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 都府楼保育園の問題は、ちょっといろいろと内部の問題もあったようなことも聞いてはおりますが、いずれにしても本当に待機児童増えていくというか、なかなか体制できてないということは、しっかり考えていかなきゃいけないことだというふうに考えておりますし、今回の機構改革の中でも、具体的な実現図っていきたいというふうに思っている次第です。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 芦刈市長、本気でしようと思っておりますかね、待機児童を減らす

ために。今の部長が答弁された内容ですね、そういう状況になったということは認識しているとおっしゃいましたけれども、もう待機児童をこれ以上増やすわけにはいかないというようなことであれば、やはり市長が動くというようなことは必要だったと思うんですけども、そういう発想にはならなかったのでしょうか。市長に聞いています。市長をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 副市長からです。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） ご回答申し上げます。

市長にご回答をとということでございますけれども、市長の思いも含めて私のほうから回答させていただきます。

定員が、どうしても待機児童が減らないというようなことは、市長としてもやっぱり減らす方向で、これまでたびたび保育所のことで担当と話してきたことは事実でございます。予期せぬ職員の退職、それと年度末に嘱託の保育士の方が大量に退職されたりということで、最終的にどうするかというようなことも含めまして、企業に保育士の委託をお願いする、そういうところまでも市長と話した経過もございます。

ただ、そういうことをやっていきますと、内部の保育士間の意思疎通とか、保育の質、そういうものの低下にならないようなところということで、今部長が申しましたようないろいろな方法をとって、今の現状に至っておると。努力をするしこしたというふうに思っております。

まだ200名定員、そして待機児童が200人を超えておるということは、本当に申しわけなく思っております。これからも努力してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 市長の代弁を副市長がされたんですけども、それが市長の思いというふうに取り取ってよろしいのでしょうか。

建てかえをして増員をするというような予定をしていますが、不測の事態、いろいろなことがあって進まないことももちろんあるかと思えます。けれども、太宰府市の市長として、このままではいけないというような思いで、みずからが交渉に現場に行っていくことが、入れなかったお母さんたちも納得する材料になるのではないかとこのように思っています。

今回の1次審査で220人という待機というか、入れなかったお子さんがいるということですが、ご夫婦でフルタイムで働いていても入れない、兄弟児が別々の保育園に通うことになったというようなことも出てきています。東京とか福岡市、政令市で言われているようなことが、太宰府市でも起きているというような状況です。そういうことが本当にわかっているのか。

保育所に預けなければ働けないわけですね。収入が得られないというような状況になるということを、本当にきちんと心におさめていただいて、今後の待機児解消に本当に力を注いで

いただきたいというふうに思います。

続けて、2件目の保育士さんの募集についてですけれども、市内の認可保育所合同の保育士さんへの説明会が1月末に行われました。私も一般質問で提案をさせていただいたものなんですけれども、当日ちょっとのぞきに伺ったんですけれども、公立の保育士さんと、園長先生と、私立の園長先生、保育士さんとが一緒になって、保育士希望している方との面談を行っているような状況がありました。

思ったより希望者の方が多かったなというふうに思いましたし、私立の園長先生からお話を聞くと、なかなかやはり単独では保育士募集がかけられず、来ていただくことも難しい中で、こういうふうと一緒にさせていただくことで、たくさんの人とお話ができる、保育士希望の方とお話できて、マッチングもちょっと考える余裕ができたというようなお話も聞いています。

今後また続けていかれるというお話ですけれども、時期等、年度が始まって5月とか、学生さんたちが実習に行かれる前に開催するなどの工夫をして、太宰府市でこういうことがあっているということが浸透していくように、ぜひお願いしたいというふうに思います。

2件目終わります。3件目お願いします。

○議長（橋本 健議員） 3件目の回答をお願いします。

市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 次に、3件目の障がい者の地域生活支援事業における移動支援についてご回答を申し上げます。

本市が実施しております移動支援サービスの対象となっているものとしたまは、公的行事への参加、金融機関への外出のほか、日常生活上必要な買い物など社会生活を送る上で必要不可欠な外出に加えまして、コンサート、図書館、講演会やスポーツ観戦など余暇活動のための社会参加の外出支援もその対象とさせていただいております。

また、今年度からは、高等学校または大学等へ通学する場合におきましてもその対象とし、サービス利用範囲の拡大を図っております。

ご質問の通勤時の支援につきましては、営業活動に伴う移動や特定の利益を目的とする移動支援と同様に、サービスの対象外としているところでございます。

この移動支援を含みます地域生活支援事業につきましては、本市におきましては国、県の補助事業を活用して実施しているところでございますが、国、県の補助額にも限度がございますので、サービスの利用範囲の拡大を直ちに実施することにつきましては、かなり厳しい状況にあるのではないかと判断をいたしております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 今ご回答いただきました。通勤時の支援について、なかなか難しいという回答だったんですけれども、その前に、高等学校、それから大学の通学に関してはサービスの拡大をして、今年度からですかね、図っておりますということでしたけれども、これは単

独事業範囲拡大というふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） この地域生活支援事業、これにつきましては国、県の補助がござい
ますけれども、国、県の補助というのが限度がございませぬ。今現在におきましても、満額補助
が来ているということではございませぬ。その拡大部分については、当然太宰府市の単独事業
として行っているような部分もございませぬ。ですから、補助があるのかないのかと言われてま
す、拡大した部分につきましては、補助の中には恐らくおさまりに切れない部分だろうというふ
うに思います。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） ありがとうございます。その部分については喜ばれる方もいらっしや
るかと思っております。

そして、通勤時のことについてですけれども、拡大してほしいという声が私も聞きましたの
で、今回取り上げております。

そして、太宰府市の障がい者プラン、今素案ということでパブリックコメントなどがとられ
ている状況ですけれども、この中で雇用と就労の充実のところでは現状と課題をまとめられまし
て、障がいのある人の就労支援や就労を継続していくための支援が求められていますというふ
うにまとめられています。そして、今後の政策の方向性の中で、一般就労を希望する障がいの
ある方が、できる限り就労ができて、またさらに就労が継続できるように支援しますというよ
うな文章があります。

この部分からいきますと、やはり自宅から職場に行くというようなことも、このところに重
なるのではないかとこのように思いますけれども、この点についてどのようなご理解でしょ
うか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） この就労支援というところで大きなくくりで今考えておるところ
ではございませぬけれども、当然就労といえますのは利益を得るためのものでございませぬ。これに
向けての支援、そういったところは現在、就労支援というんですか、就労準備支援であると
か、そういったさまざまな事業を今現在もやっておるところでございませぬ。

また、就労に向けては、それぞれの相談ですね、そういったところも受けたりもしておりま
して、この移動支援をするということだけではございませぬ。

この地域支援事業といえますのが、いろいろな分野がございまして、多種多様な要望という
のが当然いろいろな部分でございませぬ。本当に全てが実施をできればいいんですけれども、や
はり当然限られた予算の中で我々も考えていかなければならない。優先順位もつけていかな
ければならない。そういった中で、どこにまずは重きを置いてやっていくかというところで、段
階的に拡大、今回も高校、大学について平成28年度から拡大をいたしましたけれども、これに
つきましてもこの移動支援事業につきましては平成21年に要領を策定をいたしまして、それか

ら初めての改定でございます。

やはりいろいろな声を聞きながら、拡大できるところは拡大していきたいと考えておりますけれども、今すぐの時点で就労に対する移動支援を拡大していくというのは、最初の答弁でも申しましたように、今の状況では厳しいというようなところで考えておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 国の施策の中で、補助の問題もありますので、その部分が拡大していくことも必要だというふうに思います。前向きに検討をしていただきたいと思います。

国連の障がい者の権利条約が批准されて、3年前に障害者総合支援法が整備をされました。この中で、社会生活の支援が社会参加の機会の確保や地域における共生のつながり、そして社会的障壁を除去されるものとなるように、総合的かつ計画的に行うことがうたわれています。このことが、障がいを持った方々が今本当に生かされているのかというのを、やはりどこでも、どこでもというか、私聞き取りなんかしたんですけれども、このことをやはり言われます。自治体では難しいところはあると思いますけれども、こういう立場に立って、少しでも前に進めていただきたいことをお願いいたしまして、3件目を終わります。

○議長（橋本 健議員） 4件目の回答をお願いします。

建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） 次に、4件目の渋滞対策についてご回答を申し上げます。

パーク・アンド・ライドは、議員ご指摘のとおり、自家用車から公共交通機関への乗りかえをすることにより、観光客の回遊性の向上と観光車両の市街地への進入抑止に貢献するというふうに考えております。平成29年度予算に計上しております地域交通網形成計画を策定する際において、パーク・アンド・ライドについても調査研究を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 今後調査研究をしていくというような回答で、ありがとうございます。

議会の太宰府市地域交通問題特別委員会がありまして、その中でこのパーク・アンド・ライドのことを少し質問させていただいたことがあったんですけれども、そのときにはパーク・アンド・ライドといえば、西鉄の都府楼前駅にある駐車場のことをおっしゃっていました。68台がとめられるようになっているんですけれども、ここについては天神方面に出勤、それから通学される方が利用されるためのパーク・アンド・ライドであって、観光のためのものではないと、年末年始は開放しているというような回答がありました。その部分が拡大できればというふうに考えたところで、今回取り上げております。

パーク・アンド・ライド、この検討する中で、どの辺にどういう形でというようなことは、

もう少し話が出てきているのでしょうか。既に庁舎内で渋滞対策担当者会議が今年度になって6回行われたというふうに聞いていますけれども、そういう中でそんな話が出たのか、ちょっと少し青写真とかがあれば、お話をいただければというふうに思います。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） 今議員おっしゃっていただきましたように、渋滞対策の会議を開催させていただいておりますけれども、主にどうしても五条周辺といいますか、天満宮周辺への渋滞対策ということは今主に話をさせていただいておりますので、一応パーク・アンド・ライドの構想といいますか、それにつきましてはまだ踏み込んだ話が出ていないというのが現状でございます。

あと、パーク・アンド・ライドの駐車場の紹介のホームページを行っておりますけれども、その中では、太宰府市内ではございませんところもありますが、イオンの大野城店、それとあとゆめタウンの筑紫野店、それとJR二日市の立体駐車場ですね、そちらもパーク・アンド・ライドとして太宰府に来られる際にご活用いただければということで、案内はさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 私もちっとインターネットで調べたら、今部長がおっしゃった場所が出てきました。このごろ感じるんですけども、太宰府市内に来られている観光客の方、大型バスなどでのちょっと地域の方の生活への影響などもあるというようなお話もありますけれども、天満宮周辺に行くのではなくて、そこから外れたところですね、観世音寺から政庁跡、そして国分、水城を回っている方が結構いらっしゃるというふうに、私も見かけますし、地域のお店なんかでお話を聞くと、そういう方が増えているというふうに聞いています。レンタサイクルの影響もあるでしょうし、まほろば号を使って回っている方もいらっしゃるというふうに聞きました。

そういうことを含めて、年末年始は学業院中学校にとめて歩いていただくとかというようなこともされていますけれども、それよりもっと郊外、郊外というか外ですね、今度水城館がオープンしますけれども、東門のところに駐車場を整備して、そこから国分のほうを回っていただく。国分にもいろいろな歴史の遺産がありますし、そういうところを見ていただくようなバスを回すとか、そういうようなことも考えられるのではないかとというふうに思っています。

先日、特別史跡水城跡の東門が、今整備をされているんですけども、そこで第62次の調査の現地説明会がありました。上成土塁裾部の位置、それから木樋の現状を知ることができるような説明が文化財課のほうであってました。たくさんの方が集まっていたし、次の日にも東京からお見えの方などもいらっしゃいました。

そういうふうに水城のほうでも楽しめる、太宰府を楽しめるスポットがありますので、どこに駐車場をつくるのかということ、ちょっと広く見て考えていただきたいなというふうに思

っています。

私は、そういうふうには人の流れが変わってきているように感じているんですけども、今どんなふうを考えてあるか。数字などはこれからとるといようなお話でしたけれども、感じていらっしゃるかお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） ご提言ありがとうございます。私どもも今、観光客の回遊性、一極集中ではなく、天満宮周辺だけではなくて、やはり市内にいろいろな今おっしゃっていただきましたように史跡とか歴史物語がございますので、そういうもの、太宰府を丸ごとといいますか、やはり感じていただくということが大事であろうと思っていますので、例えば客館跡から榎社、それから政庁跡とかという流れをつくったり、今おっしゃっていただいたような政庁跡から西といいますか、水城のほう、国分に回っていただく、そういう回遊性なども頭に入れながらといいますか、考えながら、この交通網計画のほうを策定するというのは、もう私どもの使命ではございませんが、しなければいけないことだというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 以前に地域創生で地域は元気になるのかというような講座がありまして、それに参加したんですけども、そのときに京都大学の先生で、京都の東山区、清水寺があるところなんですけれども、そこで東山交通対策研究会にかかわっておられて、パーク・アンド・ライドというのを調査研究を進めてこられた方のお話を聞いたんですけども、そのときに太宰府が600万人、700万人の観光客がいて、渋滞が大変なんだという話をしたところ、そういうパーク・アンド・ライドを導入しているところがほかにもありませんかとお尋ねしたところが、大分の湯布院ですね、それから長野県の小布施町があるというふうに聞きました。

湯布院は、もう皆さんも行ったことあると思いますけれども、駅をおりたらもうバスなどで回遊できるような形になっているんですけども、長野県の小布施町、ここは人口が1万2,000人という小さな町なんですけれども、来訪客が年間120万人、人口の100倍ですね。太宰府は7万人の人口に700万人とか、100倍なんですけれども、同じような感じですね。

そこがパーク・アンド・ライドを導入するときに、地域の住民の皆さんの意見も取り入れようということで、何度も協議会をつくって進めてこられています。その中で、大型宿泊施設をつくらず、ここは農業が中心の町なんですけれども、大型宿泊施設をつくらずに、誘致はしないという町長の大きな方針があって、町のリアリティーをなくさないためにそういう方針でいこうというふうにされたようなんですけれども、そのことで交通事業者、それから旅行者です、それから地域の人も含めての対策会議などを重ねられてこられた中で、お寺とか民家のホームステイ、お寺は寺ステイというそうなんですけれども、そういう宿泊をする、協力をするというような方々が出てきたりというようなことも生まれたというふう聞いています。

今後、この地域交通網形成計画を策定するに当たっては、恐らくそういう協議会をつくって

進めていかれると思うんですけども、太宰府でも新しい事業者ですね、小さなお店を太宰府を好んで来られている方々を入れたりとか、あと寺社ですね、お寺さんだったりとか神社の方なども入れて、少し広いそういう協議会をつくっていくというようなことも必要ではないかというふうに感じているんですけども、その点いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） この地域交通網形成計画には、委員会を設けるということが必要になりますものですから、今議員おっしゃっているメンバーとはちょっと違うかもしれませんが、私どもとしては、まずはどうしても、太宰府市はご存じのとおり幹線道路、国道、県道が大きな道路が走っています。そのために国とか県も入っていただきながら、それと太宰府市、それと鉄道事業者とバス事業者等々ですね、そういう公共交通機関の関係者も入っていただいたり、あと警察ですね。それとあと、いわゆる有識者の方にも入っていただくという、国の指導要綱ではないですけども、そういうマニュアルがございますので、そういうのも参考にしながらということで、今現在は、今言いましたようなメンバーで委員会を立ち上げたいなというのと、もう一つは、これはもう五条の自治会のほうからもちょっとお話があっただけで、やはり地元の声を届けたいと、そういう委員会の中にぜひ地元の声をということもありますので、その地元をどういう段階で入れるのか。例えば小委員会といいますか、そのもともとの大きな委員会の中に、意見を提言するような委員会ができないのかということでの提案もございますので、私どもとしてはやはりぜひ地元の方の意見を取り入れられるような仕組みづくりは考えていきたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 形成計画については一定の縛りがあるとは思いますが、そこに向けてのちょっと大き目の、まちづくりですね、観光地としてのまちづくりを進めるための意見交換会みたいな形の、市民も参画するような集まりもぜひしていただきたいなというふうに思います。

今部長が、地元の方も入れてということをおっしゃいましたけれども、地元ってどこかなと思うんですけども、どうしても何か観光地太宰府というと、五条、天満宮周辺になるんですけども、もう何か今それではないような気がしますので、観世音寺だったりとか、あと水城のほうも含めての地元というような方たちの参加もぜひ入れていただきたいなというふうに思います。

こうやって歴史のまち太宰府を市民のたくさんの皆さんでつくっていくということによって、渋滞解消が最初は目的かもしれませんが、まち全体を知ってもらう、そしていろいろな方がスムーズに回遊していただく。そのことによって地域の人と来訪者が、太宰府に来られた方が交流できる、挨拶を交わす。小・中学校では太宰府の歴史なども勉強していますから、会えばちょっと説明をしてあげるとか、道案内をするとか、何かそういうようなまちにな

っていけばいいなというふうに思いますので、これから検討が始まると思いますので、ぜひ市民を巻き込んだまちづくりにつながるような形で進めていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、3月16日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後8時16分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（5日目）

〔平成29年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

平成29年3月16日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 選挙第1号 太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について（指名推選）
- 日程第2 議案第7号 水城館の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第3 議案第8号 太宰府市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第4 議案第9号 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第5 議案第10号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第6 議案第11号 太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第7 議案第12号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第8 議案第13号 太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について（総務文教常任委員会）
- 日程第9 議案第14号 太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について（総務文教常任委員会）
- 日程第10 議案第15号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第11 議案第16号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第12 議案第17号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第13 議案第18号 太宰府市総合運動公園整備事業基金条例を廃止する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第14 議案第19号 筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例を廃止する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第15 議案第20号 太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）

- 日程第16 議案第21号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第17 議案第23号 太宰府市スポーツ振興事務所条例の制定について（環境厚生常任委員会）
- 日程第18 議案第22号 太宰府市自治基本条例の制定について（自治基本条例特別委員会）
- 日程第19 議案第24号 太宰府都市計画太宰府市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第20 議案第25号 太宰府市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第21 議案第26号 太宰府都市計画門前町特別用途地区条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第22 議案第27号 太宰府市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第23 議案第28号 太宰府都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第24 議案第29号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について（分割付託）
- 日程第25 議案第30号 平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第26 議案第31号 平成28年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について（建設経済常任委員会）
- 日程第27 議案第32号 平成29年度太宰府市一般会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第28 議案第33号 平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第29 議案第34号 平成29年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第30 議案第35号 平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第31 議案第36号 平成29年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第32 議案第37号 平成29年度太宰府市水道事業会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第33 議案第38号 平成29年度太宰府市下水道事業会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第34 議案第39号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第35 発議第4号 太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 意見書第1号 通級指導教室における教員の増員を求める意見書（総務文教常任委員会）

日程第37 議員の派遣について

日程第38 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

| | | | | | | | |
|-----|----|----|----|-----|-----|-----|----|
| 1番 | 堺 | 剛 | 議員 | 2番 | 船越 | 隆之 | 議員 |
| 3番 | 木村 | 彰人 | 議員 | 4番 | 森田 | 正嗣 | 議員 |
| 5番 | 有吉 | 重幸 | 議員 | 6番 | 入江 | 寿 | 議員 |
| 7番 | 笠利 | 毅 | 議員 | 8番 | 徳永 | 洋介 | 議員 |
| 9番 | 宮原 | 伸一 | 議員 | 10番 | 上 | 疆 | 議員 |
| 11番 | 神武 | 綾 | 議員 | 12番 | 小島 | 真由美 | 議員 |
| 13番 | 陶山 | 良尚 | 議員 | 14番 | 長谷川 | 公成 | 議員 |
| 15番 | 藤井 | 雅之 | 議員 | 16番 | 門田 | 直樹 | 議員 |
| 17番 | 村山 | 弘行 | 議員 | 18番 | 橋本 | 健 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

| | | | | | |
|---------------------|----|-----|--------------------|----|-----|
| 市長 | 芦刈 | 茂 | 副市長 | 富田 | 讓 |
| 教育長 | 木村 | 甚治 | 総務部長 | 石田 | 宏二 |
| 地域健康部長 | 友田 | 浩 | 総務部理事
兼公共施設整備課長 | 原口 | 信行 |
| 建設経済部長 | 井浦 | 真須己 | 市民福祉部長 | 濱本 | 泰裕 |
| 観光推進担当部長
兼観光経済課長 | 藤田 | 彰 | 教育部長 | 緒方 | 扶美 |
| 上下水道部長 | 今村 | 巧児 | 教育部理事 | 江口 | 尋信 |
| 総務課長 | 田中 | 縁 | 経営企画課長 | 山浦 | 剛志 |
| 地域づくり課長 | 藤井 | 泰人 | 市民課長 | 行武 | 佐江 |
| 都市計画課長 | 木村 | 昌春 | 社会教育課長 | 中山 | 和彦 |
| 上下水道課長 | 古賀 | 良平 | 監査委員事務局長 | 渡辺 | 美知子 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

| | | | | | |
|--------|----|-----|------|----|-----|
| 議会事務局長 | 阿部 | 宏亮 | 議事課長 | 花田 | 善祐 |
| 書記 | 山浦 | 百合子 | 書記 | 高原 | 真理子 |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しております。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 選挙第1号 太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について

○議長（橋本 健議員） 日程第1、選挙第1号「太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について」を議題とします。

選挙第1号につきましては、指名推選委員会を設置し付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

指名推選委員会委員長 門田直樹議員。

[16番 門田直樹議員 登壇]

○16番（門田直樹議員） 選挙第1号「太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について」、選挙管理委員会委員及び補充員の指名は指名推選委員会に付託されておりましたので、去る3月14日に委員会を開き、選挙管理委員会委員及び補充員の指名者を決定いたしましたので、報告いたします。

選考基準としまして、地域割り、性別、年齢等を考慮した執行部からの推選案をもとに審査を行いました。

審査において推選案に対する委員からの異議はなく、採決の結果、お手元に配付しております指名結果表のとおり、選挙管理委員会委員に青柳良輔、小野隆弘、中村美佐子、本岡健一、補充員に土師節子、古城戸茂樹、白石純一、津田秀司を指名することで、全員一致で決定しております。

また、補充員の委員への補充順序は、結果表に記載されている順序によるものといたします。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

自席へどうぞ。

お諮りします。

指名推選委員会において指名された方を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、指名推選委員会において指名された方が選挙管理委員会委員及び補充員に当選をされました。

改めて当選人を報告いたします。

太宰府市選挙管理委員会委員に青柳良輔氏、小野隆弘氏、中村美佐子氏、本岡健一氏、補充員に第1位土師節子氏、第2位古城戸茂樹氏、第3位白石純一氏、第4位津田秀司氏、以上のとおり決定しました。

なお、当選人には、会議規則第31条第2項の規定により、別途文書で告知をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2から日程第9まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第2、議案第7号「水城館の指定管理者の指定について」から日程第9、議案第14号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された議案第7号から議案第14号までについて、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第7号「水城館の指定管理者の指定について」、水城跡の東門に設置された水城館の指定管理者について、歴史資料の展示、それから文化財の保護及び愛護思想の普及等をやっていくという水城館の目的にかなっていないということで、公益財団法人古都大宰府保存協会を指定管理者として指定するとの説明を受けました。

委員からは、誰か常駐するような形になるのか、また、建物の中だけでなく、外でもガイドの説明をするのかなどの質疑があり、執行部からは、1名の常駐を考えており、外でのガイド説明を行うよう考えているとの回答を受けました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第7号「水城館の指定管理者の指定について」は委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第8号「太宰府市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について」、これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の改正に伴うもので、引用している条番号の繰り下がりによる改正、また、新たに規定が追加されたことにより改正するものと説明を受けました。

委員からは、実施機関とあるが、どの部分を指してこの実施機関に対して削除請求や中止を求めるといふふうに理解したらいいのかなどの質疑があり、執行部からは、実施機関は個人情報

報保護条例第2条第1項に規定している。個人情報保有しているそれらの実施機関に対して削除請求、目的外利用等中止請求を求めるとの趣旨であるとの回答を受けました。

その他質疑を終え、討論については、今回の条例改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバーについての法改正になっているので、反対とするとの反対討論が1件ありました。

賛成討論はなく、採決の結果、議案第8号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第9号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」、これは、いわゆる番号法の改正に伴うもので、引用している条項に項ずれが生ずることから、改正するものと説明を受けました。

質疑はなく、討論について、議案第9号は、もともとのこの条例に反対の立場であるため、今回の改正についても反対とするとの反対討論が1件ありました。

賛成討論はなく、採決の結果、議案第9号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第10号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」及び、議案第11号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」は、関連がありますので一括して審査を行いました。

今回の改正は、主に地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴うものであります。

職員の育児、介護のための環境整備として、早出、遅出の勤務、介護休暇の取得、養子縁組ができない児童を委託されている場合における育児休暇等に関する部分の改正との説明を受けました。

委員からは、早出、遅出勤務が可能になるとのことだが、実際にそういう状況にある職員はいるのかなどの質疑があり、執行部からは、今のところ要望、申し出は上がっていないが、実態として介護している親をデイサービスに送り出してから出勤している職員はおり、今は休暇により対応されているとの回答を受けました。

質疑を終え、議案第10号及び第11号ともに討論はなく、採決の結果、議案第10号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、議案第11号も委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第12号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」、今回の改正は、消費税率10%への引き上げ時期が平成31年10月まで延期されることに伴い、消費税と一体的に見直しすることとされた地方法人課税の偏在是正や車体課税の抜本的見直しが同様に延期されたことから改正するもので、新旧対照表に沿って改正点の内容について説明を受けました。



質疑はなく、討論については、消費税増税は延期となったが、増税は反対の立場であるので、その点からこの条例については反対とするとの反対討論が1件ありました。

賛成討論はなく、採決の結果、議案第12号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第13号「太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について」、市長の給与を平成29年4月1日から任期期間中10%削減し、82万7,000円とする特例を設けるもので、市長が公約として掲げていたこと、公約で示していた70万円については、平成27年6月議会で否決された経過も踏まえ、今回の提案になっているとの説明を受けました。

委員からは、今回の決定は市長の意思なのか、いろいろ話をされてということなのかなどの質疑があり、執行部からは、基本的には市長の意思ですとの回答を受けました。

その他質疑を終え、討論については、今回の10%削減が趣旨が違うような気がして納得できないところがあるため反対とする。公約に基づきとあるが、公約については具体的な金額が出されているので、市長もそうしたいのだろうから、4年間のトータル分を考えて改めて出してほしい、今回は反対とする。公約にはきっちり明記されているので、10%というのは公約ではないと思う、よって反対とするとの反対討論が3件ありました。

賛成討論はなく、採決の結果、議案第13号は賛成なし、委員全員一致で原案を否決すべきものと決定しました。

次に、議案第14号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」、平成29年4月からの機構改革に伴い、部課名の変更、所掌事務の再編等で条文改正の必要があるものについて、一括して整理を行うもので、新旧対照表に沿って改正点の内容について説明を受けました。

委員からは、家庭児童相談については子育て支援センターに移したということだが、ヤングテレホンはどうなったのかなどの質疑があり、執行部からは、相談件数が減っている現状があり、一緒に担えるものは担っていこうということで、平成28年度から家庭児童相談と統合しているとの回答を受けました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第14号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第7号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第8号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第9号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第10号の委員長報告に対し質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第11号の委員長報告に対し質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第12号の委員長報告に対し質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第13号の委員長報告に対し質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第14号の委員長報告に対し質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第7号「水城館の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第7号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時13分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第8号「太宰府市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

○15番(藤井雅之議員) 議案第8号につきましては、反対の立場で討論させていただきます。

先ほど委員長報告にもありましたが、今回の議案第8号は、いわゆるマイナンバー制度に関するものであります。マイナンバー制度が発足をして、各種政府公報などではマイナンバーの利便性、必要性を強調するPRがされています。しかし、マイナンバー制度への市民の理解が進んでいるとは言えない状況です。

おととい福岡県が公表したマイナンバーカードの取得状況は、当初目標の3分の1にとどま

っているということも明らかになりました。実際、国税庁は、確定申告の際にはマイナンバーが記載されていなくても申告書を受け付け、不利益は与えないということを表明しています。

多額の経費をかけ、国民総背番号制を強制する一方で、番号流出などへの対応は万全とは言えず、その点の不安が解消されているとは言えません。

マイナンバー制度に関しましては、問題点があり、反対としている立場で、関連する議案でありますので賛成することはできないこと、同会派の神武議員とともに反対することを述べまして、討論を終わります。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時15分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第9号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 議案第9号につきましては、先ほど反対いたしました議案第8号と同様の内容であると考えますので、理由については第8号で述べたとおりであります。

議案第9号につきましても、同会派の神武議員とともに反対することを述べまして、討論とさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する

ことに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(橋本 健議員) 多数起立です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時16分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第10号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時17分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第11号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時17分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第12号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

○15番(藤井雅之議員) 議案第12号につきまして、反対の立場で討論いたします。

委員長報告にもありましたが、消費税増税とあわせて車体課税等の消費税増税の延期に伴う

条例の提案ということがありましたけれども、車体課税の見直しの中で、軽自動車税への増税の部分が含まれている内容であります。

そもそも軽自動車の近年の普及は、ガソリン価格の高騰や、生活スタイルの変化で一家に1台だった自動車が1人1台という時代になっています。軽自動車は、公共交通機関が発達していない地域では、暮らしの重要な役割を果たしており、軽自動車税への増税は、大衆課税そのものであると考えます。

消費税の増税に反対する立場から、同様の事案である、延期といえどもその消費の増税等の理由に反対している立場でありますので、同会派の神武議員とともに反対することを述べて、討論を終わります。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

議案第12号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。  
よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時19分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第13号「太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について」討論を行います。  
討論はありますか。  
16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 議案第13号「太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について」、原案に反対の立場で討論します。

この議案については、本会議2日目に2名の議員による質疑があり、また3日目には私が一般質問で取り上げ、選挙公約とは違う理由、10%の根拠等についてお尋ねしました。しかしながら、市長からは具体的な回答、合理的な説明が全くなされなかった次第であります。

本市の市長給与については、近隣自治体あるいは類似団体と比べて特段多いわけではなく、副市長や教育長とともに条例に定められている内容は、職責とバランスを考慮した妥当なものであると考えます。

一般質問でも申しましたが、選挙において給与の減額を公約にすることは、結果的に有権者の関心を買うことになります。しかし、その実効性や周りへの影響を考えると、好ましいこと

とは思えません。

しかしながら、公約に掲げ当選したならば、それを遂行するのは当然のことです。よって、前回平成27年6月議会では減額案に賛成しました。結果は否決でしたが、そのことを理由に公約をほごにしていいなどあり得ません。公約を果たそうと考えるのであれば、何度でも提案すべきです。しかし、市長はそれをされず、議会が否決したからと、そのまま受給を続け、また供託なども行わず、今度は折り返し点だという理由で、公約とは全く違う額を提案されました。

一般質問で指摘したことをもう一度整理しますと、芦刈市長は平成27年5月から現在まで、選挙公約とは異なる月額91万9,000円を受け取っておられ、公約違反の部分は500万円を超えています。今回提案された額は、条例の規定から10%減の82万7,000円ですが、これでいきますと4年間では、既に受け取った分を含め約4,180万円となり、公約との差額、超過額は820万円を超えます。

また、ここには期末手当、いわゆるボーナス分は含んでおりません。期末手当は給与月額をもとに算定されますから、概算ですが、4年間で公約と条例との差額は約605万円になります。市長が既に受け取ってられる期末手当約710万円のうち、超過分は約180万円で、これも公約に反しています。

給与月額だけで考えてみましても、公約を守るということであれば、今回提案すべきは約49万円であり、議案はそれより約33万円も大きな数字です。金額の具体的な根拠も示されない中、認めるわけにはまいりません。

最後に、市長は報道関係に対し「筋を通すため」と発言され、記事にもなりましたが、改めて調べますと、筋を通すとは道理にかなうようにする、物事の首尾を一貫させるという意味でした。もう一度ご確認をお願いして、反対討論とします。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号に対する委員長の報告は原案否決です。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立なし）

○議長（橋本 健議員） 起立なしです。

よって、議案第13号は否決されました。

〈否決 賛成0名、反対17名 午前10時23分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第14号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に

関する条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時24分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10から日程第17まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第10、議案第15号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」から日程第17、議案第23号「太宰府市スポーツ振興事務所条例の制定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

[12番 小島真由美議員 登壇]

○12番(小島真由美議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第15号から議案第21号まで及び議案第23号について、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第15号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

第4条第2項に定めている使用時間について、1日1目的につき2時間以内とする定めを施行規則に明記することに伴い、第2項を削除し、第3項を第2項に繰り上げるものであること、また、開放時間について、日没との表記が曖昧なことから、時間表記に改めるとの説明を受けました。

委員から、大佐野スポーツ公園に関して、開放時間が2月1日から3月末日までは午後6時までとなっているが、日没時間を考えると暗くないかなどの質疑がなされ、執行部より、今回の時間設定に当たっては、過去5年間の日没時間を調査した。安全面を考慮した場合、日没の捉え方が人によって異なるため、設定したものであるとの回答がなされました。

そのほか質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第15号は委員全員一致で原案のとおり

可決すべきものと決定しました。

次に、議案第16号「太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について」、第4条第2項に定めている使用時間について、1日1目的につき2時間以内とする定めを施行規則に明記することに伴い、第2項を削除し、第3項を第2項に繰り上げるものであるとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第16号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第17号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」、筑紫地区介護認定審査会は、筑紫地区4市1町で事務局を輪番制としており、平成27年度から2年間は太宰府市で筑紫地区介護認定審査会委員の報酬額を定めていた。平成29年度からは事務局が那珂川町に移行することに伴い、今回、太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例から筑紫地区介護認定審査会委員の報酬額を削除するものであるとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第17号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第18号「太宰府市総合運動公園整備事業基金条例を廃止する条例について」、本条例については、太宰府市総合体育館の完成により、基金設置目的を達成したことに伴い廃止するものであるとの説明を受けました。

委員から、総合体育館は完成したけれども、総合運動公園になるには、まだ周辺整備が必要ではないかななどの質疑がなされ、執行部より、総合運動公園整備事業という基金の名称ではあるが、総合体育館をつくるという目的の基金であり、目標を達成したことにより条例を廃止するものであるとの回答がなされました。

そのほか質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第18号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号「筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例を廃止する条例について」、筑紫地区介護認定審査会は、筑紫地区4市1町で事務局を輪番制としており、平成27年度から2年間の審査会予算は、事務局である太宰府市の特別会計としていた。平成29年度から事務局が那珂川町に移行することに伴い、今回条例を廃止するものであるとの説明を受けました。

委員から、次の事務局への引き継ぎは、太宰府市の9月定例議会閉会ごろの完了予定なのかななどの質疑がなされ、執行部より、平成29年度と同条例は那珂川町で制定されるが、平成28年度の決算は太宰府市で行うとの回答がなされました。

そのほか質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第19号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号「太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について」、平成26年6月

25日に公布された地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、介護保険法が改正され、平成28年4月1日から市町村が指定権者となる権限移譲が行われたことに伴い、新規サービス事業として地域密着型通所介護を追加する改正を行うものであるとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第20号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第21号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」、第4条第2項に定めている使用時間について、1日1目的につき2時間以内とする定めを施行規則に明記することに伴い、第2項を削除し、第3項を第2項に繰り上げるものであること、また、開放時間について、日没との表記が曖昧なことから、時間表記に改めるとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第21号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第23号「太宰府市スポーツ振興事務所条例の制定について」、太宰府市総合体育館に隣接する旧地域包括支援センターにスポーツ課が移転することに伴い、地方自治法第155条第1項の規定に基づき、スポーツ振興事務所として開設するものであるとの説明を受けました。

委員から、スポーツ課と太宰府市体育協会の区分はどのようになるのかなどの質疑がなされ、執行部より、2階部分を3つに区切り、入り口に近いほうにスポーツ課、会議室のスペースを挟んで一番奥に太宰府市体育協会が入る形となる。また、1階部分に太宰府障害者団体協議会とエ・コラボという組織が入っているとの回答がなされました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第23号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託されておりました審査内容について報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第15号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第16号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第17号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第18号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第19号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第20号の委員長報告に対し質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第21号の委員長報告に対し質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第23号の委員長報告に対し質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。
自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第15号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。
採決を行います。

議案第15号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。
よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時33分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第16号「太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。
採決を行います。

議案第16号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。
よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時34分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第17号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時34分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第18号「太宰府市総合運動公園整備事業基金条例を廃止する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時35分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第19号「筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例を廃止する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時36分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第20号「太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例につい

て」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時36分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第21号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時37分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第23号「太宰府市スポーツ振興事務所条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時37分〉

日程第18 議案第22号 太宰府市自治基本条例の制定について

○議長（橋本 健議員） 日程第18、議案第22号「太宰府市自治基本条例の制定について」を議題とします。

本案は自治基本条例特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

自治基本条例特別委員長 小島真由美議員。

[12番 小島真由美議員 登壇]

○12番（小島真由美議員） 本定例会におきまして、自治基本条例特別委員会に審査付託されました議案第22号「太宰府市自治基本条例の制定について」の審査につきましては、2月22日に担当部課長から概要説明を受けた後、2月24日及び3月9日の延べ3日間にわたり、地域健康部長、総務部長ほか地域づくり課長、総務課長、経営企画課長出席のもとに審査いたしました。

議案審査では、議案書及び資料として提出されました答申、パブリック・コメント前の素案、上程案の比較表をもとに、条文ごとに執行部の説明、質疑応答を行い、慎重に審査を行いました。

執行部の説明では、太宰府市自治基本条例は、まちづくりの基本となる考え方や、市民、議会、行政それぞれの役割、市民参画の仕組みなどを、市民自治の主体者である市民との協働で進めていくための規範となる、新しい自治のルールを定めるために制定するものである。

これまでの経緯としては、平成23年11月に自治基本条例審議会へ諮問し、その後、まちづくり市民会議を22回、同会議の幹事会を41回開催し、平成27年10月までに28回の審議会を開催し答申をいただいた。その答申をもとに、市長以下庁内職員で構成する協働のまちづくり推進本部会議など38回の会議で精査を進めた後に、パブリック・コメントを実施し、市民の皆様からいただいたご意見を参考に今回の条例案を作成したという報告がありました。

まず、この条例案の審査に当たり、関係各位のもと、5年の年月を要しておりますことに敬意を表します。

質疑の詳細な内容につきましては、全議員構成の特別委員会での審査であったことと、後日、自治基本条例特別委員会会議録が調製されることから、ここで逐一報告することを省略させていただきます。

質疑の主なものとしましては、委員より、今議会最終日に条例案が通った場合、市民への周知方法はどのようにするのか、ダイジェスト版のようなものをつくる計画はあるのかなどの質疑がなされ、執行部から、周知の手段としては、広報やホームページ等で広く皆さんに知っていただくように考えている。また、内容を解説した手引書的なものをつくらうと考えているとの回答がありました。

次に、意見交換を行い、主な意見として、議会基本条例や政治倫理条例などをつくってきたが、条例制定はエンドではなくスタートである。だから、まずはつくってみようという思いで

あるという意見。

今、全国1,718自治体あるが、本当にいい条例であれば、全国どこの自治体でもつくるはずである。自治基本条例がなくても、しっかり市政運営がなされていると思うという意見などがありました。

執行部におかれましては、委員会審査の中で出された問題点、意見等について十分に整理され、今後の事業執行にも積極的に対応されることを強くお願いしておきます。

討論では、賛成の立場で5名の委員、そして反対の立場で2名の委員が発言されました。

討論を終え、採決の結果、議案第22号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

質疑は、全議員で構成された特別委員会で審査をしておりますので、省略します。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 議案第22号自治基本条例案について、賛成の立場から討論をいたします。

平成28年11月8日に市長の諮問を受けて審議会の答申がなされるまでに4年を要し、その後1年余をかけて庁舎内部の調整を受けて上程されました本条例案は、その作成にかかわった関係者の数と要した時間数から見て、太宰府市政上、異例の部類に属すると解しております。

さて、平成23年から始まった第五次太宰府市総合計画では、「市民と共に考え共に創るまちづくり」を目標として掲げております。自治基本条例案も、協働のまちづくりの一環として位置づけられております。

地方自治法が予定していなかったこのようなシステムが、なぜ取り入れられたのか。それは、地方自治体において、国への依存度が高く、紛争解決や政策実施に当たって国へ指針を仰ぎ、国からの通達に従って自治行政を行ってきたという三割自治の時代が長く続き、そのため地方自治体に独立した運営能力が育ってこなかったという過去の歴史がございます。

ところが、国自体が政策の転換を図り、地方でできることは地方でというふうに地方分権へシフトいたしました。その結果、地方自治体は、自己責任のもとに政策判断をしていかなければなくなりました。政策形成、実行過程に住民の意向を反映していくシステムが構想されたわけでありませう。

また、今日の少子・高齢化社会では、財政的な逼迫が長く続くことが予定されております。少ない予算で、多くの行政需要にどのように対処するかという構造問題が横たわっているわけでありませう。このような社会構造の変化の中で、地方自治を実現していく手段として、自治基

本条例が意識されております。

以上申し上げた意味合いにおいて、自治基本条例は協働のまちづくりを進める有効な基礎を提供するものと考えます。また、現在の地方創生法で言われております、地方に望まれている太宰府市がいいという魅力的なまちづくりに寄与するものと考えます。

以上から、本条例案に賛成をいたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 議案第22号「太宰府市自治基本条例の制定について」、賛成の立場で討論いたします。

この条例は、太宰府市のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおける市民の権利と責務を明らかにし、自治の実現を図ることを目的にしています。しかしながら、肝心の市民への情報発信、周知が十分であるとは言えない状況です。

ちなみに同条例第14条には、議会及び市長等は、市政に関する情報を市民と共有することがまちづくりの基本であることを踏まえて、情報提供を積極的に行うよう努めるものとするように、まずは同条例の市民への周知を図り、市民、議会、行政が共有することこそが、市民にとって一番身近な生きた条例になるための第一歩ではないかと考えます。

さらに、第29条には、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が目的とするまちづくりに寄与しているか検証、検討する旨の規定があるように、条例をつくりっ放しにせず、絶えず見直し続ける姿勢こそが重要と考えます。

以上、条例制定後に我々がやらねばならない必須事項を申し添えまして、私の賛成討論いたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、反対討論はありますか。

9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） 議案第22号「太宰府市自治基本条例の制定について」、今回自治基本条例については、たくさんの審議会等、市民の方々、平成23年度よりかかわりご尽力いただきました。本当にありがとうございました。しかしながら、今回反対の立場から討論いたします。

平成23年度から自治基本条例の制定に向けて審議がありましたが、いまだ市民に周知がなされているのか疑問に思います。また、第3条の市民の定義ですが、市内に住所を有する者、市内にある事務所または事業所に勤務する者、市内にある学校に在学する者、市内に不動産を所有する者または市内で事業活動その他活動を行う者もしくは団体をいうとありますが、市民に値する範囲が余りにも広過ぎるのではないのでしょうか。市民に関しましては、市民税を納める者、市内に事務所を置き、法人税、所得税を納める者でよいのではと考えます。

また、用語説明等がついていませんので、個人個人の捉え方でまた誤解を招いたりするのではないかと思います。

よって、自治基本条例につきましては反対いたします。

○議長（橋本 健議員） 賛成討論はありますか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 議案第22号「太宰府市自治基本条例の制定について」、賛成の立場で討論いたします。

現行の「高校現代社会」の教科書から地方自治と自治基本条例関する部分を要約することで、賛成討論にかえます。

地方自治は、団体自治と住民自治がともに前進することで充実する。その前提が地方分権と市民分権、すなわち市民の公共政策への参加や協働の実現である。今日新しく増大する公共サービスの多くは、住民の参加や協力をこれまで以上に必要とする。それゆえ、住民参加や住民と自治体の協働の新しい仕組みがつくられ始めた。自治基本条例を制定し、それぞれの地域に独自の地域づくりの理念や原則、自治体運営の基本ルールなどを定める動きの広がり、地方分権に伴って自治立法の考え方が定着し始めたことを示している。

さらに、この教科書において、地方自治の節が含まれる「日本国憲法と国民生活」という章の冒頭では、国家の安全保障から人間の安全保障、すなわち世界中の全ての一人一人の日常生活における安全保障への転換の必要を、現代的な課題として掲げています。その部分より引用します。

日本政府も、この人間の安全保障を外交の柱の一つと位置づけ、積極的な取り組みを行っている。しかし、それは日本や日本国民自身の問題としては必ずしも十分に認識されていない。

つまり、地方自治の問題としても、内政の問題としても、日常生活の問題としても、世界的な課題としても、現代社会の要請に即した内容を今回の自治基本条例の内容、その制定は持つと考えます。

自治基本条例は、本格的な自治の始まりを示すという位置づけがなされており、なくてもやってきたがゆえに不要と考えるのは、現代の課題解決に対する退行的な意思表示だと私は考えます。

歴史的にアジアに開かれた文化交流の拠点であったことに市のアイデンティティーの一つを求める私たちのまちが、自治をともに生活する人々によって進めようと、市民概念を広げることによってそう捉え直す、そのことは市の独自性の観点からも、またさまざまなレベルでのグローバル化を前提とする現代社会の状況からも、必然的であると考えます。

自治基本条例の内容を詰めていく過程では、市民が育つまちである必要も議論されています。これからの太宰府市を担っていく世代へのメッセージという性格も、子どもの権利というものに言及されていることもありますが、自治基本条例にはあると考えます。

この条例の制定が、これからの市民が持つべき基本的な課題意識に応えるものであることを示し、賛成討論といたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、反対討論はありませんか。

13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 太宰府市自治基本条例の制定については、反対の立場から討論をいた

します。

自治基本条例の上提案作成に至るまで多くの方々がかかわり、審議会等において長きにわたり議論されてきました。この間ご審議いただきました皆様のご尽力に対しまして、心より敬意を表する次第でございます。

しかしながら、私はこれまで、他の自治体で制定された条例の中身や、制定途中で問題が起こり制定をやめた自治体の状況など見聞きしながら、自治基本条例について情報収集を行ってまいりました。そのことを踏まえて、気になる条文については特別委員会において質問してきましたが、やはり全国で制定されている自治基本条例で問題となっている部分が、太宰府市自治基本条例の上程案にも含まれており、この条例の必要性自体に疑問を抱いているところでございます。

ここでは詳しくは言及しませんが、例えば条例の位置づけ、市民の定義、コミュニティの定義、子どもの権利、住民投票などの条文について問題があると認識しております。

そして、この条例自体、市民の直接的な参画をうたったものであり、条例によって安易に認めると、一部の市民の意見、動きによっては市政運営に影響を及ぼす可能性は否定できず、一部の自治体では問題が起こっているところもあると聞き及んでいます。

そして、市民の力が大きくなると、最終的には議会不要、そして間接民主主義、また二元代表制の否定につながる可能性もあり、一部ではこの条例自体、憲法及び地方自治法に抵触する可能性もあるとの解釈もされております。

そして、私が一番心配していることは、この条例が長きにわたり審議されてきましたが、条例の存在、中身について、どれだけの住民が認識し、周知しているのかということでございます。この条例が制定されれば、一般の住民、例えばサイレントマジョリティーと言われる方々まで自動的に権利や責務が与えられるという重たい条例でもあり、本来ならばまちづくりの担い手である自治会役員や各団体の関係者等には、少なからず条例制定の過程においてしっかりと説明を行い、そして意見聴取の機会を持つべきではなかったかと思っております。審議会での審議に時間をかけ過ぎた感が否めず、一番大事な住民への説明、意見聴取の機会が十分担保されないまま制定されることは考えられないことであり、誰のための条例なのか甚だ疑問であります。

現在、全国で1,718の自治体がある中で、この条例が制定されているのは361自治体でございます。この数が多いか少ないかは、それぞれ見方がありますが、制定しなくても、行政、議会、住民が連携してすばらしい市政運営がされている自治体も数多くあり、私は本市においても今までどおり住民の皆さんの活動、協力によって、工夫さえすれば十分すばらしいまちづくりを推進していけるのではないかと考えております。

よって、以上のことから、問題点も多く見受けられる自治基本条例を本市において制定する必要はないと判断し、この条例案については反対をいたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(橋本 健議員) 多数起立です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成12名、反対5名 午前10時55分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19から日程第23まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第19、議案第24号「太宰府都市計画太宰府市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第23、議案第28号「太宰府都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 上疆議員。

[10番 上疆議員 登壇]

○10番(上 疆議員) 建設経済常任委員会に審査付託された議案第24号から議案第28号までについて、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第24号「太宰府都市計画太宰府市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第26号「太宰府都市計画門前町特別用途地区条例の一部を改正する条例について」並びに議案第28号「太宰府都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について」については、本市の都市計画マスタープランの上位計画である福岡県の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる福岡県都市計画区域マスタープランが平成29年1月24日に改定されたことに伴い、改正を行うものとの説明を受けました。

さらに、議案第27号「太宰府市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例について」は、県の区域マスタープランの改定に伴うもののほか、国の屋外広告物ガイドラインの変更に伴い、改正を行うものとの説明を受けました。

次に議案第25号「太宰府市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について」は、都市計画審議会委員の本来の職を離れた場合の任期についての規定が明確に定めていなかったので、残任期間を明確に規定したものと説明を受けました。

説明の後、議案第24号について質疑を行いました。

委員からは、太宰府都市計画太宰府市地区計画は、今後どのような形で計画を考えているのかとの質疑があり、執行部からは、太宰府都市計画太宰府市地区計画に県の区域の名称を新たに加えただけで、内容の変更はないとの回答がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第24号について、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号について質疑を行いました。

委員からは、委員の任期中にその職を離れたときには、委員の職を失うものとするという内容が追加されているが、実際にこういうケースが発生したのかとの質疑があり、執行部からは、議会の議員の場合、委員の任期中に議員選挙が行われ、議員の職が離れた時点で委員の職も終了しないといけないということで規定を設けたとの回答がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第25号について、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号については、委員から質疑、討論はなく、採決の結果、議案第26号について、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第27号について、委員から質疑、討論はなく、採決の結果、議案第27号について、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第28号について、委員から質疑、討論はなく、採決の結果、議案第28号について、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第24号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第25号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第26号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第27号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第28号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第24号「太宰府都市計画太宰府市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時02分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第25号「太宰府市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時02分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第26号「太宰府都市計画門前町特別用途地区条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第26号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時03分)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第27号「太宰府市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第27号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時03分)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第28号「太宰府都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第28号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時04分)

○議長(橋本 健議員) ここで11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時04分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第29号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について

○議長（橋本 健議員） 日程第24、議案第29号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 各常任委員会に分割付託された議案第29号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」の総務文教常任委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目についてはあわせて説明を受け、審査を行いました。

歳出の主なものとしましては、2款2項1目総合企画推進費、ふるさと納税関連業務委託料500万円の増額補正について。昨年9月議会において、寄附金目標額を1,000万円とし、委託料を760万円予算計上していたところ、年末までに目標を超える金額の寄附をいただき、さらに年が明けても寄附をいただいている状況から、3月末までの寄附額を想定して500万円を補正するものです。

関連として、歳入の17款1項2目ふるさと太宰府応援寄附として1,200万円を計上していると、あわせて説明を受けました。

委員から、歳入の寄附金合計が2,317万5,000円とあるが、平成28年度のふるさと納税額はこれぐらいということかなどの質疑がなされ、執行部より、今回が初めてなので、どの程度入ってくるか想像がつかなかったが、当初の目標を12月末までに超えてしまったため、多目に計上しているとの回答がありました。

次に、9款1項3目消防施設等整備費243万8,000円の増額補正。消火栓を新規に設置する工事費及び関連工事費を水道企業へ負担するもので、今回、通古賀六丁目、芝原公民館付近に消火栓を新たに設置、また水量確保のため、周辺の水道管の口径を変更したことに伴う新設負担金との説明を受けました。

次に、歳入の主なものとしましては、18款1項1目財政調整資金繰入金2,024万3,000円。これは3月の補正財源調整として財政調整資金を充てるものです。3月補正充当後の財政調整基金残高は23億5,873万25円となるとの説明を受けました。

次に、第2表繰越明許費補正については追加3件、第3表債務負担行為補正については変更1件が計上されており、計上の根拠についての説明を受けました。

その他審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第29号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

[12番 小島真由美議員 登壇]

○12番（小島真由美議員） 議案第29号の環境厚生常任委員会所管分について、審査の内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目についてはあわせて説明を受け、審査を行いました。

歳出の主なものとしましては、3款1項1目の国民健康保険事業特別会計関係費3,163万4,000円の増額補正について。保険基盤安定制度負担金の国、県の交付金決定通知に基づき、国民健康保険事業特別会計への繰出金の増額補正を行うものである。低所得被保険者の保険税軽減により減収となる保険税を、県及び市が3対1の割合で負担する保険税軽減分が2,347万6,000円の増、低所得世帯が多い国保の財政基盤の強化等のため、一定の率に基づき国、県、市が2対1対1の割合で負担をする保険者支援分が815万8,000円の増、合わせて3,163万4,000円の増額。

財源につきましては、歳入、保険者支援分の国の負担分として407万9,000円、保険税軽減分及び保険者支援分の県の負担分として1,964万6,000円を計上し、残りは一般財源となるとの説明を受けました。

次に、3款3項1目の生活保護事務関係費2,250万3,000円の増額補正について。平成27年度の生活扶助費等給付額の決算により額が確定したことから、その差額を平成28年度で精算返還を行うものであるとの説明を受けました。

委員から、住宅確保給付金は何人に支給されたのかなどの質疑がなされ、執行部より、平成27年度は119万2,600円を支給しており、9人、延べ38人に支給しているとの回答がありました。

次に、4款1項5目の環境衛生費888万7,000円の減額補正について。平成26年、平成27年度に発生した筑慈苑の施設組合敷地内ののり面崩落に伴う災害復旧工事の入札減等による、本市負担分としての減額補正であるとの説明を受けました。

次に、第2表繰越明許費補正については、追加4件が計上されており、計上の根拠について説明を受けました。

次に、第3表債務負担行為補正については、福岡都市圏南部環境事業組合一般廃棄物処理事業債、平成28年度中間処理施設用地費1件が追加計上されており、計上の根拠について説明を受けました。

その他の審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第29号の環境厚生常任委員会所管分は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第29号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 上疆議員。

〔10番 上疆議員 登壇〕

○10番（上 疆議員） 各常任委員会に分割付託された議案第29号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」の建設経済常任委員会の所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

歳出としましては、8款2項2目道路橋梁新設改良費、13節委託料400万円の増額補正。これは、本年1月27日付で改正踏切道改良促進法に基づき改良すべき踏切道として、市内2カ所の踏切について指定を受け、指定年度から5年以内に改良を終える必要があることから、そのための予備設計の費用を計上したとの説明を受けました。

委員からは、市内の20数カ所の踏切道は今後どのような方向性で検討しているかとの質疑があり、執行部からは、国土交通省の踏切安全通行カルテの中で全国1,479カ所が公表されており、市内では3カ所入っているが、今後さらに指定を受ける可能性がある踏切は、多くて5カ所ほどを想定している。踏切道の改良は相当の期間、費用を要するので、前もって対応できるようにしていきたいとの回答がありました。

また、委員からは、改良費はJR九州や西日本鉄道などの事業主の負担はあるのかと質疑があり、執行部からは、自治体がほぼ100%負担であり、かなりの負担があるので、市長会等を通じて要望していきたいとの回答がありました。

次に、第2表繰越明許費補正の追加分8款2項道路等維持補修事業330万3,000円。これは、内山地区の公共下水道工事にかかわる用地買収にあわせて同地区の雨水排水工事を計画していたが、用地の確保に不測の日数を要していることから、繰り越しをお願いするものとの説明を受けました。

委員からは、いつぐらいの完成を予定しているかとの質疑があり、執行部からは、用地買収について現在も交渉中であり、今年の夏ぐらいまでをお願いしたいと思っているとの回答がありました。



その他の審査につきましても、款項目ごと執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

所管分の審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第29号の建設経済常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時27分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第30号 平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（橋本 健議員） 日程第25、議案第30号「平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔12番 小島真由美議員 登壇〕

○12番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第30号「平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」、その審査の内容と結果を報告いたします。

今回の補正は、財源の組み替えのみで、歳入歳出総額に変更はありません。

歳出の一般被保険者療養給付費の財源を組み替えるもので、前期高齢者交付金を3,163万

4,000円減額し、繰入金3,163万4,000円を増額するものとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第30号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第30号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第30号「平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第30号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時29分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第31号 平成28年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（橋本 健議員） 日程第26、議案第31号「平成28年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 上疆議員。

〔10番 上疆議員 登壇〕

○10番（上 疆議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第31号「平成28年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」、審査内容と結果を報告いたします。

今回の補正の主なものは、収益的支出においては、公共下水道整備費等が減となる見込みのため、課税仕入れ等に係る消費税が減ることに伴い、消費税の納付税額が増え、549万7,000円

の増額となるもの。次に、資本的支出においては、芝原雨水幹線工事工法の変更及び入札減によって、公共下水道整備費を2億230万3,000円減額し、それに伴って資本的収入において企業債を1億6,070万円を減額し、国庫補助金を6,232万円を減額しているとの説明を受けました。

委員からは、芝原雨水幹線工事工法はどのように変更し、2億230万円の減額になったのかとの質疑があり、執行部からは、当初は既存の水路を壊し、新しい水路をつくる計画をしていたが、流量等を検討した結果、既存の水路をそのまま生かし、横に新たな水路をつくる工法により、金額が減少したとの回答がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第31号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第31号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第31号「平成28年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時32分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27から日程第33まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第27、議案第32号「平成29年度太宰府市一般会計予算について」から日程第33、議案第38号「平成29年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました
予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員長 門田直樹議員。

[16番 門田直樹議員 登壇]

○16番(門田直樹議員) 3月定例会におきまして予算特別委員会に審査付託されました議案第
32号「平成29年度太宰府市一般会計予算について」から議案第38号「平成29年度太宰府市下水道
事業会計予算について」までは、2月22日、第1日目の予算特別委員会において各予算の所
管部長及び課長から概要説明を受け、3月13日、14日の2日間にわたり、市長ほか副市長、教
育長及び各部課長出席のもとに審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

まず、市長の提案理由説明の中で、当初予算の概要及び編成方針について、我が国の景気
の状況は、内閣府の月例経済報告によると、一部に改善の遅れも見られるが、緩やかな回復基調
が続いているとされている中、アメリカ大統領の交代に伴う金融政策の影響や、中国を初めア
ジア諸国の経済の先行きが不確実であるなど、金融資本市場を中心に今後の動向に留意する必
要があるとしています。

また、総務省発表の平成29年度地方財政対策において、保育士や介護人材等の処遇改善を図
ることや、地方が地方創生等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地
方交付税等の一般財源総額について、平成28年度を上回る額を確保したとしています。

このようなことを踏まえ、太宰府市の平成29年度の予算編成においては、地方財政対策の内
容も踏まえながら、ふるさと納税関連事業を一層充実するなど自主財源の確保に努めるととも
に、国、県等のあらゆる補助メニューの活用について再検証し、最大限の財源確保に努めた
とのこと。

また、第五次総合計画における行政目標の早期実現を最優先課題とし、事務事業外部評価委
員会からの評価結果を踏まえ、これまで以上に効率的、効果的な事務事業の推進に努めるこ
とを前提に、事業をゼロベースから見直すなど、経費全般について徹底した節減、合理化に努
めたとの説明がありました。

委員会審査におきましては、平成29年度各会計予算書に計上された内容について、予算説明
資料を参考にしながら、総務部長ほか各所管部長に全般的な概要説明を求め、さらに各委員か
らの質疑に対しましては、所管の部課長より詳細な説明を受け審査いたしました。

審査資料の請求に当たりましては、委員各位のご協力、また提出していただきました執行部
の皆様方に、ここで改めてお礼申し上げます。

執行部におかれましては、予算審査の中で委員から出されました指摘、意見、要望などに
つきまして十分検討をいただき、適切な処理をなされますようお願いいたします。

なお、審査内容の詳細につきましては、議員全員で構成された委員会であることから、その
内容について、ここで逐一報告することは省略させていただきます。後日配付されます会議録

でご確認をいただきたいと思います。

初めに、議案第32号「平成29年度太宰府市一般会計予算について」報告いたします。

平成29年度の一般会計予算総額は233億1,680万円で、前年度の0.9%の増となっています。

歳入歳出予算の審査後、債務負担行為、地方債、給与費明細書、諸調書についても詳細に審査を行いました。

一般会計予算案について、質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、議案第32号は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号「平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」、議案第34号「平成29年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第35号「平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」、議案第36号「平成29年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」の各特別会計予算について、一括してご報告申し上げます。

各特別会計の予算審査の詳細については、一般会計と同様に、予算審査の会議録をご参照いただきたいと思います。

各特別会計予算について、審査を終わり、委員会採決の結果、議案第33号は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定し、議案第34号、議案第35号及び議案第36号の各特別会計予算については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第37号「平成29年度太宰府市水道事業会計予算について」及び議案第38号「平成29年度太宰府市下水道事業会計予算について」の各企業会計予算について、一括して報告いたします。

なお、審査の詳細につきましては、同様に予算審査の会議録をご参照いただきたいと思います。

審査を終わり、委員会採決の結果、議案第37号及び議案第38号の各企業会計予算については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

質疑は、全議員で構成された特別委員会で審査しておりますので、省略します。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第32号「平成29年度太宰府市一般会計予算について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 議案第32号「平成29年度一般会計予算について」、反対の立場で討論いたします。

予算委員会におきまして、さまざまな質疑へのご回答ありがとうございました。反対の立場

から、3点について述べさせていただきます。

1点目、3款民生費、1項10目の人権政策費の同和運動団体の補助金について、3年ごとに見直しが行われ、平成29年度はその年に当たり、60万円の減額となりましたが、引き続き予算化がされています。また、地域対策費として老人医療費、介護サービス費の扶助費が、平成29年度も228万円見込まれています。太宰府市内のどこの地域に住んでいようと、区別されることなく市民生活が送られるよう、早急な改善と廃止を求めます。

2点目は、保育園の待機児童に関する対策についてです。

平成29年度4月の入所決定通知が配付され、現在保育園に入れない子どもたちが220人を超えていることが明らかとなりました。昨年度見込んでいた認可保育園の建てかえや新規建設が予定どおり進まなかったこともあり、平成28年度の待機児童数が全国市町村で56位という不名誉な結果を解消することには至りませんでした。

児童福祉法第24条第1項で、保育所の整備の義務は市町村の保育実施義務であると明記されています。これまで児童福祉法のただし書きに、保育所の不足は家庭的保育事業などの代替策を求めてありましたが、平成27年度施行の子ども・子育て支援法においては、このただし書きを削除しています。厚生労働省担当官は、待機児童は許されない、その意味で利用者の権利性が強まっているとの見解も発言されています。

このことから、入所希望者がいる以上、早急な整備を行う義務があります。認可保育園の公募に早急に取り組むこと、公立保育所の開設も検討材料とするなどを求めます。

さらに、待機児童世帯への支援についてです。

待機になれば、預け先を確保しなければなりません。保育料が高くても、届出保育所を利用せざるを得ない方が増えるということも、容易に予測できます。

9月議会で、平成27年度決算認定の討論においても補助の要望を述べておりました。また、これまでに一般質問等で、ほかの議員からも要望がされています。この届出保育所の保育料の補助が必要と考えていますが、予算化されていません。平成29年度予算審議で、1,400万円で補助が可能であるとの回答がありました。年度途中での補正予算化を求めます。

最後に3点目です。2款総務費、2項企画費、市民政庁まつり補助金450万円については、平成29年度は休止するとの決定がされましたが、予算編成の時期との関係があり予算計上しているとの説明がありました。早急に減額し、不用額には入れず、市民生活に配分することを求めます。

以上のことから、平成29年度予算については、同党派藤井議員とともに反対とさせていただきます。

最後に、子どもの貧困率は、厚生労働省発表で16.3%、6人に1人と言われていますが、予算審査資料を請求した就学援助の認定数は毎年増え続け、率としては全国調査とかけ離れた状況ではなく、小学校では16.7%、中学校においては18.8%となっています。

子どもの貧困は、保護者の経済的な厳しさが影響しています。ここを支援していくこと、子

どもたちが平等に教育を受けられる環境を支援していくこと、福祉と住民サービスのさらなる充実に向け全庁的に取り組んでいただくことをあわせて要望させていただきます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第32号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前11時44分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第33号「平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 議案第33号「平成29年度国民健康保険事業特別会計予算」におきまして、反対の立場で討論いたします。

さきの12月議会におきまして、条例改正において、国民健康保険税の3本柱の一つである国保加入者全てに係る後期高齢者支援金について増額となりました。その結果、国民健康保険税合計額が引き上げとなりました。国保加入者の多くを占める非正規雇用の方、高齢者の方には、払いたくても払えないという状況をさらにつくり出してしまうことが懸念されています。

12月の条例改正に反対した立場から、このことが反映された平成29年度予算編成については、同会派の藤井議員とともに反対といたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第33号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(橋本 健議員) 多数起立です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成15名、反対2名 午前11時46分)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第34号「平成29年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第34号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時46分)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第35号「平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第35号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時47分)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第36号「平成29年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第36号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する

ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時47分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第37号「平成29年度太宰府市水道事業会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第37号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時48分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第38号「平成29年度太宰府市下水道事業会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第38号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時48分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第34 議案第39号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について

○議長(橋本 健議員) 日程第34、議案第39号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 皆さん、改めましておはようございます。

平成29年太宰府市議会第1回定例会最終日を迎えて、本日ご提案申し上げます案件は、補正予算1件の議案の審議をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第39号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ341万8,000円を追加し、予算総額を254億9,547万5,000円にお願いするものであります。

平成29年4月に九州国立博物館の開館時間が延長されることに伴い、西鉄太宰府駅を利用して国立博物館に見える観光客の誘導と安全性を確保するとともに、参道商店街の活性化のため、参道のライトアップ工事費等を計上させていただいております。

また、あわせて繰越明許費の追加を補正させていただいております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第39号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について」質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 今回の市長の提案理由を受けまして、2点、通告しておりませんので、お答えいただける範囲の回答で結構ですので、2点お伺いいたします。

まず、この九州国立博物館の開館の延長というのは、もう昨年の秋には新聞報道等でもされておりましたけれども、なぜ当初予算の中に入れ込むといいますか、当初予算の中にこれが反映されなかったのかということが1点と、4月から開館の延長に伴うライトアップ工事費ということですが、開館延長にこの工事が間に合うのかということ、この2点、ご答弁お願いします。

○議長（橋本 健議員） 観光推進担当部長兼観光経済課長。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） おはようございます。

今の件でございます。まず、補正予算の時期でございますけれども、まず九州国立博物館のほうから夜間開館についての報告というのをこちらのほうを受けたのは、公式に受けたのは1

月に入ってからでございます、その後、博物館のほうからライトアップについてのご提案を受けました。それを受けまして、私どものほうもどういうライトがいいのかとか、予算であるとか、また補助がつくものがあればということで、予算の問題も協議をしながら進めてまいりました。

最終的に見積もりが出ましたのが、もうほんの最近でございます、それもやはり予算の兼ね合いがございまして、いろいろな増やしたいもの、減らしたいものしながら、最終的に見積もりを積み上げたところでございます、時期が遅れたことは否めない部分があったというふうに思っております。

ライトアップの時期は間に合うかというご質問でございますが、1カ月以上の時間がかかるということ、物は2週間程度で入るということですが、電圧関係が、その辺の修正があるということでございますので、それを何とかクリアしながら、開館までには終わらせていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 1点、見積もりに関して確認ですけれども、これは1社見積もりでされたのか、それとも複数見積もりとられたのか、最後その点だけお伺いして、質疑を終わらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 観光推進担当部長兼観光経済課長。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） 今回の見積もりは1社だけでございます。この業者につきましては、昨年古都の光、ライトアップ事業でLEDを輸入した業者に見積もりをとらせておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第39号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時54分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第35 発議第4号 太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（橋本 健議員） 日程第35、発議第4号「太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 村山弘行議員。

[17番 村山弘行議員 登壇]

○17番（村山弘行議員） 発議第4号「太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

平成29年4月1日付で実施される機構改革に伴い、各常任委員会の所管について改める必要が生じたため、太宰府市議会委員会条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、条例第2条第2項に定めております各常任委員会の所管を改正するもので、詳細については、配付しております議案書のとおりであります。

この条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第4号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時57分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第36 意見書第1号 通級指導教室における教員の増員を求める意見書**

○議長（橋本 健議員） 日程第36、意見書第1号「通級指導教室における教員の増員を求める意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[16番 門田直樹議員 登壇]

○16番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された意見書1号「通級指導教室における教員の増員を求める意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

提出議員から意見書に対しての補足の説明があり、委員からは、太宰府市の教室設置の現状について質疑がなされ、提出議員より、平成28年度の現状についての回答がありました。

質疑を終え、意見、討論はなく、採決の結果、意見書第1号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

意見書第1号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

意見書第1号「通級指導教室における教員の増員を求める意見書」について討論を行います。

討論はありませんか。

13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 意見書第1号につきまして、賛成の立場から討論をいたします。

通級指導教員の増員については、県においては毎年検討されている事項でもあり、現在太宰府でも4小・中学校におきまして5教室あり、それぞれ正職の教員を配置されております。そして、毎年少しずつではございますが、進んでいる状況もあると私は認識しており、全く県が動いてない案件でもないということから、意見書として県に上げるのはどうかと疑問に思うところもございます。

この点だけを指摘させていただきまして、通級教室における教員の増員を求める内容については異論はございませんので、賛成をさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

意見書第1号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時59分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第37 議員の派遣について

○議長（橋本 健議員） 日程第37、「議員の派遣について」を議題とします。
お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第164条の規定により、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときには議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。
よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第38 閉会中の継続調査申し出について

○議長（橋本 健議員） 日程第38、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から、太宰府市議会会議規則第110条の規定により継続調査についての申し出がっております。

お諮りします。

それぞれの申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。  
よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。
お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思いま

す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成29年太宰府市議会第1回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、平成29年太宰府市議会第1回定例会を閉会します。

閉会 午後0時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成29年5月18日

太宰府市議会議長 橋 本 健

会議録署名議員 徳 永 洋 介

会議録署名議員 宮 原 伸 一